

仙台市火災予防条例に関する指導指針

令和8年3月制定

目 次

	頁
第1章 総則	
第1条 (趣旨)	1
第1条の2 (用語の定義)	1
第2条 (削除)	1
第2章 削除	
第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	
第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準	
第3条 (炉)	2
第3条の2 (ふろがま)	10
第3条の3 (温風暖房機)	12
第3条の4 (ヒートポンプ冷暖房機)	14
第4条 (ボイラー)	16
第5条 (ストーブ)	17
第6条 (壁付暖炉)	19
第7条 (乾燥設備)	20
第8条 (簡易サウナ設備)	21
第8の2条 (一般サウナ設備)	22
第9条 (簡易湯沸設備)	25
第10条 (給湯湯沸設備)	26
第10条の2 (ちゅう房設備)	28
第10条の3 (燃料電池発電設備)	42
第11条 (掘りごたつ及びいろり)	43
第12条 (火花を生ずる設備)	44
第12条の2 (放電加工機)	45
第13条 (変電設備)	46
第13条の2 (急速充電設備)	48
第14条 (内燃機関を原動力とする発電設備)	50
第15条 (蓄電池設備)	51
第16条 (ネオン管灯設備)	53
第17条 (舞台装置等の電気設備)	53
第18条 (避電設備)	54
第19条 (水素ガスを充てんする気球)	55
第19条の2 (火を使用する設備に附属する煙突)	57
第19条の3 (基準の特例)	65
第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱いの基準	
第20条 (液体燃料を使用する器具)	66
第21条 (固体燃料を使用する器具)	67
第22条 (気体燃料を使用する器具)	68

第23条 (電気を熱源とする器具)	70
第24条 (使用に際し火災発生のおそれのある器具)	70
第24条の2 (基準の特例)	70
第3節 火の使用に関する制限等	
第25条 (喫煙等)	70
第25条の2 (たばこの吸い殻の処理)	72
第26条 (空地及び空屋の管理)	72
第27条 (たき火)	73
第28条 (がん具用煙火)	73
第28条の2 (がん具用ゴム風船等)	74
第29条 (化学実験用室等)	74
第30条 (作業中の防火管理)	75
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限	
第31条 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	77
第5節 林野火災に関する注意報	
第31条の2	78
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等	
第31条の3 (住宅用防災機器)	79
第31条の4 (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	79
第31条の5 (住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)	83
第31条の6 (設置の免除)	85
第31条の7 (基準の特例)	86
第31条の8 (住宅における火災の予防の推進)	86
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	
第32条 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)	87
第33条 (指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	89
第33条の2	96
第33条の3	107
第33条の3の2	109
第33条の4	112
第33条の5	117
第33条の6	124
第34条	130
第34条の2	132
第34条の3	132
第35条	133
第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準	
第36条 (可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準)	134
第37条 (綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)	136
第37条の2	142
第3節 基準の特例	

第37条の3（基準の特例）	142
---------------	-----

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

第38条（消防用設備等に関する基準）	143
第39条（消火器具に関する基準）	143
第40条（削除）	144
第41条（屋内消火栓設備に関する基準）	144
第42条（自動火災報知設備に関する基準）	145
第43条（避難器具に関する基準）	148
第44条（削除）	149
第45条（消防用水に関する基準）	149
第46条（基準の特例）	150

第6章 避難管理

第47条（劇場等の客席）	151
第48条	156
第48条の2（基準の特例）	157
第49条（キャバレー等の避難通路）	158
第49条の2（ディスコ等の避難管理）	159
第49条の3（カラオケボックス等の避難通路）	159
第50条（百貨店等の避難通路等）	161
第51条（劇場等の定員）	162
第52条（避難施設の管理）	163
第53条（防火設備の管理）	164
第54条（一時的に劇場等、ディスコ等又はカラオケボックス等の用途 に供する防火対象物）	164

第6章の2 屋外での大規模な催しに係る防火基準

第54条の2（指定催しの指定）	165
第54条の3（指定催しに係る防火管理）	167

第7章 雑則

第55条（防火対象物の使用開始の届出等）	168
第56条（火を使用する設備等の設置の届出）	171
第57条（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）	173
第57条の2（洞道等の届出）	176
第58条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）	177
第58条の2（タンクの水張検査等）	177
第58条の3（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）	178
第59条（委任）	178

第8章 罰則

第60条	178
第61条	179

附 則	179
-----	-----

【参考資料】

1	仙台市火災予防条例	
	別表第一（第二十五条の二）	193
2	仙台市火災予防規則	
	別記様式第一号・別記様式第二号（第二条・第三条）	195
	別表第一・別表第二・別表第三（第九条関係）	197
3	火災予防規程	
	別表第一（第六条、第七条関係）	204
	別表第二（第十三条関係）	212
4	署長が火災予防上支障がないと認める構造のキュービクル式	
	キュービクル式変電設備の判断基準	215
	キュービクル式発電設備の判断基準	216
	キュービクル式蓄電池設備の判断基準	217
	キュービクル式燃料電池設備の判断基準	218
	配電盤及び分電盤の判断基準	219
	急速充電設備の判断基準	220
5	「第47条第一項第5号イ」に係る早見表	221

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）の規定に基づき、火災の予防、消防用設備等及び火災の警戒について規定するとともに、本市の消防目的達成に関し必要な事項を定めるものとする。

1 条例規定の根拠

地方自治法第14条第1項-----条例の制定

2 法規定の根拠

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条-----火気使用設備等の規定

ア 設備

(ア) 火を使用する設備

(イ) 火災の発生のおそれのある設備

イ 器具

(ア) 火を使用する器具

(イ) 火災の発生のおそれのある器具

(2) 法第9条の2-----住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(3) 法第9条の4-----指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準

ア 指定数量未満の危険物

イ 指定可燃物等

(4) 法第17条第2項-----消防用設備等の技術上の基準の付加

(5) 法第17条第3項-----特殊消防用設備等の設置

(6) 法第22条第4項-----火災警報発令中における火の使用の制限

(用語の定義)

第一条の二 この条例において次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

一 不燃材料 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。

二 準不燃材料 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。

三 難燃材料 建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。

四 防火構造 建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。

五 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。

六 防火設備 建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備をいう。

七 防火対象物 法第二条第二項に規定する防火対象物をいう。

八 危険物 法第二条第七項に規定する危険物をいう。

九 消防用設備等 法第十七条第一項に規定する消防用設備等をいう。

(昭55年9月追加、平2年3月、平12年12月、平14年10月・改正)

本条は、用語の意義を明確にするために定義付けたものである。

第二章 削除 (平成14年10月)

第二条 削除

(平成14年10月)

第三章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第一節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第三条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 建築物その他の土地に定着する工作物(以下「建築物等」という。)及び可燃性の物品から消防局長が定める火災予防上安全な距離を保つこと
- 二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること
- 三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること
- 四 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- 五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること
- 六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りではない。
- 七 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること
- 八 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること
- 九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること
- 十 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第十八号の二イに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- 十一 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天がい及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること
- 十二 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること
- 十三 削除
- 十四 熱風炉に附属する風道については、次によること
 - イ 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること
 - ロ 炉からイの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから二メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に十五センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
 - ハ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること
- 十五 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設け、又は防火上有効な底面通気を図ること
- 十六 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉にあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること
- 十七 液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること
 - イ 燃料タンクは、使用中に燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること
 - ロ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設けること
 - ハ 燃料タンクとたき口の間には、二メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。
 - ニ 燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の九十パーセントの量をいう。以下同じ。)

に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること

タンクの容量		板厚
5リットル以下		0.6mm以上
5リットルを超え	20リットル以下	0.8mm以上
20リットルを超え	40リットル以下	1.0mm以上
40リットルを超え	100リットル以下	1.2mm以上
100リットルを超え	250リットル以下	1.6mm以上
250リットルを超え	500リットル以下	2.0mm以上
500リットルを超え	1,000リットル以下	2.3mm以上
1,000リットルを超え	2,000リットル以下	2.6mm以上
2,000リットルを超えるもの		3.2mm以上

ホ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること

ヘ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること

ト 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。

チ 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること

ヲ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつてはこの限りでない。

ワ 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること

カ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃料の状態が確認できる構造とするとともに、気体燃料を使用する炉の配管については、次によること

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ハ ロのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること

十八の二 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、火災予防上の必要に応じ次の安全装置を設けること

イ 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

- ロ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置
 - ハ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置
 - ニ 電気を使用して、燃焼を制御する構造又は燃料を予熱する構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置
- 十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 十九 電気を熱源とする炉にあつては、次によること
- イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること
 - ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、火災予防上の必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること
- 2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない
- 一 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと
 - 二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること
 - 三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定する者に前号の点検及び整備を行わせること
 - 四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと
 - 五 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
 - 六 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること
- 3 入力(最大消費熱量をいう。以下同じ。)が三百五十キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井がない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸(防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 4 前三項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第三十二条及び第三十三条の二から第三十三条の五まで(第三十三条の四第二項第一号から第三号まで及び第八号を除く。)の規定を準用する。
- (昭48年6月、昭55年9月、昭62年9月、平2年3月、平4年3月、平10年10月、平12年12月、平14年10月、平17年6月、令5年10月・改正)

本条は、火を使用する設備及びその使用に際し火災の発生するおそれのある設備のうち、炉について規制したものである。本条は、火気設備の規制に関する基本規定であり、条例第3条の2から第11条及び第14条については、本条を準用する規定を設けている。

- 1 設備とは使用形態上容易に移動できないものをいい、容易に移動できるものは条例第20条から第24条で器具として規制される。
- 2 第1項第1号の規定は、火気設備の使用に際して、付近にある建築物その他の土地に定着する工作物(以下「建築物等」という。)及び可燃性の物品に対する熱的影響(伝導、放射等)による発火及びはね火、落下等による着火を防止するため、周囲にある建築物等及び可燃物等から一定の距離を保つことを規定している。

この「消防局長が定める火災予防上安全な距離」は、火災予防規程(昭和48年仙台市消防局告示第1号。以下「規程」という。)第6条に規定する別表第1の上欄に掲げる種類の

区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離以上の距離と、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）」により得られる距離である。

なお、第三者検査機関（経済産業大臣が認定又は承認する検査機関）が実施している防火性能評定等によって離隔距離が確認されたものにあつては、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）」に適合しているものとし設置することができるものである。

- 3 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合として、「規程第6条第1項に定められた」措置（表1）をしたときは、規程別表第1で規定する炉、かまどの火災予防上安全な距離を3分の1にすることができるものである。

また、上記措置により造った建築物等の壁等（範囲は表2の距離以上）に面する部分の側方及び後方については、当該壁等と炉等を接することができる。（操作面から側方・後方面の点検ができる構造のものに限る。）

表1

小屋裏・上階床裏表し（直天）	耐火構造で、小屋組・屋根材の全てが不燃材料
天井	天井及び上階床裏又は小屋裏のすべてが不燃材料で造られているもの
戸	不燃材料の戸(延焼のおそれのない外壁開口部に限る)

表2

炉・かまど		距離（m以上）		
		上方	側方後方	前方
使用温度	800℃以上	2.5	2.0	3.0
	300℃以上 800℃未満	1.5	1.0(1.5)	2.0
	300℃未満	1.0	0.5(1.0)	1.0
	キャビネット型のもの	1.0	0.15	0.15

（ ）内は、開放炉の場合

注 「使用温度」とは、煮沸・溶解等のために必要な温度をいう。

- 4 第1項第4号の「避難の支障となる位置」とは、原則として階段、避難口（直接屋外に出ることができる避難口と直通階段又はその附室の出入口等）等から5m以内とする。

ただし、次の(1)から(3)のうちいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人の住居（共同住宅の各住戸も含む。）内に設ける場合
- (2) 不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画され、出入口の戸を常時閉鎖式の防火設備とした室内に設ける場合
- (3) 次のアからカに適合する機器を、キ及びクを満足し、かつ、昭和61年4月30日建設省住指発第115号に規定する開放廊下に面して設ける場合
 - ア ガス消費量が70kW以下のガス機器であること。
 - イ 一住戸の用に供するものであること。
 - ウ 密閉式又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされていること。
 - エ 圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。

- オ 過熱防止装置及び立ち消え安全装置が備えられていること。
- カ ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。
- キ 設置場所周囲に、延焼のおそれのある「可燃材料、難燃材料又は準不燃材料による仕上げをした建築物の部分等」がないこと。
- ク 避難通路としての有効幅が確保されていること。

5 第1項第5号の「有効な換気を行うことができる位置」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号。以下「建基令」という。）第20条の3及び「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」（昭和45年建告第1826号）等に定められており、これらの規定に満足していれば、この号の規定は満足するものとして取り扱って差し支えないものであること。

6 第1項第11号について

- (1) 「開放炉」とは、燃焼排ガスを煙突等を介さず炉外に直接放散させる構造のもので、鋳物工場、焼入れ工場等で用いられている。
- (2) 「油類その他これらに類する可燃物を煮沸する」とは、沸点以下で加熱することも含まれる。
- (3) 「防火上有効な遮へい」とは、火の粉の飛散、接炎及び放熱による加熱を防止するための衝立状の遮へい板等により遮へいすることをいう。

7 第1項第16号の「地震等により自動的に消火する装置（対震自動消火装置）」の基準は、感震装置の作動基準をJIS S 3031「石油燃焼機器の試験方法通則」の振動基準を引用しており、周期が0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、表3の耐震装置の性能によるものとしている。

表3 対震装置の性能

種 別	作動しないこと	作動すること
ストーブ（1時間当たりの燃料消費量が2,200g以下のもの。）・ふろがま・コンロ	100ガル以下	200ガル以上
ストーブ（1時間当たりの燃料消費量が2,200gを超えるもの。）炉・ボイラー・温風暖房機・給湯湯沸設備	100ガル以下	170ガル以上

なお、地震又は人為的に振動を与えると自動的に消火する装置は次のような方式があり、（一財）日本燃焼器具検査協会の検査に合格した石油ふろがまには、この装置がついている。

- ア 落錘→水噴射式
落錘→燃料停止式
- イ 落球→水噴射式
落球→燃料筒遮閉式
落球→燃料停止
- ウ 振子→水噴射式
振子→しん上面遮閉式
振子→しん振下式
振子→燃料停止

8 第1項第17号ハの「油温が著しく上昇するおそれのない」とは油温が引火点以上に上昇するおそれのないものであること。なお、その場合は水平距離を60cm以上にできるものとする。

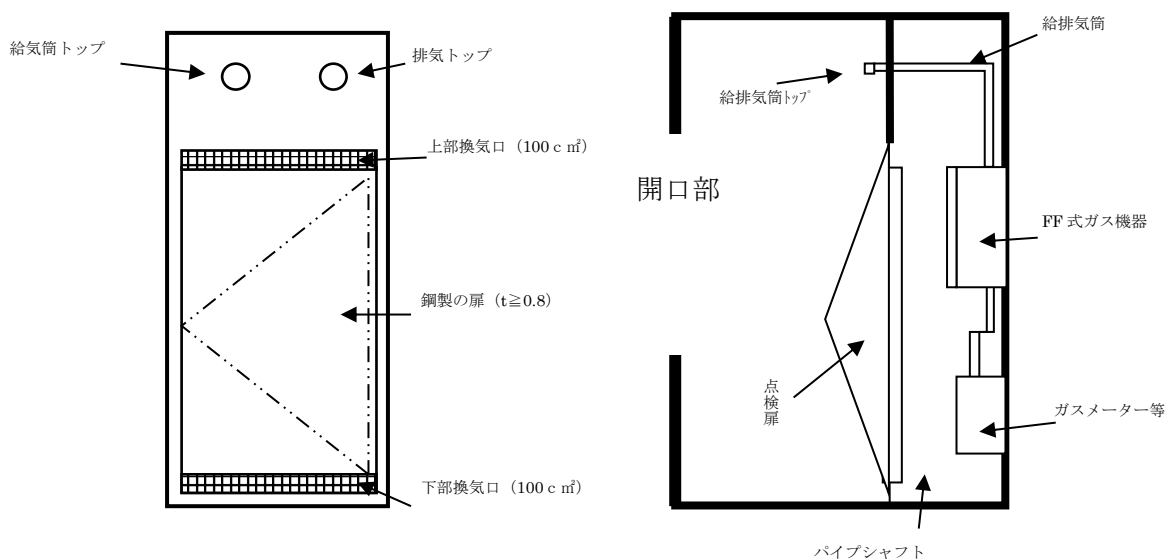
9 第1項第17号ワ「燃烧装置に過度の圧力がかかる」とは、燃料タンクの最上面と油量調節器間の落差が2.5m以上の場合をいう。JISでは、落差30cmを基準として、2.5mのときの変化率を15%以内と定められている。

10 第1項第18号イ「金属管以外の管」とは、強化ホース、ゴム管、ビニル管をいう。

11 第1項第18号の3について

(1) パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が設けられている場合は、「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」の該当しない場所として取り扱うことができる。なお、換気口のそれぞれの有効開口面積は、100cm²以上とすること。

図1 パイプシャフト等の扉に設ける開口部の例



換気口の有効開口面積は、次のように求める。

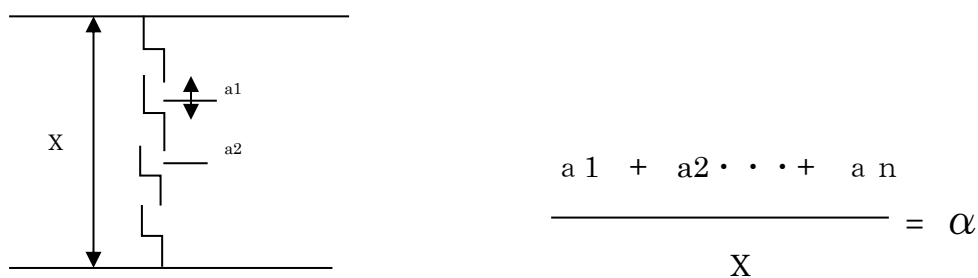
$$Ae = \alpha \times An \quad Ae: \text{有効開口面積}(c m^2)$$

$$\alpha: \text{開口率}$$

$$An: \text{ガラリ等の実面積}(c m^2)$$

開口率 α は、次のように求める。

図2



なお、ガラリ等の開口率は、表4を目安とする。

表4 ガラリ等の開口率

ガ ラ リ の 種 類	開口率 (%)
スチールガラリ、プラスチックガラリ	50
木 製 ガ ラ リ	40
パ ン チ ン グ パ ネ ル	30

(2) ただし書の「防爆工事等の安全措置」とは、金属管工事又はケーブル工事とし、次に掲げる安全措置をいう。

ア 金属工事の場合

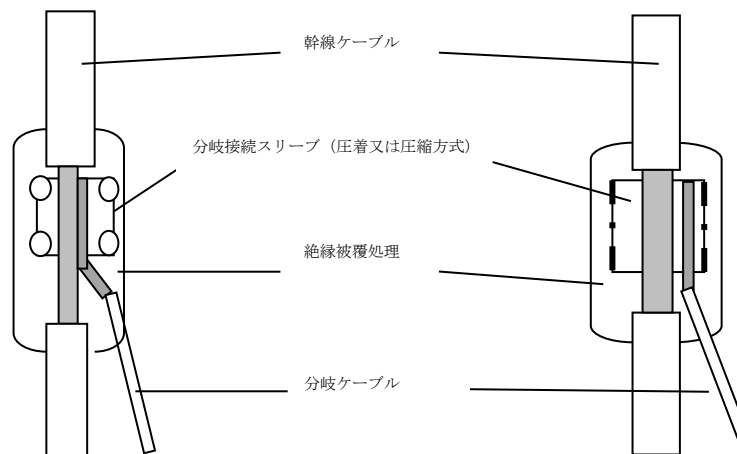
- (ア) 金属管相互、金属管とボックス等との接続は五山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により、堅ろうに接続すること。
- (イ) 隠ぺい場所内で電線に接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属性接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合はこれによらないことができる。

イ ケーブル工事の場合

隠ぺい場所内でケーブル接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

- (ア) 金属接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合
- (イ) ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合で、一般的には図3に示すような一定基準を満足した分岐のケーブルを使用し施工した場合

図3 分岐付ケーブルの分岐接続部の例



12 第2項第3号の「必要な知識及び性能を有する物として消防局長が指定するもの」とは、設備等の種別に応じ表5（規程第16条による。）に掲げる者又これと同等以上の知識及び技能を有するものをいう。（第3条の2から第10条の2まで、第13条から第18条及び第20条までに掲げる設備、器具について準用する場合を含む。）

表5

液体燃料を使用する設備 ・石油機器技術管理士の資格を有する者 ・石油機器技術管理講習を修了した者
--

<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者
電気を熱源とする設備 <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

なお、次のことに留意すること。

- (1) 指定されたものが行うべき点検及び整備は、従来「熟練者」に行わせるべきこととしていた点検及び整備と同様、使用者が行なう日常的な点検及び整備をいうものではなく、一般の使用者が行なうことが安全上好ましくないと考えられるものをいうものであること。
- (2) 「当該設備（器具）の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有するもの」とは、メーカーの技術部門、サービス会社の修理部門等に所属する職員で点検及び整備に関し相当の知識及び技能を有しているもの等が該当するものである。
- (3) 従前から「熟練者」として取り扱ってきた者のうち、表5に例挙されない者がある場合には、「当該設備、（器具）の点検及び整備に関してこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する者として取り扱って差し支えないものである。

ただし、この場合には表5に列挙されている資格を取得させるよう指導すべきであること。

- (4) 条例第3条の4に規定するヒートポンプ冷暖房機に携る点検及び整備については、内燃機関を用いる設備であり、通常の石油燃焼機器とは構造を異にするものであることから、表5に列挙する者であっても、必要な知識及び技能を有することは認められない場合が考えられるものであること。

この場合には、上記(2)に該当するものに点検及び整備を行わせることが適当であること。

- 13 第3項に定めている、入力350kW以上の設備にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、開口部に防火戸を設けた室内（以下「不燃専用室」という。）に設けるべきこととされているが、これについては、次によること。

この規定は、第3条の2、第3条の3、第4条から第8条、第10条及び第10条の2に掲げる設備について準用される。

- (1) 入力（「最大消費熱量」という。）は、燃焼機器の1時間当りの燃料消費量（機器に表示されている。）に、次の燃料の種別ごとの発熱量を乗じて算定する。

なお、発熱量は、燃焼機器の効率によって異なる。電熱機器の効率は100%である。

灯油	43.116MJ/kg	34.493MJ/ℓ
A重油	42.279MJ/kg	37.256MJ/ℓ
B重油	41.442MJ/kg	38.093MJ/ℓ
都市ガス（13A）	45.0MJ/m ³	
LPガス	50.233MJ/kg	101.721MJ/kg
電気	1kW当たり860kcalとする。	

- (2) 「窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること」とは、窓及び出入口等の開口部に、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸を設けた専用の室に設けることをいうものである。ただし、使用形態上常時閉鎖が困難な場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動するものであること。
- (3) 「炉の周囲に有効な空間を保持する等防火上支障のない措置」とは、次のいずれかによること。

※付属の配管・配線のほか不燃物や水系の機器・工作物、消防用設備等があつても、「有効な空間」とみなす。

ア 当該炉から表6の距離を有するものであること。

表 6

	周 囲	上 方
屋 内	5 m以上	1 0 m以上
屋外及び屋上	3 m以上	5 m以上

- イ 屋外において、不燃材料の壁（窓及び出入口等の開口部には防火設備の戸を設けたもの）等に面するものであること
 ウ 屋上は主要構造部分を不燃材料とした建築物に存するものに限る。

(ふろがま)

第三条の二 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 液体燃料又は気体燃料を使用するふろがまにあっては、空だきをした場合において自動的に燃焼を停止できる装置を設けること
 - 二 液体燃料を使用するふろがまにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること。
 - 三 かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること
- 2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第一項十一号、第十二号、第十四号及び第十六号を除く。）の規定を準用する。
 (昭 55 年 9 月追加、平 4 年 3 月、平 15 年 7 月、平 16 年 7 月・改正)

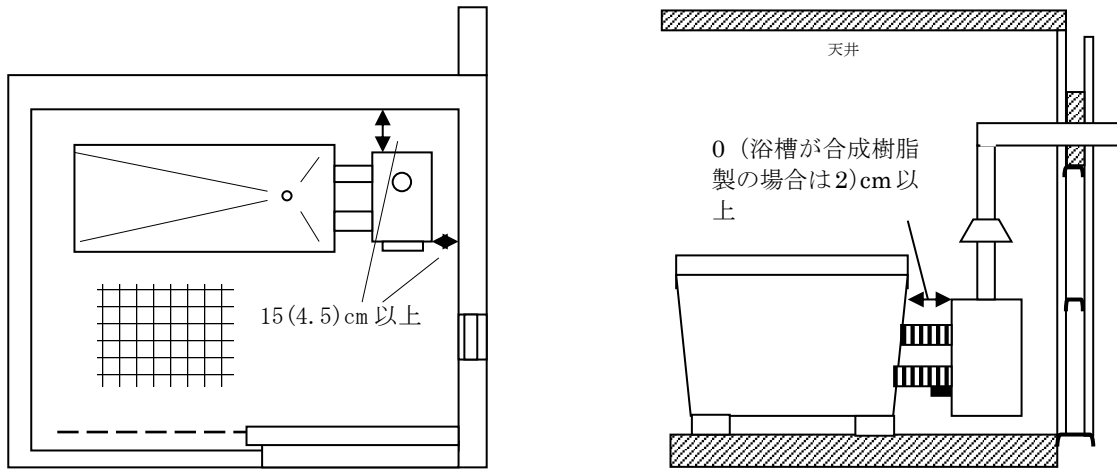
本条は、主として家庭で使用する小型のふろがまを対象としたものである。
 なお、営業用のふろがま（公衆浴場等）は、条例第 3 条の炉の規制を受ける。

- 1 第 1 項第 1 号の「空だきをした場合において自動的に燃焼を停止できる装置（空焚き防止装置）」は、ふろがまの空だきによる火災が多いことから設けられた規定で、防止装置には次のようなものがある。
 - (1) バイメタル、サーミスタなど（以下「バイメタル等」という。）で過熱を感知し、燃料の供給を止める方式のもの
 - (2) バイメタル等過熱感知＋電気装置（ソレノイド）作動＋燃焼を種火燃焼にする方式のもの
 - (3) ヒューズブルメタルが溶融することによって燃料を止める方式のもの
 - (4) 温度ヒューズが溶融することによって、ばねの力で燃料を止める方式のもの
 - (5) かま内に一定の水量が入っていないと、燃料が流れない方式のもの
- 2 第 1 項第 2 号に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第 3 条の運用基準 7 によること。

※ 規程別表第一に規定する「内がま」とは、ふろがま本体が浴槽内に設けられる構造により熱交換するものをいい、「外がま」とは、ふろがまを浴槽の外に設置し、循環パイプで浴槽と接続して浴槽の水を自然循環又はポンプによる強制循環方式により沸かすものをいう。
- 3 第 2 項は、条例第 3 条を準用する規定であり、日本産業規格及び火災予防上これと同等以上の防火安全性能を有するものとして、第三者認証機関（登録認定機関等）の検査基準に適合したもの（条例第 19 条の 3）以外のものは、規程第 6 条による。
 - a 日本産業規格（J I S）H 3 0. 1 0 月改正条例公布、H 3 1. 7 月 1 日施行
 - b （一財）日本ガス機器検査協会
 - (1) 浴室内に半密閉式のふろがま（入力が 2 1 k W（ふろ用以外のバーナーをもつものは 4 2 k W）以下で、気体燃料を使用するもの）を設ける場合の設置例

- ア 浴室に面する壁が、耐火構造又は間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で作ったものに防熱板を設けた場合は、図4の15cm以上を4.5cm以上とすることができる。
 注 「耐火構造」とある場合は、不燃材料以外の材料で仕上げたものを除くものであること。以下同じ。
- イ 燃焼排ガスを直接屋外に排出する構造であること。

図4

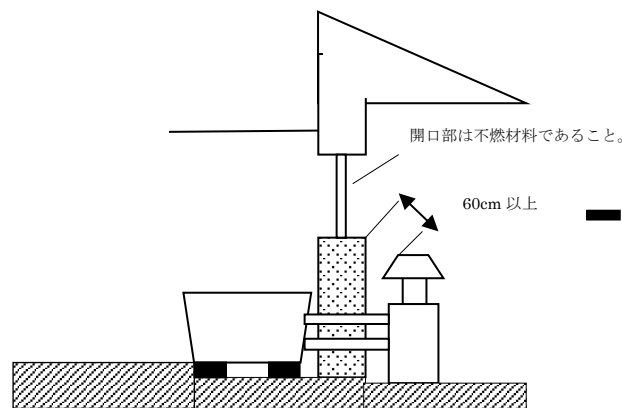


(平面図)

(立面図)

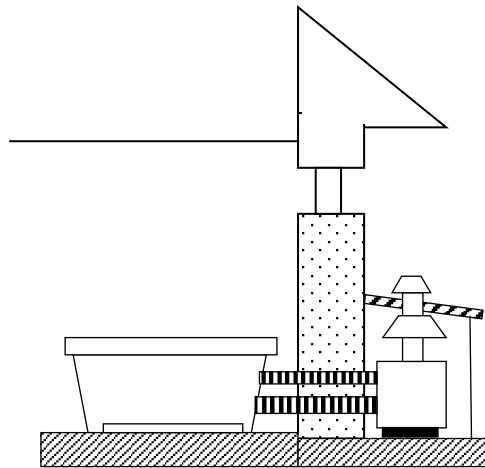
- (2) 屋外に屋外用のふろがま（入力 21 kW （ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力 70 kW であって、かつ、ふろ用のバーナーが入力 21 kW ）以下で、気体燃料を使用するもの）を設ける場合の設置例

図5



- ア 停電、不着火、断火した場合に燃料供給を自動的に停止する装置付きのふろがまとすること。
- イ ふろがまに面する窓は、不燃材料であること。
- ウ ふろがまと外壁との距離は、(1)アの基準による。
- エ 煙突、排気筒の先端は、ふろがまの機種により軒上まで突出させること。

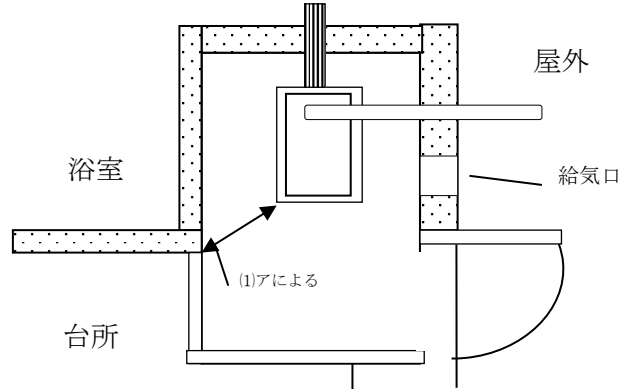
図 6



風呂釜に囲いを設ける場合は、風呂釜に面する部分を不燃材料で造り、風呂釜の周囲を点検できる構造とすること。

- (3) 台所に半密閉式のふろがま（入力 21 kW （ふろ以外のバーナーをもつものは当該バーナーが入力 70 kW であって、かつ、ふろ用のバーナーが入力 21 kW ）以下で、気体燃料を使用するもの）を設ける場合の設置例

図 7



注 ふろがまに面するコア部分の壁及び天井は、耐火構造又は間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造り、仕上げたものであること。

(温風暖房機)

第三条の三 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 温風暖房機（固体燃料を使用するものを除く。）は、加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造ること
- 二 液体燃料を使用する温風暖房機にあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること
- 三 風道を設けるものにあつては、風道と建築物等及び可燃性の物品との間に消防局長が定める火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、消防局長が火災予防上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号を除く。）の規定を準用する。

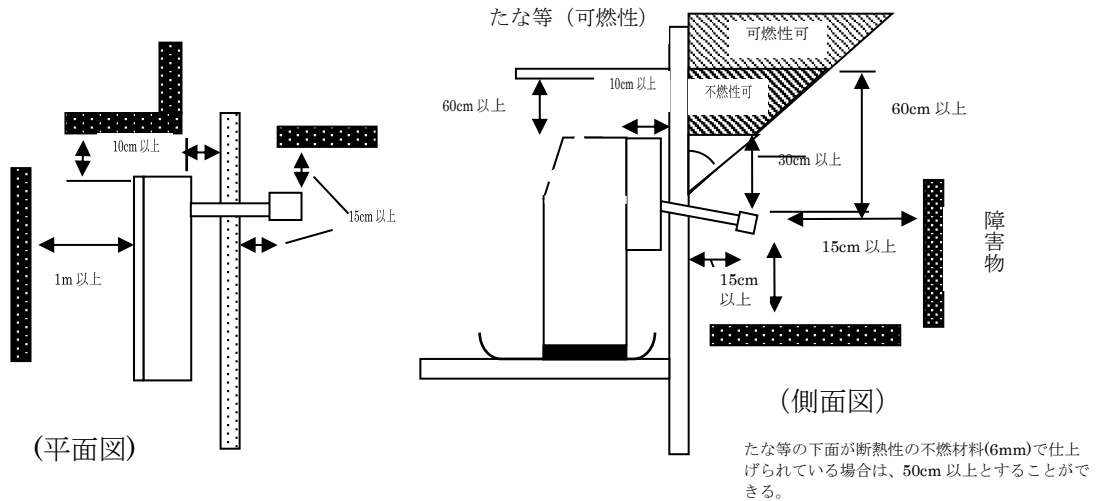
（昭55年9月追加、昭59年3月、平4年3月、平12年12月、平14年10月・改正）

本条は、暖房を主目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、燃焼室又は発熱体を有して、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備について規定したものである。

密閉式及び半密閉式のストーブで、これに該当するものは本条を適用することになる。

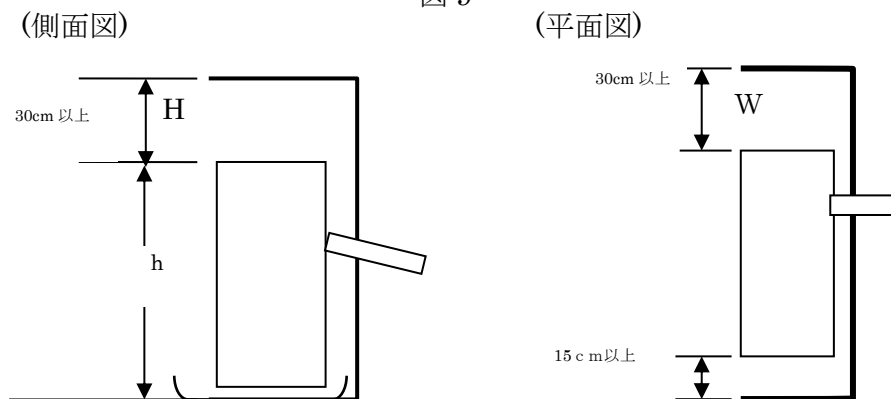
- 1 第1項第2号に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第3条の運用基準7によること。
- 2 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は同条解釈と運用2による。
 - (1) 密閉式強制給排気型（入力が26kW以下で、液体燃料を使用するもの）の設置例

図8



コアに設ける場合等の点検用空間の確保

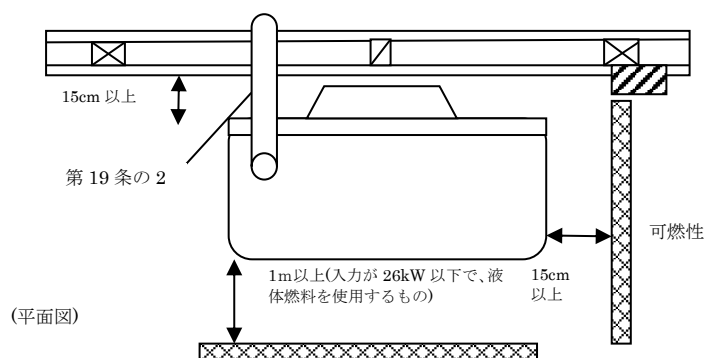
図9



注 hが1.4m未満の場合は、Hを30cm以上とること。
 hが1.4mを超える場合は、機器側方のWを30cm以上とること。

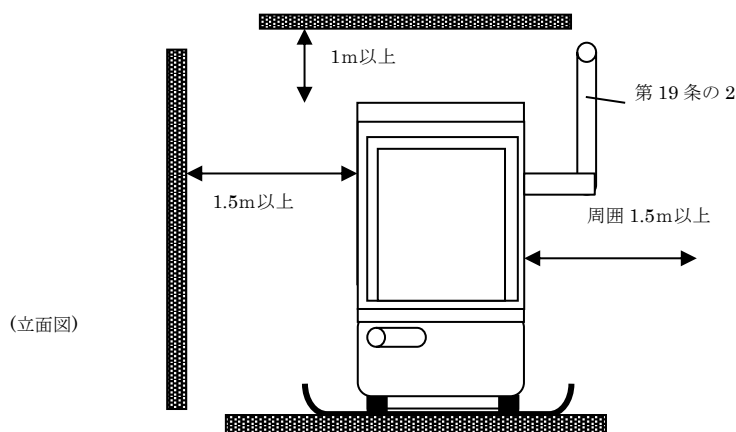
- (2) 半密閉式前方吹き出し方（入力70kW以下で、液体燃料を使用するもの）の設置例

図 10



- (3) 半密閉式全周式吹き出し型（入力26kW以下で、液体燃料を使用するもの）の設置例

図 11



注 風道の「火災予防上安全な距離」は、規程第6条第2項によること。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第三条の四 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 容易に点検することができる位置に設けること

二 防振のための措置を講ずること

三 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号、第十八号の二及び第十九号、第二項第五号並びに第三項を除く。）の規定を準用する。

（平4年3月追加、平10年10月・改正）

本条は、内燃機関を有するヒートポンプ式冷暖房機（気体燃料又は液体燃料を使用する内燃機関により冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）「逐条解説 火災予防条例準則より」について規定したものである。

1 第1項第1号の「容易に点検することができる位置」について定期的な保守点検するためのメンテナンススペースが必要である。なお、これらに必要な保有空地については、設置工事説明書等によること

2 第1項第2号の「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造のものとするをいうものである。

3 第1項第3号について

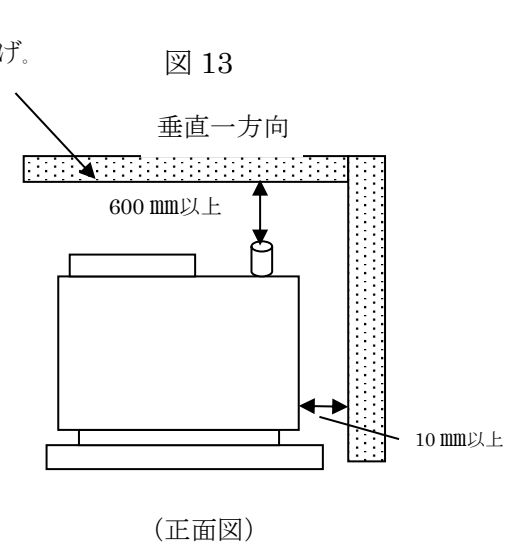
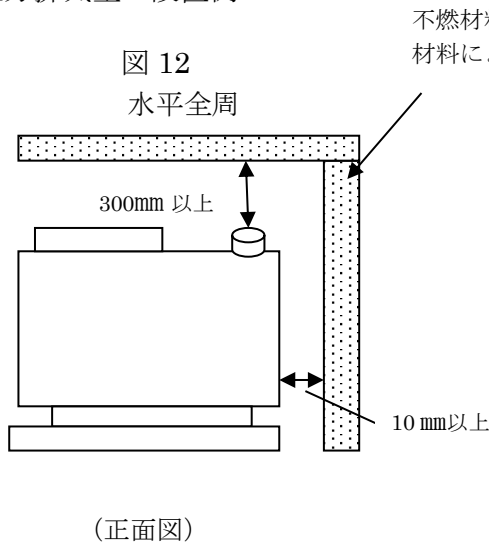
(1) 「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

(2) 「防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料としているものをいう。

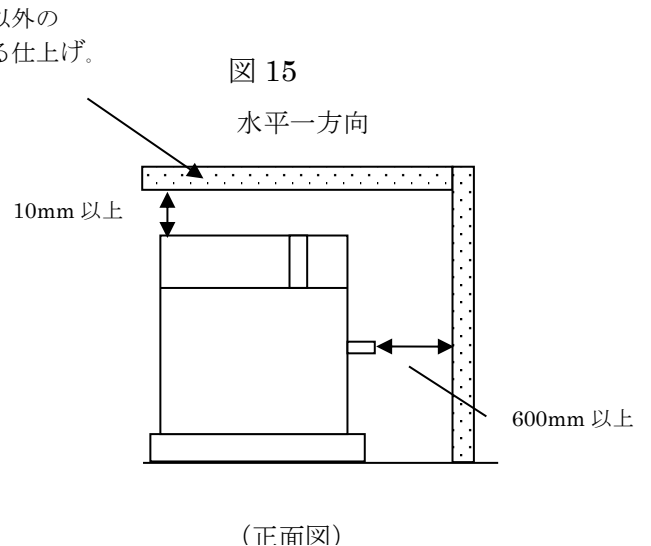
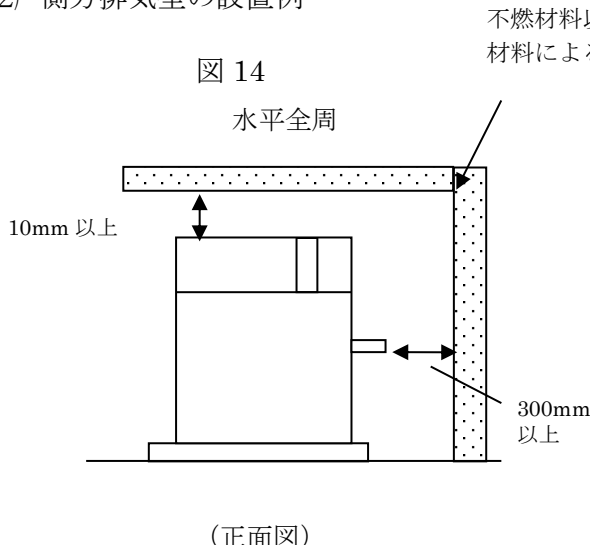
なお、排気筒を可燃物と接触させないこと。また、排気ガスの熱により延焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないこと。

4 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は規程第6条による。

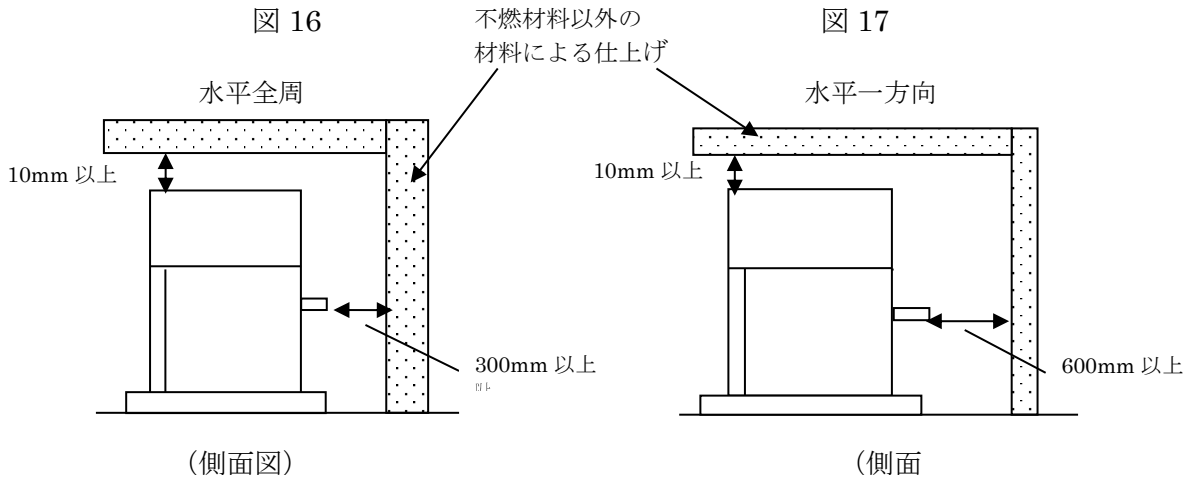
(1) 上方排気型の設置例



(2) 側方排気型の設置例



(3) 後方排気型の設置例



(ボイラー)
 第四条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
 一 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分をけいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること
 二 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること
 三 液体燃料を使用するボイラーにあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること
 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号を除く。)の規定を準用する。
 (昭55年9月、平14年10月、平成15年7月、平成17年12月・改正)

本条は、床置型給湯機、油だき温水ボイラー、小型給湯等と称されているもの等が本条の規定の対象とするが、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくボイラー及び压力容器安全規則（昭和47年4労働省令第33号）第3条によって規制を受けるものは、本条の規定は適用されない。

参考

ボイラーの設置基準 ボイラー及び压力容器安全規則第18条から第22条
 ボイラーの労働局長の検査合格刻

図 18

構造検査合格	宮	1	2	3	
溶接検査合格	宮	溶	1	2	3

1 用語の定義

(1) 蒸気ボイラーとは、燃料の燃焼熱を水に伝えて所要の圧力及び蒸気を発生させる装置で、燃焼装置、容器及び水管などの伝熱部のほか、加熱器や再熱器などの多くの補助装置や付属品から構成されている。

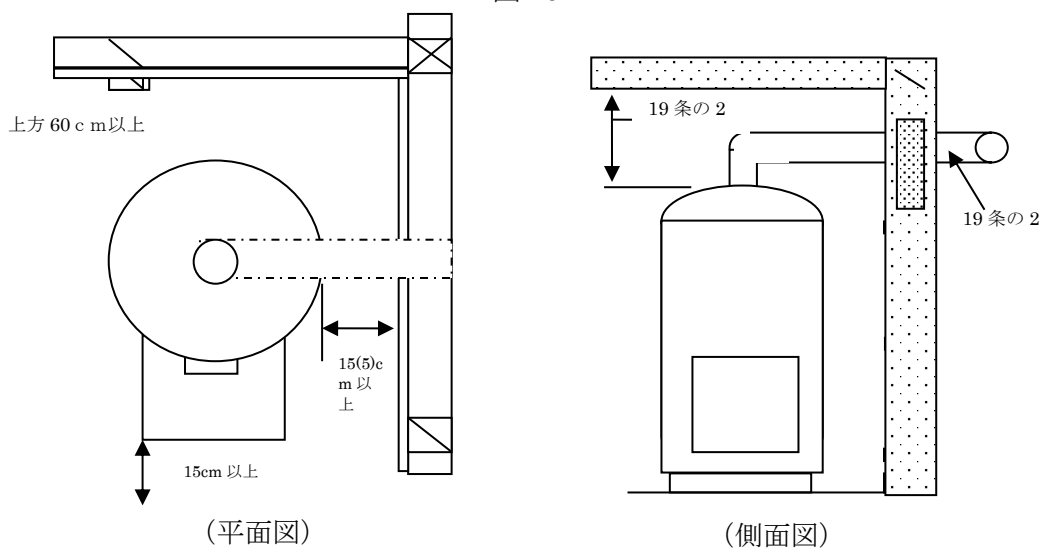
- (2) 温水ボイラーとは、火気、燃焼ガス、その他の高温ガス及び電気により圧力を有する水又は熱媒を加熱させる装置で、自動燃焼装置を付けたものが多く用いられ、構造操作も簡単なものが多い。
- (3) 貫流ボイラーとは、下方から上方に向かって流れる上方管と、前後に連絡する下降管の管によって構成されたドラムを有しないボイラーで、管を加熱し蒸気、温水等を取り出す装置をいう。

2 第1項第3号に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第3条の運用基準7によること。

3 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は規程第6条による。

液体燃料を使用するボイラー（入力が12kWを超え70kW以下）の設置例

図 19



注 壁が耐火構造、準耐火構造又は間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの場合は、側方及び後方の15cm以上を5cm以上とすることができる。

(ストーブ)

第五条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 液体燃料を使用するストーブにあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること

二 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十七号ホを除く。）の規定を準用する。

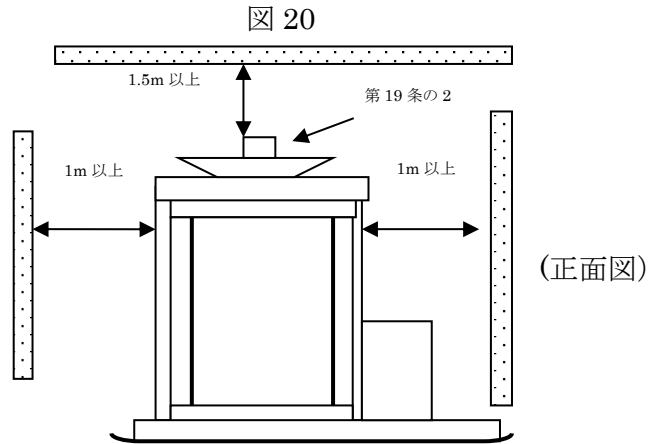
（昭55年9月、昭59年3月、平成15年7月・改正）

本条は、ストーブのうち、煙突若しくは排気筒を接続して使用するもの又は壁や天井等に固定して使用するものについて規定したもので、条例第3条の3の温風暖房機に該当しない暖房を目的とする設備も、本条により規制する。

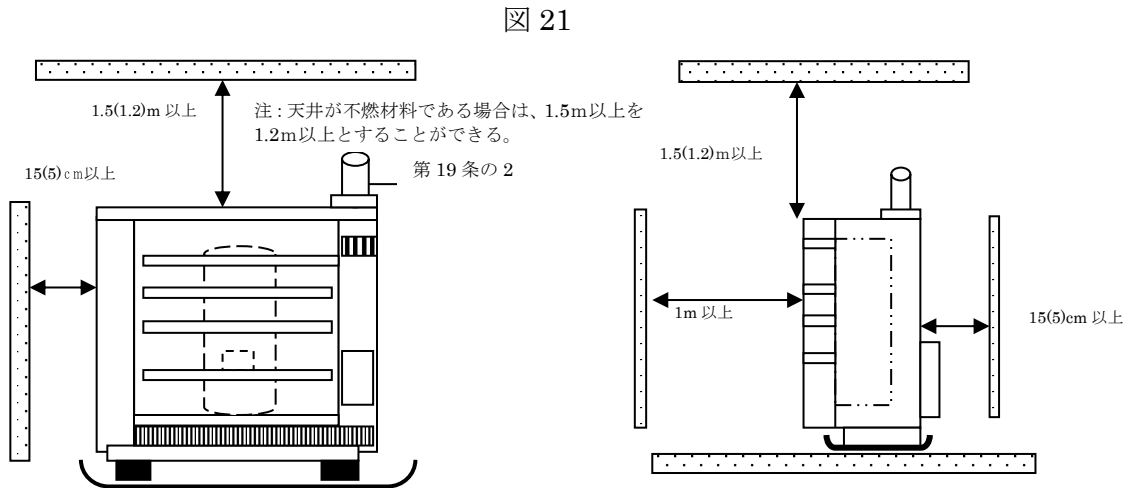
1 第1項第1号に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第3条の運用基準7によること。

2 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は規程第6条による。

(1) 半密閉式自然対流型（入力39kW以下で、液体燃料を使用する全周放熱型）の設置例

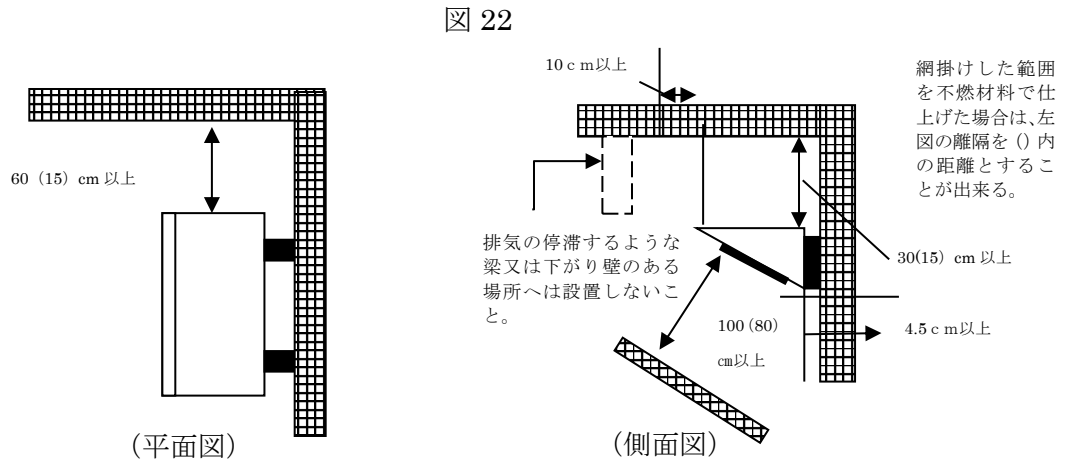


(2) 半密閉式自然対流型（入力が39kW以下で、液体燃料を使用する上方・前方放熱型）の設置例



注 壁が耐火構造、準耐火構造又は間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの場合は、側方及び後方の15cm以上を5cm以上とすることができる。

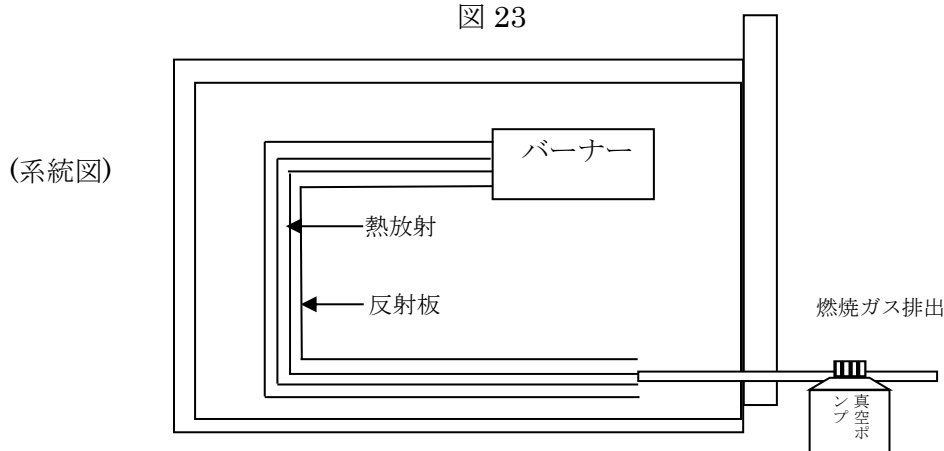
(3) 壁掛け型ストーブ（入力が7kW以下で、気体燃料を使用する開放式のもの）の設置例



注 天井取付け型（ハンガー、吊り下げタイプ）のストーブは、天井・壁等との間に遮熱措置を講じるとともに容易に点検できるように設けること。

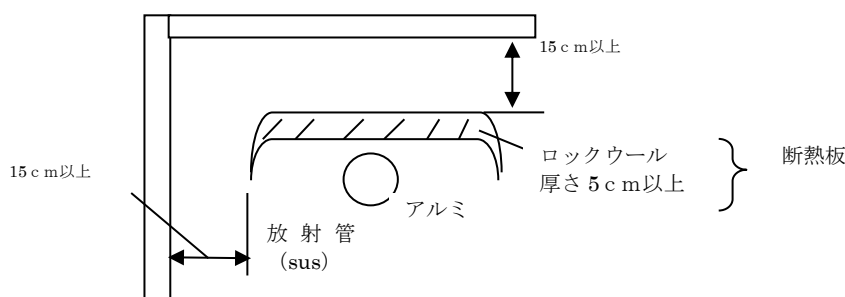
(4) 輻射放熱方式暖房機

図 23



- ア 本装置は、条例第5条のストーブとして規制する。
- イ バーナー及び放射管は、小屋裏・天井裏・床下等の隠ぺいされた部分に設けないこと。ただし、次のすべてに適合する場合はこの限りでない。
- (ア) ロックウール若しくは、これと同等以上の断熱効果を有する不燃材料で厚さ5cm以上に被覆するとともに、木材その他の可燃物から15cm以上離して設けること。
 - (イ) 可燃性の壁・床・天井等を貫通する部分は、厚さ15cm以上のめがね石をはめこみ、又はロックウール等で被覆すること。
- なお、この場合のめがね石等の幅は可燃性壁体の厚さ以上とする。
- ウ 隠ぺいされない部分の煙突は、木材その他の可燃材料から30cm以上離して設けること。ただし、可燃材料に面する側に有効な遮熱板を設けた場合は、15cm以上とすることができる。

図 24



(壁付暖炉)

第六条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 背面及び側面と壁等との間に十センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。
 - 二 厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること
- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第一号、第七号、第九号から第十二号まで、第十四号及び第十六号を除く。）の規定を準用する。

(昭55年9月、平14年10月、平成15年7月・改正)

本条は、建築物の壁に組み込み、又は一体となって築造される壁付暖炉と附属する煙突及び煙道の屋内部分の構造について規定したものである。

- 1 壁付暖炉については建基令第115条第1項でも規制されており、本条と整合が図られているが、建基令でいう煙道とは、煙突の内部に差し込む陶管をいうので注意すること。
- 2 壁付暖炉の煙突で屋内にある部分は、厚さが15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造、若しくはコンクリートブロック造とし、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造の煙突には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。
- 3 壁付暖炉の煙突における煙道の屈曲が120度以内の場合においては、その屈曲部に掃除口を設けること。

(乾燥設備)

第七条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること
 - 二 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること
 - 三 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥させるものにあつては、乾燥室内に火粉が飛散しない構造とすること
 - 四 液体燃料を使用する乾燥設備にあつては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けること
- 2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第十一号、第十二号及び第十六号を除く。)の規定を準用する。
(昭55年9月、平成15年7月・改正)

本条は、熱源により、物品の水分を除去し乾燥させ又は油脂、樹脂等の固化を促進させるための設備の位置、構造について規定したものである。

- 1 乾燥設備については、労働安全衛生規則(第293条から第300条)でも規制されているので注意すること。
- 2 第1項第4号に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第3条の運用基準7によること。
- 3 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上な安全な距離」は規程第6条によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 乾燥設備を表7に適合する室に設置する場合、又は耐火構造若しくは不燃下地の構造(いずれも不燃材料以外の材料で仕上げたものを除く。)の壁・天井等に面する部分の離隔距離は、上方・側方とも点検に必要な距離(おおむね10cm以上)とすることができる。

表 7

壁・柱等	耐火構造 間柱、下地は不燃材料	} 不燃材料以外の材料で仕上げたものを除く。以下同じ
小屋裏・上階床裏返し（直天）	耐火構造 小屋裏・屋根材すべて不燃材料	
天井	天井及び上階床裏又は小屋裏がすべて不燃材料で造られているもの	
戸	防火設備の戸 不燃材料の戸（延焼のおそれのない外壁開口部に限る）	

- (2) 内部容積が 1 m³未満で、かつ、燃焼安全装置・過熱防止装置・扉安全装置及び停電時安全装置が付いている乾燥設備を断熱性を有する不燃材料又は準不燃材料で仕上げられた壁・天井及び不燃材料の戸で区画された室に設置する場合は、側方・後方の離隔距離を 15 cm 以上とすることができる。ただし、ユニット型の乾燥設備を 2 台以上連続して設ける場合は、相互間の離隔距離を設けないことができる。

(簡易サウナ設備)

第八条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）には、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十号から第十四号まで及び第十六号から第十八号の三まで、第二項第六号、第三項並びに第四項を除く。）及び第五条第一項第二号の規定を準用する。
(令 7 年 12 月・追加)

本条は、従来の浴場等の建物内に設置されるサウナ（一般サウナ設備）ではなく、屋外等のテントやバレル（木樽）に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用する基準を定めたものである。

- 1 簡易サウナ設備とは、「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」この定義に該当しないものについては、簡易サウナ設備ではなく、次条の「一般サウナ設備」として扱うこと。
- 2 「直接外気に接する場所」に該当する可能性がある場所として、屋上の他に、ピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー・ベランダ、屋外階段、ドライエリア等が考えられるが、簡易サウナ設備を恒常的に設置する場合、建築物に該当する可能性があるため、建築基準法への適合を確認する必要があることに留意すること。

- 3 用途について、簡易サウナ設備を単独で設置する場合は、令別表第一の(15)項として取り扱うことを基本としつつ、公衆浴場法が適用される場合には、(9)項イに該当するものとして取り扱うこととする。
- 4 簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置する場合、当該部分は消防法施行規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当することに留意すること。また、その場合、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器は、原則として、簡易サウナ設備専用のものとする必要があるが、実態に応じて、「その他多量の火気を使用する場所」に設置する消火器と兼用できることとする。
- 5 条例第39条の消火器設置義務については、国の検討会で安全性を確認し改正された制度主旨を鑑み、条例第46条の特例を適用し免除できることとする。また、この場合の特例規定適用願は不要とする。
- 6 周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）は、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか短い距離以上の距離とする。（平成14年消防庁告示第1号）

（一般サウナ設備）

第八条の二 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 避難の際に支障がなく、かつ、火災予防上安全に区画された位置に設けること
- 二 一般サウナ設備には、温度が異常に上昇した場合に直ちに熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 三 一般サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい箇所に新聞、雑誌等の持込み及び喫煙を禁止する旨の標識を設けること

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十号から第十二号まで及び第十六号を除く。）の規定を準用する。

（昭55年9月、平14年10月、平15年7月・令7年12月・改正）

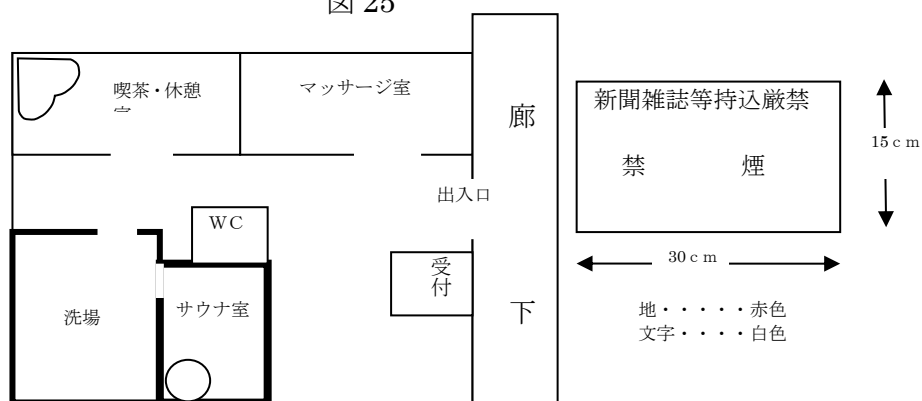
本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空間を作る設備に係る位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

1 避難の際に支障がなくとは、次によること。

- (1) サウナ室、脱衣室、洗場、休憩室、喫茶店、化粧室、マッサージ室及びその他の附属室（以下「サウナ施設」という。）は、避難上支障がないように配置されていること。
- (2) サウナ室は、サウナ施設の出入口から最も離れた位置であること。

注 サウナ室の奥に休憩室を設けたり、又はサウナ施設の出入口の直近に厨房等の火気器具・設備を設けてはならないということ。

図 25

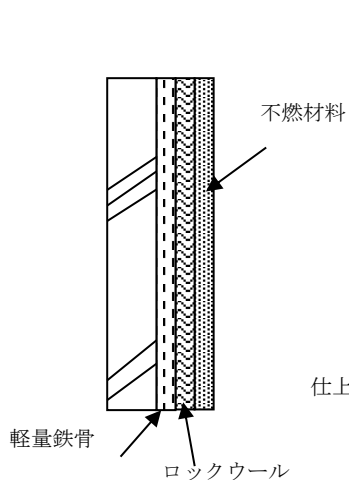


2 火災予防上安全に区画されたとは、次によること

- (1) 床（直上階の床を含む。）及び壁は、耐火構造（1時間以上）であること。
 注 洗場と他の部分（サウナ室を除く。）が耐火構造の床、壁及び自閉装置付の防火設備の戸で区画され、天井及び壁は、下地を含め不燃材料で仕上げられている場合は、サウナ室と洗場との間の壁をはめごろしの防火戸とすることができる。
 （図 2 6 から図 2 8 を参照）
- (2) 出入口は、洗場に面して設け、戸の構造は、随時開くことが出来る自動閉鎖装置付きの防火設備の戸又は図 2 8 に適合する戸であること。
- (3) 換気口は、洗場に面する壁に設け、サウナ室の床から 0.6 m を超える位置に設ける場合は、防火ダンパーを設けること。ただし、外壁に設ける場合は規制しない。
 注 防火ダンパー・・・1.5 m 以上の鋼板製、温度ヒューズ又は感知機連動+手動
- (3) 電気配線等は、電気工作物に係る法令等（電気設備技術基準、内線規程等）の定めるところによる。
- (4)
 - 参考 ・MI ケーブル
 - ・けい素ゴム絶縁ガラス編組電線
 - ・ふっ素樹脂絶縁電線

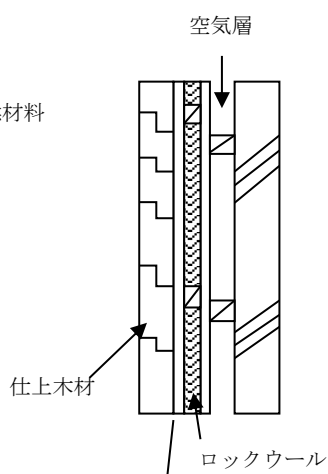
(5) 内装仕上げ等

図 26



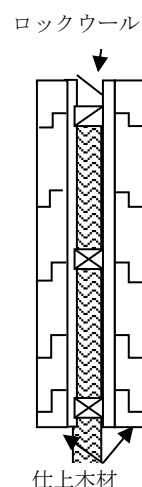
放熱器の外周から 50 cm (定格消費電力が 15 kW を超える場合は 1m) 以内の壁

図 27



不燃材料
サウナ室を区画する壁

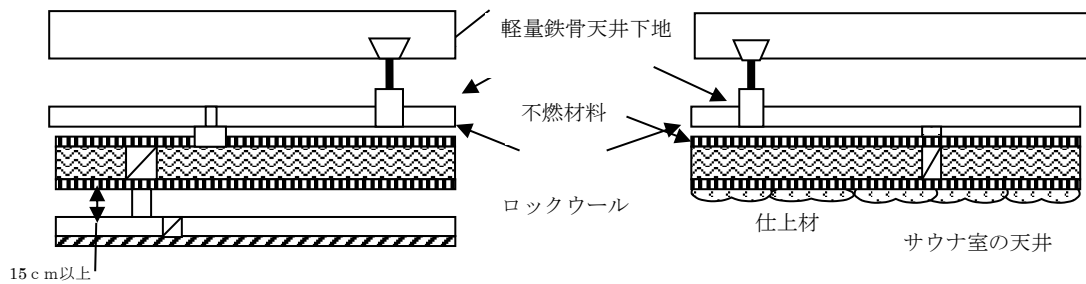
図 28



不燃材料
出入口戸

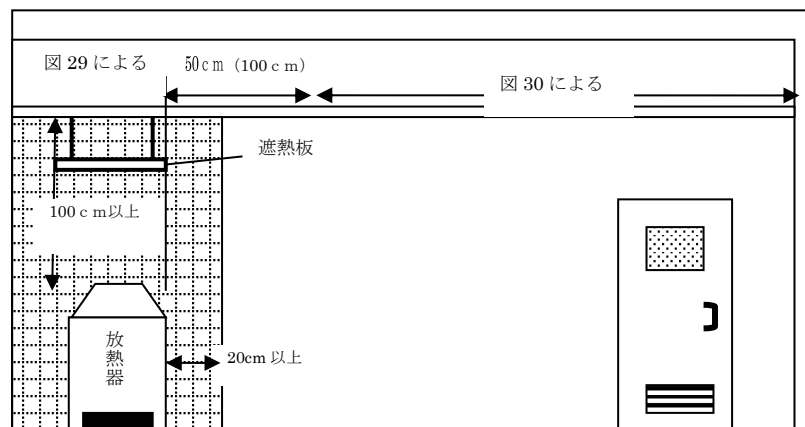
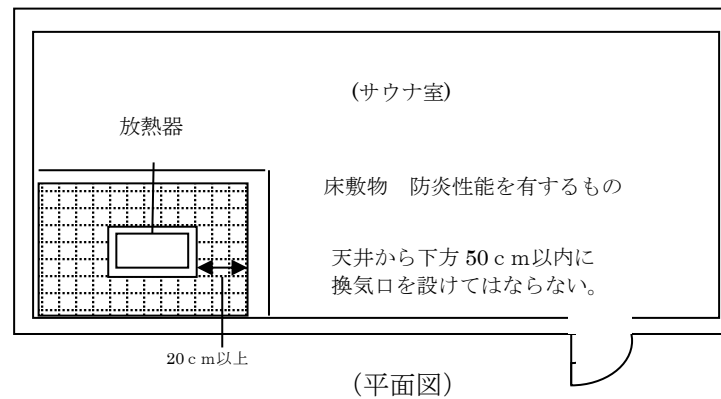
図 29

図 30




放熱器の外周から 50 cm (定格消費電力が 15 kW を超える場合は 1m) 以内の天井

図 31



注 1 定格消費電力が 15 kW を超える場合は、100 cm

注 2  空間保有範囲 (図 31、32 共通)

- (6) 当該対象物に自動火災報知設備が設置される場合は、サウナ室には、定温式スポット型感知器及び音響装置を設けること。自動火災報知設備が設置されない場合は、常時、従業員のいる場所とサウナ室の相互に有効に火災の発生を知らせることができる装置（インターホン等）を設置指導すること。ただし、電気サウナバス適合品については適用しないことができる。
- (7) スプリンクラーヘッドを設ける場合は、開放型とし、開放弁は室外の見やすい位置に設けること。
- 3 周囲の可燃物との間の離隔距離（対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全

な距離)は、周囲の可燃物が許容最高温度(100℃)を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれか長い距離以上の距離とする。(平成14年消防庁告示第1号)

- 4 電気用品安全法施行令別表第一に掲げる、電気サウナバス(※)適合品を、旅館・ホテルの客用及び共同住宅・個人の住居に設置する場合は、本基準によらないことができる。ただし、設置する部屋の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場所に設置することが望ましい。なお、この『火災予防条例に関する指導指針』施行の際に(令和8年3月31日)、現に設置され、又は工事がされているユニット型サウナについては、なお従前の例(上記の基準によらないことができる)によることができるものとする。
※ 定格電圧が100ボルト以上300ボルト以下及び定格消費電力が10キロワット以下のものであって交流の電路に使用するもの。(PSEマークが表示された電気サウナバス)
- 5 単独の小屋やトレーラー型のもの等を屋外に設置する場合、薪を燃料とすることが想定されるが、熱源遮断装置については、現時点において具体的な装置が製品化されていない。この場合、条例第19条の3の特例を適用し、定格出力6kW以下のものに限り、簡易サウナ設備に準じて消火器を設置することとする。
なお、薪を燃料とする一般サウナ設備を建物内に設けることは現行の基準では想定されていないため、引き続き認められないことに留意すること。
- 6 薪を燃料とする、トレーラー型サウナやログサウナ等は、一般サウナ設備として規制されるが、一般サウナ設備の規制にはたき殻受けの基準が設けられていないことから、簡易サウナ設備に準じて、たき殻受けの設置を指導すること。

(簡易湯沸設備)

第九条 簡易湯沸設備(入力が十二キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。)で液体燃料を使用するものには、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条(第一項第六号、第十号から第十二号まで及び第十四号から第十六号まで、第二項第五号並びに第三項を除く。)の規定を準用する。

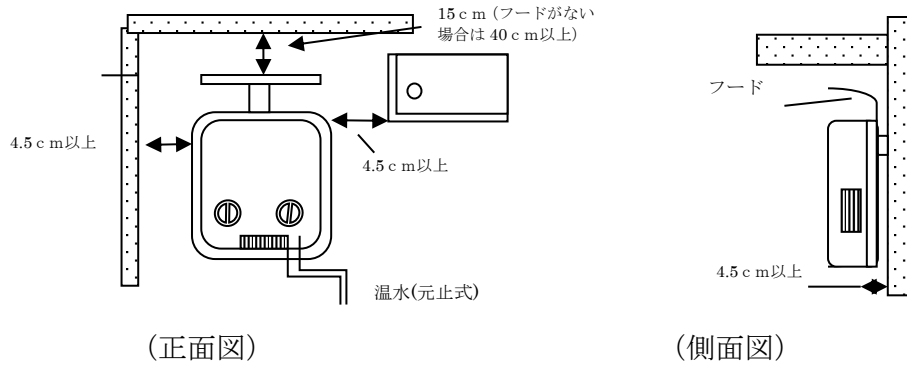
(昭55年9月、昭63年2月、平10年10月・改正)

本条は、大気圧以上の圧力がかからない構造の入力が12kW以下の一般的に元止め式の湯沸設備を規制したものである。

- 1 湯沸設備を使用した場合に、自動的に換気扇が回る連動装置が付いたものが望ましく、設置した室には給気口(扇)が必要である。
- 2 こんろ・ガステーブルの直上部等、廃ガスを吸い込むことによって不完全燃焼をおこすおそれのある場所には設けないこと。
- 3 第1項に規定する「地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置」の感震装置の作動基準は、第3条の運用基準7によること。

- 4 第2項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は規程第6条による。

図 33 気体燃料を使用する開放式の場合の例



(給湯湯沸設備)

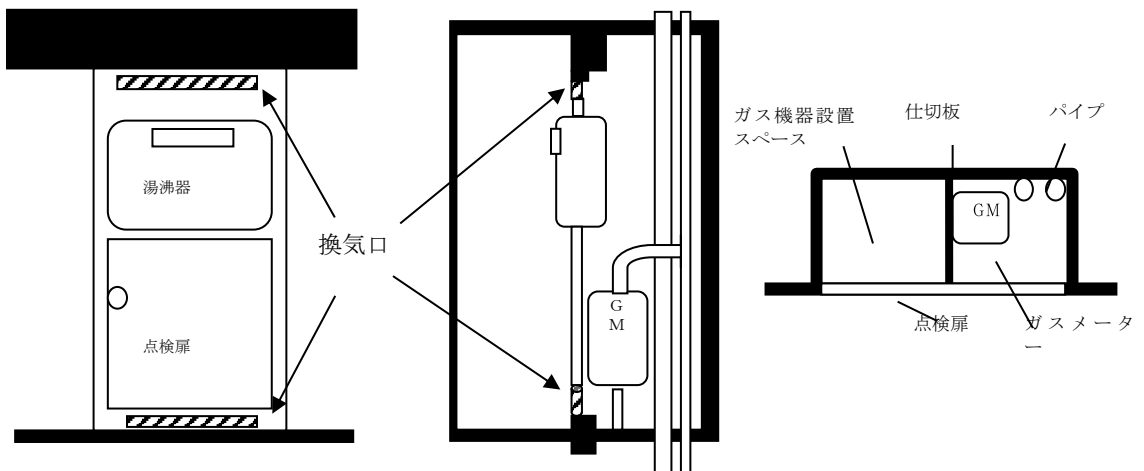
第十条 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。）の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号、第十二号及び第十四号から第十六号までを除く。）及び前条第一項の規定を準用する。

(昭 63 年 2 月・全改)

本条は、入力が 12 kW を超える湯沸設備で、一般的に先止式（湯を使用する場所へ配管し、その先端に蛇口を設けたもの）のものについて規制したものである。

- 1 石油小型給油機（JIS S3024）の設置基準は、条例第4条（ボイラー）の例による。なお、屋外設置の場合は、条例第3条の2の運用基準「3(2) 屋外に屋外用のふろがまを設ける場合の例」による。
- 2 湯沸設備等をパイプシャフトに設置する場合は、次による。
 - (1) 原則としてガスメーター等と不燃材料で区画すること。ただし、周囲温度が 30℃ 以上上昇しない構造の燃焼機器の場合はこの限りでない。
 - (2) 設置する燃焼機器は、適合性検査に合格若しくは技術上の基準に適合していること。
 - (3) 点検扉の上・下に1か所に付き 100 cm³以上の換気口を設けること。

図 34



- 3 前条第1項で準用する「地震等により自動的に消火する装置」は、感震装置の振動性能が周期 0.3 秒から 0.7 秒のそれぞれにおいて、振動の加速度が 100 cm/s² のとき作動せず、170 cm/s² のとき作動するものであること。

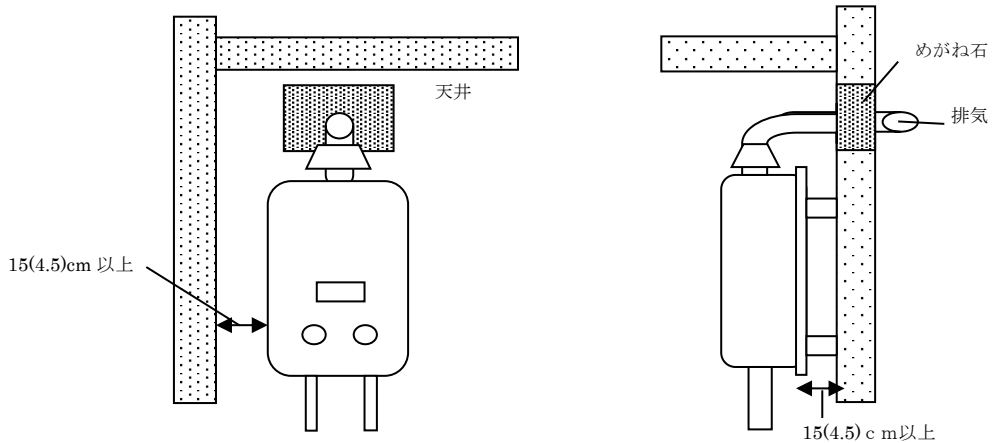
4 第1項は、条例第3条を準用する規定であり、「火災予防上安全な距離」は規程第6条による。

5 湯沸設備等を屋外に設置する場合、換気扇やレンジフードの直下等、廃ガスを吸い込むことによって不完全燃焼を起こすおそれのある場所には設けないこと。

6 種類ごとの設置例

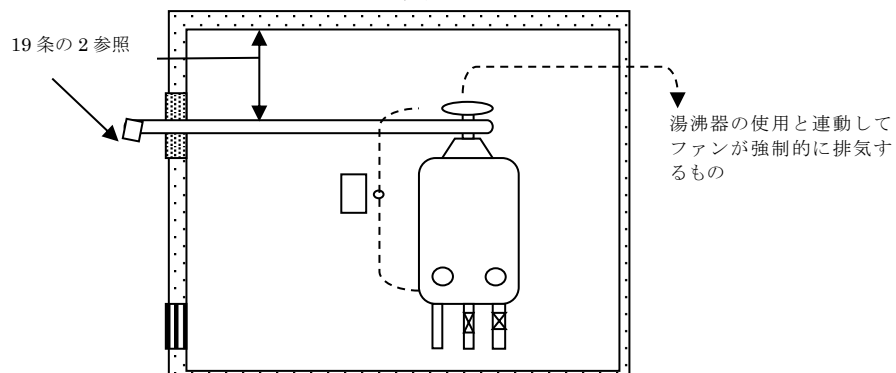
(1) 半密閉式

図 35



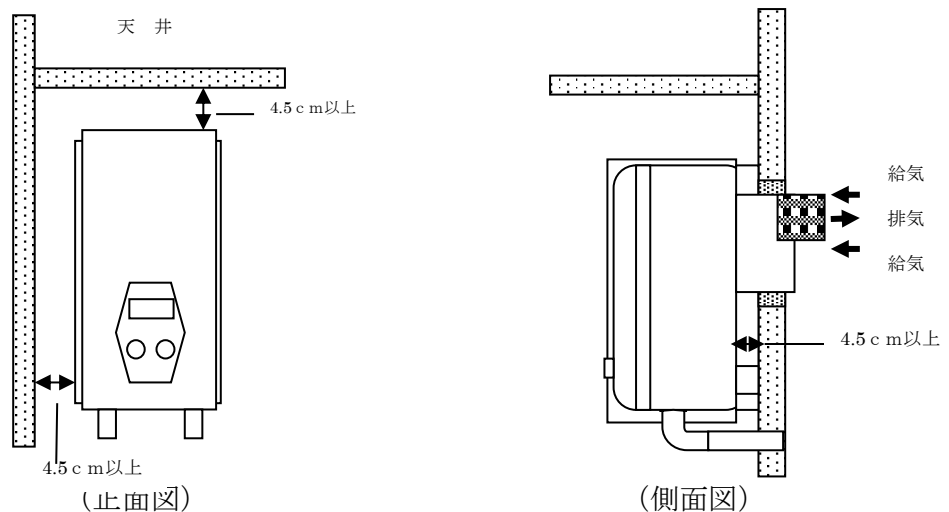
(2) 強制排気型

図 36



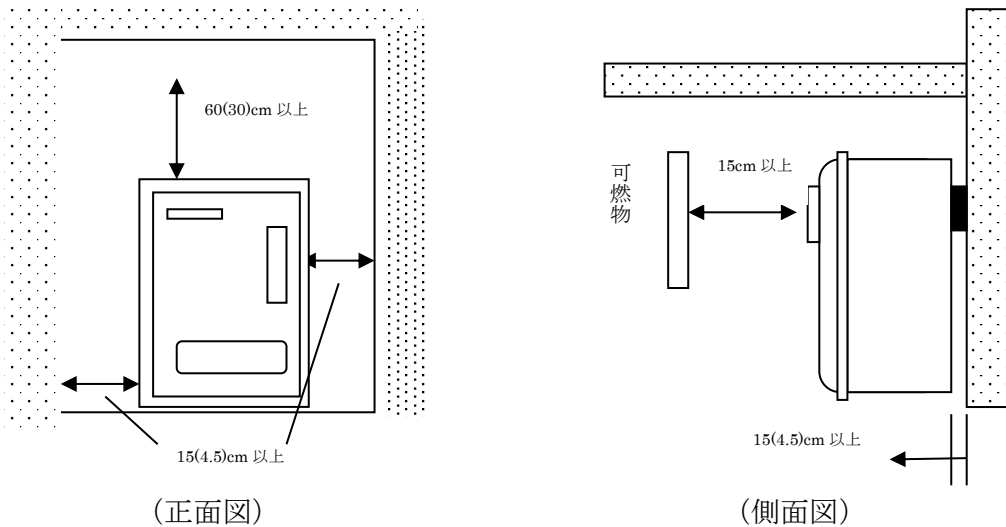
(3) 給排気式（バランス型）の瞬間湯沸器

図 37



(4) 屋外設置型（壁かけ型）

図 38 自然排気（フードなし）の場合

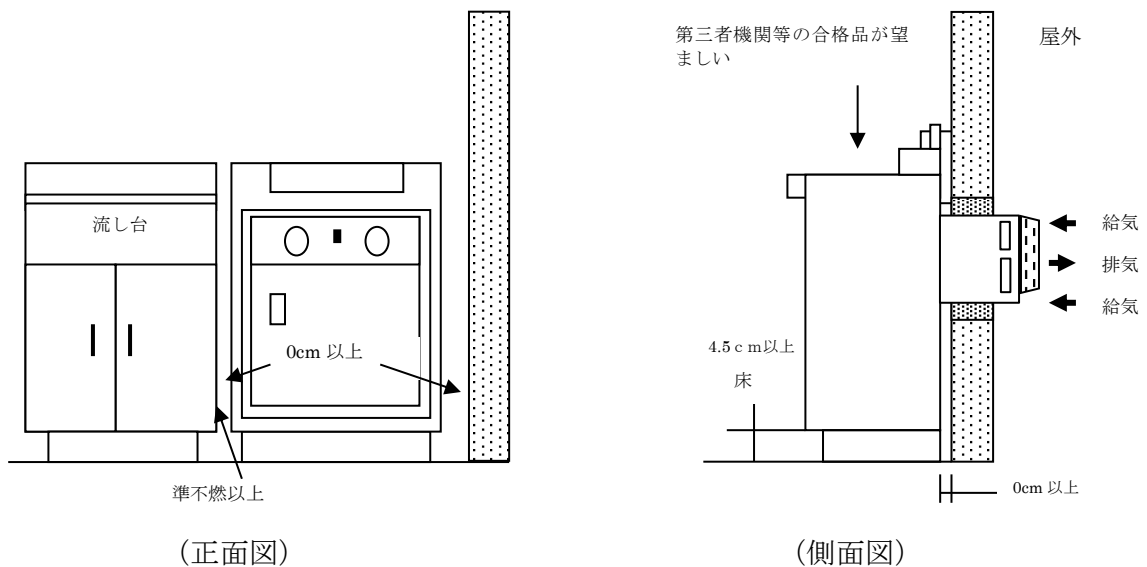


注 1 ()内は、壁を不燃材料で有効に仕上げをした場合の隔離距離を示す。

注 2 機器本体と排気吹き出し口における周囲隔離距離は、火災予防上安全な距離とすること。

(5) 調理台等との組み込み型湯沸器

図 39



(ちゅう房設備)

第十条の二 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「ちゅう房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 ちゅう房設備に附属する排気ダクト及び天がい（以下排気ダクト等）という。）は、次によること。

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること

ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分について

は、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができる構造とすること

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと
ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下入りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる
こと

二 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのあるちゅう房設備の天がいとは、次によること

イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火炎の伝走を防止する装置（以下「火炎伝走防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ニ 次に掲げるちゅう房設備に設ける火炎伝走防止装置は、自動消火装置とすること

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物の地階に設けるちゅう房設備で当該ちゅう房設備の入力と同一ちゅう房室内に設ける他のちゅう房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ三十一メートルを超える建築物に設けるちゅう房設備で当該ちゅう房設備の入力と同一ちゅう房室内に設ける他のちゅう房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のもの

三 天がい、グリス除去装置及び火炎伝走防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること

四 天がい及び天がいと接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること

2 前項に規定するもののほか、ちゅう房設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条（第一項第十一号、第十二号及び第十四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「入力」とあるのは、「当該ちゅう房設備の入力と同一ちゅう房室内に設ける他のちゅう房設備の入力の合計」と読み替えるものとする。

（平4年3月全改、平10年10月・改正）

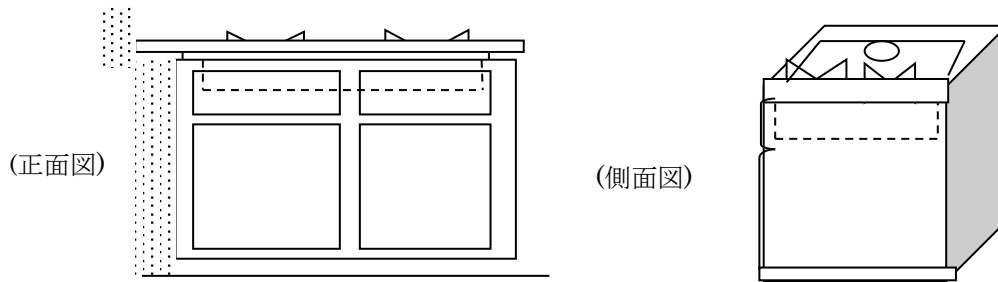
本条は、調理を目的とし、又は調理の用に供する設備とそれの附属する排気ダクト等について規定したものである。

1 ちゅう房設備とは、業務用、一般家庭用を問わず調理を目的として使用する火気設備と、それに附属する設備をいう。

なお、調理を目的として使用する火気設備には、レンジ、魚焼器、オーブン、フライヤー、めんかまど、温蔵庫及び食器洗浄機等多種多様の機器を含むものである。

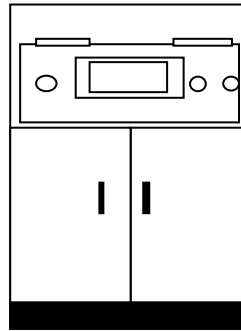
(1) 「ドロップイン式こんろ」とは、組込型のこんろのうち、調理台等に落とし込んだこんろをいう。

図 40 ドロップイン式コンロ



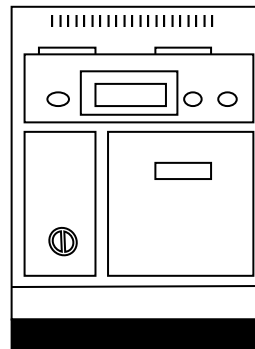
(2) 「キャビネット型グリル付こんろ」とは、グリル付こんろ専用のキャビネット（台）の上に取り付けたものをいう。

図 41 キャビネット型グリル付こんろ



(3) 「据置型レンジ」とは、オーブンとこんろを組み合わせる台又は床面に据置いたものをいう。

図 42 据置型レンジ



2 第1項第1号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし、板厚については次によること。

(1) 当該ちゅう房設備の入力（同一ちゅう房室内に複数のちゅう房設備を設ける場合には、各ちゅう房設備の入力の合計。以下同じ。）が21kWを超えるちゅう房設備に附属するダクト等

表 8 天がいの板厚

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表 9 角型排気ダクトの板厚

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

表 10 円形排気ダクトの板厚

円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.6 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

- (2) 当該ちゅう房設備の入力が 2.1 kW 以下のちゅう房設備に附属する排気ダクト等

表 11 天がいの板厚

天がいの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800 以下	0.5 以上	0.6 以上
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表 12 角型排気ダクトの板厚

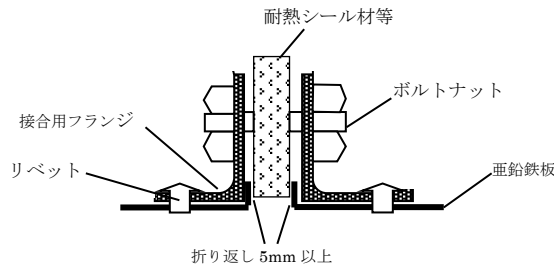
ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

表 13 円形排気ダクトの板厚

ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 750 以下	0.5 以上	0.5 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

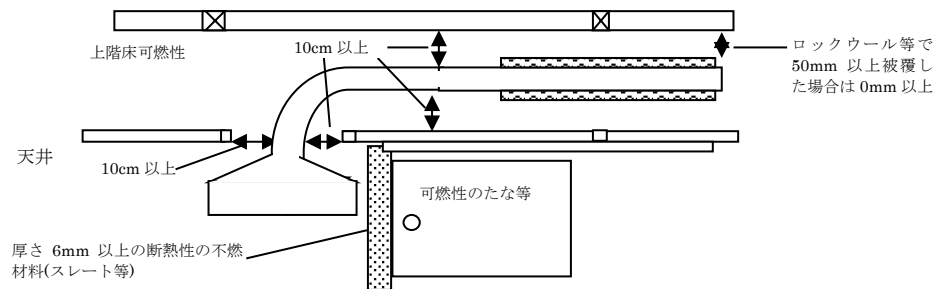
- 3 第1項第1号イただし書き中「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房設備の入力が21kW以下であって、かつ、当該ちゅう房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天がいととして上記の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができるものであること。なお、一般家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱って差し支えないものであること。
- 4 第1項第1号のロの「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込みリベットで止め、さらに耐熱テープで巻くものも含むものであること。

図 43 フランジ継手



- 5 第1項第1号ハの「火災予防上安全な距離」とは、10cm以上の距離とし、ただし書きの「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
- なお、その他同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、この限りでない。
- (1) 排気ダクト等にロックウール保温材（JIS A 9504に示すもの）けい酸カルシウム保温材（JIS A 9510に示すもの）若しくはこれと同等以上の不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合（一般の家庭（専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分）をいう）のちゅう房に設けるものについては20mm以上
 - (2) 天蓋これに面する可燃物の部分との間に厚さ6mm以上のスレート、又はこれと同等以上の断熱性の不燃材料を用いた場合

図 44



- 6 第1項第1号ニの「十分に排気を行うことができる構造」とは、「換気設備の構造方法を定める件」（昭和45年12月28日付建告第1826号）に適合する排気能力を有するものをいうものであること。
- 7 第1項第1号ホの「他の用途のダクト等と接続しないこと」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものであること。

なお、給湯湯沸設備等の煙突のうち建基令第20条の3第2項第1号イ(5)ただし書き（用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。）に該当するものにあつては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、ちゅう房設備に附属する排気ダクトとの接続を認めても差し支えないものであること。

また、ちゅう房設備の排気ダクトは専用とするものであるが、他の室にあるちゅう房設備の排気ダクトとの接続は可能であること（参考：平成5年7月30日消防予第226号）。

- 8 運用基準7「火災予防上十分な安全を確保できる措置」とは、次に適合した場合である。
 (1) 半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー、半密閉式簡易湯沸設備（以下「半密閉式給湯湯沸設備等」という。）の煙突のちゅう房ダクトへの接続方法

半密閉式給湯湯沸設備等の煙突をちゅう房ダクトに接続する場合には、次によること。

ア 対象機器

対象とする機器は、規程別表第1及び第2に掲げる機器のうち以下のものをいう。

- (ア) 気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備（入力12kW又は0.85キログラム毎時を超え、70kW毎時又は5キログラム毎時以下）
- (イ) 気体燃料を使用する半密閉式ボイラー（入力42kW又は3キログラム毎時以下）
- (ウ) 気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備（入力12kW又は0.85キログラム毎時以下）

イ 半密閉式給湯湯沸設備等は、以下に定める構造の排気フードを介して接続すること。

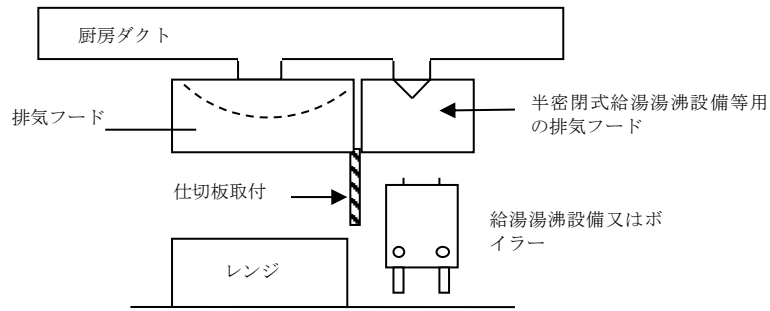
- (ア) ちゅう房ダクトからの油脂等が滴下した場合、アにいう機器の内部に入らない構造であること。
- (イ) 半密閉式給湯湯沸設備等の近傍にある開放式ガス機器の調理から発生する油脂等が、排気フードに入った場合に、半密閉式給湯湯沸設備等の機器内部に滴下しないようグリス除去設置等を設ける構造にすること。
- (ウ) 半密閉式給湯湯沸設備等からの排気温度を火災予防上安全な温度に下げる構造であること。
- (エ) 半密閉式給湯湯沸設備等の排気を十分に捕集し、排気が逆流しない構造であること。（「排気フード検査基準」によらるたい）
- (オ) 排気フードを構成する材質は、亜鉛めっき鋼板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料とすること。
- (カ) 排気フードを構成する板厚は、表14によること。

表 14

排気フードの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛めっき鋼板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

- (キ) 排気フード内部の点検及び清掃が容易にできる構造であること。
 - (ク) ちゅう房ダクトの排気ファンに異常が生じる等排気が適切に排気されない場合に、当該排気フードに接続されている半密閉式給湯湯沸設備等の燃焼を自動的に停止できること。なお、排気ファンの異常を確認できる装置とは
 - a 作動状態が確認できる表示灯等を設けること。
 - b ガス機器へのガスの供給を自動的に停止するシステムとすること。
 - (ケ) その他必要な事項を「取扱説明書」又は「工事説明書」に記載すること。
- ウ 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードの設置は、以下によること。
- (ア) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのあるちゅう房設備と同一室内に半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを設けて半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等が当該排気フードに流入しないような措置を講じること。

図 45 半密閉式給湯湯沸設備等の排気フードへの油脂等の有効流入防止措置例



注 仕切り板の幅は、半密閉式給湯湯沸設備等の本体の幅以上とする。

- (イ) 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードを油脂の発生するおそれのあるちゅう房設備に附属するちゅう房ダクトに接続する場合は、半密閉式給湯湯沸設備等本体に油脂等が滴下しないような有効な措置を施すこと。(図46・47参照)
- (ウ) 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類する仕上げをした建築物等の部分及び可燃物品から、半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードは10cm以上の距離を保つこと。
- (エ) 半密閉式給湯湯沸設備等の排気フードをちゅう房ダクトに接続するときは、条例第10条の2第1項第1号の規定に準ずること。

エ その他

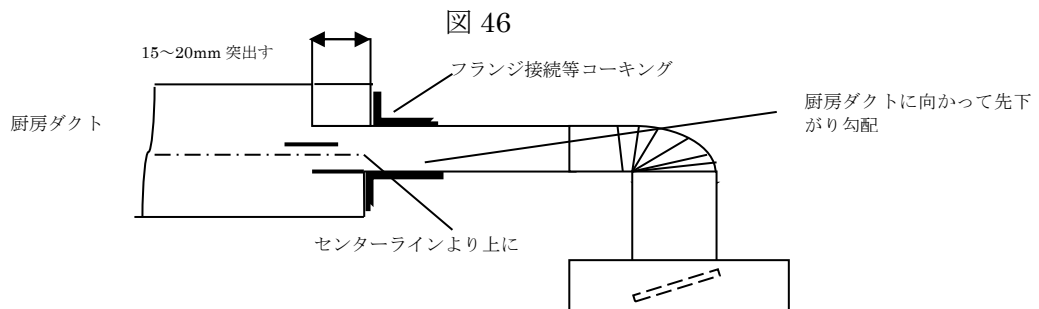
半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード及び当該フードに接続されるダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないように適性に維持管理すること。

なお、清掃は油脂等の発生状況により、次によることが望ましい。

- (ア) 排気フードにあっては、3ヶ月に1回以上
 - (イ) グリスフィルターにあっては、1ヶ月に1回以上
 - (ウ) グリスエクストラクター及び火炎伝走防止装置のうち防火ダンパーにあっては、3ヶ月に1回以上
 - (エ) 火炎伝走防止装置のうち自動消火装置にあっては、6ヶ月に1回以上
 - (オ) 排気ダクトにあっては、1年に1回以上
- (2) 建基令第20条の3第2項第1号イ第5号(ふろがま又は発熱量が12kWを超える火を使用する設備若しくは器具(密閉式燃焼器具等を除く。)に適合する換気設備を設けるべき調理室には、当該ふろがま又は設備若しくは器具に接続して煙突を設けること。ただし、用途上、構造上その他の理由によりこれによることが著しく困難である場合において、排気フードを有する排気筒を設けたときは、この限りでない。)の規定に適合する必要があることの留意すること。
- (3) 既存設備に対する指導として、「火災予防条例の一部改正について」(平成4年消警予第143号)で改正の経過措置に関する事項を示したとおり、条例の施行の際、既に設置されているちゅう房設備に附属する排気ダクト及び天蓋において条例第10条の2第1項第1号ホの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存防火対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せずちゅう房ダクトに接続している場合においては、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか、又は(1)による措置を講じるように指導されたい。

半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに接続するちゅう房ダクトへの接続例

ア 側面接続の場合

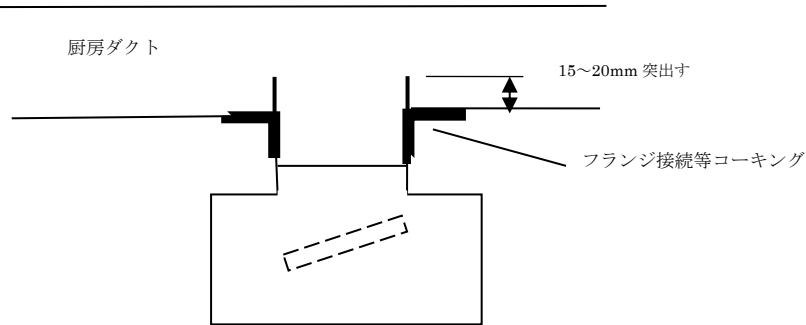


注1 接続位置は、ダクト側面の中心（センターライン）より高くできるだけ上面に近い位置とする。

注2 接続はフランジ等を用い堅固に隙間のないように行うこと。

イ 底面接続の場合

図 47 半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フード



注1 ちゅう房ダクトへの半密閉式給湯湯沸設備等用の排気フードに附属するダクトの接続部の突出し15~20mm程度とすること。

注2 接続は、フランジ等を用いて堅固に取り付けること。

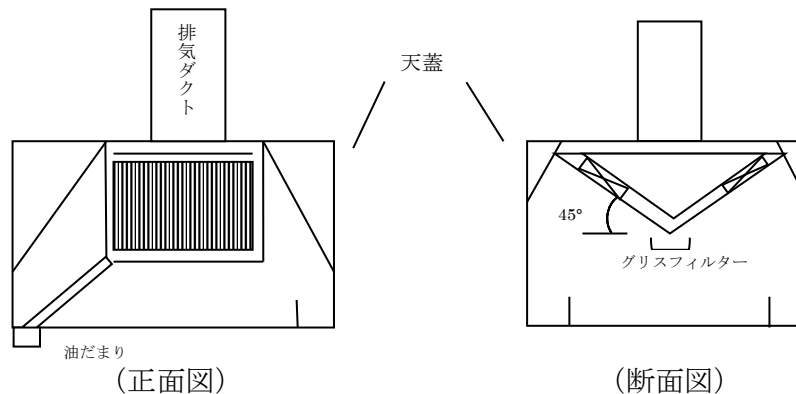
注3 接続は隙間のないようパッキン又はコーキング材等にてシールすること。

注4 底面が枝ダクトの重量にて「たるみ」ができないよう十分注意すること。

9 第1項第2号の「油脂を含む蒸気が発生させるおそれのあるちゅう房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用するちゅう房設備をいうものであること。

(1) グリスフィルターとは、排気中の油脂及びじんあい等を排気ダクトに入る前に分離、除去する目的で天蓋内部に設けられる媒介物をいう。

図 48 「油脂を除去する装置」(グリスフィルター) の例



(2) グリスエクストラクターとは、天がい内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、かつ、その除去した油脂及びじんあい等を自動的に洗浄する機能を有する措置をいう。

10 第1項第2号イのただし書きの「排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天がいが建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものであること。

11 厨房設備等とグリス除去装置は、次により火災予防上安全な距離を保有すること。
(仙台市火災予防条例の運用について(平成5年3月15日付け消警予第127号))

(1) ちゅう房設備との距離

油脂分を排気中より除去するグリス除去装置は、油脂分を付着する等の特性から火災予防の上で火源より距離を保有して設置する必要がある。したがって、気体燃料を使用するちゅう房設備の上方に設置される天がいに附属されるグリス除去装置との「火災予防上安全な距離」（条例第10条の2第2項において準用する条例第3条第1項第1号にいう。）は、一般の家庭（専用住宅、共同住宅及び併用住宅等の住宅部分をいう。）のちゅう房及びそれ以外のちゅう房の区分により、次の距離を持って運用すること。

ただし、フライヤー、グリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備に設けるものにあつては、これによらないことができる。

ア 一般の家庭のちゅう房におけるもの

表 15

ちゅう房設備	グリス除去装置	レンジフードファン附属のグリスフィルター (注1)	左記以外のもの
火災予防規程別表第1が適用されるもの		80cm以上	100cm以上
	特定の安全性を備えた調理油加熱防止装置付 こんろ(注2)	60cm以上	80cm以上
	上記以外のもの	100cm以上	

注1 「レンジフードファン」とは、電気用品安全法施行令別表第2、8(42)に規定する換気扇で、機体の一部を天がいとした風速15m³/分以下のものをいう。

注2 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等上記表中でいう特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等とは、こんろ等（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの）のうちで、次の基準に適合するものをいう。

- (ア) すべてのこんろのバーナーに以下の機能を有する調理油過熱防止装置が設置されていること。
 - a 調理油量の温度が上昇した場合にあつても、300℃を超えない範囲で、バーナーを消火する機能を有するものであること。（調理油量は200ml以上とする。）
 - b 調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないものであること。
- (イ) 調理モードの切り替えができるものであつて、前(ア)に適合する調理油過熱防止装置が作動しないモードに設定できるものにあつては、使用者の明確な意識なしにこれらのモード設定がされないこと。
- (ウ) すべてのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること。
- (エ) 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されること。

注3 特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の欄を使用する際は、排気方式が各住戸のちゅう房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用し、その他の場合は規程別表第1が適用されるものの欄を適用する。

イ 一般家庭以外のちゅう房におけるもの

表 16

グリス除去装置		レンジフードファン附 属のグリスフィルター (注1)	左記以外のもの
ちゅう房設備			
規程別表第1及び第2が適用されるもの		45cm以上	100cm以上
上記以外のもの			120cm以上
	ブローラー等多量の油脂を発生するもの		

(2) 調理用器具との距離

調理用器具については、天がいの構造等に関する規定は設けられていないが、調理用器具のうち卓上型こんろ等が天がいの下において使用される場合にあっては、当該天がいの構造について、ちゅう房設備に付属する天がいの基準に準じたものとなるよう指導するとともに、卓上型こんろ等とグリス除去装置の「火災予防上安全な距離」(条例第22条第2項において準用する条例第20条第1項第1号にいう。)は、「ちゅう房設備とグリス除去装置との火災予防上安全な距離」に準じて適用すること。

12 第1項第2号ロについて

- (1) 「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいうものである。
- (2) 「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、上記3と同様であり、このような場合には、上記の構造によらない金属性のグリスフィルターとすることができるものであること。

13 第1項第2号ハについて

- (1) 「火災伝走防止装置」とは、自動消火装置又は防火ダンパーのいずれかを指すものであること。なお、条例第10条の2第1項第2号二(イ)、(ロ)に掲げる以外の特定防火対象物の地上階に設けるちゅう房設備で、入力の合計が350kWを超えるものには、努めて自動消火装置を設置すること。

ア 自動消火装置について

「自動消火装置」の性能及び設置基準については、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置基準について」(平成5年12月消警予第146号)によること。

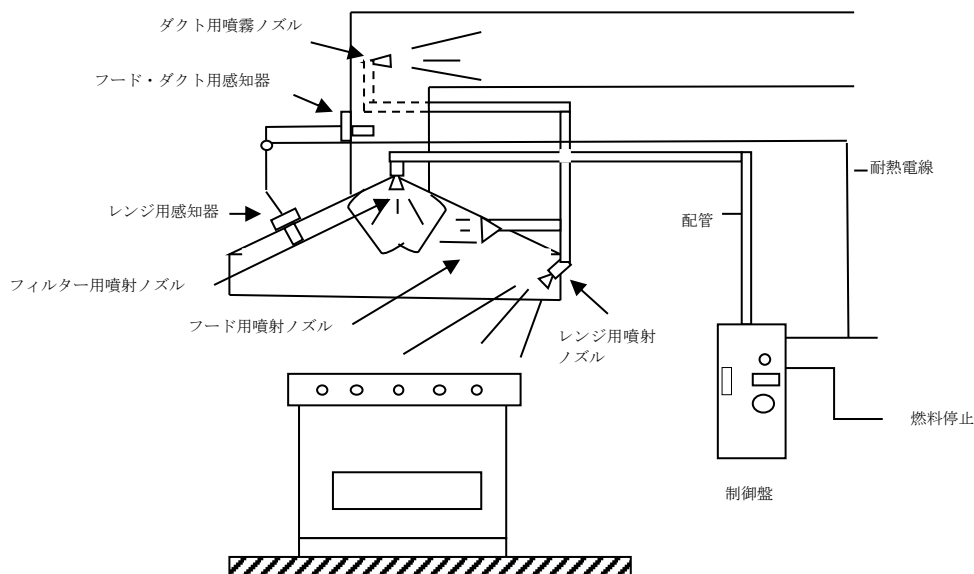
- (ア) 自動消火装置が作動したときに、ちゅう房設備への燃料用ガスの供給が停止できるものであること。(ガス事業者の指導を受けること。)
- (イ) 工事又は整備をすることができるもの
フード等用簡易自動消火装置の工事及び整備を行うことができる者は甲種消防設備士免状、整備を行うことができる者は乙種消防設備士免状の交付を受けている者であることを原則とし、次の区分による。

消火薬剤の種別	強化液	泡	ハロゲン化物・粉末・二酸化炭素
消防設備士免状の種類	第1類又は第2類	第2類	第3類

(ウ) 自動消火装置施工例

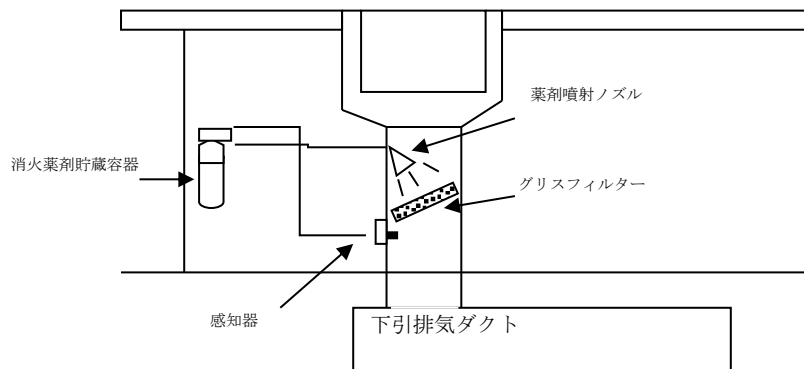
- a フード専用

図 49



b 下引きダクト用

図 50



(エ) フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準・・・抜粋

(平成5年12月24日消警予第146号)

1 用語の意義

- (1) フード等用簡易自動消火装置とは、フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・レンジ用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引きダクト用簡易自動消火装置をいう。
- (2) 防護対象とは、フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。
- (3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）とは、フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (4) ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）とは、排気ダクト内部を防護対象とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用と組み合わせて使用するものをいう。
- (5) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）とは、レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

- (6) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）とは、フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (7) フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）とは、フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (8) フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）とは、フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。
- (9) 下引きダクト用簡易自動消火装置（以下「下引きダクト用」という。）とは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

2 フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準

フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添の「フード等用簡易自動消火装置の技術基準」（以下「技術基準」という。）に定めるところによること。

3 設置基準

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気ダクト内部は同時に消火剤を放出するものであること。

ただし、排気ダクト部分に防火上有効な措置を講じ、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設置した場合は、この限りでない。

イ フード等用簡易自動消火装置の種別に応じ、防護対象物に適するものを設置すること。なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。

(2) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトの断面積、警戒長さ（排気用ダクト又はその部分で、フード・ダクト用の防護対象物に含まれる部分の長さをいう。以下同じ。）風速等に応じて、十分な消火薬剂量並びに感知部（技術基準2（2）に掲げるものをいう。以下オまでにおいて同じ。）及び放出口（技術基準6に掲げるものをいう。以下オまでにおいて同じ。）を有効に消火できるように設置すること。

イ 排気用ダクトの長さが5mを超える場合には、標準的な警戒長さを排気用ダクトの入口から5mまでとすること。

ウ 排気用ダクト内部の風速が5m/secを超える場合には、警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。

ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。

エ 消火時にはダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーは、ウの規定に準じて設置すること。この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じた十分な消火薬剂量を確保すること。

オ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

カ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設置すること。

キ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧用ガス容器は、周囲温度40°C以下で温度変化の少ない場所に設置すること。

(3) ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例によること。

(4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

(2)カ及びキの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて十分な消火薬剤量及び公称防護面積（技術基準18(11)に掲げるものをいう。）を有するものを設置すること。

イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤（ハロン1301を除く。）を使用するものにあつては、常時人のいる場所には設置しないこと。

ウ 感知器及び放出口を有効に消火できるように設置すること。

(5) 下引きダクト用の基準

(2)イ及びキの規定によるほか、次により設置すること。

ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、感知部及び放出口は、下方排気ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に有効に消火ができるように設置すること。

イ 一の下引きダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

ウ 下方排気方式ガス機器ごとに下引きダクトを設置すること。

(6) 他の装置又は機器との関係

ア 排気用ダクト部分で警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能に障害が生じないものとする。

イ レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用の作動と連動して、レンジ、フライヤー又は下方排気方式ガス機器への燃料用ガスの供給が停止できるものであること。

なお、燃料用ガスが都市ガスの場合は、仙台市ガス局の指導を受けること。

ウ フード・フライヤー用とレンジ用又はフライヤー用とを併設する場合には、各装置の機能に生じるおそれのない範囲で、消火薬剤貯蔵容器等の一部を共用して差し支えないものであること。

4 消防用設備等の代替措置

(1) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置は、「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(S50.7.10消防安77号消防庁安全救急課長通知)第1、4、(2)中の「有効な自動消火装置」に該当するものであること。

(2) この基準に適合するレンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用又は下引きダクト用を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができるものであること。また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分は、規則第6条第6項の規定については適用しないことができるものであること。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものであること。

5 その他

(1) この基準の施行に伴い、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用自動消火装置の性能及び設置の基準について」(昭和56年9月28日付仙消予第92号、以下「旧基準という。）」の別添（フード・ダクト用、レンジ用又は

フライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置基準)は、廃止するものであること。

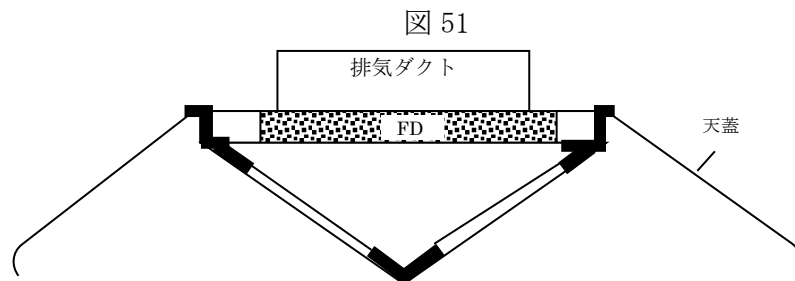
- (2) 仙台市火災予防条例(以下「条例」という。)第10条の2第1項第2号ニの「自動消火装置」については、厨房設備の上方に設置されるフード及びダクトに対してはフード・ダクト用(必要に応じてダクト用を併設する。)を、下方排気方式ガス機器に対しては下引きダクト用をそれぞれ設置するものとする。

なお、「仙台市火災予防条例の一部改正に伴う運用基準について」(平成4年6月24日付消警予第36号)第1、3、サ(ア)aは本号に読み替えるものとする。

- (3) 1(9)でいう「下方排気方式ガス機器」には、条例第10条の2第1項に定める「天がい」と同等の性格を有する部分があることから、当該部分を「天がい」とみなして、同項第2号から第4号までを準用し指導すること。
- (4) この基準の施行の際、現に下方排気方式ガス機器に対する消火装置として、その内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を有効に消火できるものとして設置されており、この基準と同等に取り扱うことができるものについては、なお従前の例による。

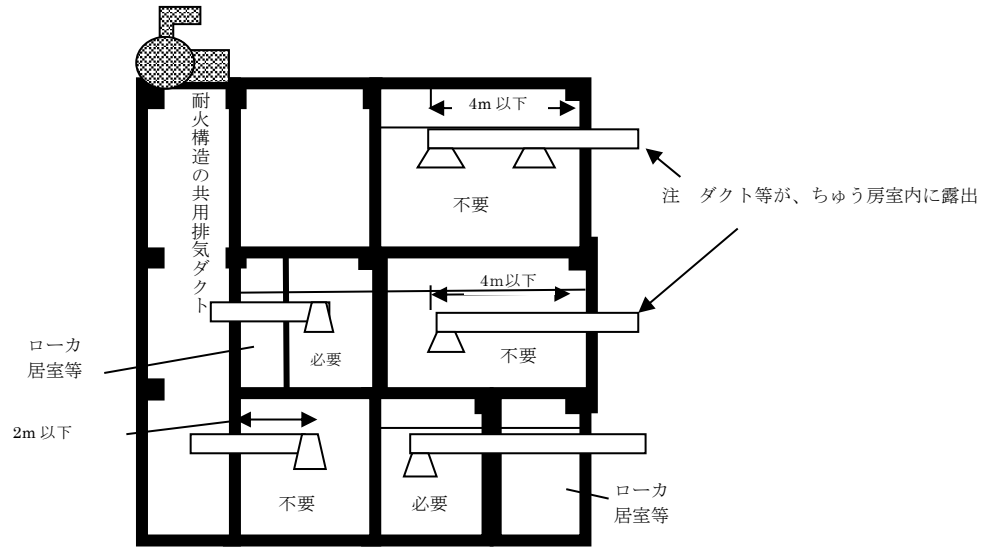
イ 防火ダンパーについて

- (ア) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。
この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は概ね120℃から180℃までの範囲内で、周囲温度を考慮し誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきであること。
- (イ) 防火ダンパーは、厚さ1.5mm以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。
- (ウ) 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。
- (エ) グリスフィルターに防火ダンパー(FD)を組み込んだ例



- (2) 第1項第2号ハの「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、ちゅう房設備から5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、次のア又はイに該当するものをいうものであり、この条件を満たす場合には、火災伝走防止装置を設置しないことができるものであること。
- ア ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトでちゅう房室内に露出して設置されているもの

図 52 火災伝走防止装置の要・不要



イ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されているもの。

- (3) 「排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行うもの」とは、上記11と同様とする。
- (4) 「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、上記3と同様とする。

14 第2項において、「当該ちゅう房設備の入力と同一ちゅう房室内に設ける他のちゅう房設備の入力の合計が」と読み替えるのは、ちゅう房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一ちゅう房室内に設けるちゅう房設備の入力の合計によるものとしたものである。

また、ちゅう房設備以外の設備についても、同一場所に2以上の設備を相互の距離5m以内に近接して設置する場合にあっては、各設備の入力合計により、必要に応じ、不燃区画室に設置するか、条例第3条第3項ただし書き「炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」と同様な措置を講じること。

(燃料電池発電設備)

第十条の三 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第三項及び第五項、第十九条の二並びに第五十六条において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十三条第一項（第七号を除く。）並びに第十四号第一項（第二号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）であって出力十キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇し、若しくは低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置（第四項において「停止装置」という。）を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十三条第一項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第十四条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号、第十三条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第八号から第十号まで並びに第二項並びに第十四条第一項（第二号を除く。）の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力十キロワット未満のものうち、停止装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号（ハ、ワ及びカを除く。）、第十八号及び第十八号の三並びに第二項第一号及び第四号、第十三条第一項第八号及び第十号並びに第十四条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第三十条及び第三十四条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第四十四条の規定の例による。
（平成17年6月・追加、平成22年6月・改正）

燃料電池発電設備は、主に工場等の大規模な建築物を対象として開発されたものであったが、設備の内部にバーナーを有すること等の理由から設備本体に出火危険があることから規制の対象となるものである。

近年、技術開発の進展により出力が10kW未満の小規模な燃料電池発電設備が出現している。

- 1 屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理については、第3条、第13条及び第14条の基準が準用される。
- 2 第2項 屋内に設ける固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池の発電設備のうち、出力が10kW未満で停止装置を設けたものは、不燃区画された室内への設置を要しないものであること。
- 3 第4項 屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10kW未満のものうち、停止装置を設けたものは、建築物から3mの距離を保有すること等を要しないものであること。
（平成17年3月消警予第156号、157号及び規程第6条参照）

（掘りごたつ及びいろり）

- 第十一条 掘りごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。
- 2 掘りごたつ及びいろりの管理の基準については、第三条第二項第一号及び第四号の規定を準用する。

本条は、掘りごたつ及びいろりについて規制したもので、「掘りごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置ごたつ」は移動的なものであることから器具として扱うものである。

- 1 第1項の「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいう。
- 2 第1項の「不燃材料」に金属を用いる場合は、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするよう配慮することが必要である。
- 3 掘りごたつに、こたつ用電熱器を用いた「電気こたつ」は、その内面を難燃性を有する材料とすることができる。

(火花を生ずる設備)

第十二条 グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- 一 壁、天井（天井がない場合にあつては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること
- 二 静電気による火花を生ずるおそれがある部分に静電気を有効に除去する措置を講ずること
- 三 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること
- 四 火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと

（平 12 年 12 月・平 15 年 7 月・平 17 年 6 月・改正）

本条は、操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の位置、構造、管理について規定したものである。

- 1 ゴムスプレッダーとは、主として布等にゴムを引く設備、起毛機とは、生地を毛羽立てる設備、反毛機とは、原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備で、次のような危険があるためそれらを防止するために規制しているものである。
 - (1) これらの設備は、ローラーを使用するものが多く、摩擦によって、静電気が発生し放電、火花を出すおそれがあること。
 - (2) 反毛機で原毛、ぼろ等に含まれる金属、石等の異物を叩くことが多く、このため機械的火花を生ずるおそれがあること。
 - (3) 作業中において、印刷インク、ゴム溶剤の可燃性蒸気、繊維の微粉が、火花発生部に放出、火花により着火する危険があること。
- 2 第 2 号の「静電気を除去するための措置」とは、設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいう。措置としては、加湿する方法（室内の湿度を調整）、及び接地工事（アース）を施す方法（一般的な工事では、紙、ゴム、繊維等の電荷（電気量）を除去することは困難。この部分については、接地された、金属製のブラシを接触させる等の方法あり）がある。
- 3 第 3 号の「有効に除去する換気装置」には、強制換気装置に限らず、外気に面する換気上有効な開口部を含む。

(放電加工機)

第十二条の二 放電加工機（加工液として法第二条第七項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること
 - 二 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること
 - 三 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること
 - 四 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること
- 2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- 一 引火点七十度未満の加工液を使用しないこと
 - 二 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと
 - 三 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること
 - 四 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること
- 3 前二項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第二号を除く。）の規定を準用する。

（平4年3月・追加）

本条は、危険物を加工液として使用する金型成形を行う機械である放電加工機について、放電火花による引火等による火災の発生を防止するために必要な位置、構造及び管理についての基準を規定したものである。

- 1 第2項第2号 加工液を噴出し、加工対象物に吹きかけながら加工すると、引火して火災が発生するおそれがある。また、加工槽の深さに対して無理な高さの加工対象物の使用や、加工対象物の押さえ金具の使用など、異常放電等による火災危険のある加工を行わないこと。
- 2 第2項第3号 放電加工機を使用する前に工具電極が適正な位置または方法により、確実に取り付けられているか、また、放電火花は正常に放電されているか確認すること。

(変電設備)

第十三条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条第一項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること
 - 二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること
 - 三 変電設備（消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。
ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障がない措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - 三の二 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと
 - 三の三 第三号の不燃材料の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること
 - 四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること
 - 五 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること
 - 六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと
 - 七 変電設備のある室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと
 - 八 定格電流の範囲内で使用すること
 - 九 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定する者に必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること
 - 十 変圧器、コンデンサーその他の機器及びその配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第一項第三号の二及び第五号から第十号までの規定を準用する。
- （昭55年9月、平4年3月、平12年12月、平17年6月、平24年10月、令2年12月、令5年10月・改正）

本条は、屋内及び屋外に設置する変電設備からの火災危険を排除するとともに、他の施設等への延焼を防止するため、変電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

本条が適用となる変電設備とは、電圧を編成する設備で、遮断機、変圧器、コンデンサ等の機器によって編成され、その全出力が20kWを超えるものをいう。

- 1 第1項の「全出力」の算定は、防火的に区画されたひとつの室に設置された変圧器の定格容量（キロボルトアンペア）の和に表17の係数を乗じて算定する。

設置場所が異なるサブ変電所や各階に設けたEPS内に設置した変圧器は、設置場所ごとに出力算定を行うものとする。

注 変圧器（計器用変圧器・計器用変流器を除く。）の定格容量（キロ・ボルト・アンペア）の和（主変圧器がある場合の当該変圧器の二次側に接続された変圧器を除く。）をkWに換算する。

表 17

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係 数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

- 2 蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20kWを超える場合においても、独立の変電設備としてではなく、蓄電池設備の一部として取り扱うこととする。
- 3 第1項第3号の消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの」とは、昭和50年5月28日消防庁告示第7号の基準を満足するものか、若しくはキュービクル式変電設備の判断基準を満足するものである。(第14条はキュービクル式発電設備の判断基準、第15条はキュービクル式蓄電池設備の判断基準)
- 4 第1項第3号の「防火上支障ない措置」とは、次のいずれかの場合をいう。
 (1) 周囲1m(特別高圧にあつては2m)以上の空間を有し、油入機器から油が漏れた場合に区画外へ流出しない床としている場合
 (2) 電気火災に適応した固定消火設備が設けられている場合
- 5 第1項第3号の2に規定する、変電設備と建築物等の部分との間に保たなければならない「換気、点検及び整備に支障のない距離」とは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる距離をいうものであること。

表 18 平成14年9月30日付消防予第282号(消防用設備等の試験基準)

保有距離を確保すべき部分	保有距離
前面又は操作面	1.0m以上
点 検 面	0.6m以上
換 気 面 (注)	0.2m以上

(注) 前面、操作面又は点検面で、換気口の設けられている面をいう。

- 6 第1項第3号の3に規定する「すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること」とは、変電設備室等からの延焼防止等を図るため、第13条第1項第3号の規定による不燃区画をダクト、ケーブル等が貫通する部分の火災予防上有効な措置について明確にしたものである。
 なお、不燃区画等の貫通部分のすき間を埋める不燃材料には、ロックウール、モルタル、防火シール材、防火パテ等があり、貫通部分の措置については(一財)日本建材試験センター等により「ケーブル配線の防火区画貫通部分の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものを参考として、適切な措置を講ずるべきものであること。
- 7 第2項の「屋外」には、主要構造部分を耐火構造とした建築物の屋上を含む。
 また、かっこ書き部分の「柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの」とは、電気事業者が設置する電力柱上の変圧器や路上の変圧器(パットマウント)等を指す。

(急速充電設備)

第十三条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあっては、充電ポスト

二 筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

三 堅固に床、壁、支柱等に固定すること

四 雨水等の浸入を防止する措置を講ずること

五 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること

六 コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること

七 コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること

八 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

九 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十 異常な高温とならない措置を講ずるとともに、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十一 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること

十二 急速充電設備と電気自動車等との衝突を防止する措置を講ずること

十三 コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

十四 充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十五 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

- ロ 異常な高温とならないこと
- ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
- ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
- 十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと
- 十八 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること
- 十九 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「変電設備」とあるのは、「急速充電設備」と読み替えるものとする。
(平 24 年 10 月・追加、令 2 年 12 月、令 5 年 6 月・改正)

本条は、電気自動車等に短時間で充電を行う急速充電設備について、使用者の安全を確保するために、使用の際の電気事故及び電気火災を予防するのに必要な規制を定めたものである。

- 1 全出力が 20 kW 以下のものについては、本条の施行以前に急速充電設備に適用していた「変電設備」の基準と同様に除外したものである。
- 2 第 1 項第 1 号は屋外に設ける急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）と他の建築物との離隔距離を規定したものであり、「消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの」とは、急速充電設備の判断基準を満足するものである。
 - (1) イは、急速充電設備と相対する建築物の外壁の全面を不燃材料で防火的に造り、又は覆い、かつ、開口部のないもの又は開口部に防火戸を設けた場合は、三メートル以上の距離をとらなくてもよいとしたものである。
 - (2) ロは、分離型の急速充電設備の充電ポストは、建築物から三メートル以上の距離をとらなくてもよいとしたものである。
- 3 第 1 項第 3 号の「堅固に床、壁、支柱等に固定すること」の具体的な方法は、「電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引き書」（一般社団法人 CHAdeMO 協議会）（以下、「手引き書」という。）を参考とできる。
- 4 第 1 項第 4 号の「雨水等の浸入を防止する措置」とは、筐体が日本産業規格（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」）に規定する IP33 以上の保護等級であること。
- 5 第 1 項第 11 号の「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けることなどが考えられること。
- 6 第 1 項第 12 号の「衝突を防止する装置」とは、樹脂製ポールや鉄製パイプに加えて、急速充電設備への衝突を防止するために設けられた車止めや縁石等の措置も含まれる。その他、急速充電設備を駐車スペースより 1 段高い位置に設けることで衝突を防ぐ方法なども考えられる。なお、具体的な措置のイメージについては、手引き書を参考とできる。また、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置とする必要がある。

- 7 第1項第10号の「異常な高温」とは、過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度のこと。
- 8 第1項第16号の「蓄電池を内蔵している」とは、急速充電設備専用の蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）が当該設備の筐体内に収納されているものである。なお、内蔵している蓄電池の蓄電池容量が10キロワット時を超えるもの（蓄電池容量が20キロワット時以下のもので蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2（条例第15条の解説を参照）に定める出火防止措置が講じられたものを除く。）であっても急速充電設備の基準に適合するものにあつては、条例第15条の適用は受けない。
- 9 第1項第16号及び第17号の「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。
- 10 第2項は、前項に規程するもののほか、位置、構造及び管理の基準について、条例第13条の変電設備に関する規定を準用するものである。

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第十四条 屋内に設ける内燃機関をとする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 容易に点検することができる位置に設けること
 - 二 防振の措置を講じた床上又は台上に設けること
 - 三 排気筒は、防火上有効な構造とすること
 - 四 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに第十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、第十三条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びにこの条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備（気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とするものに限る。）であつて出力十キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（厚さが〇.八ミリメートル以上のものに限る。）で造られた外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号及び第十八号の三、第十三条第一項第七号、第八号及び第十号並びにこの条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。
- 一 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること
 - 二 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること
- 5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第二十七条の規定の例による。
- （昭55年9月、平4年3月、平17年6月、平24年10月・改正）

本条は、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とした発電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

ただし、搬送用及び移動用の発電機（固定して設ける場合を除く。）は、本条の規制から除外される。

- 1 第1項第2号の「防震の措置」とは、発電機及びエンジンの存する床又は台を建築物のその他の部分と切り離すか、又はスプリング、砂、防震ゴム等により振動を吸収する方法が適当であること。
ただし、ガスタービンのように振動の少ないものは設けないことができる。
- 2 第1項第3号の「防火上有効な構造」とは、排気筒を次に掲げる項目を満たす構造としたものであること。
 - (1) 遮熱材料は不燃材料とすること。
 - (2) 他の可燃物と接触しないこと。
 - (3) 排気口は、排気ガスの熱により燃焼する可燃物の付近に設けないこと。
- 3 位置、構造及び管理の基準については、条例第3条（炉）及び第13条（変電設備）に関する規定を準用するものである。
- 4 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第27条・・抜粋
（非常停止装置）
第27条 内燃機関には、運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速やかに遮断する非常调速装置その他の非常停止装置を設けなければならない。

<p>（蓄電池設備）</p> <p>第十五条 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防局長が定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十二条第四号並びに第十三条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第九号の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「変電設備」とあるのは、「蓄電池設備」と読み替えるものとする。 3 第一項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、延焼防止措置が講じられたものとして消防局長が定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 4 第一項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十二条第四号、第十三条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第十三条の二第一項第四号の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項第五号中「変電設備」とあるのは、「蓄電池設備」と読み替えるものとする。 （昭60年12月、平4年3月、平17年6月、令5年10月・改正）
--

本条は、蓄電池設備を設置する場合の位置、構造、及び管理の基準について規定したものである。

- 1 第一項の蓄電池設備とは、蓄電池、充電装置、制御装置等によって構成される設備で、固定して使用されるもの（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット

ト時を超え二十キロワット時以下のもので、出火防止措置が講じられたものとして消防局長が定めるものを除く。)を対象としている。

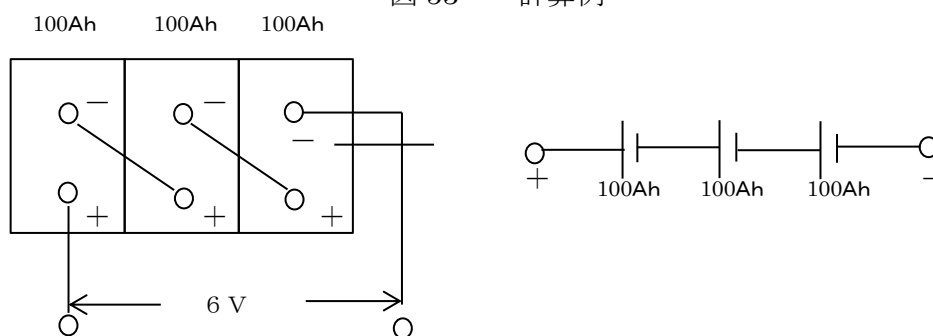
「消防局長が定めるもの」とは、規定第十七条第一項に定める、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定める下記を指す。

出火防止措置	同等以上の出火防止措置	
JIS C 8715-2	IEC 62619	UL 1973
JIS C 63115-2	IEC 63115-2	

2 第一項の蓄電池設備の容量の算定は、次により算出すること。

蓄電池容量 (kWh) = 定格容量 (Ah) × 単位電槽の電圧 (V) × 単位電槽数 (セル)

図 53 計算例



この場合は1セル2V、100Ahの電槽が3個パックされたものとする。したがって、

$$100\text{Ah} \times 2\text{V} \times 3\text{セル} = 600\text{Wh} = 0.6\text{kWh} \text{ となる。}$$

直列、並列とも容量計算は同じである。

3 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第七号）第三に定めるものであるときは、当該箱ごとに対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。

4 第三項は屋外に設ける蓄電池設備と他の建築物との離隔距離を規定したもので、隣接する建築物から三メートル以上の距離をとらなければならない。かつ書き部分の「柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの」とは、電気事業者が設置する電力柱上の変圧器や路上の変圧器（パットマウント）等を指し、「消防局長が定めるもの」とは、規定第十七条第二項に定める、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第三に定める下記を指す。なお、下記の延焼防止措置は出火防止措置が講じられたものが前提となっている。

延焼防止措置	同等以上の延焼防止措置	
JIS C 4411-1	IEC 62040-1	UL 9540
JIS C 4412	JIS C 4412-1	
	JIS C 4412-2 ※JISC4412-1で求められる安全要求事項について適合しているものに限る	
JIS C 4441	IEC 62933-5-2	

(ネオン管灯設備)

第十六条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
 - 二 変圧器を雨がかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
 - 三 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと
 - 四 壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること
 - 五 電源の開閉器は、操作しやすい位置に設けること
- 2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第十三条第一項第九号の規定を準用する。
(昭55年9月、昭60年12月、平15年7月・改正)

本条は、ネオン管灯設備の位置、構造及び管理について規定したもので、本条の適用は、管灯回路の使用電圧が1,000ボルトを超える放電灯であつて、放電管にネオン放電管を使用したものを対象としている。

- 1 第1項第1号の「点滅装置」とは、単純な点滅のためのスイッチではなく、一定の周期をもって点滅するようになっている場合の点滅のための付属装置である。
- 2 第1項第1号ただし書きの「無接点継電器」とは、半導体を利用した電子式点滅器であり、点滅時に火花を発生おそれがないものにあつては、覆いを不燃材料としないことができる。
- 3 第1項第3号の「近接する取付け材」とは、ネオン管灯等からおおむね50cm以内にある取付け材をいう。

(舞台装置等の電気設備)

第十七条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - イ 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること
 - ロ 電灯の充電部分は、露出させないこと
 - ハ 電灯又は配線が、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること
 - ニ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること
 - ホ 一の電線を二以上の分岐回路に使用しないこと
 - 二 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。
 - イ 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること
 - ロ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること
- 2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第十三条第一項第七号から第十号までの規定を準用する。
(昭55年9月、平14年10月、平15年7月・改正)

本条は、舞台装置、展示装飾のために使用する電気設備及び工事、農事等で一時的に使用する電気設備についての規定であるが、舞台装置、展示装飾のため使用するものについては、恒久的な設備として本条の適用を受ける。

- 1 第1項第1号は、舞台装置、展示装飾のため使用する電気設備についての規定であり、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 電灯、抵抗器等の熱を発生する電気設備器具等は、カーテン、どん帳、板等の可燃物に近接するような位置に設けないこと。
 - (2) 電灯の口金、受口、開閉器、接続器等の充電部が露出したものや破損したものは、短絡、感電等の事故が発生するおそれがあるので使用しないこと。
 - (3) 電灯又は配線は、動揺したり脱落したりするおそれがないように取り付けるとともに、過度に荷重や張力が加わらないようにすること。
 - (4) アークを発生する設備（舞台でいなづまを発生する場合など）は、不燃材料で造った容器に入れて使用すること。
 - (5) 電気設備には回路専用の保安装置を設けるとともに、屋外等に設ける場合は漏電遮断器等を付加すること。
 - (6) 回路は他の回路と共用しないこと。ただし、特別に負荷電流に応じた設計をして配線の太さの大きいものを設けた場合は共用することができる。

- 2 第1項第2号は、工事、農事等のため一時的に使用する電気設備、器具についての規定であり、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 電灯、分電盤、電動機等は、障害となるおそれのない位置に設置すること。
 - (2) 夜間等において工事現場等を照明するために設ける「残置灯設備」には、専用の開閉器を設けるとともに自動的に過電流をしゃ断する装置を設けること。
 - (3) 漏電により火災、感電等の事故の生じるおそれのある場合は、回路に漏電しゃ断器等を設けること。

(避雷設備)

第十八条 避雷設備の位置及び構造は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に定める日本産業規格のうち消防局長が指定するものに適合しなければならない。

2 避雷設備の管理については、第十三条第一項第九号の規定を準用する。

(平4年3月、平30年10月・改正)

本条は、落雷による火災事故を防止するために必要な事項を規定したものである。

- 1 第1項に規定する「日本産業規格のうち消防局長が指定するものに適合しなければならない」とは、日本産業規格Z9290に適合するものをいうものであること。

- 2 第2項は、避雷設備の管理について、条例第13条第1項第9号を準用するもので、特に避雷導線の切断の有無、ひさし等金属部との接触の有無を点検し、接地抵抗の測定試験をしなければならない。

(水素ガスを充填する気球)

第十九条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと
- 二 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の二倍以上である場合においては、この限りでない。
- 三 掲揚に際しては、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離十メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。

- 四 気球の容積は、十五立方メートル以下とする。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- 五 風圧又は摩擦に対し、十分な強度を有する材料で造ること
- 六 気球に付設する電飾は、気球から三メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から一メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- 七 前号の電飾に使用する電線は、断面積が〇.七五平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、〇.五平方ミリメートル以上）のものをいい、長さ一メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、〇.六メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること
- 八 気球の地表面に対する傾斜角度が四十五度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと
- 九 水素ガスの充填又は放出については、次によること
- イ 屋外の通風のよい場所で行うこと
- ロ 操作者以外の者が近接しないように適切な措置を講ずること
- ハ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと
- ニ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと
- ホ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないこと を確かめた後減圧器を使用して行うこと
- 十 水素ガスが九十容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと
- 十一 掲揚中又はけい留中においては、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他の人が立ちいるおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場所にあつては、この限りでない。
- 十二 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと（平14年10月、平15年7月、令2年12月・改正）

本条は、水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理について規定したものである。

- 1 気球に使用される水素ガスは、極めて軽い気体（空気29に対し水素ガス2の重さである。）であるが、燃焼範囲が広くその燃焼は爆発的であり火災予防上極めて危険な気体である。
- 2 第1号の「煙突その他火気を使用する施設の付近」とは、次の部分をいうものであること。
- (1) 煙突の頂部と気球との距離が10m以内となる部分
- (2) その他火気使用施設から、掲揚する場所までの水平距離が15m以内となる部分
- 3 第4号の「15立方メートル」とは、球形の気球の場合は、直径3mのものが相当する。
- 4 第5号の「風圧又は摩擦に対し、十分な強度を有する材料」とは、次の基準によるものであること。
- (1) 気球の材料
- ア ビニール樹脂若しくはこれに類する樹脂又はゴム引布等でその材料材が均一で、かつ、気温変化等による変質、静電気の発生又は帯電のしにくいもの
- イ 生地は可ぞ剤・着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、かつ、泡及び異物の混入がないもの
- ウ 厚さは、ビニール樹脂については、0.1mm以上、ゴム引布については、0.25mm以上のもの
- エ 拡張力及び伸びは、膨張又は圧縮による内外圧に十分耐えるもので塩化ビニールフィルムにあつては150kg毎平方cm以上のもの
- オ 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあつては、エレメンドルフ引裂強さ6kg毎平方cm以上のもの

カ 水素ガスの透過量は、一気圧摂氏20度、24時間において1 m²につき5 l以内のもの
キ 耐寒性は摂氏零下5度、耐熱性は摂氏60度においてそれぞれひび割れ、粘着性を生じないもの

(2) 気球の構造

ア 掲揚又はけい留中局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発することがないもの

イ 掲揚中著しく不安定となるか又は回転することがないもの

ウ 接着部分は、その強さが生地の高さと同等以上であるもの

エ 糸目座の強さは、150 kg以上の荷重に耐えるもの

(3) 掲揚綱等の材料

ア 麻又は綿等で材質が均一で、かつ、変質・静電気の発生又は帯電しにくいもの

イ 繊維は比較的長繊維のもの

ウ 掲揚綱及びけい留綱に使用する綱の太さは、直径が麻については6 mm以上、合成繊維については4 mm以上、綿については7 mm以上もの

エ 糸目綱に使用する綱の太さは、直径が麻については3 mm以上、合成繊維については2 mm以上、綿については4 mm以上もの

オ 掲揚綱の切断荷重は、気球の直径が2.5 mをこえ3 m以下のものについては170 kg以上のもの

カ 水・バクテリア・油薬品等により腐食していないもの

キ 摩擦によりその強さが容易に減少しないもの

ク 建築物のかどにおける横すべりによる用意に切断することのないもの

ケ 吸湿により著しく硬化することのないもの

(4) 掲揚綱等の構造

ア ヤーン数2以上のストランドを三つ撚りとしたもの、又はこれと同等以上の強度を有するもの

イ 著しく変形し、又はモングすることのないもの

ウ 操作に際し、著しく滑ることのないもの

エ 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの

オ 結び目は、動圧により容易に溶けることのないもの

カ 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの

5 第8号は、強風下における掲揚を禁止する規定で、強風時には気球が著しく浮遊し、周囲の建築物等に接触又は衝突して爆発等の事故が起りやすくなることから、地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚を禁止しているものである。

なお、容積15 m³の気球が地表面に対する傾斜角度が45度となる風速を概算すると、次の式から約6 m/sから7 m/sとなる。

$$\begin{aligned} \text{傾斜角度}(45^\circ) &= \frac{\text{風圧力}}{\text{浮力}} \\ &= \frac{\text{風速の自乗}(V^2) \times \text{気球断面積}(7.3 \text{ m}^2) \times \text{摩擦係数}(0.04)}{\text{気球の容積}(15 \text{ m}^3) \times \text{充填率}(100\%) \times (\text{空気密度}(1.2) - \text{水素密度}(0.085)) - \text{重量}(3 \text{ kg})} \end{aligned}$$

6 第10号は、気球内の水素ガスが90容量パーセント以下に下がった場合の水素ガスの詰め替えの規定であり、水素ガスの燃焼範囲の上限が75パーセントであることから安全性を考慮して90パーセントとしたものである。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第十九条の二 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。次項において同じ。)に附属する煙突の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- 一 構造又は材質に応じ、支枠、支線、腕金具等で固定すること
- 二 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること
- 三 容易に清掃ができる構造とすること
- 四 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること

2 前項に規定するもののほか、火を使用する設備に附属する煙突の位置及び構造の基準については、建築基準法施行令第百十五条第一項第一号から第三号まで及び第二項の規定の例による。

(昭59年3月・追加、平15年7月、平17年6月・改正)

本条の適用を受ける煙突は、建築基準法施行令第115条に規定されている「建築物に設ける煙突」だけでなく、屋外に設ける焼却炉等を含む「火を使用する設備に附属する煙突」である。

本条は、煙突の維持管理に関する事項など、同施行令第115条に規定されていない火災予防上必要な事項について規制したものである。

1 建築基準法上の「煙突」は、燃焼機器等に接続して設けられ、燃焼ガスが室内を經由することなく燃焼機器から直接屋外へ排出できるものをいい、「排気筒」は、燃焼ガスを室内の空気とともに排出するものをいう。また、ガス事業法上の「排気筒」は、建築基準法上の「煙突」に該当する。

火災予防条例上の煙突は、建築基準法上の「煙突」と同様、燃焼機器等に接続して設けられたものをいう。

2 関係法令等・・抜粋

(1) 建築基準法施行令第115条

(建築物に設ける煙突)

第115条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を60センチメートル以上とすること。

二 煙突の高さは、その先端からの水平距離1メートル以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から60センチメートル以上高くすること。

三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

(2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から15センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。

ロ その周囲にある建築物の部分(小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。)を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 (中略)

2 前項第1号から第3号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

(2) 平成16年9月29日国土交通省告示第1168号

(煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条第1項第三号イ(1)の規定に基づき、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第115条第1項第三号イ(1)に規定する煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。

二 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分(前号に掲げる基準に適合するものを除く。)にあっては、次のイ又はロに掲げる基準に適合していること。

イ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする。

ロ 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。

(3) 昭和56年6月1日建設省告示第1098号(最終改正 平成12年5月30日建設省告示第1404号)

(建築基準法施行令第115条第1項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条第2項の規定に基づき、同条第1項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第115条第1項第一号又は第二号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 煙突(ボイラーに設ける煙突を除く。以下同じ。)が、次のイからハまでの一に該当するものであること。

イ 換気上有効な換気扇その他これに類するもの(以下「換気扇等」という。)を有する火を使用する設備又は器具に設けるものであること。

ロ 換気扇等を有するものであること。

ハ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物(以下「廃ガス等」という。)を直接屋外に排出することができる火を使用する設備又は器具に設けるものであること。

二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度(煙道接続口(火を使用する設備又は器具がバフラーを有する場合においては、その直上部)における温度をいう。以下同じ。)が、260度以下であること。

三 木材その他の可燃材料(以下「木材等」という。)が、次に掲げる位置にないこと。

イ 先端を下向きにした煙突にあっては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が15cm以内で、かつ、垂直距離が上方30cm、下方60cm以内の位置

ロ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙突にあっては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が30cm以内で、かつ、垂直距離が上方30cm、下方15cm以内の位置

ハ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙突にあっては、その排気のため

の開口部の各点からの水平距離が15cm以内で、かつ、垂直距離が上方60、下方15cm以内の位置

第2 令第115条第1項第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 廃ガス等の温度が、260度以下であること。

二 次のイからニまでの一に該当すること。

イ 煙突が、木材等から当該煙突の半径以上離して設けられること。

ロ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないものであること。

ハ 厚さが2cm以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱された煙突の部分であること。

ニ 煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られたためがね石等を防火上支障がないように設けた部分であること。

三 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃材料で覆うこと。

第3 令第115条第1項第一号から第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

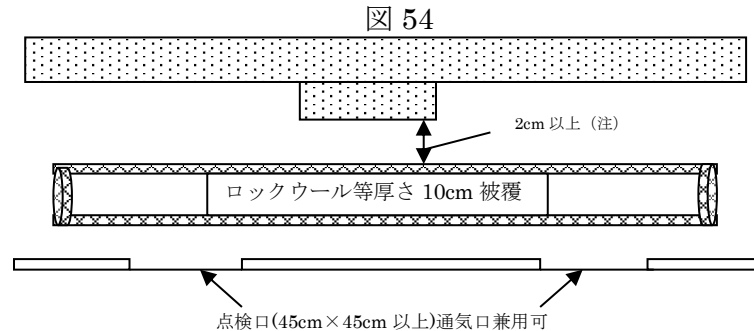
一 第1第一号に適合するものであること。

二 廃ガス等が、火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が、100度以下であること。

三 煙突が延焼のおそれのある外壁を貫通する場合にあっては、煙突は不燃材料で造ること。ただし、外壁の開口面積が100cm²以内で、かつ、外壁の開口部に鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを設ける場合又は地面からの高さが1m以下の開口部に網目2mm以下の金網を設ける場合にあっては、この限りでない。

3 小屋裏等の煙突の被覆等の施工例

(1) 排ガス等の温度が260℃を超える一重煙突



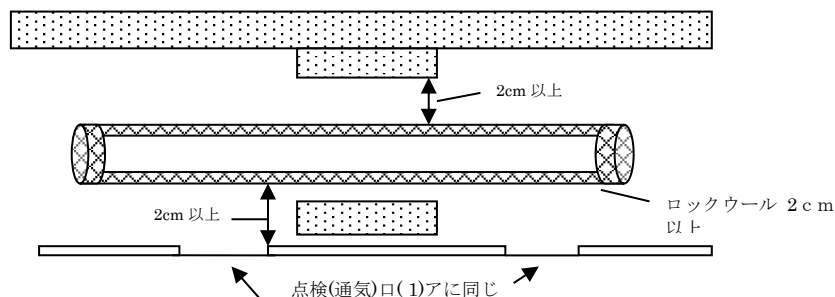
注 2cm以上（防火区画等の貫通部を除き、周囲が不燃材料であっても、点検・修理のため離隔すること。（2）ア及びイにおいて同じ。）

ア 点検口は、隠ぺい部分の煙突を点検できるように設けること。

イ 通気口は（100cm²）は、隠ぺい部分の換気が有効にできるように2箇所以上設けること。

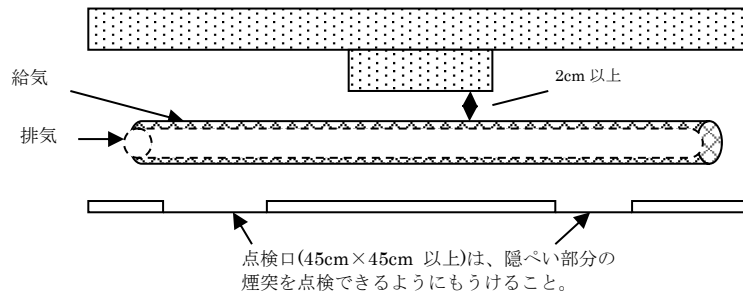
(2) 排ガス等の温度が260℃以下の煙突

ア 一重煙突



イ 密閉式（自然吸排気式・強制給排気式）の二重煙突

図 56



4 壁等の貫通部の施工例

(1) 排ガス等の温度が 260℃を超える煙突

図 57

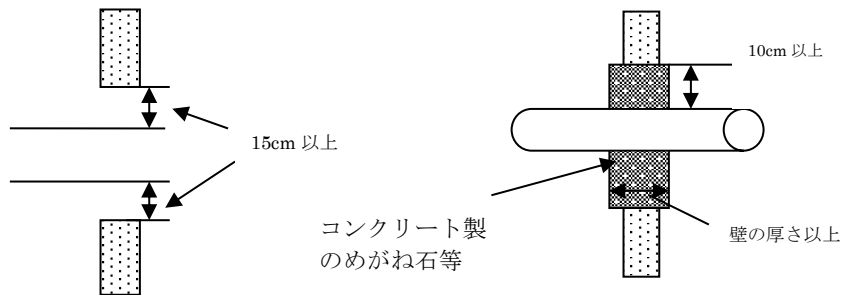
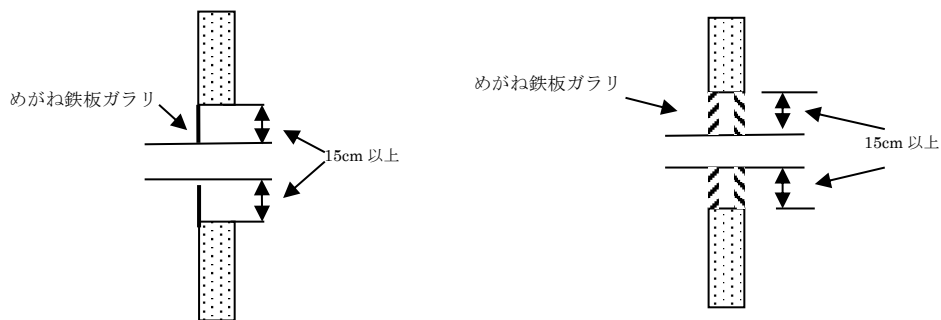
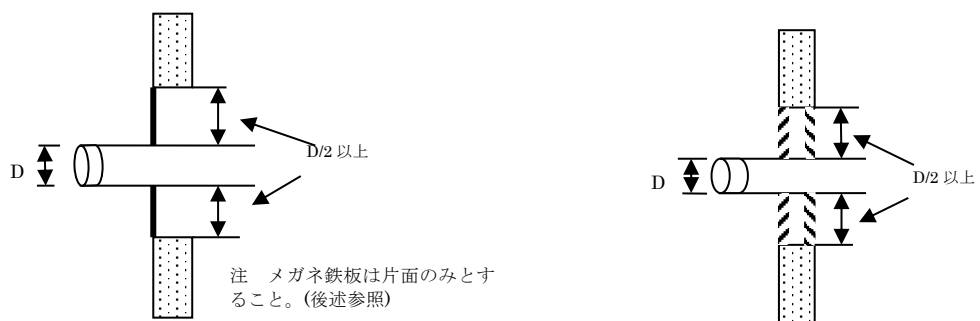


図 58



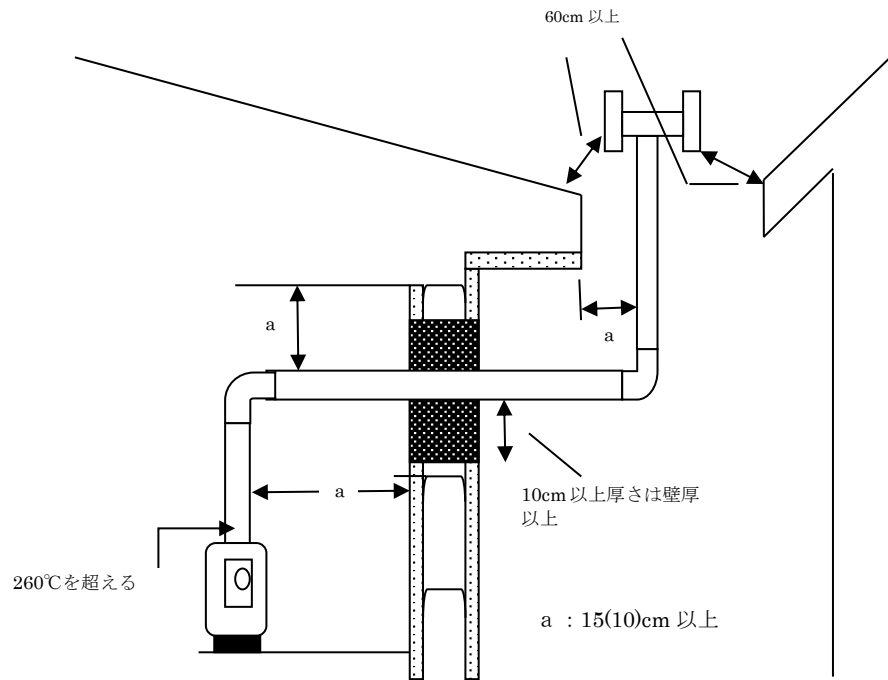
(2) 排気ガス等の温度が 260℃以下の煙突

図 59



(3) 排ガス等の温度が260℃を超える煙突の離隔距離

図 60



煙突から水壁距離1m以内に建築物の軒があるときは、60cm以上の距離が必要となる
 注()内は排気筒の長さがストーブから1.8mを超える部分及び厚さ6mm以上の断熱性の不燃材料で仕上げられている天井に面する部分

図 61

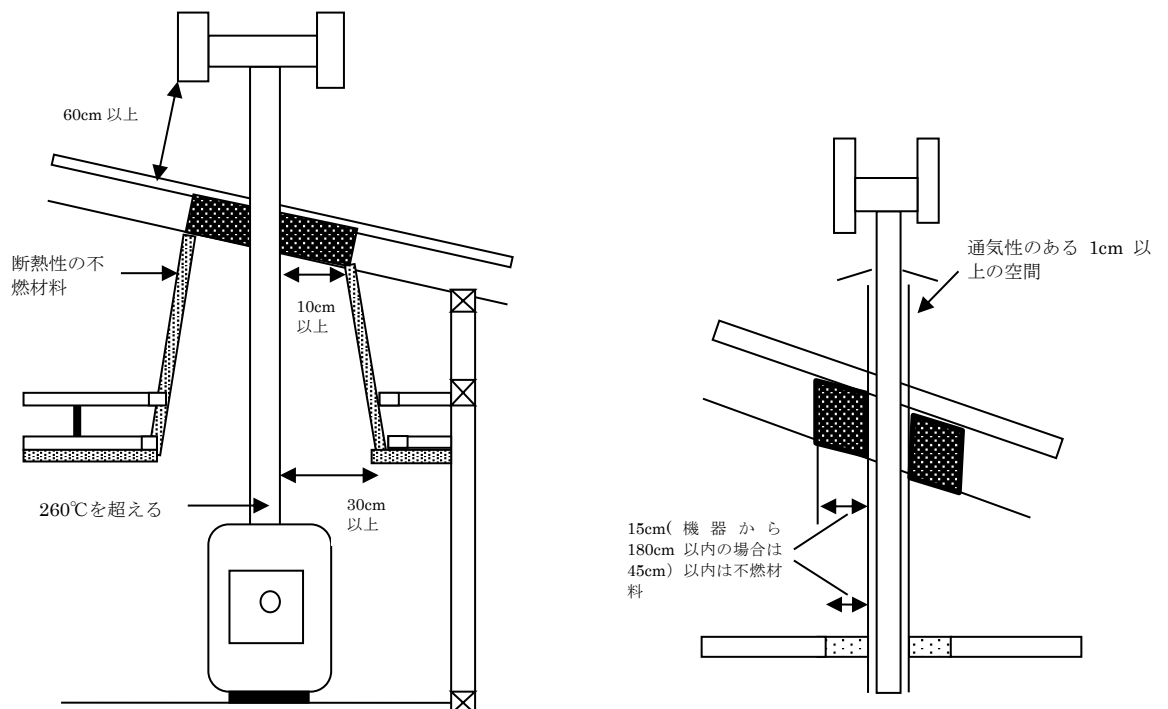


図 62

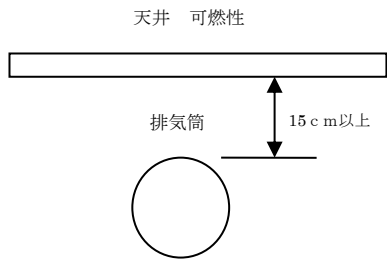


図 63

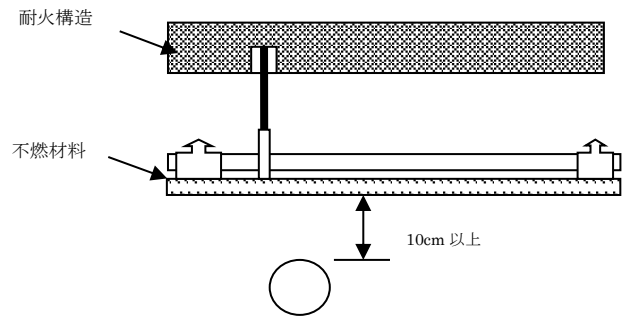
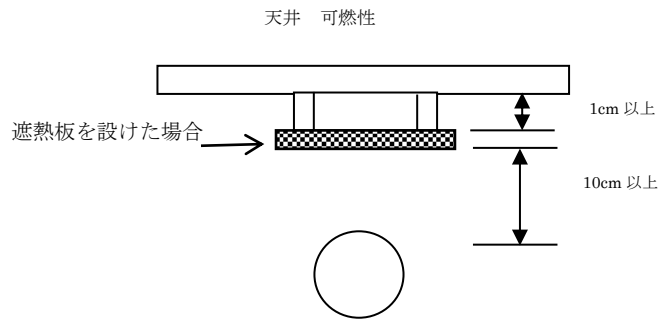


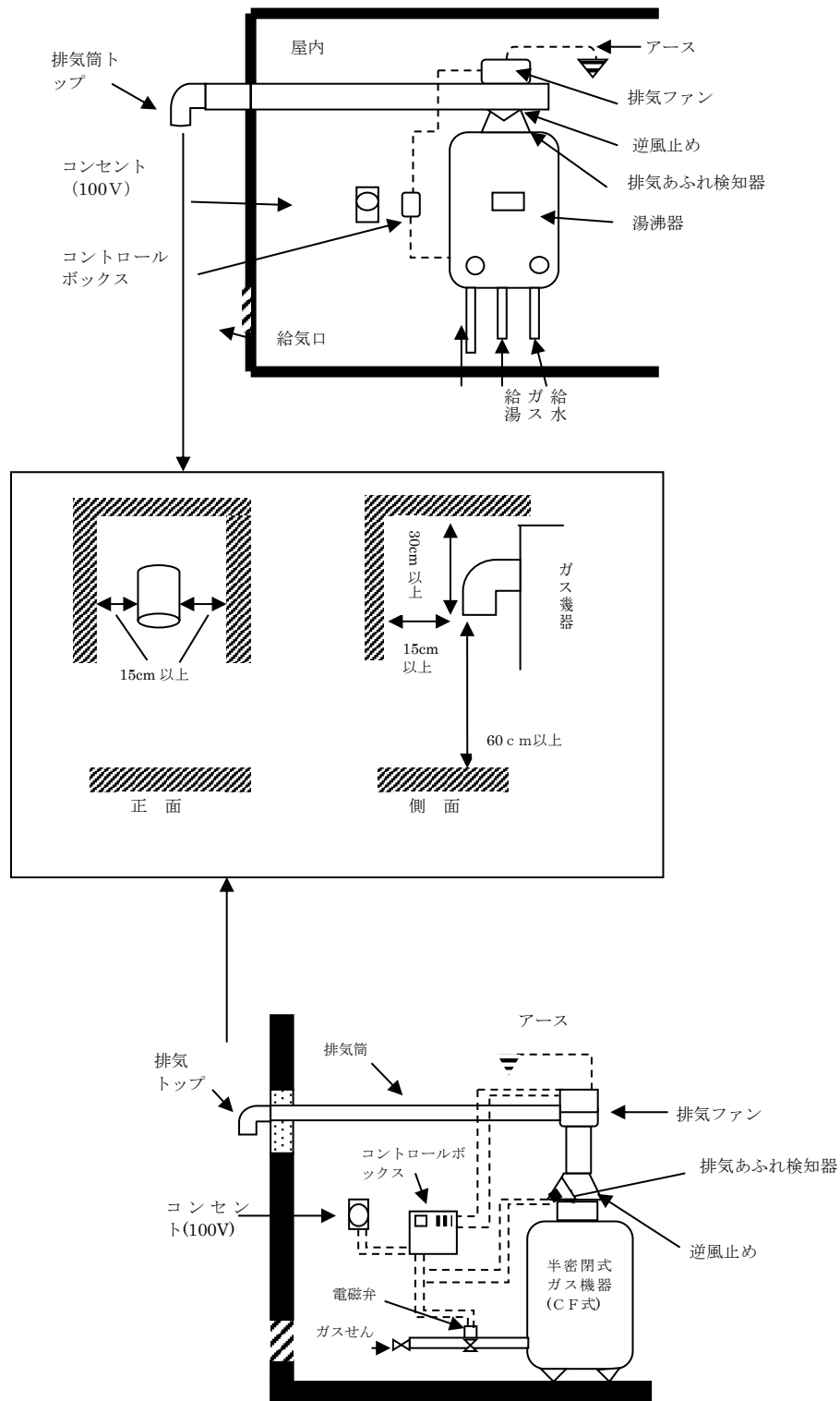
図 64



5 屋根面上60cm以上、隣接軒60cm以上の離隔距離がとれない場合(排ガスの温度260℃以下)の施工例

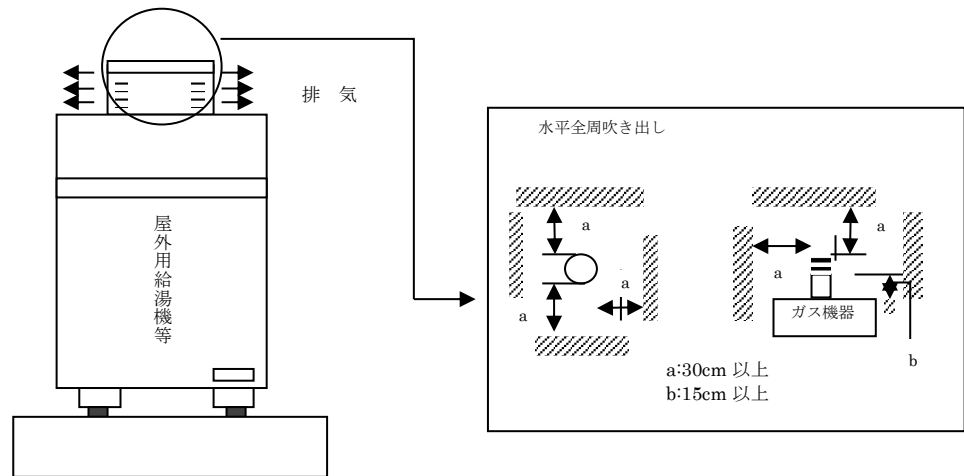
(1) 強制排気型及び半密閉式

図 65



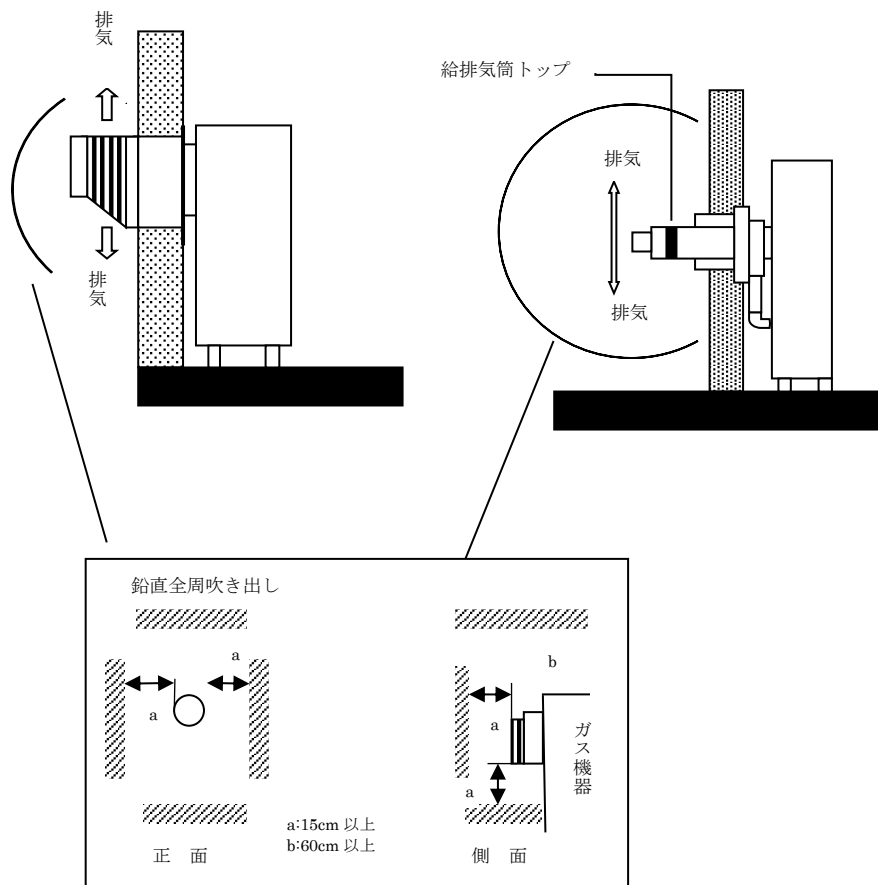
(2) 屋外用据置型

図 66



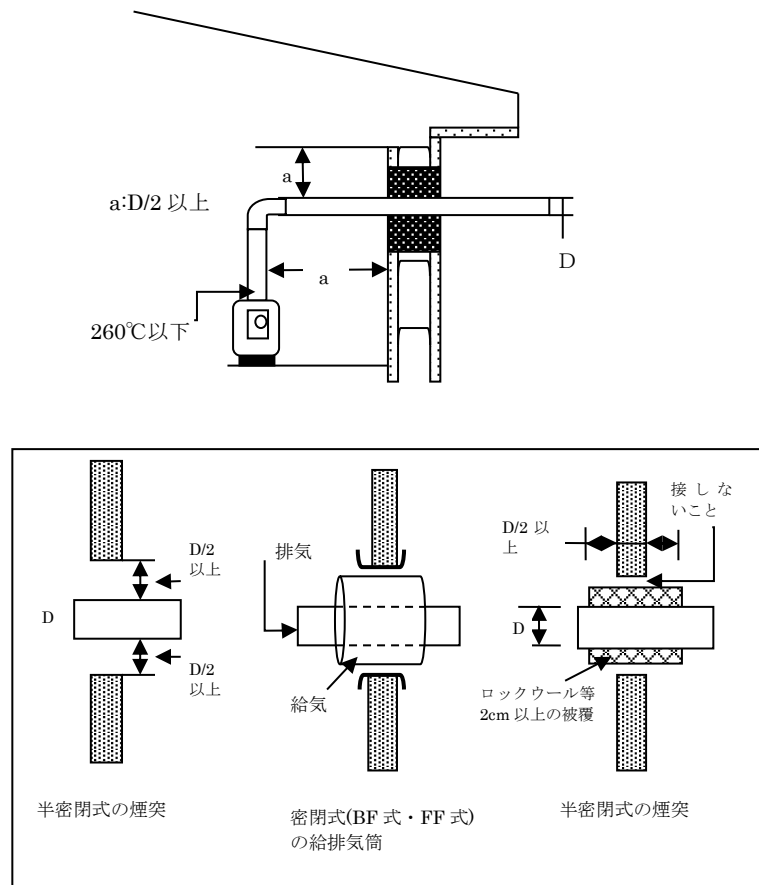
(3) 自然吸排気式据置型及び強制給排気式据置型

図 67



6 可燃材料から15cm以上の離れ及びめがね石等を使用しない煙突（排ガス等の温度が260℃以下）の施工例

図 68



(基準の特例)
 第十九条の三 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防局長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況からこの節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は特殊の設備を用いることによりこの節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。
 (昭55年9月・追加、昭59年3月・旧第十九条の二繰下、昭60年12月・改正)

本条は、火を使用する設備及びその使用に際し、火災発生のおそれのある設備について、火災予防上支障のないものについて、条例の技術基準によらないことができることを定めた規定である。

- 1 気体・液体燃料を使用する燃焼機器に関わる表示区分と火災予防上安全な距離については別図参照(略)(条例第24条の2において同じ。)
 ガス機器の設置基準及び実務指針(一般財団法人 日本ガス機器検査協会)及び石油燃焼機器設置基準の解説(一般財団法人 日本石油燃焼機器保守協会)を参照のこと。
- 2 条例・規則に該当しない気体燃料又は液体燃料を使用する火気設備等の特例(条例第24条の2(火気器具の特例)において同じ。)(平成12年8月消警予第47号)

第二節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第二十条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 器具の構造等に応じ、建築物等及び可燃性の物品から消防局長が定める火災予防上安全な距離を保つこと
 - 一の二 器具を隠ぺいする扉、カーテン等が設けられた場所で使用しないこと
 - 二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること
 - 三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること
 - 四 地震等により容易に転倒し、又は落下するおそれのないような状態で使用すること
 - 五 不燃性の床上又は台上で使用すること。ただし、防火上安全な構造の器具については、この限りでない。
 - 六 故障し、又は破損したものを使用しないこと
 - 七 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと
 - 八 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと
 - 九 器具の周囲は、常に整備及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと
 - 九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること
 - 十 燃料漏れがないことを確認してから点火すること
 - 十一 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと
 - 十二 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること
 - 十三 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定する者に必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること
- 2 液体燃料を使用する器具のうち移動式のストーブ及びこんろにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

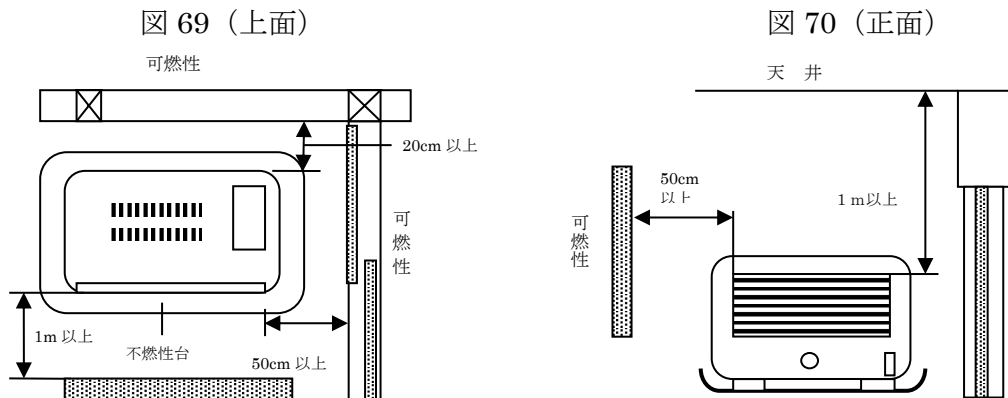
(昭48年6月、昭55年9月、昭60年12月、平4年3月、平14年10月、平26年6月・改正)

本条は、液体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものである。

1 第1項第1号の規定は、屋内及び屋外を問わないもので、「火災予防上安全な距離」とは、規程第7条による。

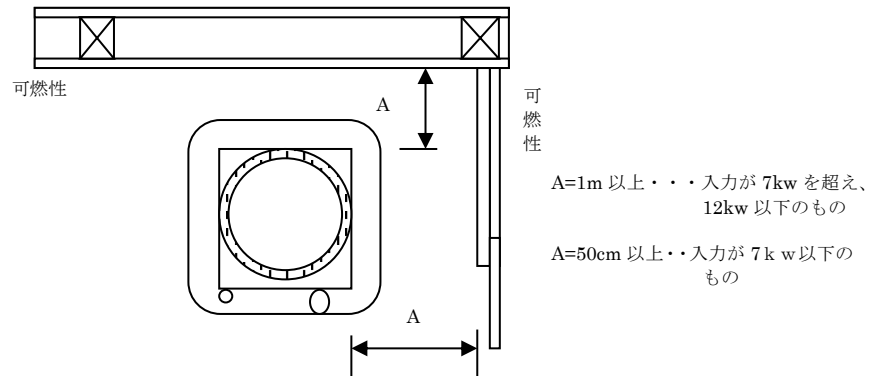
2 標準型燃焼器具の離隔距離の例示

(1) 移動式ストーブ - 開放式 - 放射型 (入力7 kW以下のもの)



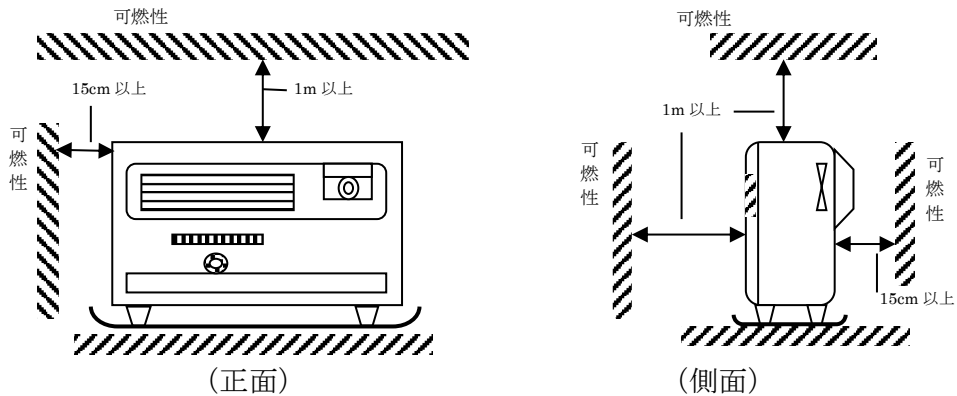
(2) 移動式ストーブ - 開放式 - 自然対流型

図 71 (上面)



(3) 移動式ストーブ - 開放式 - 強制対流型 - 温風を前方向に吹き出すもの
(入力が 12 kW 以下のもの)

図 72



3 第 2 項は、移動式ストーブ及び移動式こんろについて、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用するよう規定したもので、「地震等により自動的に消火する装置（対震自動消火装置）」の基準は、条例第 3 条運用基準 7 よるものであること。

(固体燃料を使用する器具)

第二十一条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること
- 二 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第一項第一号から第九号の二までの規定を準用する。

(昭 55 年 9 月、平 14 年 10 月、平 15 年 7 月、平 26 年 6 月・改正)

本条は、炭、練炭等の固体燃料を使用する器具の取扱いについての規定で、火鉢、置ごたつのほか、練炭こんろ、七厘及びバーベキューこんろ等の移動式こんろや石炭ストーブ等が該当する。ただし、煙突が接続されるものにあつては、ストーブとして規制される。

1 第 1 項第 1 号は、底部への熱伝導を防止するための規制で、床面の温度が摂氏 80 度を超

えないようにする必要がある。

- 2 第1項第2号は、固体燃料を使用する置ごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規制である。

(気体燃料を使用する器具)

第二十二条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第二十条第一項第一号から第十号までの規定を準用する。

本条は、都市ガス及びプロパンガス等の気体燃料を使用する器具の取扱いについての規定である。

- 1 第1項の「金属管以外の管」をゴム管とする場合は、長さを3m以下とするのが望ましい。また、臨時的又は季節的に使用する場合にあっては、5m以下とするよう指導すること。(ガス機器の設置基準 ガス機器の設置実務と解説基本規定27〔接続部の適合〕抜粋)

- 2 第2項の準用する第20条第1項第1号の「火災予防上安全な距離」の例示

- (1) 卓上型こんろ(2口以上)・卓上型グリル付こんろ(入力14kW以下)、卓上型オープン・グリル(入力14kW以下)


注  可燃性の物品等があってはならない範囲

図 73

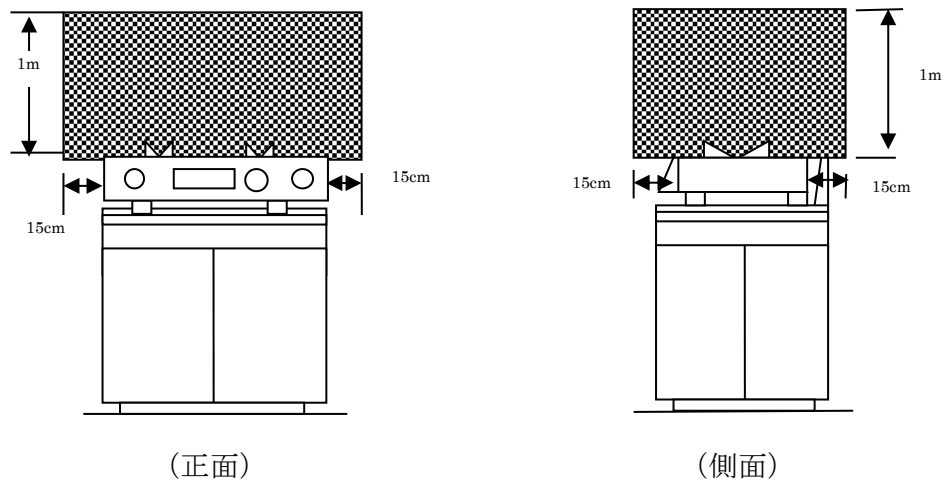


図 74

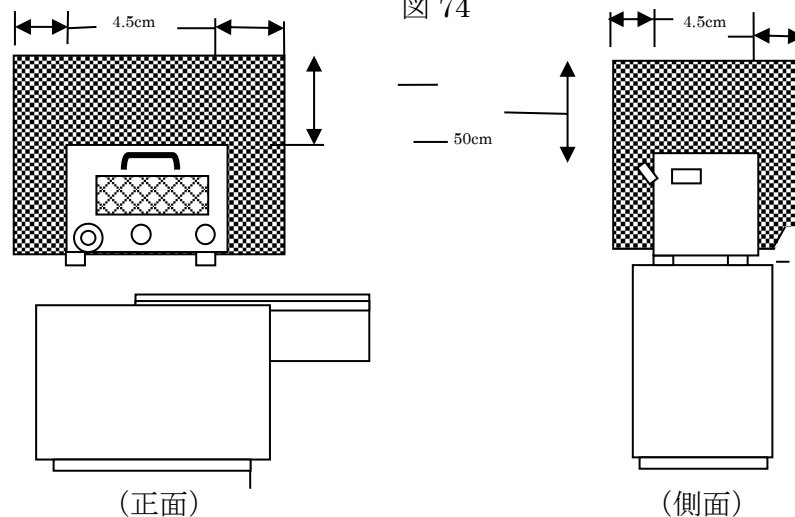
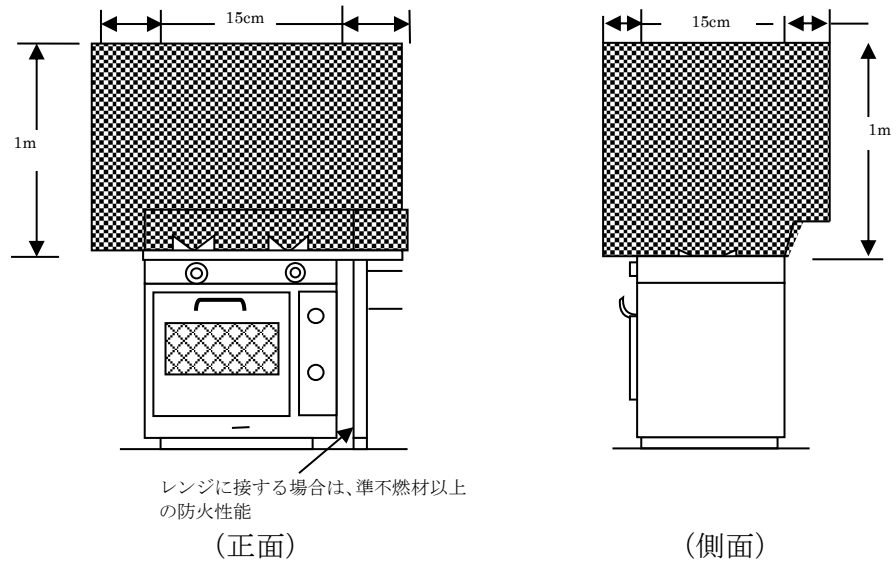
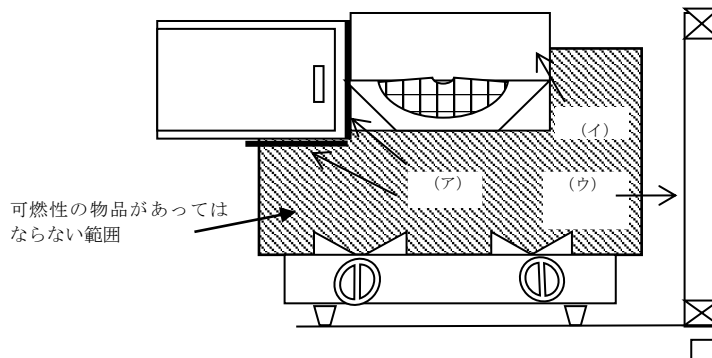


図 75



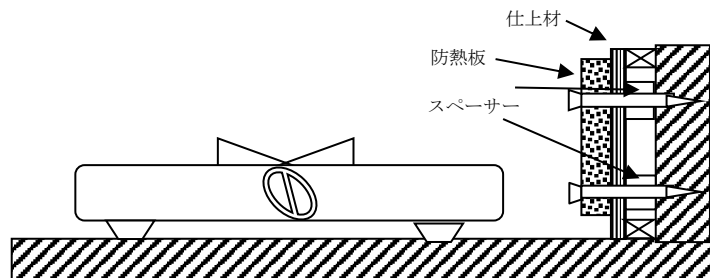
(2) 壁がある場合、あるいは可燃性の物品が付く場合で、安全な距離が確保できない場合の処理

図 76



- ア 吊り戸棚の側方と下方には、厚さ 6 mm以上の断熱性の不燃材料（石綿スレート等）を張る。
- イ レンジフード本体は、金属製のものを使用し、壁や吊り戸棚に接する部分は厚さ 6 mm以上の断熱性の不燃材料（石綿スレート等）を張るか 1 cm以上の隙間をとる。
- ウ 防熱板の構造等

図 77



防熱板は室温が 35℃の時にガス機器の周囲の壁体が 100℃を超えないようにするためのもので、ガス機器製造者または第三者機関が安全性を確認したものが求められる。

(電気を熱源とする器具)

第二十三条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 通電した状態でみだりに放置しないこと

二 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第二十条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第二号及び第五号から第七号までの規定に限る。）を準用する。

(平 15 年 7 月・平 26 年 6 月・改正)

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて規定するもので、シーズ、ハロゲン等の各種ヒーター類のほか、電磁誘導加熱等も含み、交流及び直流を問わず温度制御等を介しない状態で発熱体自体の温度が摂氏 100℃以上となるものが対象となる。

1 第 1 項第 1 号は、電源の切り忘れや配線の劣化等による出火例が多いため規定したものである。

2 第 2 項の規定は、電気を熱源とする器具の取扱い上の基準について、準用する規定を定めたものである。

なお、「器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれがない器具」とは、電気あんか、電気毛布、電気足温器などをいい、可燃物に直接接触して使用するものであることから準用規定も他の電気器具とは異なる。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第二十四条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具（第二十条から前条までに規定する器具を除く。）の取扱いの基準については、第二十条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第九号の二の規定を準用する。

(平 10 年 10 月、平 26 年 6 月・改正)

本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。

火消しつぼは、本来密閉することにより空気の供給を断ち火を消す器具であり、ある程度の温度上昇も生じることから、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避ける必要がある。

(基準の特例)

第二十四条の二 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防局長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況からこの節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は特殊の器具を用いることによりこの節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

(昭 55 年 9 月・追加、昭 60 年 12 月・改正)

本条は、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具について、条例の技術基準によらないことができるということを規定したものである。

第三節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第二十五条 次に掲げる場所で消防局長が指定するものにおいては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に市長が定める火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただ

し、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - 二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - 四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防局長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識を設けなければならない。
- 3 第一項の消防局長が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災防止上必要と認める措置
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び喫煙所である旨の標識の設置
- 4 前項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長が火災防止上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 5 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一に相当する面積以上の面積としなければならない。ただし、消防署長が当該劇場等の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 第一項の消防局長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

（昭 48 年 6 月、昭 50 年 10 月、昭 55 年 9 月、昭 59 年 3 月、平 4 年 3 月、平 12 年 3 月、平 16 年 6 月・改正）

本条は、火災が発生した場合、人命危険の生じるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所での火災発生防止と、火災発生時における急激な延焼拡大を防止するために必要な火気及び危険物品の持込み等の制限に関する規定である。

- 1 第 1 項の「消防局長が指定するもの」とは、規程第 14 条に規定する場所であること。
- 2 第 1 項ただし書きの「特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるとき」とは、「仙台市火災予防条例第 25 条に基づく承認に係る審査基準」（平成 7 年 3 月 27 日付消警予第 150 号及び平成 30 年 3 月 7 日付 H29 消予第 2491 号）に適合した場合であること。

(たばこの吸い殻の処理)

第二十五条の二 別表第一に掲げる場所においては、吸い殻容器から集めたたばこの吸い殻は、不燃材料で造られた専用の容器に収納しなければならない。

(昭55年9月・追加、平14年10月、平15年7月・改正)

本条は、たばこの不始末による出火例が多いことから規定したものである。

本条の規制は、特定、不特定の者の出入りを問わず、火災が発生した場合に人命危険、延焼拡大の危険が生じるおそれのある別表第1に掲げる場所である。

- 1 吸い殻入れの容器（ふた付き）は、不燃材料で気密に造られたものであること。
- 2 吸い殻を水に十分浸漬した後に集積する場合は、本条を適用しないことができる。

(空地及び空家の管理)

第二十六条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

- 2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(昭55年9月・平4年3月・改正)

本条は、空地、空家等からの出火防止を図るため、空地については枯れ草の除去等を、空家については侵入防止措置等を、それぞれ所有者等に義務付けたものである。

- 1 「空地」とは、屋外のすべての土地の空間部分のことである。
本条は、火災の発生又は延焼の危険が大きい市街地等における空地に、枯れ草等の燃焼のおそれのある物件が放置されている場合に限定して運用するものとする。
したがって、鉄道の軌道敷地内、河川敷、公園は含まれないが、住宅等への延焼等、その実態からみて火災予防上必要のあるものは、本条の趣旨から必要な措置を指導することが望ましい。
- 2 第1項の「枯れ草等燃焼のおそれのある物件」とは、次の(1)から(6)に示すものが考えられる。
 - (1) 枯れ草（枯れた草であり、青草は含まれない。）
 - (2) ダンボール箱等の紙製品
 - (3) 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
 - (4) 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
 - (5) 廃プラスチック
 - (6) ゴムくず
- 3 「空家」とは、一定の期間、継続して使用しない状態におかれた建物をいい、現に人の住んでいない住宅や使用されていない事務所、工場等の建物のほか、居住者が長期にわたって不在の住宅、建替えなどのため取り壊すことになっている建物なども、ここでの「空家」に該当する。
- 4 第2項の「その他火災予防上必要な措置」とは、空家が出火場所である火災の事例等を考慮し、放火、火遊び等による火災の発生を防止するため、空家の所有地又は管理者に対して、当該空家にむやみに人が出入りできないように施錠することや、着火物となり得るような可燃性の物件を周囲に放置せず除去することのほか、ガス及び電気の確実な遮断、危険物品の除去等及び定期的に状況を確認するなど、空家における火災を防止するうえで必要と考えら

れる措置をいうものであること。

なお、立入検査については、法第4条の適用を受けることに注意すること。

(たき火)

第二十七条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

本条は、可燃物等の近くにおけるたき火の禁止及びたき火をする際の一般的な措置を規定したものである。

なお、本条が平常時の気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定であるのに対して、条例第31条は異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である。

- 1 第1項の「たき火」とは、火を使用する設備、器具を用いないで又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいう。
- 2 第1項の「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を含み、すべての燃えやすいものを総称している。
- 3 第1項の「可燃物の近く」とは、たき火の規模、可燃物の性状、気象条件等その他の要素により一定することができないので実体的に判断するものである。
- 4 第2項の「火災予防上必要な措置」とは、次に掲げるものである。
 - (1) たき火の規模等を考慮した水バケツ、消火器等の準備をすること。
 - (2) たき火による火の粉の飛散防止を図るため、地面に穴を掘ってそこで燃やす又は不燃性の容器を使用すること。
 - (3) 気象状況、燃焼状態に対応できるよう責任ある監視人をつけること。
 - (4) 火災とまぎらわしい煙又は炎を発する場合は、条例第57条規定に基づいてあらかじめ届け出ること。

(がん具用煙火)

第二十八条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第九十一条第二号で定める数量の五分の一以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

(平4年3月・改正)

本条は、一定の場所でのがん具用煙火の消費の禁止及びがん具用煙火の貯蔵及び取扱いについて規定したもので、火薬類取締法によって規制を受ける場合においては本条の規制は適用されない。

1 「がん具用煙火」とは、火薬類取締法施行規則第1条の5に規定するがん具として用いられる煙火、その他のこれに類する煙火をいい、本条は、火薬類取締法施行規則第91条第2号に定める数量（火薬又は爆薬の合計が25kg、ただし、クラッカーボールにあつては5kg）以下のがん具用煙火について適用する。

- 2 公益社団法人日本煙火協会が管理する日本国内に流通する国産、輸入品のがん具用煙火を対象として自主的に行う検査に合格したがん具用煙火には、型式認証を経た製品に付けることができる「規格マーク」と製造、輸入時の抜き取り検査に合格した製品に付けることができる「合格マーク」が付されている。

SFマーク



- 3 第1項の煙火を消費する場合の「火災予防上支障のある場所」とは、次に示すような場所をいう。

- (1) 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガスその他の可燃物等の近くの場所
- (2) 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所
- (3) 強風注意報等が発令されている区域

- 4 第2項は、がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合の一般的注意事項を規定したもので、「炎、火花又は高温体との接近」の防止措置とは、次の例によること。

- (1) がん具用煙火の近くで、有炎火を発生させる火気使用設備器具を使用しない。
- (2) 炊事場、風呂場等で使用する熱源により高温となる場所から安全な距離をとるか、又は不燃材料等で区画する。
- (3) 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸い殻等の火源が入ることを防止する。
- (4) 裸電球等の発熱体との接近を避ける。

- 5 第3項は、火薬類取締法施行規則第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火について適用する。これは、一定数量以上のまとまった量のがん具用煙火についての安全措置規定である。

原料をなす火薬又は爆薬の数量が5kg以上25kg以下のがん具用煙火（クラッカーボールを除く。）又は原料をなす爆薬の数量が1kg以上5kg以下のクラッカーボールを貯蔵し、又は取扱う場合は本条により規制される。

(がん具用ゴム風船等)

第二十八条の二 がん具用ゴム風船等を販売し、又は取り扱う場合においては、不燃性のガスを使用するよう努めなければならない。

(昭55年9月・追加)

本条は、がん具用として用いられるゴム風船等に、炎、火花及び高温体の接近により発火又は爆発するおそれのある可燃性のガスの使用を禁止した規定である。

(化学実験室等)

第二十九条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第三十二条、第三十三条の二第一項第二号から第十六号まで及び第二項第一号並びに第三十三条の四第一項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(昭48年6月、昭62年9月、平2年3月、平17年6月・改正)

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等を行う場合における遵守事項について規定したものである。

- 1 「化学実験室」とは、学校、研究室、試験室、試験場等の化学実験室など小規模な実験室から、機械を用いて行う大規模な工場実験室も対象となる。
- 2 「これに類する物品」とは、条例別表第3に掲げる指定可燃物、高圧ガス、爆発生物質及

びその物品との接触又は混合により発火するおそれのある物品をいう。

- 3 「火災予防上必要な措置」とは、次の(1)から(7)までに示すことをいう。
- (1) 取扱位置は、第20条第1項第1号及び第3号から第5号までの例によること。
 - (2) 加熱の状況によっては、第3条第2項第5号の例によること。
 - (3) 適切な消火の準備をすること。
 - (4) 暴走反応等爆発危険のある反応実験等を実施する場合は、事前に実験の緊急停止方法を明記した作業マニュアルを作成し、作業員等に周知徹底を図ること。
 - (5) 実験室等には、作業に必要な最小限度の危険物等を小出し容器等で取り扱うほか、不必要な危険物等を持ち込まないこと。
 - (6) 作業終了後は危険物等の後始末を確実にし、容器の密栓状態を確認すること。
 - (7) 実験室等には、危険物等の貯蔵、取扱いに関する注意事項を記載した掲示板等を掲示すること。

(作業中の防火管理)

第三十条 溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業、びょう打作業その他これらに類する作業（以下「溶接作業等」という。）は、引火性、爆発性又は可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 火花、接炎又は加熱による着火を防止するため、湿砂の散布、散水、可燃物の除去、断熱性の不燃材料による可燃物の遮熱等の措置を講ずること
 - 二 作業内容に応じた消火設備を備えること
 - 三 作業後は、機械器具等の電源及び弁類並びに火気使用作業場所の点検を行うこと
 - 四 前三号に掲げるもののほか、火災予防上必要な措置を講ずること
- 4 建築物等（工事中の建築物等を含む。）において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講ずること
 - 二 火気使用を制限する旨の標識を設けること
- 5 建築物等の工事現場においては、火災予防上安全な場所にたばこの吸い殻容器を設け、喫煙所である旨を表示するとともに、当該場所以外の場所では喫煙させてはならない。

(平4年3月・改正)

本条は、可燃物の近くにおいて火炎が伸長し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止したものである。

- 1 第1項は、最近の火災事例を考慮し、自動車の解体作業にあつては、特に防火管理の徹底を図る必要があると考えられることから、あらかじめ燃料等の可燃性物品を除去し、消火用具を準備してから作業を開始するなど火災予防上必要な措置を取るべきことを規定したものである。

なお、燃料タンクの取り外し、燃料の抜き取り等を行う際には、火気管理に特に注意するよう併せて指導すること。

- 2 第3項第1号の火花等による着火を防止するための「可燃物の遮熱等の措置」として、不燃材のシートを使用する場合は、建築工事用シートの溶接及び溶断火花に対する難燃性試験に合格したもの（日本産業規格 J I S A 1 3 2 3）が有効なものであること。

また、壁・天井等の断熱材に着火した火災事例を踏まえた指導を行うこと。
(平成30年7月消防予第487号及び事務連絡を参照)

3 第4項の「可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業」とは、油性のペンキ、揮発性接着剤、溶剤等を用いる屋内での塗装作業等が対象であること。

また、「可燃性蒸気又はガスを著しく発生する物品」とは、次のものをいうものであること。

- (1) 当該物品における爆発範囲の下限界が30%未満のもの
- (2) 引火点が40度以下の危険物
- (3) 引火点が40度を超える危険物であっても、その可燃性液体が引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (4) プロパンガス、アセチレン等

第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第三十一条 本市の区域内のうち法第二十二條第三項の警報が発せられた区域内に在る者の火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 山林、原野等において火入れをしないこと
- 二 煙火を消費しないこと
- 三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- 四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 五 山林、原野等において市長が火災が発生するおそれが大であると認めて指定する区域内で喫煙をしないこと
- 六 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること
(平 15 年 7 月、平 17 年 12 月、令 7 年 12 月・改正)

本条は、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものである。

本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者であり、違反した者については、法第 44 条の罰則（30 万円以下の罰金又は拘留）が適用される。

1 「火災に関する警報」とは、法第 22 条第 3 項の規定に基づき市町村長が発するものである。

この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防上危険であるとして、気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から、知事を通じて通報があったとき、又は市長が気象の状況からみて火災予防上危険であると認めたときに発令される。

2 当市における火災に関する警報の発令の基準（予防事務処理規程第 2 条）は、次のとおりである。

(1) 発令の基準

気象条件が次のアからウまでのいずれかであって、かつ、火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき

ア 実効湿度 60%以下であって最小湿度 30%以下のとき

イ 実効湿度 65%以下、最小湿度 35%以下であって、最大風速 10m以上のとき又は最大風速 10m以上となる見込みのとき

ウ 平均風速 12m以上の風が 1 時間以上となる見込みのあるとき。ただし、雨雪の場合及び実効湿度 70 パーセント以上であって最小湿度 50 パーセント以上の場合を除く。

(2) 解除の基準

(1)の発令の基準に該当しなくなったとき

3 第 1 号の「火入れ」とは、森林法第 21 条第 1 項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為のすべてをいう。

4 第 2 号の「煙火」には、がん具用煙火も含む。

5 第 6 号の「残火」及び「取灰」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。

6 火災に関する警報であって、林野火災の予防を目的としたものの発令の基準等は、次条の解説を参照のこと（予防事務処理規程第 2 条の 2）。

第五節 林野火災に関する注意報

(令7年12月・追加)

第三十一条の二 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下この項において「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 本市の区域内のうち前項の注意報が発せられた区域内に在る者は、注意報が解除されるまでの間、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
(令7年12月・追加)

本条は、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に、林野火災に関する注意喚起を行うとともに、住民等に火の使用制限の努力義務を課すことを規定したものである。

- 1 林野火災の予防を目的として、本条の規定に基づく林野火災に関する注意報（以下、「林野火災注意報」という。）及び法第22条第3項の火災に関する警報のうち林野火災の予防を目的とした警報（以下「林野火災警報」という。）が規定されている（予防事務処理規程第2条の2第1項）。
- 2 林野火災注意報及び林野火災警報の発令区域内に在る者は、条例第31条各号に定める制限に従わなければならない。
なお、林野火災警報は、法第22条第3項に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報であることから、前記制限に違反した者には法第44条の罰則（30万円以下の罰金又は拘留）が適用される。
- 3 林野火災注意報及び林野火災警報の発令は、消防局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるときを除き、原則1月1日から5月31日までの間に限り行うものとしている（予防事務処理規程第2条の2第2項）。
- 4 林野火災注意報及び林野火災警報の対象地域の区分並びに発令及び解除の基準は、下表のとおりである（予防事務処理規程別表第2）。

対象地域の区分		仙台市西部	仙台市東部
発令の 基準	林野火 災注意 報	乾燥注意報及び強風注意報が発表 されたとき	乾燥注意報及び暴風警報が発表さ れたとき

	林野火災警報	次の各号のいずれかに該当するとき 一 乾燥注意報及び暴風警報が発表されたとき 二 乾燥注意報及び強風注意報並びに少雨に関する気象情報が発表されたとき 三 乾燥注意報及び強風注意報が発表された場合であって局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき	次の各号のいずれかに該当するとき 一 乾燥注意報及び暴風警報並びに少雨に関する気象情報が発表されたとき 二 乾燥注意報及び暴風警報が発表された場合であって局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき
解除の基準		上記の発令の基準に該当しなくなったとき	

第三章の二 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(平 17 年 6 月・追加)

(住宅用防災機器)

第三十一条の三 住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第三十一条の五に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- 一 住宅用防災警報器（住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。以下この章において同じ。）
- 二 住宅用防災報知設備（住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

(平 17 年 6 月・追加)

本条は、法第 9 条の 2 の規定に基づき設置及び維持しなければならない住宅用防災機器について規定したものである。

- 1 住宅用防災警報器として設置する住宅用火災警報器は、感知部、警報部が一体となった単体タイプの警報器（単独に鳴動するものや無線により連動して感知器が鳴動するものもある又電源にあっては、内部に電池を有するもの、屋内配線やコンセントから電源が供給されるものもある。）
- 2 住宅用防災報知設備として設置する住宅用自動火災報知設備は、感知部、受信機、中継器などから構成されたシステムタイプの警報設備

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第三十一条の四 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第三号から第六号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物又は同表（十六）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。以下この章において同じ。）に設置しなければならない。

- 一 就寝の用に供する居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。第五号及び第六号において同じ。）
- 二 台所
- 三 第一号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- 四 第一号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から下方に数えた階数が二である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）が設置されている場合を除く。）
- 五 第一号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が二以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
- 六 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が七平方メートル以上である居室が五以上存する階（以下この号において「当該階」という。）の次のいずれかの住宅の部分
 - イ 廊下
 - ロ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
 - ハ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、次に掲げる位置に設置しなければならない。

- 一 天井（天井がない場合にあつては、屋根。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置
 - イ 壁又ははりから〇・六メートル（定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第二条第四号の二に掲げるものをいう。次項において同じ。）にあつては、〇・四メートル）以上離れた天井の屋内に面する部分
 - ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
 - 二 換気口等の空気吹出し口から一・五メートル以上離れた位置

3 住宅用防災警報器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設置しなければならない。

住 宅 の 部 分	住宅用防災警報器の種別
第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第六号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第二条第四号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
第一項第二号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器
第一項第六号イに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第二条第三号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

- 4 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
 - 一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切

- に電池を交換すること
 - 二 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること
 - 三 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること
 - 四 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定の例によること
 - 五 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること
 - 六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること
- （平 17 年 6 月追加、平 19 年 10 月、平 25 年 10 月・改正）

本条は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を規定しているもので、経過措置を踏まえ、平成 23 年 6 月 1 日以降はすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっている。

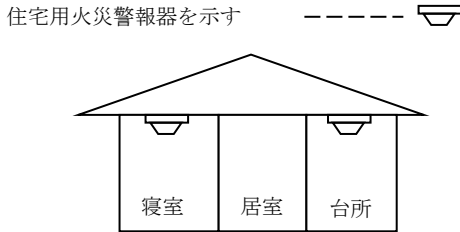
- 1 第 1 項第 1 号の「就寝の用に供する居室」とは、普段就寝している部屋が該当し、来客時のみ就寝する部屋は除かれる。
- 2 第 1 項第 2 号の「台所」とは、調理を目的として、こんろ、グリルその他火気を使用する設備又は器具を設けた場所で、食堂や居間と併設した場合は、それらと併せて 1 室とみなし、1 居室扱いとなる。
- 3 階段への設置は、就寝に使用する部屋がある階（避難階を除く。）の踊り場に設置する。

4 設置例

ア 平屋建住宅の場合

図 78

(ア) 就寝の用に供する居室が 1 階の場合



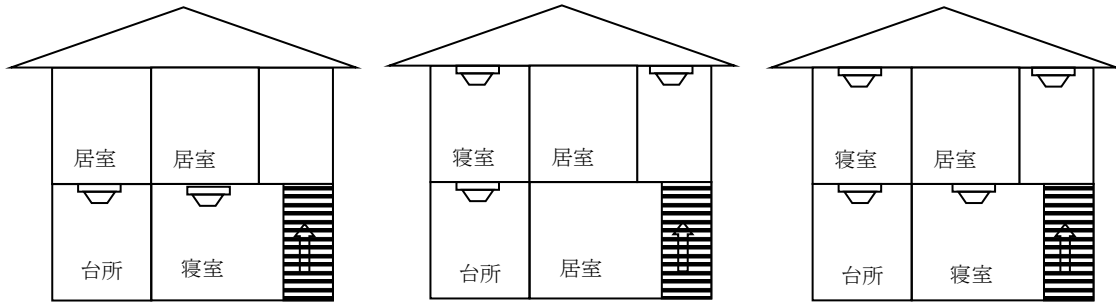
イ 2 階建住宅の場合

図 79

(ア) 寝室が 1 階の場合

(イ) 寝室が 2 階の場合

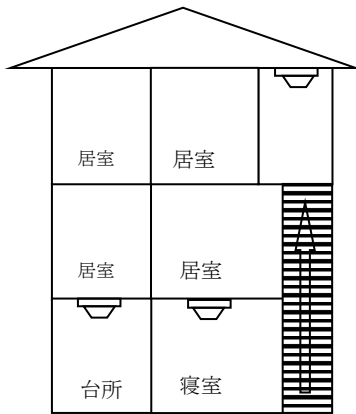
(ウ) 寝室が 1.2 階の場合



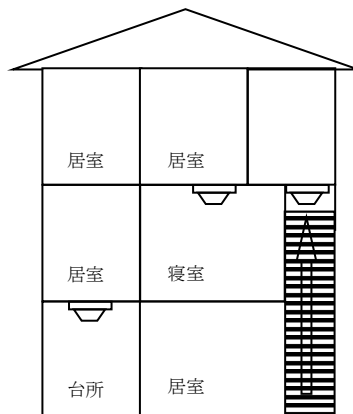
ウ 3階建住宅の場合

図 80

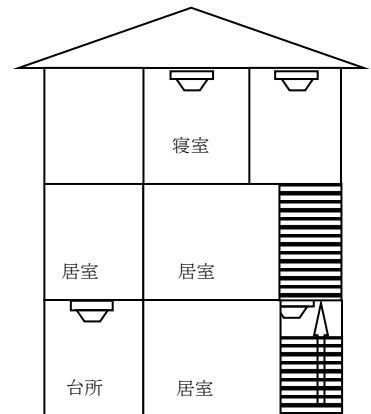
(ア) 寝室が1階の場合



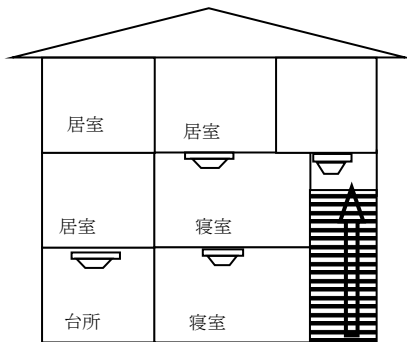
(イ) 寝室が2階の場合



(ウ) 寝室が3階の場合



(エ) 寝室が1、2階の場合



(オ) 寝室が1、3階の場合

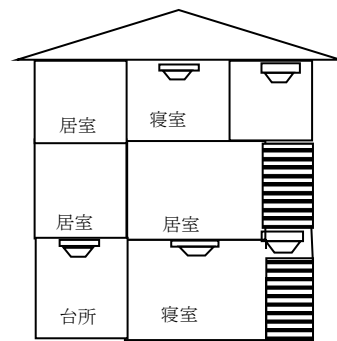
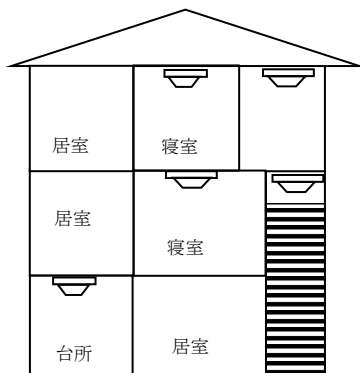
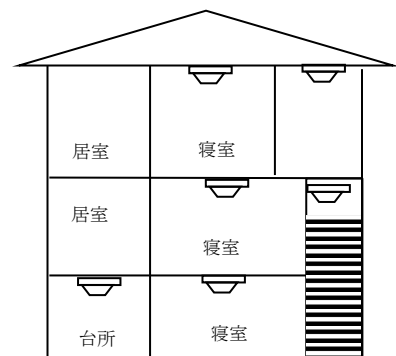


図 82

(カ) 寝室が2、3階の場合

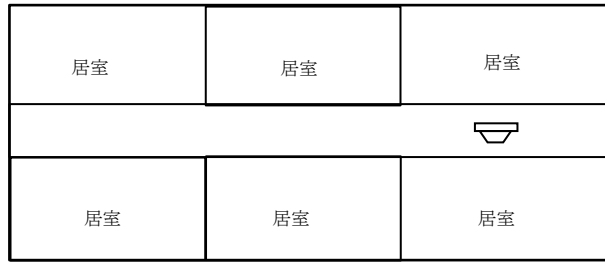


(キ) 寝室が全階の場合



エ 警報器が設置されない階で、居室（7㎡以上）が5部屋以上ある階の廊下

図 83



5 第5項第6号の「自動試験機能」とは、機能が適正に維持されていることを自動的に確認できる装置で、最大168時間（7日間）以内ごとに感知部を自動で試験し、異常時には72時間（3日間）以上点滅表示又は音響等により知らせるものである。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第三十一条の五 感知器は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分の次に掲げる位置に設置しなければならない。

一 天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置

イ 壁又ははりから〇・六メートル（差動式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条第二号に掲げるものをいう。次項において同じ。）及び定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条第五号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十四条第二項に定める特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が六十度又は六十五度のものに限る。次項において同じ。）にあっては、〇・四メートル）以上離れた天井の屋内に面する部分

ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

二 換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以上離れた位置

2 感知器は、次の表の上欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別のものを設置しなければならない。

住 宅 の 部 分	感 知 器 の 種 別
前条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第六号ロ及びハに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条九号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十七条第二項に定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第一項第二号に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器、差動式スポット型感知器又は定温式スポット型感知器
前条第一項第六号イに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第二条第八号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第十六条第二項に定める一種又は二種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

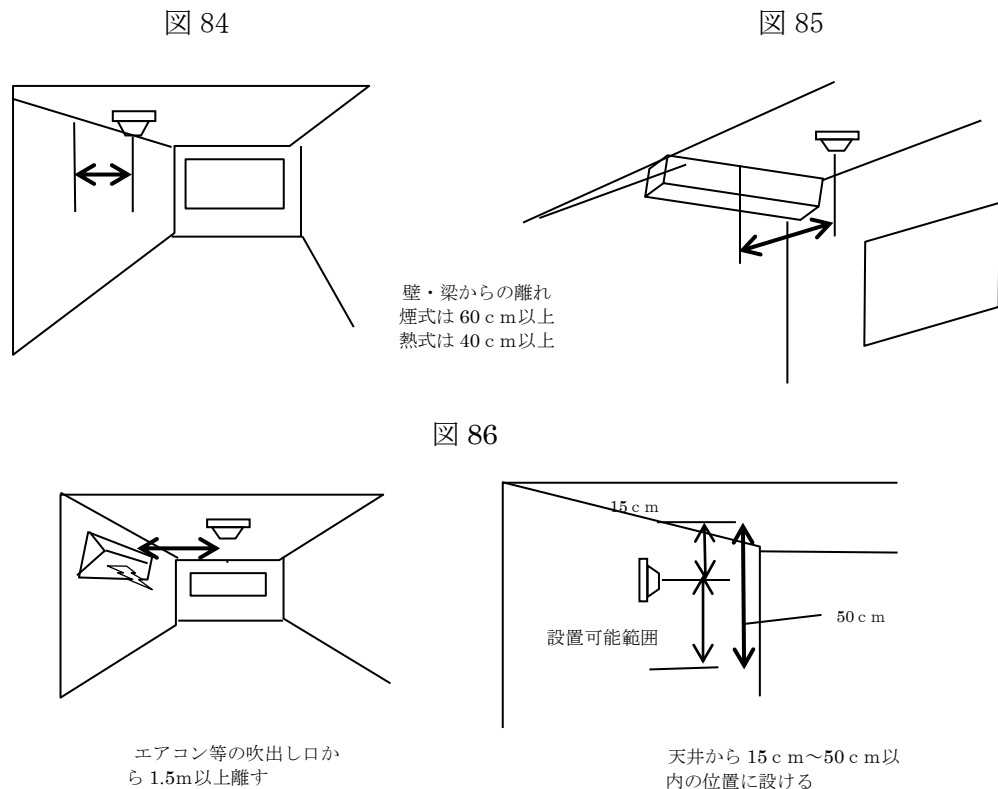
3 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で令第三十七条第四号から第六号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格

に、それぞれ適合するものでなければならない。

- 4 住宅用防災報知設備は、前三項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
- 一 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること
 - 二 前条第一項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること
 - 三 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
 - 四 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること
 - イ 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること
 - ロ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること
 - 五 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること
- 5 前条第五項第一号、第五号及び第六号の規定は感知器について、同項第二号から第四号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。
（平 17 年 6 月・追加、平 25 年 10 月・改正）

本条は、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を規定したものである。

1 感知器の設置位置例



- 2 第4項第1号の「住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所」とは、受信機又は補助警報装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいう。
- 3 第4項第2号の「補助警報装置」とは、住宅用火災報知設備の受信機から発せられた信号を受信して、補助的に火災の発生を知らせる装置のことである。

(設置の免除)

第三十一条の六 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用火災報知設備（次条において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- 一 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が七十五度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 二 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 三 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下この条において「特定共同住宅等省令」という。）第三条第三項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 四 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第三項第三号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 五 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第三項第四号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 六 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第一百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- 七 第三十一条の四第一項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

（平17年6月・追加、平17年6月、平22年6月、平22年10月、令和元年6月・改正）

本条は、条例第31条の3から第31条の5の規定にかかわらず、各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分については、住宅用防災警報器及び住宅用火災報知設備を設置しないことができる免除規定である。

- 1 第3号の「共同住宅用スプリンクラー設備」とは、既に設置されている「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成8年9月9日消警予第55号）に定める共同住宅用スプリンクラー設備も含むものである。
- 2 第4号の「共同住宅用自動火災報知設備」とは、既に設置されている「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」に定める共同住宅用自動火災報知設備も含むものである。

- 3 第5号の「住戸用自動火災報知設備」とは、既に設置されている「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」(平成元年3月20日消警予第136号)に定める住戸用自動火災報知設備も含むものである。

(基準の特例)

第三十一条の七 第三十一条の三から第三十一条の五までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防局長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度にとどめることができると認めるときは、適用しない。

(平17年6月・追加)

本条は、住宅用防災警報器等について、条例の設置及び維持に関する基準によらないことができるということを規定したものである。

- 1 住宅用防災機器等の条例規定の適用除外にあたって消防局長が判断する際の要件としては、住宅の位置、構造又は設備の状況という物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、住宅において防火管理が適切に行われているというようなソフト面の要素は適用除外の要件とはならない。

2 本条適用の例

- (1) 消防法令の想定していない高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されている。
(2) 「住宅用スプリンクラー設置に係る技術ガイドラインについて」(平成17年1月25日消警予第17号消防安第32号)に定める基準に適合した住宅用スプリンクラー設備が設置されている。

(住宅における火災の予防の推進)

第三十一条の八 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

一 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

二 市民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

- 2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備を設置するよう努めるとともに、自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動に参加するよう努めるものとする。

(平17年6月・追加)

本条は、市及び市民の住宅における火災予防の推進を図るための努力義務を規定としたものである。

なお、「住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備」の具体例として、次に掲げるものが挙げられる。

- 1 住宅用防災機器
ア 住宅用火災警報器
イ 住戸用自動火災報知設備
- 2 その他の物品、機械器具及び設備
ア 立消え安全装置等を備えた安全調理器具
イ 自動消火機能等を備えた安全暖房器具
ウ 防災品
エ 住宅用消火器
オ 住宅用スプリンクラー設備
カ 感震ブレーカー

第四章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(平成 2.3・平成 17.6・改称)

第一節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(平成 2.3・平成 17.6・改称)

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第三十二条 指定数量(法第九条の四第一項に規定する指定数量をいう。以下同じ。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
- 二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること
- 四 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること
- 五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと
- 六 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずること
- 七 危険物を販売のため貯蔵し、又は取り扱うときは、自動販売機を用いないこと。ただし、法別表第一に規定する第四類の危険物のうち引火点が百三十度以上のものを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うときは、この限りでない。

(昭和 48.6・昭和 50.10・昭和 55.9・平成 2.3・平成 4.3・平成 16.6・平成 17.6・改正)

第 1 項

本条は指定数量未満の危険物を貯蔵し、取り扱う場合における一般的な遵守事項について定めたもので、指定数量の 5 分の 1 以上、指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）のみならず、指定数量の 5 分の 1 未満の危険物についても適用される。

第 1 号

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用すべきこと。すなわち、危険物の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態でのみ火気を使用すべきである。

「みだりに」とは、必要以上にという意味であり、貯蔵又は取扱いに伴い通常生じる行為まで禁止するものではない。

第 2 号

「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり可燃物に限るものではないが、その具体的適用に当たっては、危険物の性質、数量や危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造等の実態に応じ、防災的な見地から判断すべきである。例えば、原料や製品を置くための台や作業をするための机等は当然必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに除去しなければならない。

第 3 号

「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。例えば、容器に危険物を小分けする場合は、急激な注入を避けるとともに、容器の下部に金属製の受け皿を置く等の措置を講ずることなどである。

第4号

「容器は、当該危険物の性質に適応し」とは、危険物の性質に応じた材質、強度等を有するものを選ぶとともに、危険物規則別表第3（固体の危険物）及び第3の2（液体の危険物）の内装容器等を用いることを原則とする。

なお、危険物の容器は、法第16条（危険物の運搬基準）及び危令第28条（運搬容器）の適用を受けるものである。

第5号

第4号の容器に危険物を収納して貯蔵し、又は取り扱う場合は、容器を粗暴に取り扱うことで火災の危険性が高まることから、行為規制として、容器の粗暴な取扱いを禁止したものである。特に、第1類、第三類の一部（黄りん等）及び第5類の危険物については、衝撃を与えることによって、極めて激しい燃焼や爆発を引き起こす危険性があるため、厳重に取り扱う必要がある。

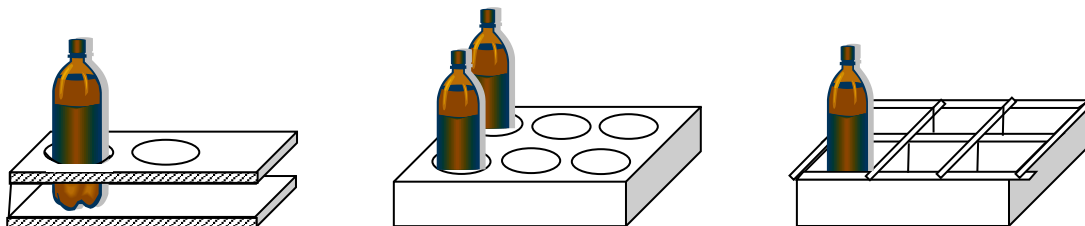
第6号

危険物を収納した容器が地震等により転落又は転倒し、若しくは他の物体の落下により災害（接触混合、漏洩ガスへの引火、自然発火等）が発生することのないよう措置を講ずるものであり、次によること。

- (1) 棚は、容易に倒れないように堅固に固定されているものであること。
- (2) 接触混合の危険にある危険物は、相互間に距離をとること。
- (3) ガラスびんは、相互の振動によって接触しないように箱に入れる等、破損を防ぐこと。

※ 容器の転倒防止例

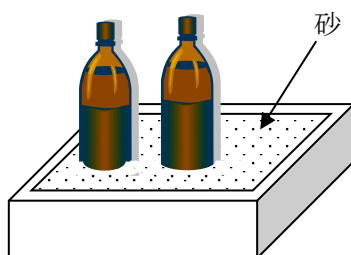
ア 容器をセパレートされた箱に入れた場合



イ 容器の大きさに応じ、固定台にくぼみ等を設けた場合



ウ 容器を砂箱内に収納した場合



※ 接触混合危険物質の身近な出火危険例

接触混合物質の組合せ	説明
亜塩素酸ソーダ + 塩酸 【漂白剤】 + 【便器の洗浄剤】	この漂白剤は、塩酸のほか、木、紙などの可燃物との接触により発火する危険がある。
次亜塩素酸カルシウム + 炭素 【漂白剤】 + 【炭、練炭など】	この漂白剤は、炭、練炭のほか硫黄、肥料の硫安などと接触すると発火し、加熱すると爆発する危険がある。
りん + ヨード 【マッチ】 + 【ヨードチンキ液】	一般に使用されているマッチは、赤リンマッチで、これに家庭医薬品のヨードチンキが接触し、ヨードチンキ液が乾燥したときに発火爆発の危険がある。

(指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)
 第三十三条 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第三十四条の二までに定める技術上の基準によらなければならない。
 (平成 2.3・全改、平成 17.6・改正)

第 1 項

本条以降は少量危険物について、その貯蔵及び取扱いの技術上の基準を規定している。

少量危険物の貯蔵（取扱）所として規制の対象となる単位

貯蔵、取扱いの方法	単 位
屋外での容器及び設備(タンクを除く)による貯蔵、取扱い(第33条の3)	<p>原則として、敷地を単位とする。ただし、次のいずれかの条件に適合する場合は、当該場所を一の貯蔵、取り扱い場所(以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。)とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火構造、準耐火構造又は防火構造(以下「耐火構造等」という。)の建築物又は塀等の工作物によって、隣接する少量危険物貯蔵取扱所が隔てられていること。 敷地の広さ、地形、建築物の配置状況等から2以上の少量危険物貯蔵取扱所の相互間に延焼危険が少ないと認められる空地を保有していること。ただし、工事現場等で仮設の可搬式発電設備を並置する場合は、相互間の空地を2メートル以上とする。(令和5年3月24日消防危第63号) 屋上は、原則として屋上ごとを単位とする。ただし、耐火構造の建築物の屋上に設けるキュービクル式の設備で、その周囲に延焼危険が少ないと認められる空地を保有する場合は、当該設備を単位とする。 <p>※「延焼危険が少ないと認められる空地」は、第33条の3第2項の空地の幅によること。(他の少量危険物貯蔵取扱所との共有は不可)</p>
屋内での容器及び設備(タンクを除く)による貯蔵、取扱い(第33条の3の2)	<p>原則として、棟を単位とする。ただし、次のいずれかの条件に適合して建築物内に設置する場合は、当該場所を一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物を貯蔵、又は取り扱う容器、又は設備(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲に幅3メートル以上の空地(以下「屋内空地」という。)が保有されていること。 <p>ただし、当該設備、又は容器から3メートル未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合は、当該設備、又は容器から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。</p> <p>なお、屋内空地については、危政令第9条第1項第2号の保有空地と異なり、他の少量危険物貯蔵取扱所と共有することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画(以下「不燃区画」という。)されていること。 <p>なお、不燃区画の少量危険物貯蔵取扱所を連続(隣接)して設けることは、原則としてできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所が相互に隣接する壁、柱、床及びはりを開口部のない耐火構造とする場合は、この限りではない。</p>
屋外タンクによる貯蔵、取扱い(第33条の3)(第33条の4)	<p>タンクを単位とする。ただし、タンクを並置する場合は、相互間の空地を1メートル以上保有すること。(配管で接続されている場合を含む。)</p>

屋内タンクによる貯蔵、取扱い (第 33 条の 3 の 2) (第 33 条の 4)	タンク専用室を単位とする。ただし、上記「屋内での容器による貯蔵、取扱い」のただし書きの条件に適合して建築物内に設置する場合は、当該場所を一の貯蔵、取り扱い場所とすることができること。なお、タンクを並置する場合は、相互間の距離を 1 メートル以上確保することにより、それぞれを一の貯蔵場所とすることができる。(令和 2 年 3 月 17 日消防危第 71 号)
地下タンクによる貯蔵、取扱い (第 33 条の 5)	タンク室の場合はタンク室を単位とし、直埋設の場合は同一の基礎又はふたが用いられる範囲を単位とする。
移動タンク (第 33 条の 6)	車両を単位とする。
タンク及びキュービクル式の設備が並置され、接続されている場合の取扱い (第 33 条の 3) (第 33 条の 3 の 2) (第 33 条の 4)	上記の規制の対象となる単位の適用にあたり、内蔵タンクを持たないキュービクル式の設備については、接続されているタンクからの供給なしでは稼働できないため、タンク及び接続されているキュービクル式の設備(並置されたものに限る。)を一体の設備として取り扱うことができる。この場合、上記の必要な空地等は当該設備の最外面から保有することとする。 なお、当該タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準については、第 33 条の 4 の規定によること。

※上記の単位については、指定数量の五分の一未満の数量の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所にも準用する。

備 考

◎ 共同住宅の特例

各住戸間が防火界壁で区画されている場合は、住戸を単位とする。ただし、1 住戸の貯蔵量は指定数量の 10 分の 1 以下とする。

共同住宅に付属した別棟の物置に貯蔵する場合は、居住者(1 住戸)ごとに使用する部分を単位とする。ただし、貯蔵量は、指定数量の 5 分の 1 未満とすること。この場合、1 住戸分ごとに不燃材料で区画し、さらに 5 住戸分ごとに耐火構造の壁で区画すること。

※ストーブと一体となった燃料タンクの灯油は算定しない。

◎ 火災予防条例第 33 条の運用について(昭和 59 年 7 月 4 日仙消予第 89 号局長通知 抜粋)

物品販売店等において、少量危険物に該当する塗料、接着剤及び潤滑油等を商品として貯蔵販売する場合の運用については下記によること。

(1) 容器は、危険物の規制に関する規則別表第 3 及び第 3 の 2 に定める運搬容器とし、液体の危険物にあつては密栓密封されていること。

ただし、消防法別表で定める第 4 類の危険物のうち、指定数量が 200 リットル以下の危険物を収納する容器容量が 0.5 リットルを超えるものにあつては、不燃性(ガラスを除く。)容器に収納されていること。

(2) 少量危険物の規制の対象となる単位(原則として棟単位である。)当たりの合計が指定数量未満であり、かつ、「一の貯蔵箇所」当たりの貯蔵量が指定数量の 5 分の 1 未満であること。

※ 「一の貯蔵箇所」とは、陳列(展示)棚、ストッカー等により危険物を貯蔵している一群の集積箇所をいう。

なお、二以上の貯蔵箇所が近接する場合は、相互に幅員 1.2 メートル以上の通路等に

よって離隔している場合は、別の貯蔵箇所とみなす。

(3) 貯蔵箇所には、消火器が設置されていること。

ただし、消火器の設置位置から歩行距離で 20 メートル以内に 2 以上の貯蔵箇所がある場合は、1 の消火器で兼ねることができる。

上記(1)から(3)に適合する場合は、店舗という特殊性などから、容器入りのまま貯蔵又は販売する場合について、火災予防条例第 33 条の 3 の 2（屋内で貯蔵又は取り扱う場合の構造等）及び第 33 条の 2 第 2 項第 1 号（標識及び掲示板）については、適用しない。

◎ 病院等におけるアルコール消毒装置の設置に係る運用について（平成 9 年 3 月 12 日消警予第 120 号局長通達）

1 消毒装置による危険物の貯蔵及び取扱いの基準の運用

病院内に危険物が広範囲に散在し、一つ間違えば重大な事故につながることを懸念されることから、設置状況を把握し、その管理について火災予防上支障がないよう指導するとともに消毒装置は、火災予防条例第 32 条の基準に適合するように設置するほか、次によること。

(1) 消毒剤の容量は、必要最小限（1 リットル以下程度）とすること。

(2) 消毒剤容器は、転倒落下しないように固定するとともに、容易に取り外せない措置を講ずること。

(3) 消毒剤の噴霧ポンプは、頂部が容易に破損しない構造のものであること。

2 消毒装置の設置に伴う危険物の規制の対象となる単位

(1) 危険物の規制の対象となる単位は、原則として建物全体（棟単位）となるが、病院等で消毒装置を設置している場合に限り、建物内にて建築基準法施行令第 112 条第 1 項に定める防火区画がなされている場合には、防火区画ごとに規制の対象となる単位として取り扱うこと。

(2) 消毒装置に伴う危険物のほか、他に取り扱われる危険物も合算し規制すること。

(3) 上記(2)により、危険物の合算した量が、指定数量以上又は少量危険物になった場合は、現行法令に基づき規制すること。

◎ ケーシングに収容されたタンク、又は設備を設置する場合の取扱いについて

ケーシングの床面積が発生する場合は、第 33 条の 3 の 2 及び第 33 条の 4 の規定を適用する。

ケーシングの床面積が発生しない場合は、第 33 条の 3 及び第 33 条の 4 の規定を適用する。この場合における空地は、ケーシング側板から保有すること。

※ 「ケーシング」とは、タンク、又は設備（ポンプ等）を収容するための不燃材料の側板で囲まれた箱型の工作物等であり、電気設備等を収容している「キュービクル」以外のものを指す。

◎ リチウムイオン蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う場合について

1 対象とするリチウムイオン蓄電池（リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される製品を含む。）又はリチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）（以下「蓄電池設備等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 8 条第 1 項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表第 9 に規定する技術基準に適合しているリチウムイオン蓄電池等（※ 1）

(2) 次のいずれかの基準に適合している蓄電池等（※ 2）

ア 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準（UN38.3）

イ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 章に定める保安基準

ウ 日本産業規格のうち、JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池及び電池システム－第 2 部：安全性要求事項」又は JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム－電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項－電気化学的システム」

- (3) (1)又は(2)と同等以上の安全性を有すると認められる蓄電池等（※2、3）
- ※1 電気用品安全法第10条に基づく表示（PSEマーク）により確認すること。
- ※2 事業者が実施した当該技術基準に基づく試験結果を、結果書等により確認すること。
- ※3 例えば、次のものが考えられる。

- ・IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの
- ・UL（米国保険業者安全試験所）1973 又は 9540 に適合するもの

2 蓄電池等に係る規制の対象となる単位について

- (1) 耐火性収納箱等により蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合について
「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危第303号）第2、1に適合する場合は、耐火性収納箱等を単位とする。
なお、複数の耐火性収納箱等が隣接する場合は、その相互間の距離を不要とする。
- (2) 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合について
自家発電設備の付近に厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性を有する材料で造られた外箱に収納された蓄電池設備（以下「キュービクル式蓄電池設備」という。）を設置する場合、次のすべてを満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備のそれぞれを単位とする。
- ア 自家発電設備及びキュービクル式蓄電池設備により取り扱う危険物の総量はそれぞれ指定数量未満であること。
なお、キュービクル式蓄電池設備を複数設置する場合は、全てのキュービクル式蓄電池設備の危険物の量を合算し、その合計を指定数量未満とすること。（前記1の耐火性収納箱等の場合を除く。）
- イ キュービクル式蓄電池設備の外箱に により表示を行うこと。
- ウ キュービクル式蓄電池設備の外箱に機能上必要な最小限の開口部を設ける場合は、箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じること。（前記1の耐火性収納箱等の場合を除く。）
- ※上記アからウまでを満たすときは、自家発電設備とそれに隣接するキュービクル式蓄電池設備との相互間の距離は不要とする。また、複数のキュービクル式蓄電池設備がいずれも上記アからウまでを満たすときは、隣接するキュービクル式蓄電池設備の相互間の距離は不要とする。

3 その他

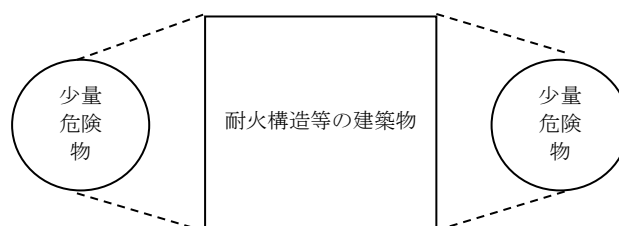
次の通知を参考とする。

- (1) 「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危第303号）
- (2) 「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について（通知）」（令和4年4月27日消防危第96号）
- (3) 「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について（通知）」（令和4年12月26日消防危第295号）

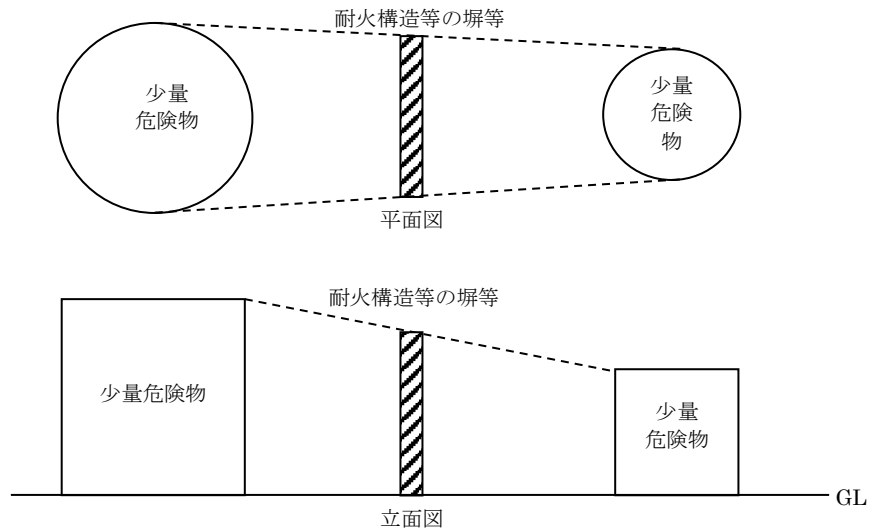
◎ それぞれ一の貯蔵、取り扱い場所とする例

1 屋外での容器及び設備（タンクを除く）による貯蔵、取扱い（第33条の3）

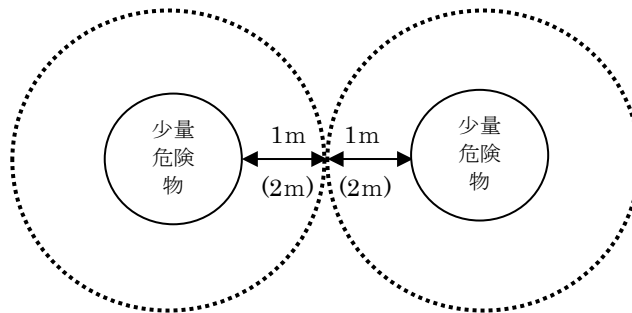
(1) 耐火構造等の建築物によって隔てられている場合



(2) 耐火構造等の塀等によって隔てられている場合

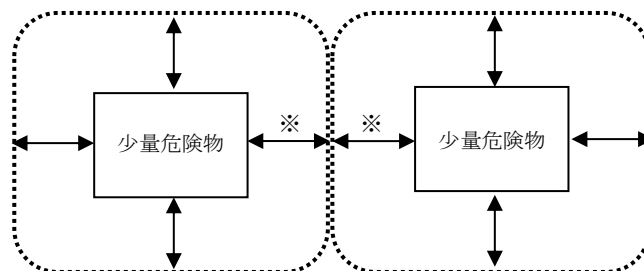


(3) 相互間に延焼危険が少ないと認められる場合（空地の共有不可）



※（）内は、第33条の2第16号の規定に基づく金属製容器以外の容器等で指定数量の2分の1以上、指定数量未満の数量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の値

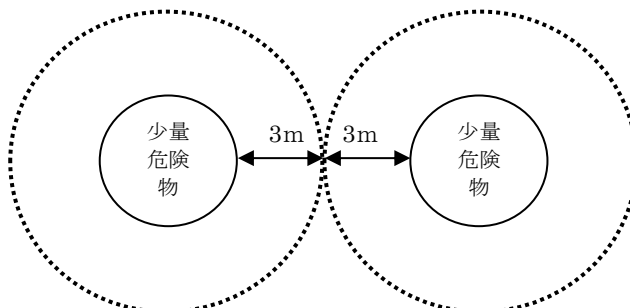
(4) 耐火構造の建築物の屋上に設けるキュービクル式の場合



※相互間は、延焼危険が少ないと認められる空地のほか、第13条第1項第3号の2の距離及び消防用設備等の非常用電源となる場合にはその必要な距離を保有すること。（平成14年9月30日 消防予第282号）

2 屋内での容器及び設備（タンクを除く）による貯蔵、取扱い（第 33 条の 3 の 2）

- (1) 危険物を取り扱う設備又は容器の周囲に幅 3 メートル以上の屋内空地が保有されている場合（屋内空地の共有不可）



※ 表中のただし書きについては第 33 条の 3 の 2 条第 1 項第 1 号のアの解説参照

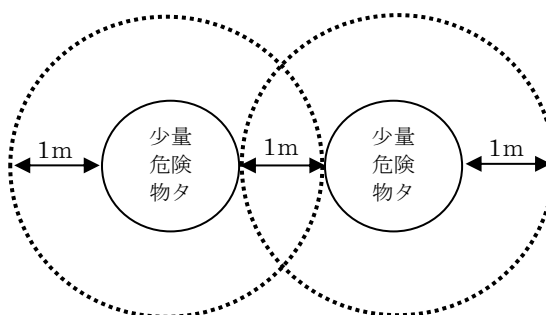
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている場合（少量危険物貯蔵取扱所を連続して設ける場合を除く。）

⇒ 第 33 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号のイの解説参照

- (3) 少量危険物貯蔵取扱所が相互に隣接する壁、柱、床及びはりを開口部のない耐火構造とし、それ以外の部分を不燃材料にて区画する場合

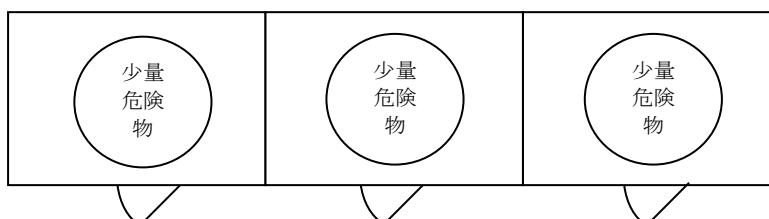
⇒ 第 33 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号のウの解説参照

3 屋外タンクによる貯蔵、取扱い（第 33 条の 3）（第 33 条の 4）（空地の共有可）

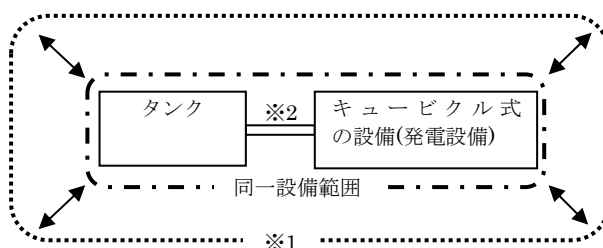


※第 33 条の 4 の規定を満足する屋外タンクの場合に限る

4 屋内タンクによる貯蔵、取扱い（第 33 条の 3 の 2）（第 33 条の 4）



- 5 タンク及びキュービクル式の設備（内蔵タンクなし）が並置・接続されている場合（第33条の3）



- ※1 「延焼危険が少ないと認められる空地」又は「屋内空地」
 ※2 第14条第2項及び第3項で準用する第3条第1項第17号の水平離隔

第三十三条の二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること
- 二 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと
- 四 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと
- 五 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること
- 六 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと
- 七 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと
- 八 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること
- 九 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと
- 十一 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと
- 十二 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと
- 十三 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと
- 十四 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること
- 十五 バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること
- 十六 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること
 - イ 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。)別表第三、液体の危険物にあつては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れ

- ないように容器を密封して収納すること
- ロ 内装容器等に適合する容器には、見やすい箇所に危険物規則第三十九条の三第二項から第六項までの規定の例による表示をすること
- 十七 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ三メートル(法別表第一に規定する第三石油類及び第四石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、四メートル)を超えて積み重ねないこと
- 2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、見やすい箇所に次に掲げる標識及び掲示板を設けること
- イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク(以下「移動タンク」という。)以外の場所にあつては、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類(法別表第一の類別欄に掲げる類をいう。以下同じ。)、品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板
- ロ 移動タンクにあつては、〇・三メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識並びに危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板
- 二 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- 三 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること
- 四 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- 五 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び市長が定める安全装置を設けること
- 六 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること
- 七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること
- 八 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること
- 九 危険物を取り扱う配管は、次によること
- イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること
- ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること
- ハ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。
- ニ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
- ホ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること
- ヘ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること

(平成 2.3・追加、平成 10.10・平成 16.6・平成 17.6・改正)

第1項

少量危険物の施設には定期点検の定めはないが、施設の適切な維持管理のため、関係者等に本条以降の内容について自主的に点検を実施するよう指導すること。

なお、点検作業については「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成3年5月29日付、消防危第48号 消防庁危険物規制課長通知）により示された危険物製造所等の点検表を参考として行うよう、併せて指導すること。

第1号

危険物の貯蔵及び取扱いが適正に行われていなければ、危険物の保安を確保することは難しいため、ためますや油分離装置に溜まった危険物のみならず、ゴミや砂などの除去も必要である。

第2号

「他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法」については、危険物等は下水、河川等に投棄することなく、焼却による周囲への火災危険の発生、黒煙による汚染又は土中に埋没することによる井戸水への流入等によって、他に人的又は物的損害を及ぼさないような方法により処理することが必要である。

第3号

黄りん、エーテル、二硫化炭素、クロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、適切な遮光の措置を講ずる必要がある。また、危険な濃度の可燃性蒸気又は、粉塵が滞留するおそれのある場所では強制換気をはかることはもちろん、それ以外の場所においても適当な換気をはかる必要がある。

(火災予防条例第33条の3の2第5号及び第6号参照)

第4号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、同条第2項第3号で規定されている温度測定装置、第5号で規定されている圧力計等の計器を監視し、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度及び圧力を保って貯蔵し、又は取り扱う必要がある。

なお、「その他の計器」には、液面計、流量計、回転計、電流計等がある。

第5号

危険物の危険性が増大するような危険物の変質、異物の混入自体を防止するための適当な措置を講じ、さらにやむを得ず変質したり、異物が混入した場合には、危険性が増大しないような必要な措置を講ずること。

また、自然発火性のある危険物又は混合接触により発火したり爆発したりする危険物については、あらかじめその危険性を十分把握しておく必要がある。

「異物」とは、石、ガラス、薬品及び他の危険物はもちろん、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質である。

第6号

危険物を取り扱う配管、設備、機械器具、容器等を修理する場合は、たとえ微量であっても危険物が残留していると災害が発生するおそれがあるため、これらの修理にあたっては、安全な場所において危険物を完全に除去した後に行う必要がある。

第7号

火気の使用制限については、第32条第1号で規定しているが、可燃性蒸気等の滞留する場所は極めて火災危険が高いため、このような場所では一般の火気以外に火源となるおそれのある火花の発生も抑制する必要がある。

「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのあ

る場所、又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、概ね次の場所とすること。

- ア 粉末硫黄、マグネシウム粉、その他可燃性粉体の危険物を取り扱い、その粉末が飛散するおそれのある場所
- イ 小麦粉、でん粉、その他の可燃性の粉塵が空気中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのある場所
- ウ アセチレン、水素、液化石油ガス、又は都市ガス等の可燃性ガスが室内に発散し、滞留するおそれのある場所
- エ 引火点 40℃未満の危険物を取り扱い、その蒸気が発生するおそれのある場所
- オ 危険物を引火点、又は着火点以上に加熱し、その蒸気が漏れるおそれのある場所

「火花を発する機械器具、工具、履物等」とは、次のようなものが該当する。

- ア 電気機器の開閉器（スイッチ等）、モーター（防爆構造のものを除く。）等及び静電気の蓄積が顕著な機器等電氣的火花を発するものをいう。
- イ グラインダー、ハンマー、靴底に鉄びょうのあるもの等摩擦、衝撃により火花を発するものをいう。なお、火花を発しない工具として、防爆用安全工具（ゴム製ハンマーやベリリウム銅合金製等）がある。

第 8 号

「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例として、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油、あるいは黄リンの場合の水等がこれに該当する。

※長期間これらの危険物を保存する場合は、保護液が減少することもあるので十分留意する必要がある。

第 9 号

接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物又は危険物と非危険物とを同じ場所で貯蔵した場合は、地震等による接触、混合又は転落による流出等によって災害が生ずるおそれがあるため、これらの危険物又は物品は、原則として近接して置かないようにする必要がある。（火災予防条例第 34 条参照）

「接触又は混合しないような措置」とは、棚、箱、間仕切、区画、堤等による危険物の貯蔵、取扱い又は設備等の使用状況に応じた措置をいう。

第 10 号

「局部的に上昇しない方法」とは、例えば直火を用いる代わりに蒸気又は液体の熱媒体等を用いて均等に加熱する方法等いろいろな方法が考えられるが、実態に応じて適正な方法を選定することが必要であること。

第 11 号

「防火上安全な場所」とは、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、かつ、付近に火気使用箇所等引火源のない場所をいうものであること。

これは、シンナー、ガソリン、灯油等の可燃性液体の詰替が、コンロや石油ストーブ等の付近で行われて火災が発生する事例が多く、この種の事故を防止するためである。

第 12 号

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次によること。

- (1) 屋外の場合は、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- (2) 屋内の場合は、区画された場所であって、次の条件を満たす場所

- ア 隔壁は、不燃材料以上の防火性を有していること。
- イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火戸が設けられていること。
- ウ 当該区画された部分の通風、換気が十分行われていること。
- エ 当該区画された部分に火源となるものが存在しないこと。

(3) 上記(2)に示す区画がない場合であっても有効な不燃性の塗装ブースを設け、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

第 13 号

焼入れ作業における焼入油（通常第 3 石油類又は第 4 石油類が使用される。）の温度管理についての規定であり、比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われないと危険な状態となるため、「危険な温度に達しないようにして行う」については、次のいずれかの措置を講じた場合をいう。

- ア 油槽の容量及び焼入れに使用する危険物の量が十分である場合
- イ 危険物の循環冷却装置が設置されている場合
- ウ 危険物の攪拌装置が設置されている場合
- エ その他上記アからウと同等以上の効力がある措置が講じられた場合

第 14 号

危険物を使用する染色又は洗浄作業においては、可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、換気設備を設けて可燃性蒸気の滞留を防止するとともに、当該作業によって生じる廃液についても容器に収納して貯蔵する等安全に処理する必要がある。

第 15 号

「バーナーの逆火を防ぎ」について、バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス未燃焼ガス等を除去する方法（ポストページ）等がある。

「危険物があふれないようにする」について、燃料をポンプで供給している場合の戻り管の設置及びバーナーの不着火時に作動する燃料供給停止装置等を設置する方法がある。

第 16 号

第 16 号イに規定する「これと同等以上であると認められる容器」とは、総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 2 の 3）した容器であること。

また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災予防上安全であると認めるときは、特例を適用し、危険物規則第 39 条の 3 第 1 項ただし書と同様の扱いをすることができるものである。

第 16 号ロに規定する「内装容器等に適合する容器」には、危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定による表示を、それぞれ見やすい箇所にかけること。

第 17 号

地震等による転落に伴う事故を防止するため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の最高高さを制限したものであり、地盤面又は床面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

第 2 項第 1 号

第 1 号イに規定する場所にあつては、「少量危険物貯蔵・取扱所」と表示した標識を設けること。また、掲示板については、危険物の類、品名及び最大数量と防火に関する必要な事項を掲示しなければならない。（火災予防規則第 9 条、同規則別表第 1 参照）

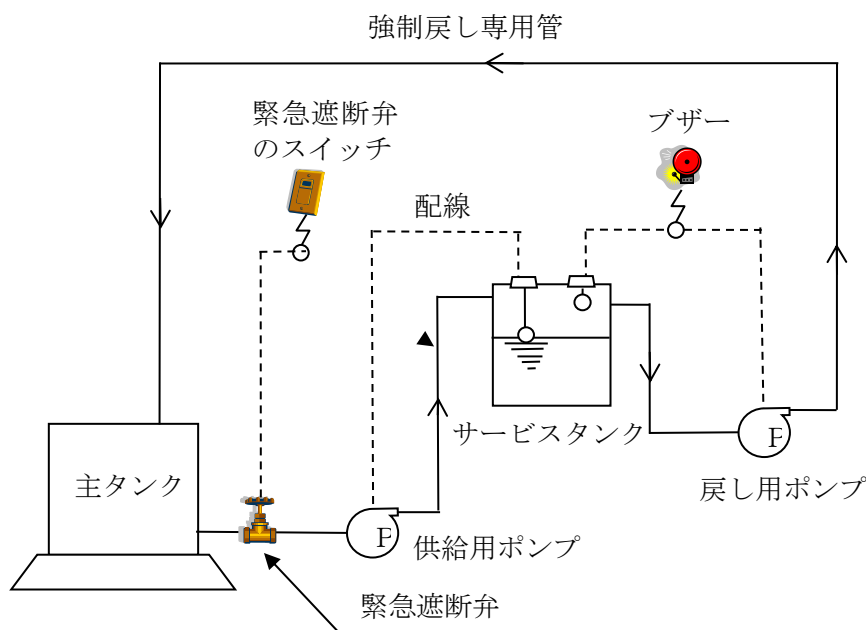
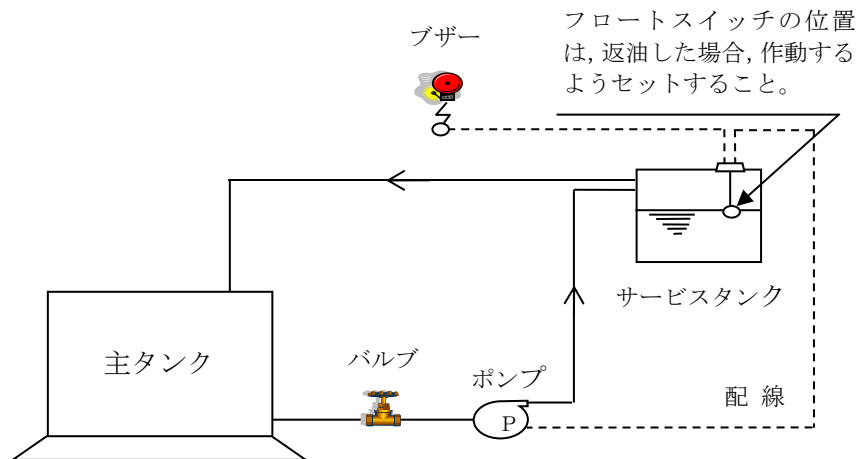
第1号口に規定する移動タンクに設ける「標識」は、車両の前後から見易い位置に設けること。車両の前後から見易い位置に表示した標識を設けた場合は、1枚で足りるものとする。
 ※「最大数量」とは、通常一日における最大能力数量をいうが、常時貯蔵し又は取り扱っている数量の最大値とする。

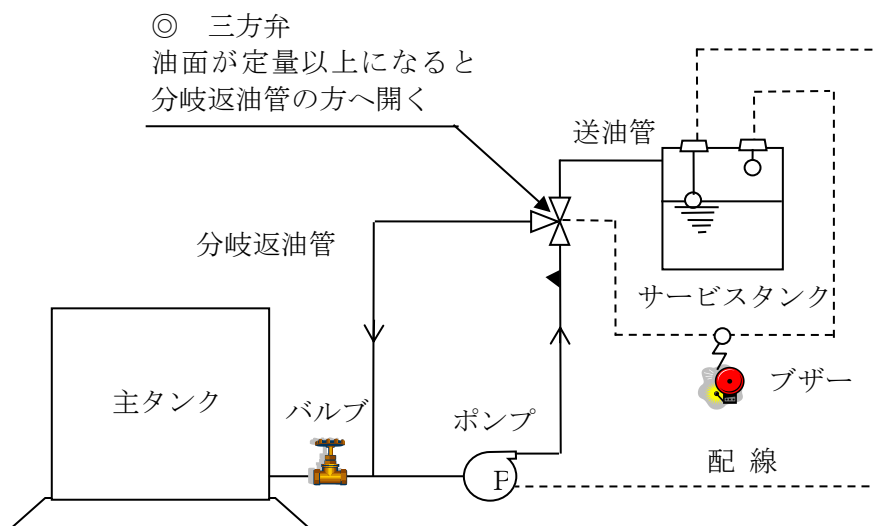
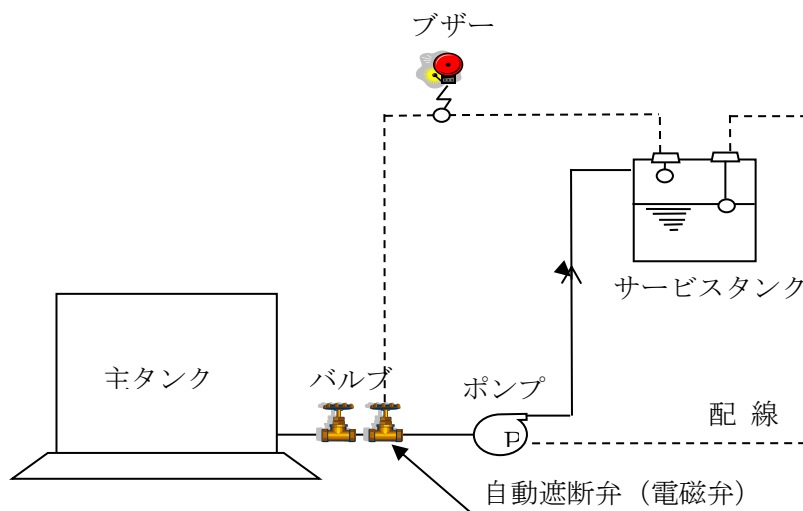
第2号

「危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕を持った容量、強度、機能を有するもの等が該当する。

なお、「附帯設備」とはフロートスイッチ、戻り管、二重管、受け皿、囲い、自動遮断弁（電磁弁）、逆止弁等が該当する。

※ 附帯設備の設置例





第3号

温度変化を常に正確に把握し、温度の変化に応じた適切な措置を講ずるための「温度測定装置」は、貯蔵し又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定温度範囲等を考慮し、安全、かつ、正確に温度変化を把握できるものとする。

第4号

危険物を加熱し、又は乾燥する設備については、直火を用いることにより、一般的に温度調節が難しく、また直火そのものが引火、発火等の原因となるおそれがあるため、当該設備が防火上安全な場所に設けられている場合、又は火災を防止するための附帯設備が設けられている場合を除き、直火を使用してはならない。

「直火」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気や露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当し、直火以外の方法には、水蒸気、温湯、熱風等がある。

「火災を防止するための附帯設備」とは、次の例によるものである。

- ア 危険物の温度を自動的に制御できる装置又は機構のもの。
- イ 引火、着火を防止できる装置又は機構のもの。
- ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの。

第5号

圧力の上昇による危険物の噴出、設備の爆発等を防止するために、圧力計及び自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁等の有効な安全装置を設けるものであり、設置場所については、通風や周囲の火気等を考慮して安全な場所とする。

(火災予防条例第33条の4第2項第4号運用及び火災予防規則第7条参照)

第6号

「熱媒体」とは、熱を伝える媒体のことで、水蒸気や空気が使用されることが多い。また、暖房用のスチームの代わりに「加熱した液体」を循環させる場合があるが、この液体が引火性のものである場合には、当該規定の適用を受ける。

「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないように、当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンクに導くような構造であること。

第7号

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）をいう。

危険物の貯蔵及び取扱いに伴い可燃性の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源となる場合がないように、本号が規定されている。

なお、可燃性の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所については、仙台市危険物規制事務審査基準別記第9（電気設備の基準）及び別記第11（危険場所の範囲例）によること。

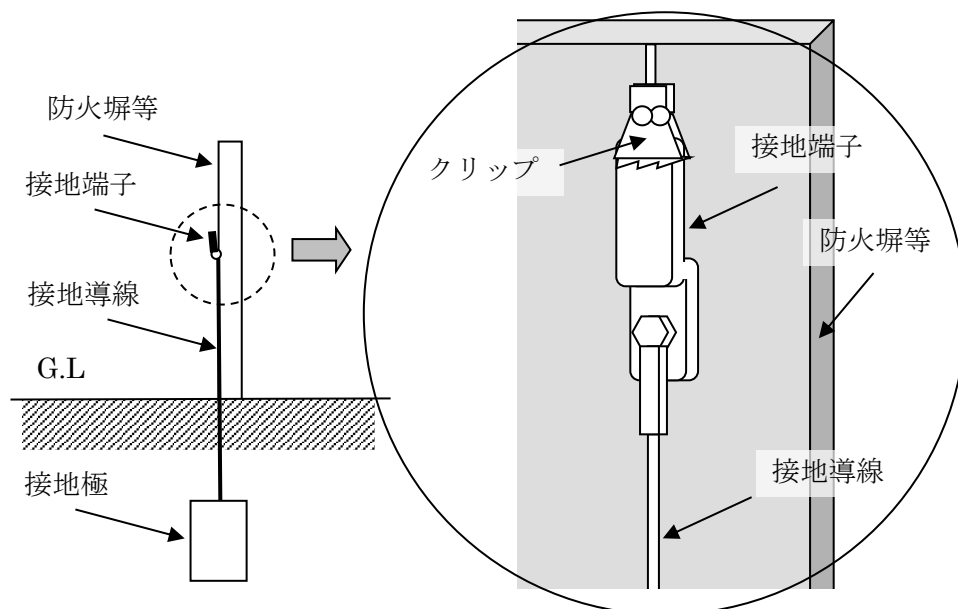
第8号

導電率の小さい危険物は、流動摩擦による静電気の蓄積から火花放電を起こし、可燃性蒸気等に引火するおそれがあるため、静電気除去装置を設けるものである。

「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を取り扱う設備であること。

「静電気を有効に除去する装置」とは、静電気を発生しやすい危険物を取り扱う設備に対し接地（アース）する方法が一般的であり、下図の例によること。

※ 接地（アース）の例



※接地抵抗値はおおむね 100 Ω 以下

第 9 号

第 9 号イに規定する「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有する」とは、設置する場所、周囲の状況、地震・風圧等の影響、使用する圧力、温度、湿度等の状況、危険物の性状等に照らして十分な強度を有するものをいい、例えば次のような配管が該当する。

- ア 地上に設置する JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) の規格による配管又はこれと同等以上の耐熱性を有する金属製配管 (以下「鋼製配管等」という。)
- イ 地下に埋設する防食被覆を施した鋼製配管等
- ウ 適正な接続方法で地下に埋設する呼び径 100A 以下の JIS K 7013 (繊維強化プラスチック管) 附属書 2 (石油製品搬送用繊維強化プラスチック管) の配管 (以下「FRP 配管」という。) 及び JIS K 7014 (FRP 配管継手) 附属書 3 (FRP 配管継手の接合) の継手

第 9 号ハに規定する配管に FRP 配管を使用する場合は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設すること。ただし、蓋を鋼製、コンクリート製とした地下ピットには設置することができること。

第 9 号ニに規定する「外面の腐食を防止するための措置」とは、配管を地上に設置する場合は、配管の維持管理及び腐食防止の観点から地盤面に接しないように設置するとともに、配管に外面の腐食を防止するための防錆ペイント等による塗装をすること。

配管を地下に設置する場合は次はいずれかによるものとする。

- ア 防食塗料による塗装
- イ 合成樹脂被膜又は防食テープによる覆装
- ウ 前ア及びイに掲げるものの併用による塗覆装
- エ その他アからウと同等以上の腐食を防止できる措置

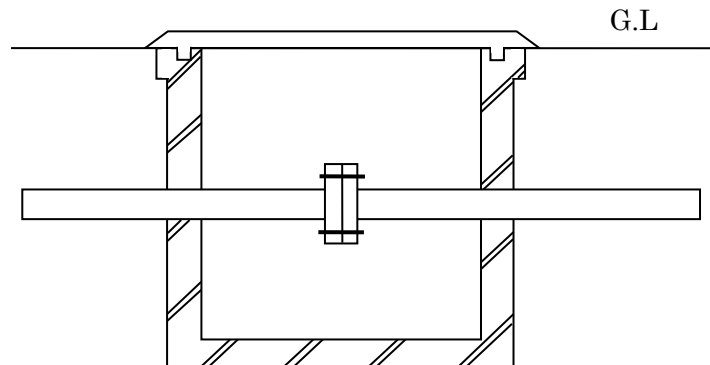
また、当該配管が電氣的腐食のおそれのある場所に設置する場合、電気防食による防食措置をすることが望ましい。

「設置される条件の下で腐食するおそれのないもの」とは、配管の材質自体が設置される場所において、腐食するおそれのないもので、FRP 配管、ステンレス配管、銅管等が該当する。また、腐食が少ない配管として被覆鋼管等があげられる。

第9号ホに規定する「当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」とは、当該接合部分を蓋を有するコンクリート製の箱に収納する等の措置をいう。

なお、容易に点検することができる保護管、トレンチ等内に設けられる配管については、地上に設置する配管と同様に取り扱って差し支えないものである。

※ 点検箱設置例



第9号へに規定する「その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること」とは、配管が上部より荷重のかかる場所に埋設される場合は、損傷を防止するためU字溝、トラフ等を用いて保護すること。

FRP配管の保護については、平成10年3月11日消防危第23号消防庁危険物規制課長通知によること。

同通知抜粋

3 強化プラスチック製配管の埋設方法

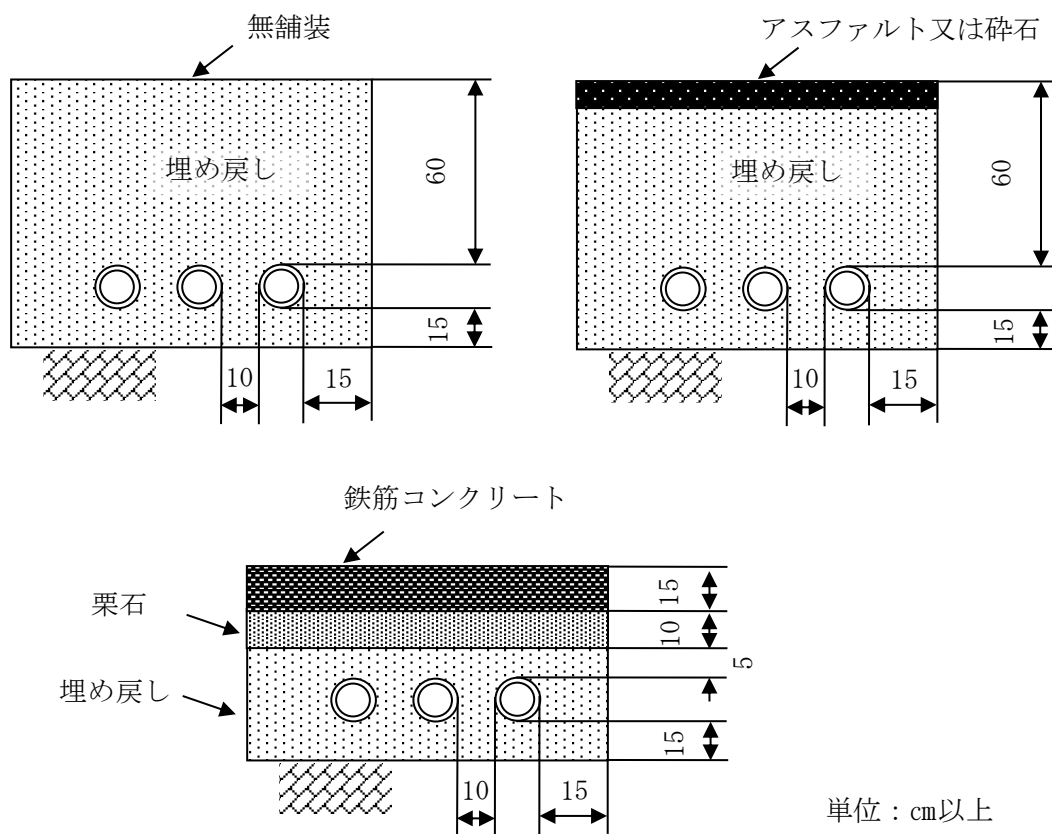
(1) 強化プラスチック製配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかによること。

- ① 地盤面を無舗装、碎石敷き又はアスファルト舗装とする場合、60センチメートル以上の埋設深さとする。
- ② 地盤面を厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合、30センチメートル以上の埋設深さとする。

(2) 強化プラスチック製配管の埋設の施工は次によること。

- ① 掘削面に厚さ15センチメートル以上の山砂又は6号碎石等（単粒度碎石6号又は3～20ミリメートルの碎石（砂利を含む。）をいう。以下同じ。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固めを行うこと。
- ② 強化プラスチック製配管を並行して設置する際には、相互に10センチメートル以上の間隔を確保すること。
- ③ 強化プラスチック製配管を埋設する際には、応力の集中等を避けるため、以下の点に留意すること。
 - ・ 枕木等の支持材を用いないこと。
 - ・ 芯出しに用いた仮設材は、埋戻し前に撤去すること。
 - ・ 配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、強化プラスチック製配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護すること。
- ④ 強化プラスチック製配管の上面より5センチメートル以上の厚さを有し、かつ、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号碎石等を用い埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固めを行うこと。

図 埋設構造例



◎屋内又は屋上（以下「屋内等」という。）に設置する少量危険物貯蔵取扱所に係る消火器の設置
 屋内等の少量危険物貯蔵取扱所は、消防法施行令第10条第1項各号の規定（第4号は第1号から第3号までに該当しない場合に限る）により消火器の設置が必要であることから、消防法施行規則第6条各項の基準により設置すること。なお、各項で算出した必要本数は全て合算すること。

◎少量危険物施設の屋外又は地下タンク（以下「屋外等」という。）に係る消火器の設置
 屋外等の少量危険物貯蔵取扱所は、消防法及び本条例において消火器の設置が定められていないが、初期消火の観点から消火器の、設置を指導すること。

第三十三条の三 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵する場合であつて、危険物を収納した容器を架台で貯蔵するときは、高さ六メートルを超えて当該容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲に、容器等の種類及びその貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有し、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	危険物の数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の五分の一以上指定数量未満	一メートル以上
その他の容器等	指定数量の五分の一以上二分の一未満	一メートル以上
	指定数量の二分の一以上指定数量未満	二メートル以上

二 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他の危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること

三 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること

(平成 17.6・全改)

第 1 項第 1 号

第 33 条の 2 第 1 項第 17 号において容器を積み重ねる場合は、3メートル(第三石油類及び第四石油類のみの場合は 4メートル)以下とされているが、不燃材料で堅固に造られた架台を用いて屋外で貯蔵する場合は、6メートル以下にすることができる。

(火災予防条例第 33 条の 2 第 1 項第 17 号参照)

第 2 項第 1 号

屋外の場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、一定の幅の空地の保有又は防火上有効な塀の設置を義務づけたもので、火災時における延焼防止を目的としている。

空地は危険物を取り扱う設備、装置又は容器等(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有し、またその頂部を起点とし、必要な幅と同じ離隔距離を上部に保有すること。

なお、タンク又は金属製容器で貯蔵し、又は取り扱う場合は、第 33 条の 4 に規定するタンク又は第 33 条の 2 第 16 号の規定に基づく金属製容器によって貯蔵し、又は取り扱われることとなるので、保有すべき空地の幅を緩和している。

「防火上有効な塀」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られたものであり、かつ、災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないよう必要な範囲に設けられているものでなければならず、次によること。

ア 塀の高さは、1.5メートル以上とし、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の高さが 1.5メートルを超える場合は当該施設の高さ以上とする。

イ 塀を設ける範囲は、空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上とする。(図 1、2 参照)

ウ 塀は、地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造のものとする。

エ 「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」とは、地盤面から当該施設の直面する高さまでの壁であり、壁の幅は空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上であ

るものとする。

※ 塀等を設ける場合の例

図 1

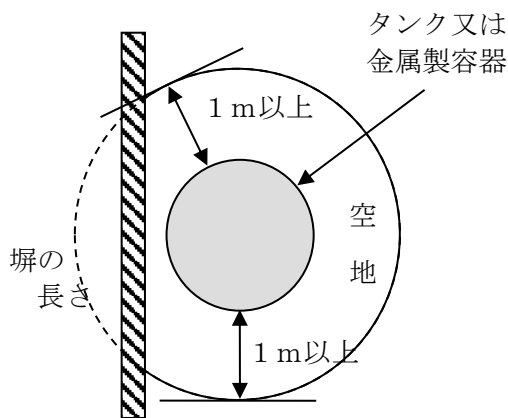
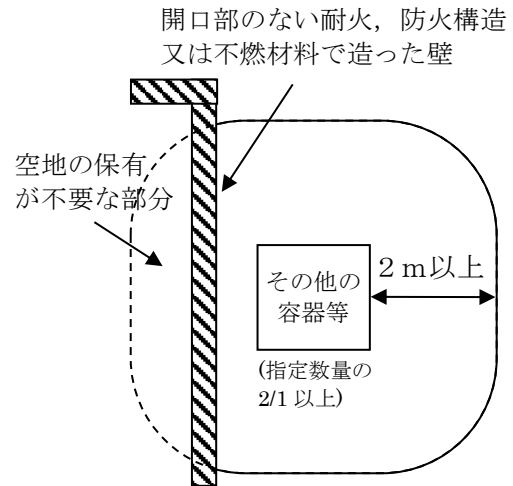
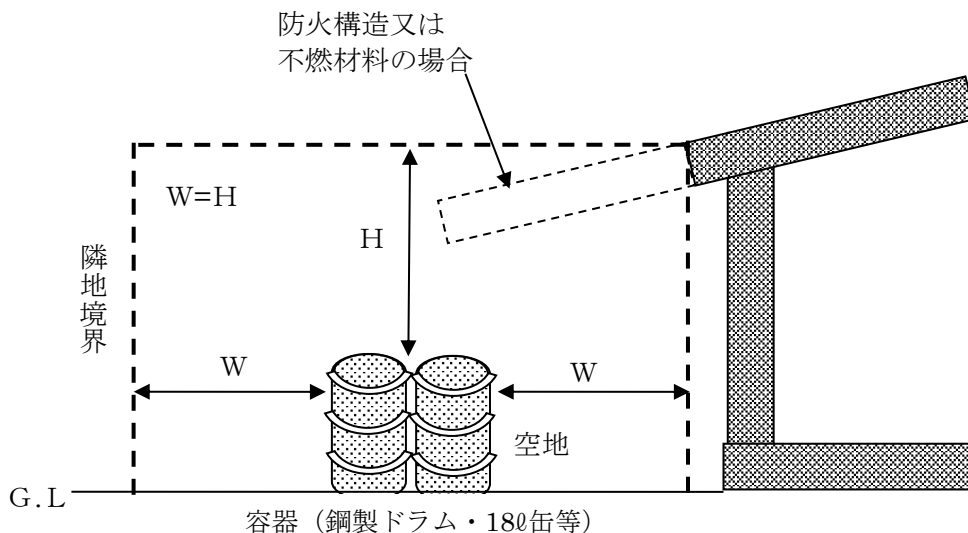


図 2



※ 屋外での容器等による貯蔵、取扱いの例



※ 灯油の場合

容器

- | | | |
|----|--|---------------------------|
| 容器 | {
ドラム缶等金属製容器
180ポリエチレン缶等 } | (200ℓ以上 1,000ℓ未満)・・・1 m以上 |
| | | (200ℓ以上 500ℓ未満)・・・1 m以上 |
| | | (500ℓ以上 1,000ℓ未満)・・・2 m以上 |

Wは下記による。

ただし、容器に面する壁・軒裏が開口部（網入ガラスのはめ殺しを除く。）のない防火構造又は不燃材料で造られている場合は、それぞれの距離未満とすることができる。

第 2 号

屋外において液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備において、液体の危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいため、これを防止するための措置方法について規定したものである。

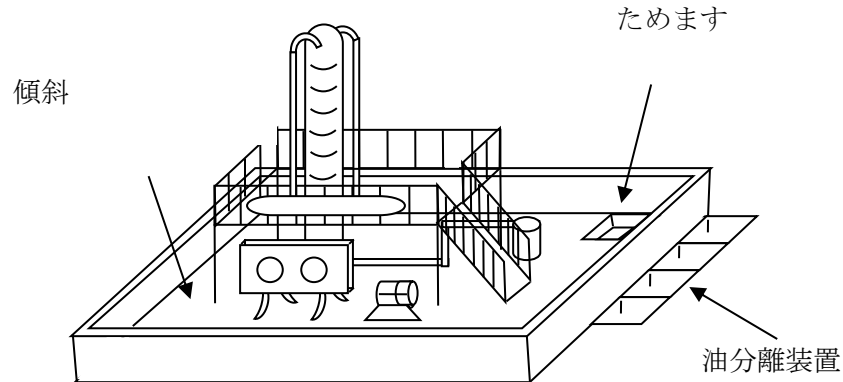
「同等以上の効果があると認められる措置」とは、下記の方法等があるもの。

- ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法
- イ 設備の架台に有効な堤、又は囲いを設ける方法
- ウ キュービクル式等で危険物の流出防止に効果があると認められるもの

「適当な傾斜」とは、漏えいした危険物が円滑に流入する程度の勾配とし、「ためます」は、くみ上げ等の回収ができる程度の大きさであれば足りるものとする。

また、キュービクル式等で危険物が外部に漏れない構造のものは、ためます、油分離装置を設けたものとみなすことができる。

※ 屋外危険物施設の流出防止措置例



第3号

「堅固に造る」とは、架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。

第三十三条の三の二 指定数量の五分之一以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること
- 二 窓及び出入口には、防火戸を設けること
- 三 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること
- 四 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること
- 五 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること
- 六 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること

(平成 17.6・追加)

第1号

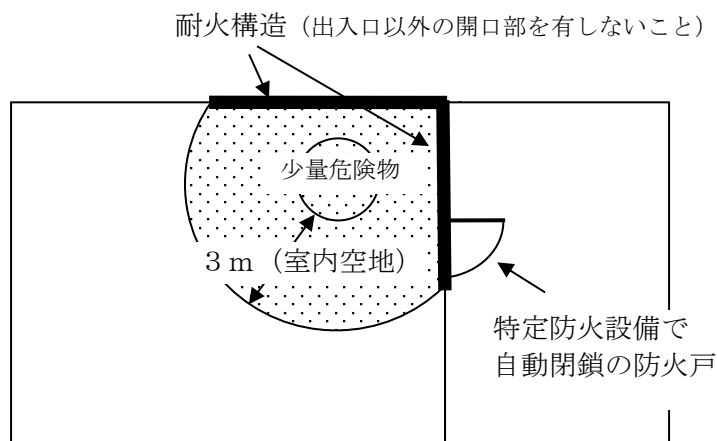
第1号に規定する「天井」には、天井がない場合は、はり又は屋根が含まれる。建築物内の一部（部分規制）に設置する場合は次によること。



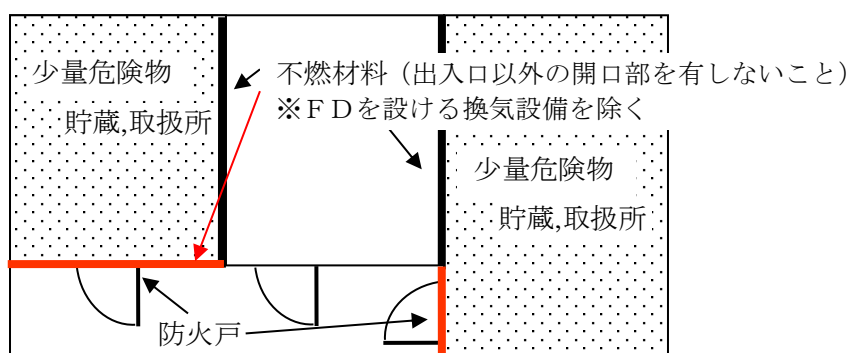
・・・・・・不燃材料で造るか、又は覆われた部分

ア 危険物を取り扱う設備、又は容器（以下「設備等」という。）の周囲に3メートル以上の屋内空地を設けることにより部分規制を受けるものについては、当該屋内空地を含む範囲内を不燃材料で造り又は不燃材料で覆うことをもって足りる。

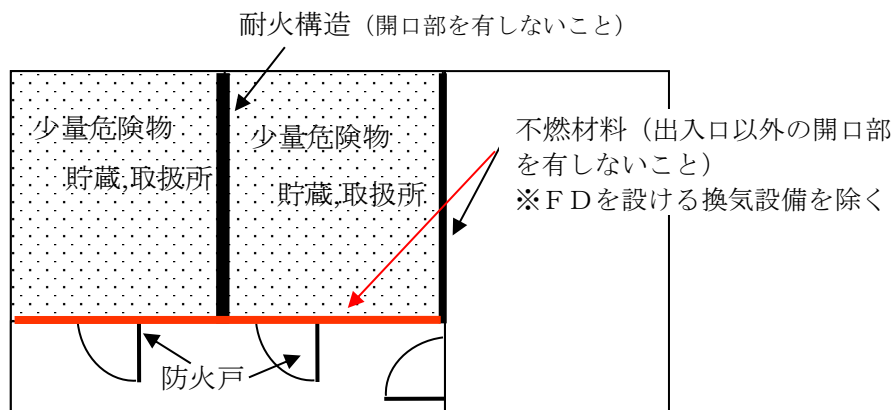
ただし、当該設備等から3メートル未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有せず、かつ、出入口は特定防火設備、自閉式に限る。）及び柱は耐火構造とすること。



イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分は、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁・床で他の部分と区画すること。



ウ 少量危険物貯蔵取扱所を連続して設ける場合は、相互に隣接する壁・柱・床・はりを耐火構造とし、区画すること。



第3号

液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該部分の床についてコンクリート舗装等の浸透防止措置を講ずるとともに、適当な傾斜及びためますを設けなければならない。

「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」については、第33条の3第2項第2号の運用解説によること。

ただし、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の構造及び設備等の形態によって、適当な傾斜、かつ、ためますが設けられない場合は実態に応じて指導すること。

例えば、ボイラー等の設備の周囲に囲いを設ける方法、バーナー部分にオイルパン等を設ける方法がある。

第4号

「堅固に造る」とは、第33条の3第2項第3号の解説によるが、屋内において架台を用いて危険物を貯蔵する場合、架台自体に高さの制限はないが、架台1段当たりの容器の積み重ね高さは第33条の2第1項第17号によること。

第5号

「採光、照明」について照明設備を設けた場合は、採光を設けないことができる。

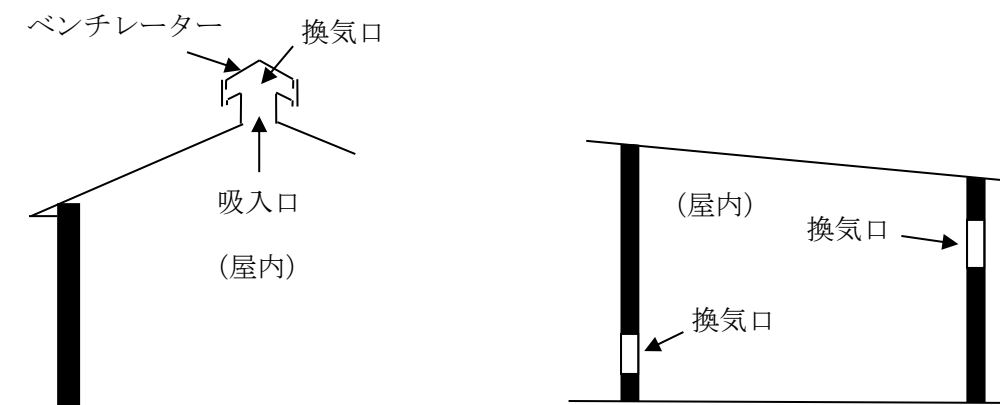
また、日没から日の出までの間における危険物の取扱いがなく、かつ、窓等（壁の一部にガラスブロックを用いる場合を含む。）によって十分採光がとれる場合は、照明設備を設けないことができる。

「換気設備」については、危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵又は取り扱う場所に応じ、目的に合うものを設置すること。

なお、壁体、床又は天井を耐火構造としなければならない部分に換気口を設ける場合、又は換気扇等の「換気設備」が他の部分（室、廊下等）との区画を貫通する場合は、防火ダンパー等を設置すること。

また、第6号の排出設備により、室内の空気を有効に置換えすることができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には換気設備（給気口をのぞく）を設けないことができる。

※ 換気設備の例



第6号

「可燃性の蒸気又は、可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、第4類の危険物をのうち、引火点が40度未満のもの、引火点が40度以上でも引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合、若しくは金属粉等の微粉が著しく浮遊するおそれのある場合をいい、図1の例により設置すること。

なお、可燃性蒸気等排出設備には、引火防止の措置を講ずるよう指導すること。

ただし、密栓状態等で貯蔵し、又は取り扱う場合及び可燃性蒸気の発散するおそれのない場合は、図2の例によることができる。

※ 密栓状態とは、未開封の状態だけではなく、貯蔵容器の専用の蓋等を正しく閉めた状態も含むものである。ただし、専用の蓋が劣化している場合や専用ではない蓋等を使用している場合等は密栓状態とならないもの。

※ 高所に排出する設備の例

図1 可燃性蒸気等排出設備の例

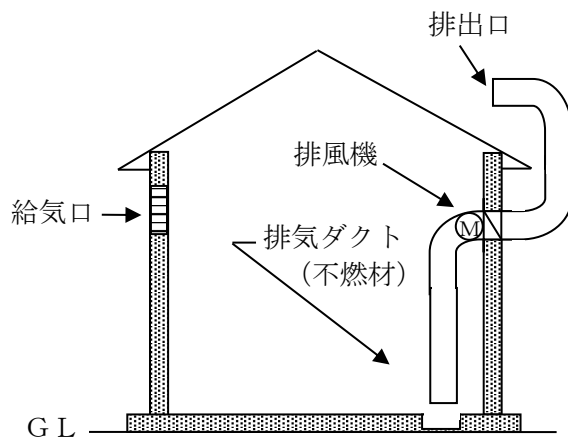
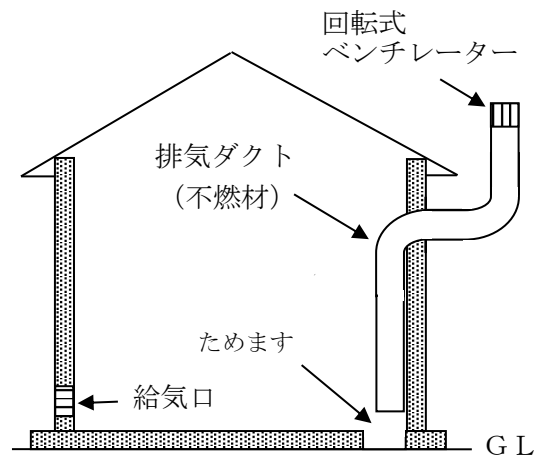


図2 密栓状態で貯蔵、取り扱う場合等の例



耐火構造としなければならない壁を排出ダクト等が貫通する場合は当該部分に防火ダンパー等を設けること。

第三十三条の四 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンク容量を超えてはならない。

2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンク以外のタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
四十リットル以下	一・〇ミリメートル以上
四十リットルを超え百リットル以下	一・二ミリメートル以上
百リットルを超え二百五十リットル以下	一・六ミリメートル以上
二百五十リットルを超え五百リットル以下	二・〇ミリメートル以上
五百リットルを超え千リットル以下	二・三ミリメートル以上
千リットルを超え二千リットル以下	二・六ミリメートル以上
二千リットルを超えるもの	三・二ミリメートル以上

二 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること

三 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他のさびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

四 圧力タンク以外のタンクにあつては市長が定めるところにより通気管又は通気口を、圧力タンクにあつては市長が定める安全装置をそれぞれ設けること

五 圧力タンク以外のタンクで引火点が四十度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること

- 六 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置(ガラス管等を用いるものを除く。)を設けること
- 七 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること
- 八 タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること
- 九 タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること
- 十 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの周囲に、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること
- 十一 その底板を地盤面に接して屋外に設けるタンクにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること

(平成 2.3・追加、平成 17.6・改正)

第 1 項第 1 号

過剰注入による危険物の漏えいや、地震動等によって応じる液面揺動による漏えいを防止するためにも、タンクの容量(タンクの内容積の 90%以上 95%以下の量をいう。)を超えて危険物を収納してはならない。

第 2 項第 1 号

製造所等におけるタンクは、容量に関係なく厚さ 3.2mm 以上の鋼板(一般構造用圧延鋼 SS400)又はこれと同等以上の機械的性質を有するもので気密に造ることとされているが、少量危険物の場合は、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最低板厚と同等以上の機械的性質を有する材料(金属板)で気密に造らなければならない。

「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、ステンレス鋼又はアルミニウム等の金属を想定したものであり、これらを使用する場合の最低板厚は、次式により算出された数値以上でなければならない。

計算式

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

t₀ : SS400 を使用する場合の板厚 (mm)

本条で規定する水張試験又は水圧試験については、製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障はないが、設置者等の申出があつた場合は、第 58 条の 2 の規定により消防局長がこれらの検査を行うことができ、技術基準に適合しているものについては検査済証を交付している。(他の消防本部も同じ)

また、危険物保安技術協会が試験確認を行い、これに合格したものについては試験確認済証を交付している。

なお、「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で 5 kPa を超えるものをいう。

第2号

地震等の影響等で転倒又は落下しないようにするため、支柱の強度、タンクと支柱の接合方法又はタンクと堅固な基礎との固定等について配慮すること。

「容易に転倒又は落下しない」とは、タンクの基礎、架台及び固定方法等が次の項目に適合するものであること。

ア 基礎

基礎の構造は、鉄筋コンクリート造りとする。ただし、べた基礎の場合は、無筋コンクリートとすることができる。

イ 架台

架台は不燃材料で造り、高さは地盤面又は床面からおおむね3メートル以下とし、タンクが満液状態のときの荷重を十分ささえることができ、かつ、地震等の振動に十分耐えることができる構造とすること。

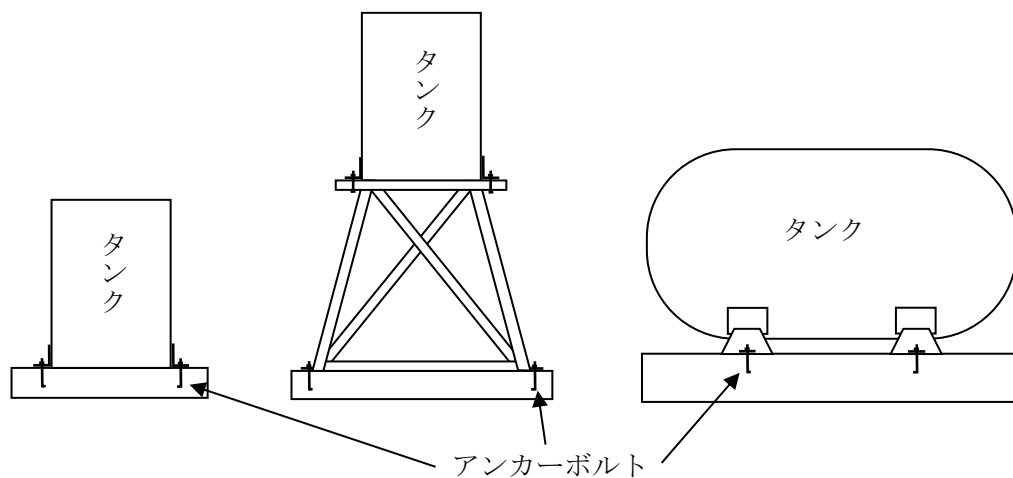
ウ 固定方法

固定方法にあつては、次のいずれかによること。ただし、直接基礎に設置される縦置円筒型タンクであつて、タンクの高さがタンクの直径の1.5倍以下である場合は、省略することができる。

- ① タンク本体にアングル又は締め付けバンド及びボルトで間接的に固定する。
- ② タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をボルト等で固定する。
- ③ タンクの底板張出部分をボルト等で固定する。

エ 上記アからウまでに掲げる方法によらなくても安全性が確保される場合は、その実態に応じて指導すること。

※ タンク固定の例



第3号

「さび止めのための措置」とは、防錆ペイント等により塗装を行うこと等である。

第4号

タンク内の圧力を適正に保つことによりタンクの安全性を確保するとともに、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における作業上の安全性を確保する目的で規定している。

「通気管」や「通気口」は、タンク内圧を大気圧と同じ状態にするため常に蒸気を大気に放出するものと、内圧が一定の圧力になると作動するものがあり、危険物の性質に応じて取り付けることが必要である。

なお、屋内にタンクを設ける場合は、通気管を設置するよう指導すること。

「安全装置」は、圧力の上昇による危険物の噴出、設備の爆発等を防止するために設けられるもので、圧力計及び自動的に圧力の上昇を停止させる装置や減圧弁などが該当する。

なお、安全装置の圧力放出口は、可燃性蒸気が噴出するおそれがあるため、その設置場所は、通風や周囲の火気等を考慮して安全な場所を選択する必要がある。

※ 安全装置及び通気管にあつては、その細部基準について火災予防規則において次のように規定されている。

<p>(安全装置)</p> <p>第7条 条例第33条の2第2項第5号(条例第36条第3項において準用する場合を含む。)及び第33条の4第2項第4号(条例第33条の5第2項においてその例によるものとされる場合及び条例第36条第3項において準用する場合を含む。)の市長が定める安全装置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第4号に掲げる安全装置は、危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限り用いることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">一 自動的に圧力の上昇を停止させる装置二 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたもの三 警報装置で安全弁を併用したもの四 破壊板 <p style="text-align: right;">(平成2.4、平成17.11・改正)</p>
<p>(通気管)</p> <p>第8条 条例第33条の4第2項第4号(条例第33条の5第2項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により設ける通気管は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 直径は、20ミリメートル以上であること二 先端は、屋外にあつて、建築物の窓、出入口等の開口部から1メートル以上離すものとするほか、屋内に設けるタンク及び地下タンクにあつては地上4メートル以上(引火点が40度以上130度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては地上2メートル以上)の高さとする。ただし、引火点が130度以上の第四類の危険物のみを100度未満で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、この限りでない。三 雨水の浸入しない構造であること四 滞油するおそれのある屈曲がないこと <p style="text-align: right;">(平成2.4、平成11.4、平成17.11・改正)</p>

第5号

引火点が40度未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置についての規定であり、一般的には、40メッシュよりも目の細かい銅又はステンレスの網を張ったものが用いられる。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上、取り外しが容易にできる構造にしなければならない。

第6号

1 油量自動表示装置には、次に掲げる方式の装置などがある。

フロート式液面計・・・タンク内の液面に位置したフロートの変位をワイヤーを介してタンク外部の指示計に液量を表示するもの

圧力式液面計・・・ダイヤフラムを内蔵した検出部で液圧を検出して指示計に表示するもの

静電容量式液面計・・・空気と貯蔵する液体との誘電率の差を利用し、液面の高さに応じて変化する二重円筒形電極の静電容量を検出し、表示するもの

2 ガラス管等を用いるもの(連通管式等)は原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置(ボール入り自動停止弁等)を設けた場合は、計量装置として使用することができる。

また、油量自動表示装置は、タンク内の蒸気が容易に外部に発散しない構造としなければならない。

- 3 注入口付近で危険物の量を確認できないものにあつては、過剰注入を防止するため、注入量がタンク容量に達した場合に自動的に警報を発する装置等を注入口の付近に設けるよう指導すること。
- 4 危険物を取り扱うタンク（貯蔵タンクを除く。）においては、危険物が過剰に注入されることによる漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、条例第37条の3の基準の特例を適用し、当該装置を設けないことができる。

第7号

注入口の設置場所は、危険物の性質及び周囲の状況（火気使用設備の有無、可燃性蒸気の滞留危険性）等を勘案のうえ、火災予防上支障のない場所でなければならない。また、注入口には可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するための弁又はふたを設けなければならない。

「火災予防上支障のない場所」とは、次によること。

- ア 原則として屋外であること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所であること。
- イ 可燃性蒸気が滞留するおそれがある階段、ドライエリア等を避けた場所であること。

第8号

危険物の漏えい等の事故が発生した場合に、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁を設けるように定められている。

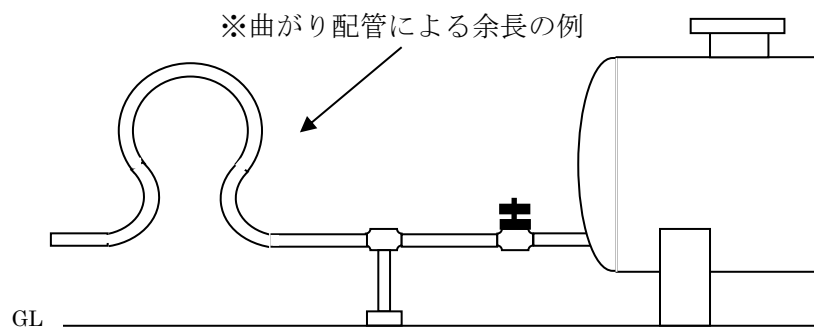
「タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設ける」とは、一般に用いられる金属製のバルブ、コック等をいうものであり、作業員が容易に近づくことができ、かつ、開閉し易い位置に設けられていなければならない。

第9号

「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない」とは、配管結合部の直近に金属製の可とう管継手が設けられていることをいう。

ただし、配管が著しく細く可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を曲り配管にし、余長をとる等の措置を講ずること。

なお、可とう管継手については、日本消防設備安全センターにおいて「可とう管継手に関する技術上の指針」に基づく型式認定の例によるものであること。



第10号

「流出を防止するための有効な措置」とは、危険物政令で定めるもの（屋外貯蔵タンクにおける防油堤等）と必ずしも同等である必要はないが、屋外にタンクを設置する場合はコンクリート又は鋼板等の不燃材料とし、かつ、危険物が外に流出しない構造とした防油堤を設けなければならない。また、屋内のタンクの場合は、タンク室の敷居を高くし、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法がある。

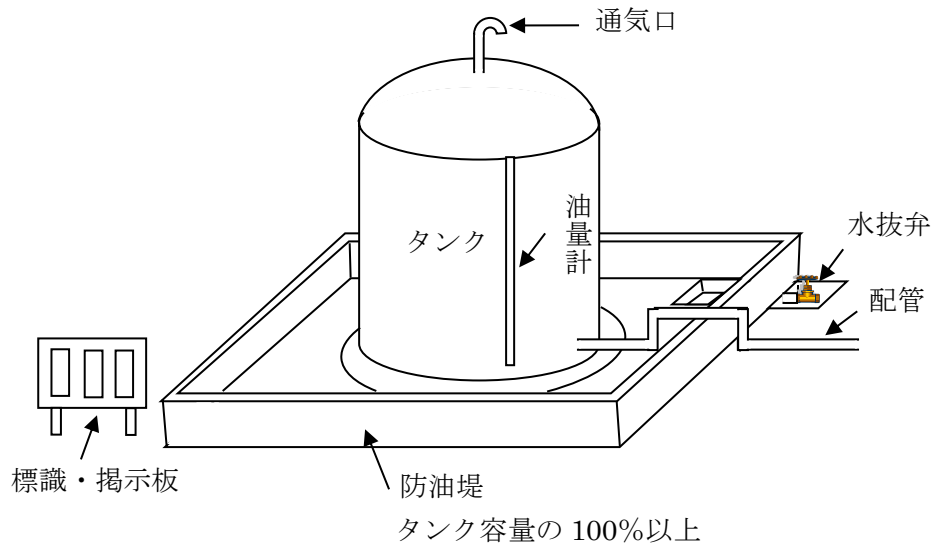
なお、建築物の基礎、塀又は壁等であつて危険物の流出を有効に防止できるものについては、当該部分等を防油堤等の一部分とすることができる。

流出防止措置を講ずるにあたっては、上記のほか次によること。

- ア タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の容量の全量を収納できるものであること。

- イ 防油堤等の内側地盤面は、危険物の浸透を防ぐためコンクリート等の不燃材料で被覆されていること。
- ウ 防油堤等にその内部の滞水を外部に排水するための水抜口を設ける場合は、水抜き用弁を設けるとともに、弁の開閉状態を容易に確認することができる表示等を設けること。
- エ 防油堤の大きさは、漏れた危険物が収納できるよう、当該タンクの容量以上とすること。

※ 屋外でのタンクによる貯蔵の例



第11号

「腐食を防止するための措置」の具体的な方法としては、地盤面の表面にアスファルトサンドやアスファルトモルタルのカーペットを施すか、又は底板外面にコールタールエナメル等の塗装を施す方法が考えられる。

なお、単なるさび止め塗装はこれに該当しない。

◎ その他

タンクの保守点検に必要な空間についての規定は本条例において定められていないが、タンクの錆及び塗料の剥離が目視により確認できる空間をタンク周囲に確保するよう指導すること。

第三十三条の五 指定数量の五分之一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の五分之一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第二項第三号から第五号まで及び第七号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、法別表第一に規定する第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合には、この限りでない。

二 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること

三 タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること

四 タンクは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくは性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンク以外のタンクにあっては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の一・

五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること

五 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。その場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること

六 タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること

七 タンクの周囲に二箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検査する設備を設けること

(平成 2.3・追加、平成 10.10・平成 16.6・平成 17.6・改正)

第2項第1号

地下タンクの埋設方法は、次の4種類がある。

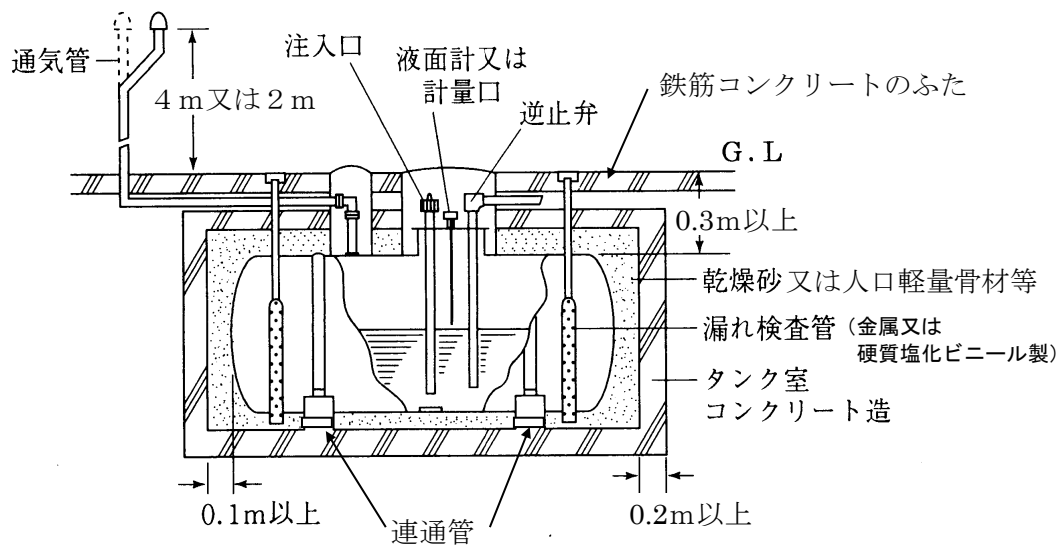
(1) タンク室

厚さ 20 センチメートル以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造のタンク室の中にさび止めのための措置等を講じたタンクを設置する方法

ア タンク室には、雨水や地下水が浸入しないように措置するとともに、可燃性蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂又は人工軽量骨材等を充填すること。

イ 地下タンクとタンク室の内側との間隔は、タンク設置の際の施工性、タンクに係る応力等を考慮し、10センチメートル以上とすること。

※ タンク室内に設置の例



(2) 二重殻タンク

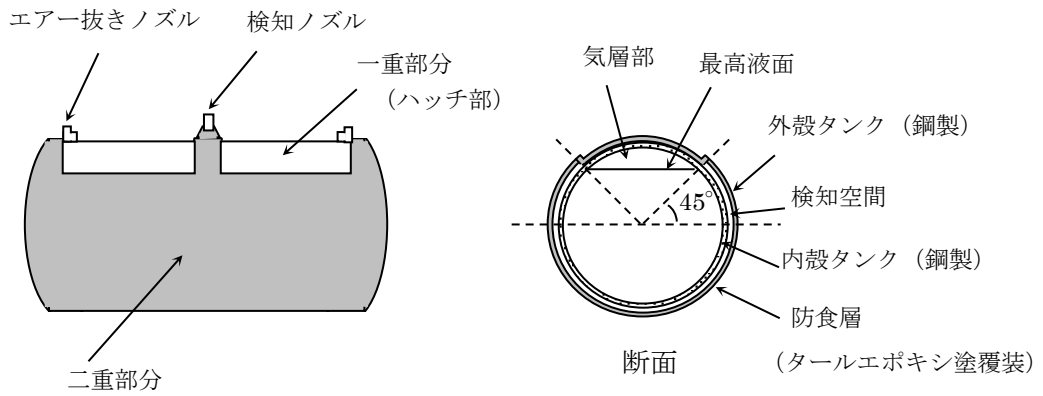
堅固な基礎に防食措置をした二重殻タンクを固定し、これを直接埋設する方法
二重殻タンクには、次の3種類がある。

ア 鋼製二重殻タンク (S S二重殻タンク)

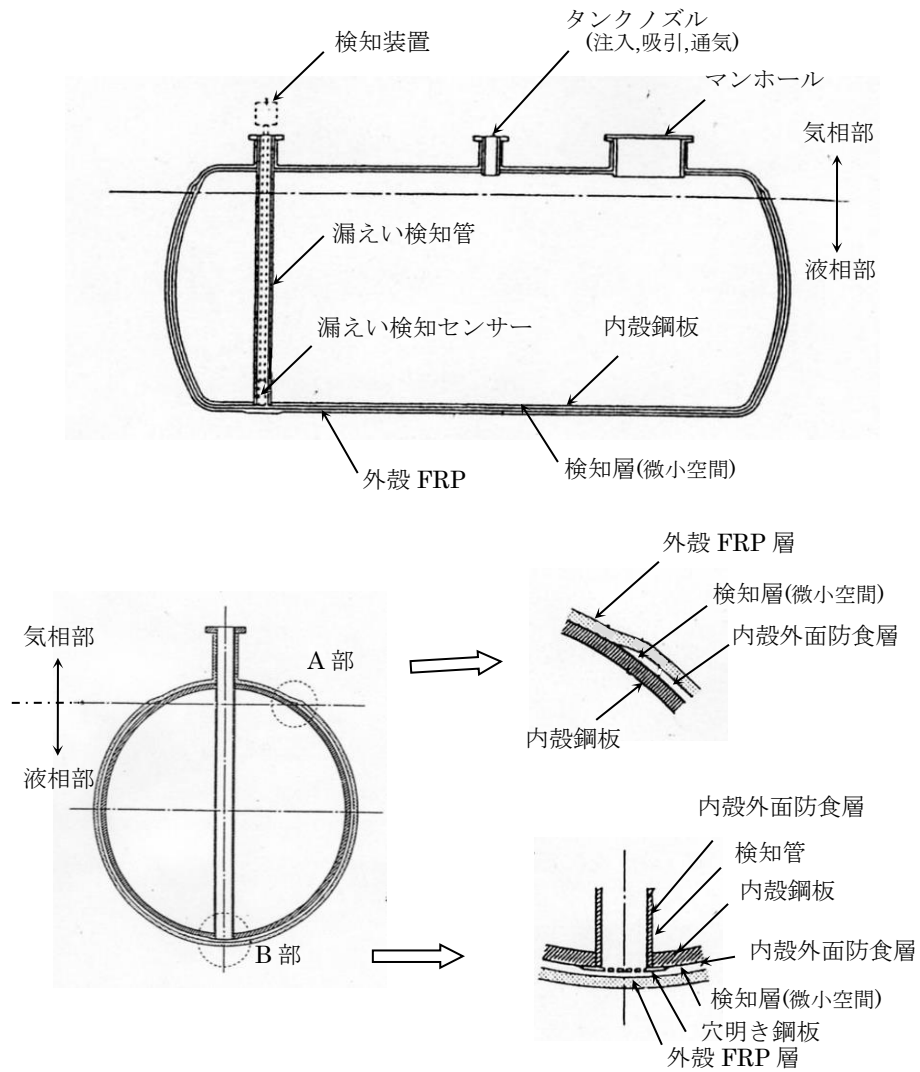
イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク (S F二重殻タンク)

ウ 強化プラスチック製二重殻タンク (F F二重殻タンク)

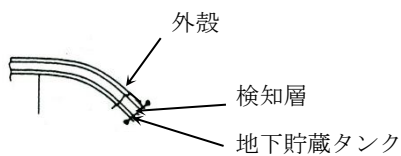
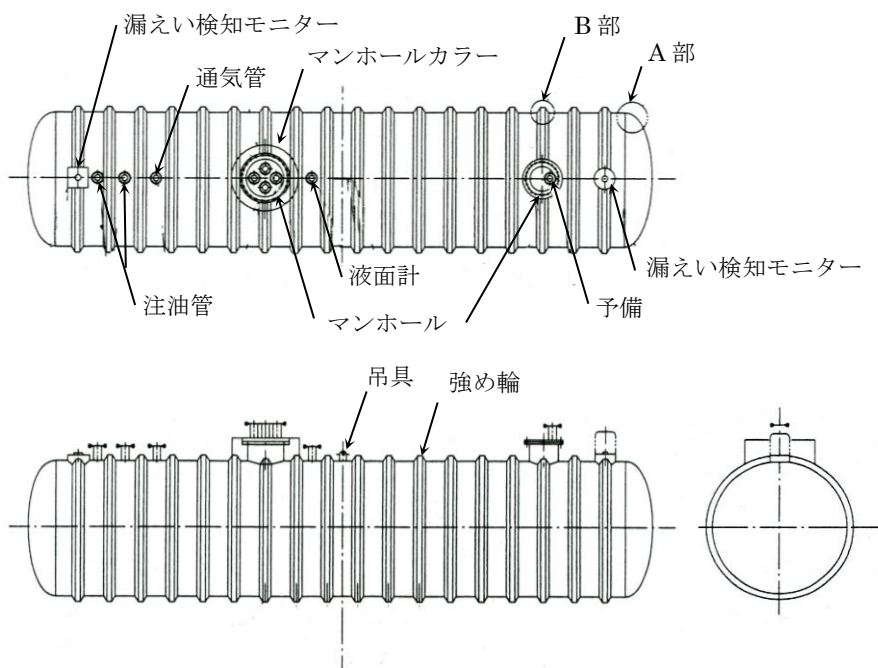
※ 鋼製二重殻タンクの構造例



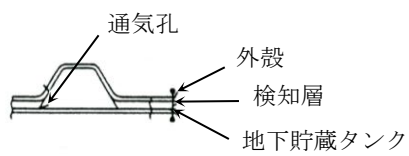
※ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの構造例



※ 強化プラスチック製二重殻タンクの構造例



A部詳細

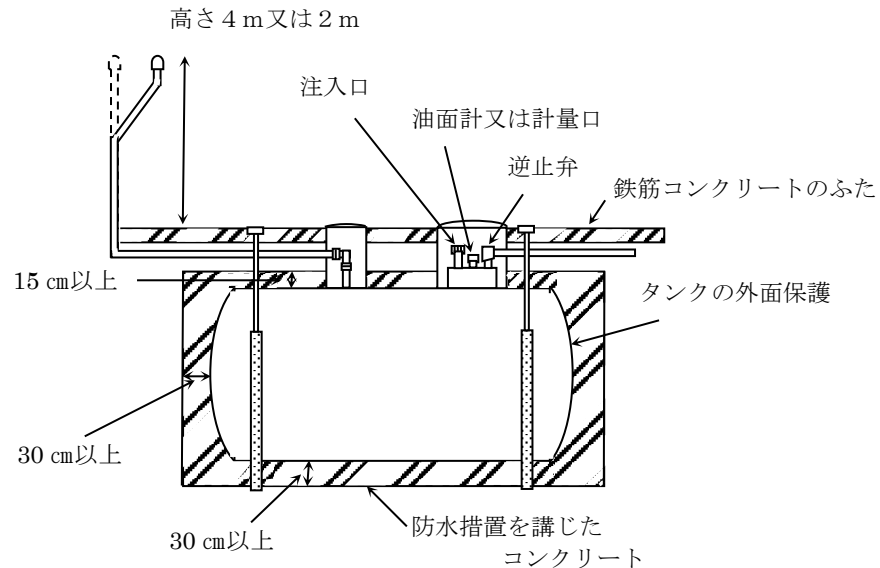


B部詳細

(3) 危険物の漏れ防止構造 (コンクリート被覆)

さび止めのための措置を講じたタンクの周囲を側方及び下方にあっては 30 センチメートル以上、上方にあっては 15 センチメートル以上のコンクリートで覆い設置する方法

※ 危険物の漏れ防止構造の例



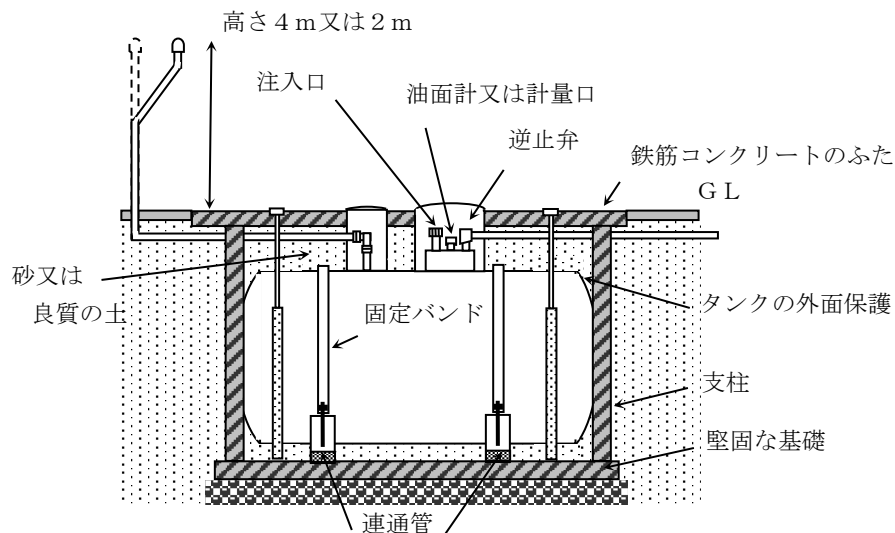
(4) 直埋設

堅固な基礎にエポキシ樹脂等により防食措置を施したタンク及びガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）で造られたタンクを固定し、これを直接埋設する方法
 ア 本規定のただし書に該当する項目である。よって第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限られる。

イ エポキシ樹脂等の防食措置の方法は、危険物規則第 23 条の 2 に規定するものと同様であること。

ウ タンク埋め戻しには、砂又は良質の土（タンクに損傷を与えるおそれのある石等を含有しないもの。）を用いること。

※ タンク室省略工事による設置の例



◎ タンクを埋設した場合のタンクの頂部は、凍結深度を考慮し 30 センチメートル以上地盤面から下にあること。

◎ (2)及び(3)にあっては、本規定の「危険物の漏れを防止することができる構造」に該当する項目である。

第2号

- 1 「自動車等による上部から荷重を受けるおそれのあるタンク」とは、駐車場、車庫及び車両の通行の用に供する場所等の下に埋設されたタンクをいうものであること。
よって、これ以外の場所にあつては、「ふた」を省略することができる。
- 2 「直接荷重がかからないように」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によりふたをささえるものであるが、支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものでなければならない。
- 3 ふたは、厚さ 20 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものであること。
- 4 鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱を基礎と連結するように設けること。
- 5 自動車を駐車する場所等の下にタンクを埋設する場合にあつては、点検等の際に車の移動が容易に行えることに留意すること。

第3号

地下タンクを基礎に固定する方法は、次によること。

ア 基礎は、厚さ 20 センチメートル以上のコンクリート造等であること。

イ 基礎は、タンクの水平投影以上の大きさであること。

ウ 固定方法は、締め付けバンド、アンカーボルト等によること。この場合、バンド、ボルト等には、さび止め塗装がされていること。

エ アからウにかかわらず、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」平成8年10月18日消防危第127号消防庁危険物規制課長通知により施工することもできる。

第4号

地下タンクの場合は、少量危険物用のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に 3.2 ミリメートル以上の鋼板 (SS400) 又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくは FRP で造ることとされている。

- (1) 「同等以上の強度を有する金属板」とは、次式により算出された数値以上の板厚を有すること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (2) 同等以上の「性能を有するガラス繊維強化プラスチック」(FRP)とは、次のものをいう。
- ア FRPタンクの構造は、厚さ及び機械的強度が均一となるように成形するとともに、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形がタンク直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比の絶対値と軸方向応力度比の絶対値の和が1以下である構造とすること。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4以上の値とすること。
- なお、内圧試験及び外圧試験によるFRPタンクの構造安定性の確認方法は、「強化プラスチック製二重殻タンクの構造安全性の確認方法」(平成7年3月28日消防危第28号)に準拠して行うことが適当である。
- ① タンクの頂部が水面から0.3メートル下にある場合に該当タンクに作用する圧力
- ② タンクの種類に応じ、次に掲げる圧力の内水圧
- a 圧力タンク以外のタンク 70kPa
- b 圧力タンク 最大常用圧力の1.5倍の圧力
- イ 配管の接続口は、タンクの頂部に設けるとともに、接続口とタンクの接続部分は、容易に損傷しないように補強すること。
- ウ 樹脂は、JIS R 3411「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」(UP-CM、UP-CE又はUP-CEEに係る規格に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の品質を有するビニルエステル樹脂であること。
- エ 強化材は、JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラスロービング」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスクロス」又は、JIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維であること。
- オ ガラス繊維量は、FRP重量の25%以上であること。
- カ FRPの性能は、次表の日本工業規格に準拠した試験により、確認されていること。

項目	性能	日本工業規格
引張り強さ	60 MPa以上	JIS K 7054
曲げ強さ	125 MPa以上	JIS K 7055
空洞率	5.0 %以下	JIS K 7053
曲げ弾性率	6000 MPa以上	JIS K 7055
バーコル硬度	40 以上	JIS K 7060

- キ FRPに充てん材、着色材、安定材、可塑剤、硬化剤、促進剤等を使用する場合にあっては、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないものであること。
- ク FRPは、樹脂の含浸不良、気泡、異物混入等がなく、かつ、その表面に著しい傷、補修跡等がないこと。
- ケ 危険物を加熱する設備を設けないこと。
- (3) 地下タンクについては、すべて水圧試験が適用され、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、圧力タンク以外のものにあっては、70kPaで行わなければならない。
- なお、本条及び次条において「圧力タンク」とは、最大常用圧力が、46.66 (70/1.5) kPa以上のものをいう。

第5号

- 1 危険物の量を自動的に表示する装置及び運用については、前条第6号を参考にすること。
- 2 地下タンクに計量口を設ける場合には、計量時に計量棒によるタンクの底板の損傷を防止するため、当該部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を当てること。

第6号

危険物の漏えい防止のため、配管はすべてタンクの頂部に取り付けること。
よって、ドレンパイプ等もタンクの底部に取り付けることはできない。

第7号

漏れ検査管の構造は、次によること。

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニール製等とすること。

イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

ウ 上端部は、水が浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。

エ 構造は、小孔を有する二重管等、目詰まりを防止できる構造のものとする。

ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

オ 地下水位の高い場所に設ける場合には、小孔が地下水位上部まで設けられていること。

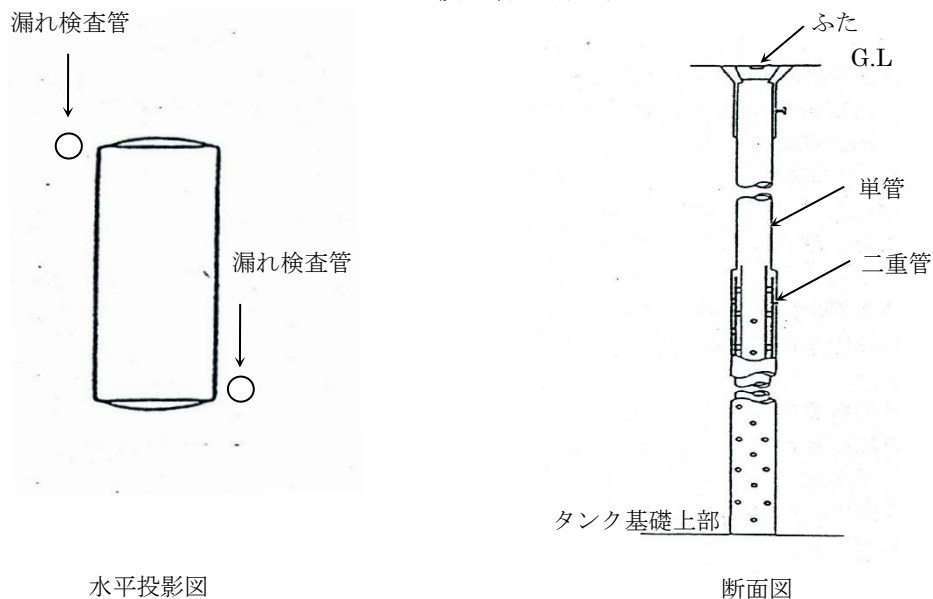
カ 2以上の地下タンクを1メートル以下に隣設して設ける場合は、漏れ検査管を共有することができる。

キ 漏れ検査管が危険物漏えいを有効に検知できるよう、タンク架台に連通管を設ける等の措置を講ずること。

ク 第1号の規定による漏れを防止することができる構造のタンクのうち、二重殻タンクにあつては、漏れ検査管を設けないことができる。

ケ 「液体の危険物の漏れを検査する設備」には、漏れ検査管以外に危険物の規制に関する規則第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微小な漏れを検知する措置を含むものとする。

※ 漏れ検査管の構造例



第三十三条の六 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第三十三条の四第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結し、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により注入すること

二 タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が四十度以上の法別表第一に規定する第四類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

三 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから

出すときは、当該タンクを有効に接地すること

- 四 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること
- 2 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第三十三条の四第二項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 火災予防上安全な場所に常置すること
 - 二 タンクは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンク以外のタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること
 - 三 タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること
 - 四 常用圧力が二十キロパスカル以下のタンクにあつては二十キロパスカルを超え二十四キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が二十キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の一・一倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること
 - 五 タンクは、その内部に四千リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること
 - 六 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第四号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が二千リットル以上のものにあつては、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること
 - 七 マンホール及び注入口のふたは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること
 - 八 マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること
 - 九 タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること
 - 十 タンクの配管は、先端部に弁等を設けること
 - 十一 タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること
- (平成 2.3・追加、平成 10.10・平成 14.3・平成 16.6・平成 17.6・改正)

第1項第1号

「他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結」する方法とは、ネジ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による方法がある。

※ 注入ホース緊結例

図1 ネジ式結合金具構造例

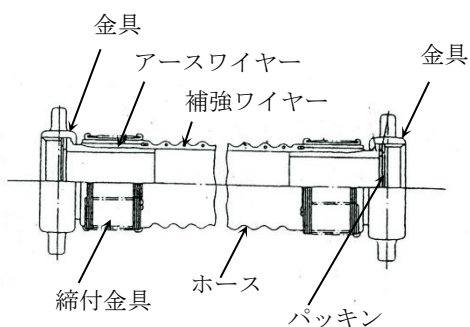
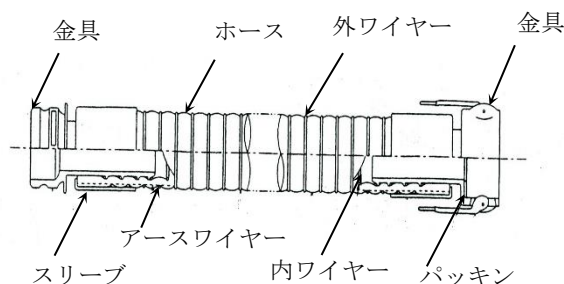


図2 突合せ固定式結合金具構造例



「注入ホース」については、次によること。

ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないもの。

イ 長さは、必要以上に長いものではないこと。

ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。

「手動開閉装置を備えた注油ノズル」については、過剰注入を防止するため、手動開閉装置を開放の状態に固定し、危険物を連続的に出すことができるストッパーを備えていないもの（以下「非ラッチオープン式ノズル」という。）とする。

なお、危険物を容器に詰め替える場合はノズルの部分に満了停止制御装置（オートストップ装置）を設けるよう指導すること。

第2号

移動タンクから容器への詰め替えは原則として禁止であるが、引火点が40度以上の第4類の危険物を手動開閉装置を備えた非ラッチオープン式ノズルを用いて容器に注入する場合に限り認められる。

「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、容器に詰め替える場合は、毎分60リットル以下とする。なお、タンクへ詰め替える場合は、毎分180リットル以下とする。

第3号

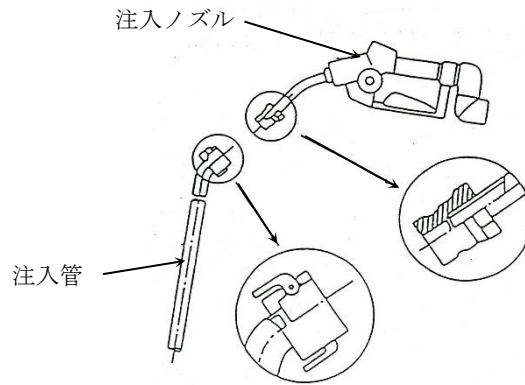
「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類危険物のうち特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニール被覆導線を用い、移動タンク本体を接地電極に接続することをいう。

第4号

静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクの上部から注入する場合は、液体の攪拌及びミストの発生を抑制し、注入中の事故防止のため注入管の先端をタンクの底部につけて注入する必要がある。

※ 注入管の例



第2項第1号

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーと呼ばれるもの。）について規定したものである。

移動タンク貯蔵所とは異なり、少量危険物については、消防法第16条の2に規定する移送の基準が適用されないため、タンクに危険物を貯蔵した状態であっても、常置（駐車）することができるが、危険物を貯蔵した状態の常置は好ましいものではないため、タンクを空の状態とするように指導すること。

常置場所は、移動タンクの所有者等が必要な措置（移動タンクの維持管理上の点検・整備、又は液体の危険物が漏えいした場合の応急措置等）を講ずることが可能な場所であって、火気を使用する設備が移動タンクの付近に設けられていないこと等を考慮すること。

第2号

タンクの材料および水圧試験について規定したもので、移動タンクの場合は、FRPを用いることはできないが、その他については、地下に埋設する場合と同様である。

「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は、2.8ミリメートル以上とする。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する金属板の伸び (%)

第3号

タンクと車両との固定方法として、Uボルトのほかに緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。

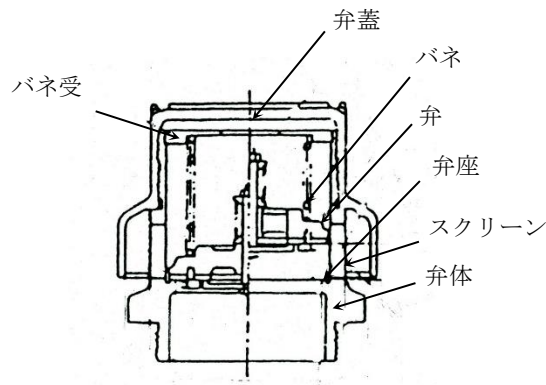
「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。

また、移動タンクの荷台へのゴムや木製の敷板等の設置は認められる。

第4号

「安全装置」は、直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のために設けるものであり、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定しなければならない。なお、安全装置の吹き出し部分の有効面積は、危険物の規制に関する規則第19条第2項を準用し、容量2,000ℓ以下のタンク室にあつては15cm²以上、2,000ℓを超えるタンク室にあつては25cm²以上とすること。

※ 安全装置の構造例



第5号

移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000 リットル以下ごとにタンク本体と同様の材質や板厚で間仕切りを設けなければならない。

第6号

防波板は走行時の液の移動による車両の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものであり、その設置方法は危険物の規制に関する規則第24条の2の9の例が望ましい。

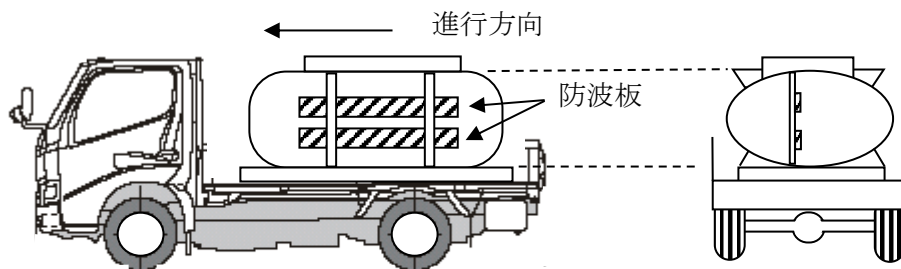
「厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板」とは、熱間圧延軟鋼板（SPHC）であり、「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

※ 防波板の設置例



第7号

マンホールやふたの材質及び板厚は、タンク本体と同じである。これは移動タンクが転倒等し、マンホールやふたに荷重がかかることがあっても、これらが容易に破損しないようにするためのものである。

第 8 号

「防護枠」とは、次によること。

ア 材質は、厚さ 2.3 ミリメートル以上の鋼板（熱間圧延軟鋼板）又は次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

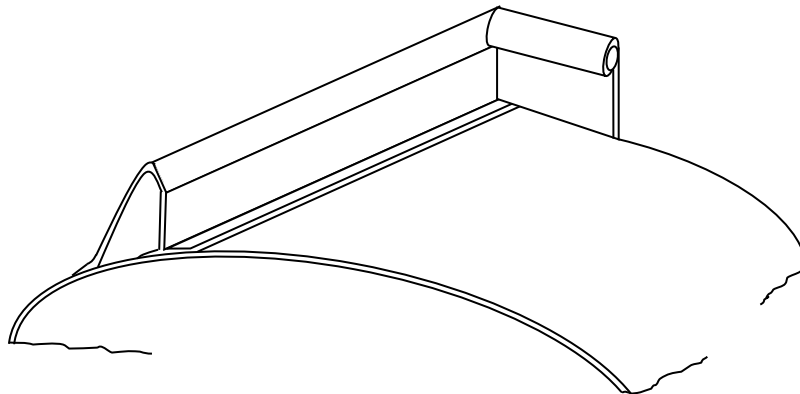
t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

イ 頂部は、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とすること。

ウ 山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とすること。

※ 防護枠の例 二方山形（山形部分接ぎ合わせ造り）



第 9 号

「非常の場合に直ちに閉鎖できる弁等」とは、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものであること。また、操作方法についても付近に表示すること。

第 10 号

万一底弁から危険物が漏えいした場合、配管内に危険物が残留した場合等においては、当該配管を通じて危険物が流出する恐れがあるために弁等を設ける規定である。

第 11 号

「可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、危険物を常温で貯蔵し取り扱う移動タンクにあっては、タンク室内及び当該危険物の引火点が 40 度未満の場合は、防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所を言う。ただし、遮へいされた場所のうち通風がよいもの又は換気が十分行われるところにある場合は、この限りでない。

「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造のものをいう。

◎ その他

ミニローリーに係る消火設備「消火器」についての規定は、消防法及び本条例において定められていないが、初期消火の観点から消火器の技術上の規格を定める省令第 8 条に規定する自動車用消火器を 1 個以上設置するよう指導すること。

第三十四条 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、当該危険物の類に応じ、次のとおりとする。

- 一 第一類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること
 - 二 第二類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと
 - 三 自然発火性物品（第三類の危険物のうち危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の五第二項の自然発火性試験において同条第三項に定める性状を示す物品並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第三類の危険物のうち同条第五項の水との反応性試験において同条第六項に定める性状を示す物品（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること
 - 四 第四類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと
 - 五 第五類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること
 - 六 第六類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること
- 2 前項の基準は、危険物の貯蔵又は取扱いに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

(昭和 48.6・昭和 50.10・平成 2.3・平成 4.3・改正)

第 1 項第 1 号

第 1 類の危険物は酸化性固体であり、その性質は一般的には不燃性物質であるが、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。従って、その貯蔵、取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように以下のことに注意する必要がある。

- (1) 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
- (2) 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- (3) 周囲に可燃物を置かない。
- (4) 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含むものにあつては、水との接触を避ける。

第 2 号

第 2 類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒なもの、あるいは燃焼の際に有毒ガスを発生するものがある。

第 2 類の危険物の火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 酸化剤との接触、混合を避ける。
- (2) 炎、火花又は高温体との接近若しくは過熱を避ける。
- (3) 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- (4) 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

第 3 号

第 3 類の危険物は固体又は液体であつて、空気中において自然発火するもの（自然発火性物質）及び水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生するもの（禁水性物質）である。

なお、黄りんのように自然発火性のみを有する物品、又はリチウムのように禁水性のみを

有している物品もあるが、カリウム、アルキルアルミニウムのように自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有しているものが多い。

第3類の危険物の火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- (1) 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- (2) 自然発火性物品は、炎、火花、高温体との接触、又は過熱を避ける。
- (3) 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- (4) 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

第4号

第4類の危険物は引火性を有する液体であり、液体の表面から発生する蒸気と空気とが混合して、可燃性混合気を形成した場合に、炎や電気火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。

引火点が常温より低い物品の場合は、常に引火する危険性が存在することになり、引火点が常温より高いものであっても、引火点以上に加熱された場合には同様の危険性が生ずることになる。

また、第4類の危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険がある。

第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- (2) 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。
- (3) みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取り扱いをする場合は、蒸気を排出するか、又は十分な通風を行う。

第5号

第5類の危険物は熱的に不安定であり、加熱、衝撃等により発熱分解し、そのもの自身が可燃性であることが多いので、急激に反応が進行する危険性を有する物品である。特に有機過酸化物、ニトロ化合物等の酸素を含有する物質の場合には、自己燃焼する。

燃焼は爆発的なものが多く、また爆発的でなくても激しい燃焼を呈するため消火が困難となる場合が多い。

第5類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の留意点は、次のとおりである。

- (1) 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- (2) 過熱、衝撃、摩擦を避ける。
- (3) 分解しやすいものは、特に室温、湿気、通風に注意する。

第6号

第6類の危険物は、自らは不燃性の酸化性を有する液体である。

加熱等によりエネルギーが与えられると分解し、酸素を放出して可燃物等を酸化する。

したがって、可燃物等と接触し、又は混合した状態では混合発火、爆発の可能性がある。

第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の留意点は、次のとおりである。

- (1) 可燃物との接触や混合は避ける。
- (2) 分解を促す薬品類との接近は避ける。
- (3) 過熱等を避ける。

第2項

通常の危険物の貯蔵又は取扱いが第1項の基準によらない場合にあっては、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害の発生を防止するための十分な措置を講ずること。

第三十四条の二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第三十三条の二から第三十三条の六までの位置、構造及び設備の技

術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

(平成 2.3・追加、平成 17.6・改正)

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備にかかわる基準維持規定である。

これは、少量危険物貯蔵取扱所における事故について、設備の維持管理に起因するものが非常に多いことから、タンク、配管その他の設備を第 33 条の 2 から第 33 条の 6 までの基準に適合するように適時点検、補修等を行わなければならない。

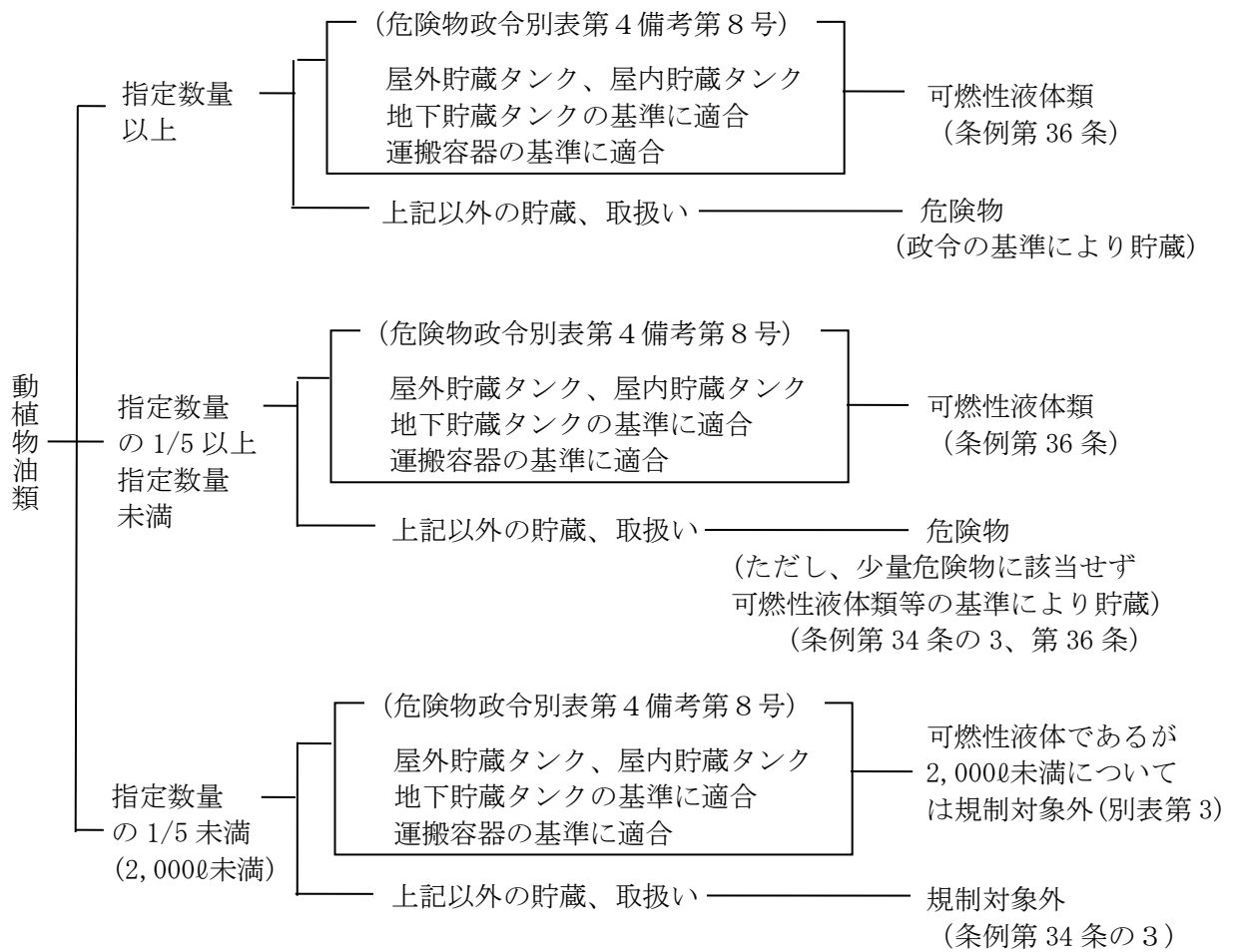
この場合、消防法で定められた点検記録の保存等、許可施設と同様の措置までとる必要はない。

第三十四条の三 指定数量未満の動植物油類(法別表第一に規定する動植物油類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、第三十二条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(平成 2.3・追加、平成 16.6・改正)

動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、可燃性液体類とされている(危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号)。

したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない、1 万リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として第 32 条から第 34 条までの、規定の適用があるはずであるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用除外を定めている。



(品名又は指定数量を異にする危険物)

第三十五条 品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の五分の一の数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

(平成2.3・改正)

品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量と指定数量の5分の1の数量との関係を規定したものである。

「品名又は指定数量の異にする」危険物とは、同じ類の危険物ばかりでなく、類を異にする危険物、同じ品名であっても指定数量を異にする危険物を含むものである。

「同一の場所」とは、第33条の運用による少量危険物貯蔵(取扱)所として規制の対象となる単位を参照すること。

第二節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(平成 2.3・平成 17.6・改称)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第三十六条 別表第三の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第六号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び**可燃性液体類**(同表備考第八号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の五分之一以上指定数量未満の**動植物油類**(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること
 - イ 可燃性固体類(別表第三備考第六号ニに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第三の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の五分之一以上指定数量未満の動植物油類にあつては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又は**これと同等以上であると認められる容器**(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること
 - ロ 内装容器等に適合する容器には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する表示をすること。ただし、化粧品の容器で最大容量が三百ミリリットル以下のものについては、この限りでない。
 - 二 可燃性液体類等(別表第三備考第六号ニに該当するものを除く。)を収納した**容器を積み重ねて貯蔵する場合**には、高さ四メートルを超えて積み重ねないこと
 - 三 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと
 - 四 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること
- 2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
- 一 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲に、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第三に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の五分之一以上指定数量未満の動植物油類にあつては一メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有し、又は**防火上有効な塀**を設けること

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	一以上二十未満	一メートル以上
	二十以上二百未満	二メートル以上
	二百以上	三メートル以上
その他の容器等	一以上二十未満	一メートル以上
	二十以上二百未満	三メートル以上
	二百以上	五メートル以上

- 二 別表第三に定める数量の二十倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅一メートル(同表に定める数量の二百倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、三メートル)以上の空地を保有し、又は**防火上有効な隔壁**を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

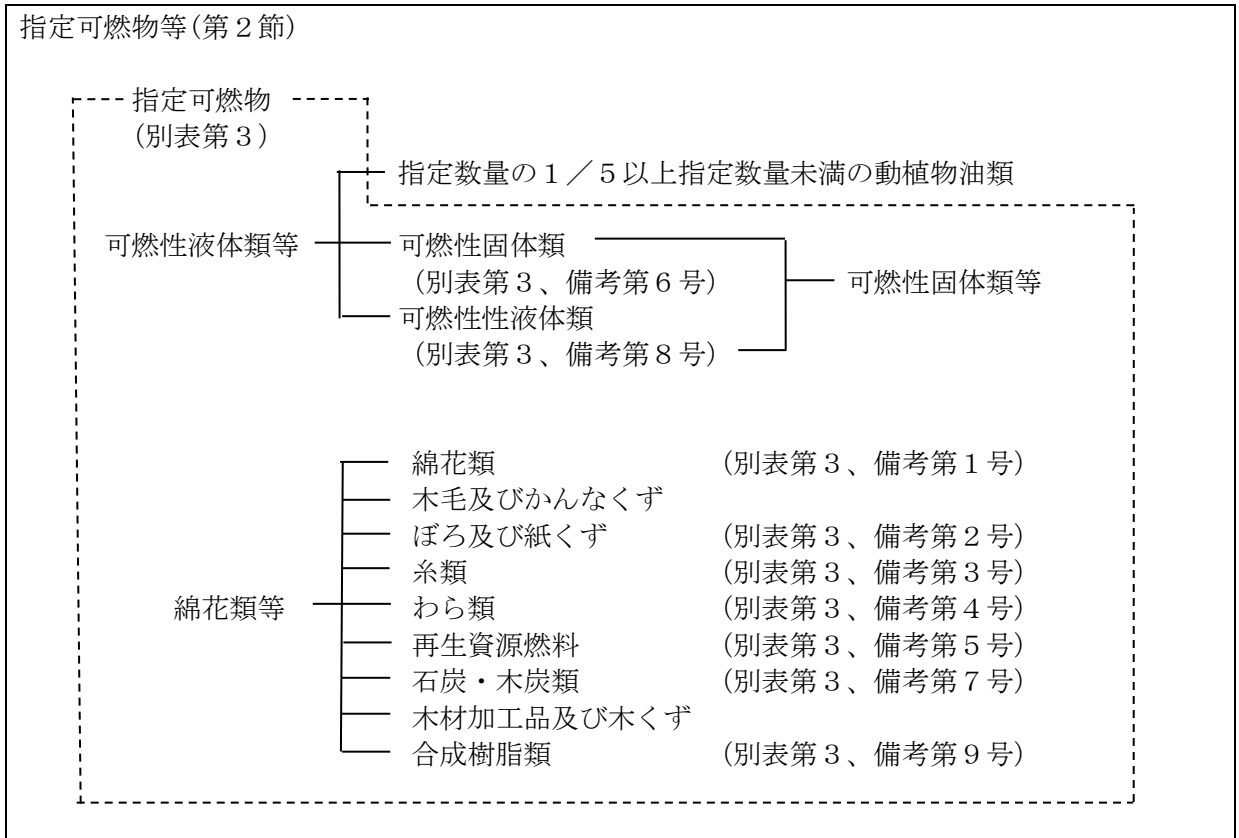
3 前二項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第三十二条から第三十四条の二まで(第三十三条の二第一項第十六号及び第十七号、第三十三条の三第二項第一号並びに第三十四条を除く。)の規定を準用する。

(平成 2.3・全改、平成 14.3・平成 15.7・平成 17.6・改正)

「指定可燃物」とは、消防法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるもの」であり、別表第3に掲げるものの総称である。

「指定可燃物等」とは、指定可燃物及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の総称である。

「可燃性液体類等」とは、指定可燃物のうち引火性を有する物品である可燃性固体類及び可燃性液体類、並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の総称である。このうち、可燃性固体類及び可燃性液体類を総称して「可燃性固体類等」とする。



(1) 「可燃性固体類」とは、別表第3備考第6号に規定するものであり、例えば、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が含まれる。

(2) 「可燃性液体類」とは、同表備考第8号にあるように、消防法別表第1備考の定めにより、危険物規則第1条の3に規定する危険物の第4類引火性液体から除外されるものであり、例えば、塗料、接着剤等が含まれる。

ア 第2石油類の除外物品・・・可燃性液体量40%以下で引火点が40度以上、かつ、燃焼点が60度以上のもの

イ 第3石油類の除外物品・・・可燃性液体量40%以下のもの

ウ 第4石油類の除外物品・・・可燃性液体量40%以下のもの

エ 動植物油類の除外物品・・・危険物規則第1条の3第7項に定めるもの

※ 「動植物油類」とは、第34条の3の運用によること。

第1項第1号イ

「これと同等以上であると認められる容器」とは、第33条の2第1項第16号イの運用によること。

第2号

「容器を積み重ねて貯蔵する場合」とは、第33条の2第1項第17号の運用によること。

第2項第1号

「防火上有効な塀」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有することができない部分の遮へいに必要な幅及び高さを有するものであること。

※ 第33条の3第2項第1号の基準と比較して数量が多いため、同号ただし書のような緩和を認めていない。

第2号

「防火上有効な隔壁」とは、小屋裏まで達する耐火構造又は準耐火構造の壁であること。

第3項

別表第3で定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として第32条から第34条の2まで（指定数量未満の危険物の規制）を準用すること。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第三十七条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、**みだりに**火気を使用しないこと
 - 二 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと
 - 三 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること
 - 四 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、一日一回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること
 - 五 再生資源燃料（別表第三備考第五号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれのあるもの（以下「**廃棄物固形化燃料等**」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること
 - イ **適切な水分管理**を行うこと
 - ロ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、**適切な温度**に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること
 - ハ 三日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう五メートル以下の**適切な高さ**に集積すること
 - ニ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度及び可燃性ガスの濃度を監視することにより廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること
- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
- 一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること
 - 二 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第三備考第九号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が二百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び同表備考第七号に規定する石炭・木炭類にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(一)	面積が五十平方メートル以下の集積単位相互間	一メートル以上
(二)	面積が五十平方メートルを超え二百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上

三 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること

イ 集積する場合においては、一集積単位の面積が五百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等**必要な措置**を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(一)	面積が百平方メートル以下の集積単位相互間	一メートル以上
(二)	面積が百平方メートルを超え三百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上
(三)	面積が三百平方メートルを超え五百平方メートル以下の集積単位相互間	三メートル以上

ロ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲に、一メートル（別表第三で定める数量の二十倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、三メートル）以上の幅の空地を保有し、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等**必要な措置**を講じた場合は、この限りでない。

ハ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱い場所相互の間を準不燃材料を用いて**区画**すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等**必要な措置**を講じた場合は、この限りでない。

ニ 別表第三に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料で仕上げた室内において行うこと

四 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号イ及びニの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること

イ 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための**温度測定装置**を設けること

ロ 別表第三に定める数量の百倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

(平成 2.3・全改、平成 12.12・平成 15.7・平成 17.6・改正)

(1) 「綿花類等」とは、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類等を除くものの総称である。

(2) 「綿花類」とは、別表第3備考第1号に規定するもので、天然繊維、合成繊維の別は問わず羽毛もこれに該当する。また、同号の「トップ状の繊維」とは、原綿・原毛を製綿・製毛機にかけて、一本一本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。

なお、難燃性の判断としては、「45度バスケット法燃焼試験基準」（消防庁予防課危険物規制課編集 逐条解説火災予防条例準則 参照）に適合するものであること。

例えば、同号から除外されるものは、不燃性の繊維として、石綿、ガラス等無機質の繊維、

また、難燃性の繊維として塩化ビニリデン系のもの等がある。

(3) 「木毛」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、木綿・木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）が該当する。

(4) 「かんなくず」とは、手動又は電動カンナを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。また、製材所等の製材過程に出る廃材、おがくず及び木端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(5) 「ぼろ及び紙くず」は、同表備考第2号に規定するもので、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、使用目的から離れ廃棄されたものをいい、例えば、古雑誌、古新聞等の紙くずや古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

ただし、ぼろのうち圧縮して梱包された製品ウェスは、指定可燃物に該当しない。

(6) 「糸類」とは、同表備考第3号に規定するもので紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わず、例えば、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等も該当する。

なお、不燃性又は難燃性の判断については、(2)の運用によること。

(7) 「わら類」とは、同表備考第4号に規定するもので、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。また、同号の乾燥藁とは、藁草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

(8) 「再生資源燃料」とは、同表備考第5号に「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項（「この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。」）に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。」と規定するもので、リサイクル等を目的として、近年、普及してきた新しい形態の燃料で例えば、RDF、RPFが該当する。

なお、廃タイヤを裁断して燃料としたものや廃プラスチックを成形しただけの燃料は、その物品が元来有している性状に変化はなく、形状が変化しただけであり、危険性状に変化が認められないことから、従来どおり、廃タイヤ、廃プラスチックとして規制する。

ア RDF（Refuse Derived Fuel）とは家庭ゴミを破碎・選別・乾燥・成形した固形化燃料
イ RPF（Refuse Plastics&Paper Fuel）とは産業廃棄物を主体に、特定の事業所から排出された、プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずを原料として、破碎→成型された固形化燃料

(9) 「石炭・木炭類」とは、同表備考第7号に規定するもので、例えば、石炭には無煙炭、れき青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、又はコークス等石炭を乾留したものが該当し、木炭には木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。また、粉状の石炭及び木炭を混合して成形した豆炭、練炭も該当するものである。

なお、天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は、該当しない。

(10) 「木材加工品」とは、製材した木材及びそれらを組み立てた家具類等をいい、原木は含まれない。ただし、丸太のままで使用する電柱、くい、建築用足場は該当する。

ア 該当するものの例

① 製材した柱、たる木、板等の材木

② 材木又は原木を加工した家具類、建具類、容器類、民芸品、がん具等

③ 金属、プラスチック等の部品と組み合わせることによって完成品となる前段階までの木材の部品（スピーカーのように完成品となったものは、対象外とする。）

イ 数量算定

木材加工品の数量表

（木材の実容積により、箱の空間容積は算定しない。）

	品名	数量	
1	木箱	0.084 m ³	(0.3 石)
2	洋タンス	0.14 m ³	(0.5 石)
3	和タンス	0.196 m ³	(0.7 石)
4	下駄箱・机	0.112 m ³	(0.4 石)

※ 1石は、0.28 m³に換算する。(石・・・木材加工業者が用いる数量算定の単位)

- (11) 「木くず」とは、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端である。このうち、水に浸漬されたものは該当しない。
- (12) 「合成樹脂類」とは、同表備考第9号に規定するもので、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で樹脂状のものをいう。
- ア 合成樹脂の糸及び糸くずは、糸類に該当する。
- イ 合成樹脂の繊維ぼろ及び紙くずは、ぼろ及び紙くずに該当する。
- ウ 合成樹脂の繊維及び紙は、指定可燃物に該当しない。
- エ プラスチックフィルムは、合成樹脂類に該当する。
- オ 廃棄プラスチックは、合成樹脂類に該当する。
- カ 合成樹脂の不燃性又は難燃性の判断は、JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により、不燃性又は難燃性の物品とは酸素指数 26 以上のものとする。
- なお、合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が 26 未満のものを第 1 表、酸素指数が 26 以上のもの及び固体でないものを第 2 表に示す。

第 1 表 酸素指数が 26 未満のもの（規制対象）

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP)・・・接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL)・・・粉状の原料等
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)
発泡ポリスチレン (発泡スチロール)

※ () 内は、略号又は別名

※ 上記のものであっても難燃化を施し、酸素指数が 26 以上となるものがあることに注意すること。

第2表 酸素指数が26以上のもの又は液状のもの（規制対象外）

フェノール樹脂（PE）
フッ素樹脂（PFE）
ポリアミド（PA）
ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニリデン樹脂）
ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂）
ユリア樹脂（UF）
けい素樹脂（SI）
ポリカーボネート（PC）
メラミン樹脂（MF）
アルキド樹脂（ALK）・・・液状のもの
ポリエチレンテレフタレート（PET、ペットボトル）

※ （ ）内は、略号又は別名

キ 合成樹脂類は、発泡させたものとその他のものに分けられているが、その境は発泡率概ね6以上のものを発泡させたものとする。なお、発泡させたものの20 m³は、重量にして概ね400 kgに相当する。

ク ゴムにあつては、同表備考第9号かっこ書きに規定しており、これらには、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、また、廃棄ゴムを加工した再生ゴムも含まれる。

なお、ゴムを主体とした製品又は半製品であれば、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ等）又は半製品であっても合成樹脂類に該当する。

自動車タイヤの参考重量

	タイヤの種類	単位	重量 kg
1	軽自動車用タイヤ	1本	約 5 kg
2	普通自動車用タイヤ	1本	約 8 kg
3	4 tトラック用タイヤ	1本	約 27 kg
4	10 tトラック用タイヤ	1本	約 52 kg

※ （タイヤ販売業界の参考資料より）

◎ 第1項の規定にある貯蔵又は取扱いは、別表第3で定める数量以上（棟単位（建基令第112条に適合する防火区画がある場合は区画ごと）を倉庫等に貯蔵する場合、工場において製造・加工する場合又は販売若しくは宣伝を目的として展示する場合が該当する。

したがって、一定場所に集積することなく、日常使用されるソファ、椅子等、ホテルのベット類、倉庫の保温保冷のために使用する断熱材等は該当しない。

なお、指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の部分の容積又は重量を算定し、箱型に成形されている場合等の空間部分は算入しない。

第1項第1号

「みだりに」とは、第32条第1号の運用によること。

第5号

「**廃棄物固形化燃料等**」は、その構成成分から水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもので、RDFが該当します。他の再生資源燃料にあつては、想定される貯蔵、取扱条件において同種の危険性を生じるか否かに関し当該物品の製造者等に確認すること。

また、新たな「**廃棄物固形化燃料等**」を把握した場合は、消防庁に報告すること。

イに規定する「**適切な水分管理**」とは、10%以下のできる限り低い管理値とすること。

ロに規定する「**適切な温度**」とは、外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値とすること。

ハに規定する「**適切な高さ**」とは、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた最大集積高さとする事。

第2項第1号

標識等については、火災予防規則第9条第1項によること。

標識等の例		地	文字	短辺	長辺
整理整頓	白	黒	}	30 cm以上	60 cm以上
火気注意	白	赤			
指定可燃物貯蔵所	白	黒			
品名 最大数量	白	黒			

※ 標識等は上記にかかわらず、指定可燃物である旨の標識に品名・最大数量を併記することができる。(火災予防規則別表第1備考2)

第3号

イ及びロに規定する「**必要な措置**」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等を延焼防止上有効に設けられた場合をいう。

ハに規定する「**区画**」とは、準不燃材料又は防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することである。

第4号

イに規定する「**温度測定装置**」は、発熱の有無を適正に監視できるよう精度、設置位置等に留意すること。

第三十七条の二 別表第三に定める数量の百倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の**危険要因を把握**するとともに、前二条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（平成 17.6・追加）

第 1 項

「**危険要因の把握**」にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを簡条的に整理するような簡易な方法でもよいこと。

第三節 基準の特例

（平成 2.3・追加）

（基準の特例）

第三十七条の三 この章(第三十二条、第三十四条及び第三十五条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防局長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（平成 2.3・追加、平成 17.6・旧第三十七条の二繰下・改正）

第五章 消防用設備等の技術上の基準の付加

(消防用設備等に関する基準)

第三十八条 消防用設備等の技術上の基準に関しては、令に定めるもののほか、この章の定めるところによる

- 2 消防用設備等には、雨水、積雪、凍結等による障害を防止する措置を講じなければならない。

(昭55年9月・全改、平2年3月、平4年3月・改正)

本条は、条例第5章消防用設備等の技術上の基準の付加に関する通則的規定である。
この条例により設置を義務付けられた消防用設備等については、次の規定が適用される。

- (1) 法第17条の2の5 —— (既存防火対象物の特例)
- (2) 法第17条の3 —— (用途変更の場合の特例)
- (3) 法第17条の3の2 —— (消防用設備等の届出及び検査)
- (4) 法第17条の3の3 —— (消防用設備等の点検及び報告)
- (5) 法第17条の4 —— (消防用設備等に対する措置命令)
- (6) 法第17条の5 —— (消防設備士の業務独占)
- (7) 法第17条の14 —— (工事着手の届出)

(消火器具に関する基準)

第三十九条 令第十条第一項に規定するもののほか、令別表第一(一)項ロ及び(三)項から(五)項まで、(六)項イ(4)、ハ及びニ並びに(七)項から(十六)項までに掲げる防火対象物には、消火器具(令第十条第一項に規定する消火器具をいう。以下この条において同じ。)を設置しなければならない。

- 2 令第十条第一項の規定により消火器具を設置しなければならない令別表第一(二)項又は(三)項に掲げる防火対象物で壁等により区画されたものにあつては、当該区画された部分ごとに消火器具を設置しなければならない。
- 3 前二項の規定により設置する消火器具は、令第十条第二項及び第三項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 4 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第六条第六項第二号に規定する小規模特定飲食店等には、消火器具(同条第一項に規定する消火器具に限る。以下この項において同じ。)を、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分からそれぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

(昭55年9月・全改、平27年6月・平30年10月・改正)

本条は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第10条に定めもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

- 1 第1項の令第10条第1項の規定と併せ、(1)項から(17)項まで及び(20)項の防火対象物には、規模に係らず消火器具を設置しなければならないことになる。
- 2 第2項の飲食店等には、歩行距離20m以下ごとの規定に関わらず、営業上区画された「店」ごとに消火器を設置しなければならない。この場合、「歩行距離20m以下」の基準も満足しなければならないものである。
- 3 第4項に規定する小規模特定飲食店等のうち火を使用する設備・器具を有するものは、本項により火を使用する設備・器具が設置されていない階にも設置が必要となる。
なお、火を使用する設備・器具が設置されないものについても、依然として第1項の適用を受けるものであること。

第四十条 削除
(平 17 年 6 月)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第四十一条 令第十一条第一項に規定するもののほか、同項第五号又は第六号の規定により屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分を有する建築物にあっては、その建築物内の他の防火対象物又はその部分にも屋内消火栓設備を設置しなければならない。

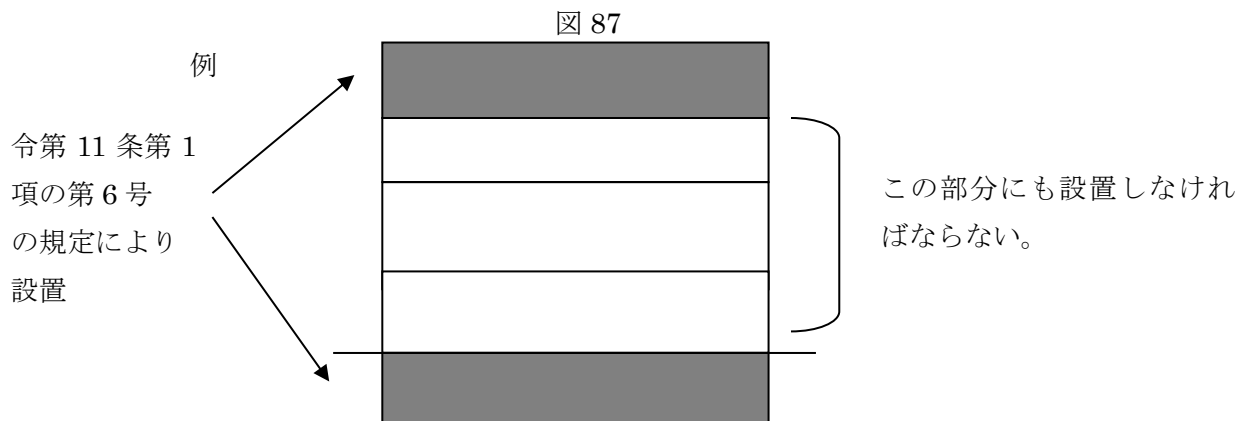
- 2 令別表第一(十六)項に掲げる防火対象物(以下「複合用途防火対象物」という。)にあっては、その一部たる同表(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物のそれぞれの床面積の数値を、同表(一)項に掲げるものにあつては五百で、同表(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げるものにあつては七百で、同表(十一)項及び(十五)項に掲げるものにあつては千でそれぞれ除し、その商の和が一以上となるときは、当該複合用途防火対象物に屋内消火栓設備を設置しなければならない。ただし、前項の規定により屋内消火栓設備を設置した場合は、この限りでない。
- 3 複合用途防火対象物にあっては、地階、無窓階又は四階以上の階で令別表第一(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物又はその部分のそれぞれの床面積の数値を、同表(一)項に掲げるものにあつては百で、同表(二)項から(十)項まで、(十二)項及び(十四)項に掲げるものにあつては百五十で、同表(十一)項及び(十五)項に掲げるものにあつては二百でそれぞれ除し、その商の和が一以上となるものを有するときは、当該複合用途防火対象物に屋内消火栓設備を設置しなければならない。ただし、前二項の規定により屋内消火栓設備を設置した場合は、この限りでない。
- 4 前三項の規定により設置する屋内消火栓設備は、令第十一条第二項から第四項までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
- 5 屋内消火栓設備の消火栓箱は、階段室の直近の廊下等の見やすく、かつ、操作員の退路を確保できる場所に設置しなければならない
(昭 55 年 9 月・全改、平 14 年 10 月・改正)

本条は、令第 11 条に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

- 1 従来、行政指導で設置させてきたものを、昭和 56 年 1 月 1 日以降新築・増改築等されるものについて本規定でもって義務設置としたものである。

2 屋内消火栓設備の設置等例

(1) 第 1 項の例



(2) 第2項の例

例 (16) 項イ

図 88

(15)	600 m ²
(3)-ロ	600 m ²
(4)	600 m ²

$$\frac{(15)}{600} + \frac{(3)-ロ}{600} + \frac{(4)}{600} = 1.157$$

1 以上となり設置しなければならない。

準耐・難燃材仕上げ 2倍読み適用

(3) 第3項の例

例 (16) 項イ

図 89

無窓階	(2) - イ	(3) - ロ
	70 m ²	80 m ²
普通階	(4) 600 m ²	

$$\frac{(2) - イ}{70} + \frac{(3) - ロ}{80} = 1$$

1 以上となり棟全体に設置しなければならない。

3 第4項 令第11条第2項の2倍読み又は3倍読みの規定が適用されるものであること。

4 第5項 操作員の安全を図ることを目的としたものであるから二方向避難できる場合は、必ずしも階段室の直近でなくてもよいこととする。避難階の場合は、直接地上へ通じる出入口の付近に設置すること。

(自動火災報知設備に関する基準)

第四十二条 令第二十一条第一項に規定するもののほか、同項第八号及び第十号から十五号までの規定により自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分を有する建築物にあっては、その建築物内の他の防火対象物又はその部分にも自動火災報知設備を設置しなければならない。

2 複合用途防火対象物にあっては、その一部たる令別表第一(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物のそれぞれの床面積の数値を、同表(九)項イに掲げるものにあつては二百で、同表(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項並びに(六)項イ(4)、ハ及びニに掲げるもの(同表(六)項ハに掲げるものにあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)にあつては三百で、同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項、(十二)項、(十三)項イ及び(十四)項に掲げるものにあつては五百で、同表(十一)項及び(十五)項に掲げるものにあつては千でそれぞれ除し、その商の和が一以上となるときは、当該複合用途防火対象物に自動火災報知設備を設置しなければならない。ただし、前項の規定により自動火災報知設備を設置した場合は、この限りでない。

3 前二項の規定により設置する自動火災報知設備は、令第二十一条第二項及び第三項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、同条第二項三号中「総務省令」とあるのは、「総務省令(消防法施行規則第二十三条第四項第一号への規

定に係る部分を除く。)』とする。

(昭 55 年 9 月・全改、平 4 年 3 月、平 20 年 10 月、平 27 年 6 月、平 30 年 10 月・改正)

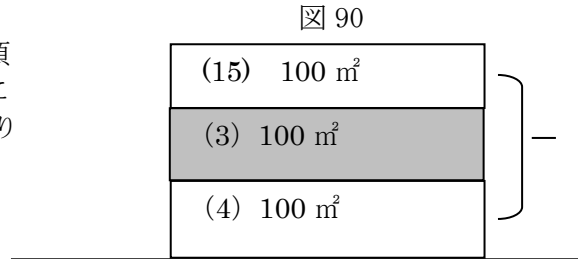
本条は、令第 2 1 条に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

1 自動火災報知設備の設置等例

(1) 第 1 項の例

例 (16) 項イ

令第 21 条第 1 項
第 10 号の規定により設置義務あり

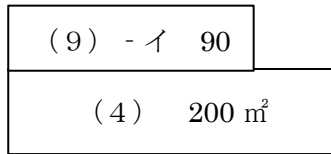


この階にも設置しなければならない。

(2) 第 2 項の例

例 1 (16) 項イ

図 91



9 項イ

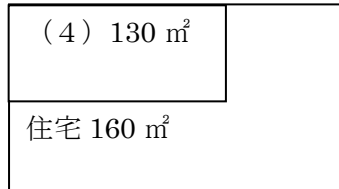
4 項

$$\frac{90}{200} + \frac{200}{300} = 1.12 \geq 1$$

となり設置しなければならない

例 2 (16) 項イ

図 92



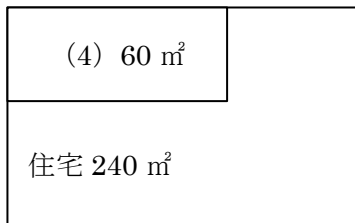
4 項

$$\frac{130}{300} < 1$$

1 未満であるから設置対象にならない

例 3 (16) 項イ

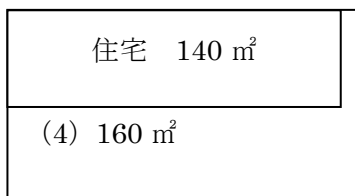
図 93



店舗<住宅で、店舗部分が 50 m²を超えることから全体が 16 項イとしてとらえることになり、300 m²以上であるから令第 21 条第 1 項第 3 号の規定により設置義務あり

例 4 (4)

図 94



店舗>住宅で、住宅を含めて全体を

(4) 項としてとらえることになり、

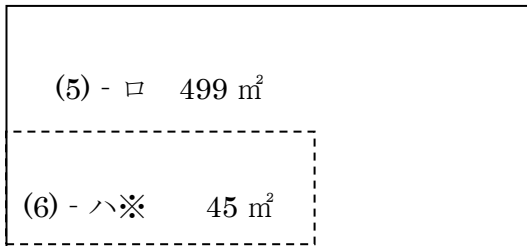
300 m²以上であるから令第 21 条第 1 項第 3 号の規定により設置義務あり。

2 消防法施行規則（昭和36年自治省令第六号。以下「規則」という。）と条例の適用について

例1

(5)項口

図 95



令 (5)項口 < 500 m² 設置不要

条例 (5)項口 (みなし部分含む)

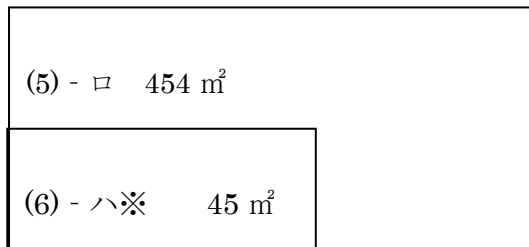
$499 \div 500 = 0.99$ 設置不要

※宿泊、入居を伴わないもの

例2

16項イ

図 96



令 (5)項口 < 500 m² 設置不要

(6)項ハ(宿泊・入居) 設置必要

(16)項イ ≥ 300 m² 設置必要 (ただし規則第23条第4項第1号へ該当により、(6)項ハ部分以外感知器等設置免除)

条例 (5)項口 $454 \div 500 = 0.908$

(6)項ハ(宿泊・入居) 条例第42条第2項対象外

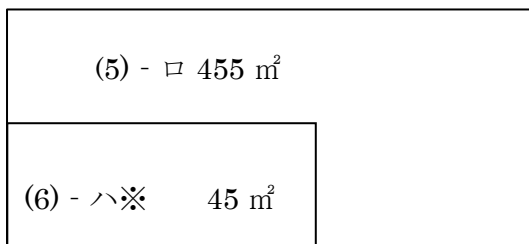
$0.908 + 0(\text{対象外}) = 0.908$ 設置不要

※宿泊、入居を伴うもの

例3

16項イ

図 97



令 (5)項口 < 500 m² 設置不要

(6)項ハ(宿泊・入居) 設置必要

(16)項イ ≥ 300 m² 設置必要

条例 (5)項口 $455 \div 500 = 0.91$

(6)項ハ(宿泊・入居) 第42条第2項対象外

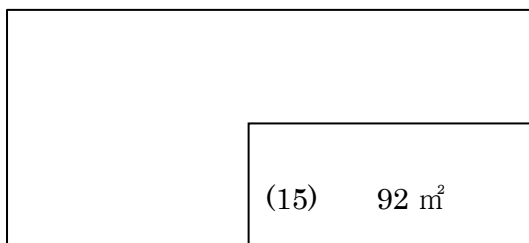
$0.91 \div 0(\text{対象外}) = 0.91$ 設置不要

※宿泊、入居を伴うもの

例4

16項イ

図 98



令 (5)項口 < 500 m² 設置不要

(6)項ハ(宿泊・入居) 設置必要

(15)項 < 1,000 m² 設置不要

(16)項イ ≥ 300 m² 設置必要(ただし規則第23条第4項第1号へ該当により、(6)項ハ以外感知器等設置免除)

条例 (5)項口 $454 \div 500 = 0.908$

(6)項ハ(宿泊・入居) 第42条第2項対象外

(15)項 $92 \div 1,000 = 0.092$

$0.908 + 0(\text{対象外}) + 0.092 = 1$ 設置必要

※宿泊、入居を伴うもの

(避難器具に関する基準)

第四十三条 令第二十五条第一項に規定するもののほか、次に掲げる防火対象物の階には、避難器具を設置しなければならない。

一 令別表第一(五)項、(六)項、(九)項イ及び(十六)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項に掲げる防火対象物にあっては、二階又は地階に同表(五)項、(六)項及び(九)項イに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。)の、避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていない二階又は地階でその収容人数が十人以上のもの

二 複合用途防火対象物の階(避難階及び十一階以上の階を除く。)で、次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、それぞれの収容人員数を同表下欄に掲げる数でそれぞれ除し、その商の和が1以上となるもの

区 分	数
令別表第一(六)項に掲げるもの	二十(下階に同表(一)項から(四)項まで、(九)項、(十二)項イ、(十三)項イ、(十四)項又は(十五)項に掲げるものが存する場合は、十)
令別表第一(五)項に掲げるもの	三十(下階に同表(一)項から(四)項まで、(九)項、(十二)項イ、(十三)項イ、(十四)項又は(十五)項に掲げるものが存する場合は、十)
令別表第一(一)項から(四)項まで及び(七)項から(十一)項までに掲げるもの	五十
令別表第一(十二)項及び(15)項に掲げるもの	百五十(三階以上の無窓階又は地階の場合は、百)

2 前項の規定により設置する避難設備は、令第二十五条第二項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(昭55年9月・全改、平15年7月・改正)

本条は、令第25条に規定するもののほか、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準を定めたものである。

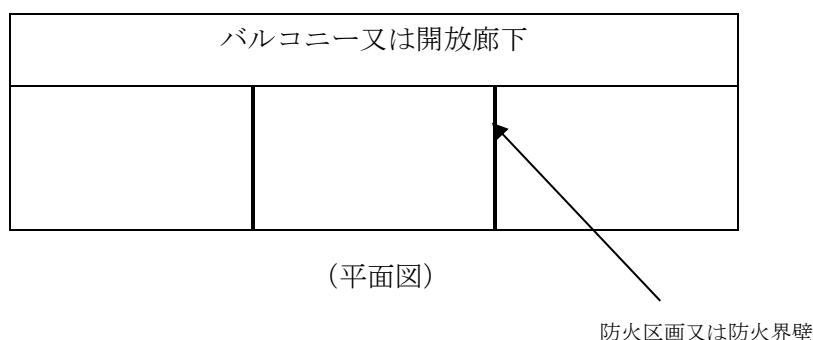
1 第1項第1号の規定は、開放廊下又はバルコニー等が避難上有効に設けられている場合は、避難器具を設置しているものとみなすことができる。

(1) 開放廊下は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号第2条第6号)及び平成17年消防庁告示第3号第4.2.(4)に規定する開放廊下型のものをいう。

注 階段は一箇所でも可

(2) バルコニーは、幅員が75cm以上で高さが110cm以上130cm以下の手すりが設けられているもので、防火区画又は防火界壁をまたがるものであること。

図 99



(3) バルコニー等（庇、下階の屋根）は、勾配がある場合はおおむね10分の1以下で、その他バルコニーに準ずるものであること。（庇、屋根が波板状の場合は歩み板等で歩行できるよう措置されていること。）

2 第1項第2号の例

例 耐火構造・直通階段2箇所
(16項イ)

図 100

(3)ーロ 25人	(5)ーイ 9人	$\frac{25}{50} + \frac{9}{10} = 1.4$ 避難器具要
(2)ーイ 30人	(3)ーロ 19人	$\frac{30}{50} + \frac{19}{50} = 0.98$ 避難器具不要
(2)ーイ 25人	(2)ーロ 25人	$\frac{25}{50} + \frac{25}{50} = 1$ 避難器具要

注 主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を(1)項から(4)項まで、及び(7)項から(11)項までの用途の2以上の用途に供されている場合は、令第25条第1項第3号のカッコ書きの規定による。

第四十四条 削除

(昭63年2月)

(消防用水に関する基準)

第四十五条 令第二十七条第一項及び第二項の規定により設ける消防用水は、積雪時において消防ポンプ自動車容易に接近できるように維持するとともに、見やすい箇所に標識を設けなければならない。

(昭63年2月・全改)

本条は、冬季における当市の気候風土等を踏まえ、令第27条に規定する消防用水を常時使用可能状態とするために定めたものである。

(基準の特例)

第四十六条 この章の規定は、消防用設備等について、消防局長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況からこの章の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は特殊の設備を用いることによりこの章の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

(昭63年2月・全改)

本条は、個々の防火対象物の具体的態様、あるいはこの章の規定による基準による場合と同等以上の効力がある場合に、消防局長の判断によりこの章に規定する技術上の基準の適用除外が認められるものであることを規定したものである。

第六章 避難管理

(劇場等の客席)

第四十七条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

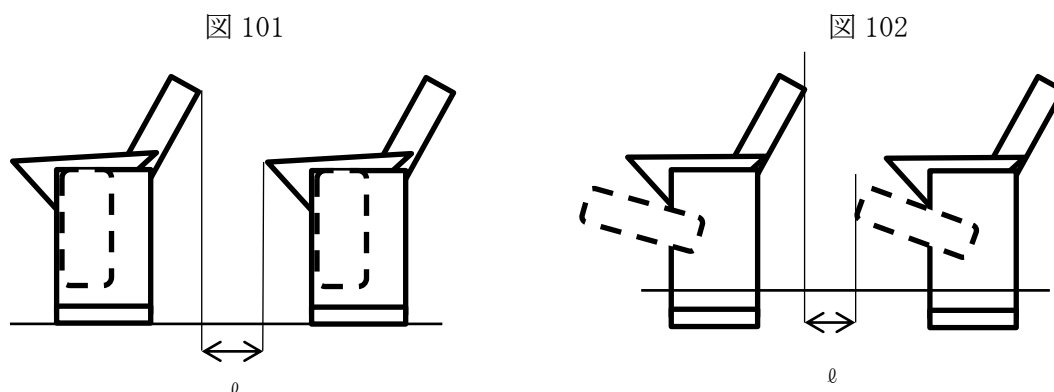
- 一 いすは、床に固定すること
- 二 いす背相互の距離（いす背がない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分相互の距離とする。以下この条及び次条において同じ。）は八十センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、三十五センチメートル以上とし、座席の幅は四十センチメートル以上とすること。
- 三 立見席の位置は客席の後方とし、その奥行きは二・四メートル以下とすること
- 四 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分の間には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること
- 五 客席の避難通路は、次によること
 - イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（八席にいす席の間隔が三十五センチメートルを超える一センチメートルごとに一席を加えた席数（二十席を超える場合にあつては、二十席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に二分の一を乗じて得た席数（一席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - ロ イの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に〇・六センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、八十センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、六十センチメートル）未満としてはならない。
 - ハ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席二十席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、一メートル未満としてはならない。
 - ニ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席二以下ごとに幅四十センチメートル以上の縦通路を保有すること
 - ホ イからニまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること

(平5年3月、平11年10月、平15年7月・改正)

本条は、劇場等の屋内の客席に関し、避難上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置及び避難通路の保有について規定したものである。

- 1 本条及び次条において客席とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務所、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であつて、座席部分のみならず客席内通路もまた各席の一部にほかならない。
- 2 客席に設けるいすは観客の避難に際し転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招いた例が多いので、いすを床に固定することを原則としたものである。

- 3 いす席の間隔は、座面が自動的に跳ね上がる方式のものは、座面を上げた状態で水平距離を測定し、(図101参照)、それ以外のものは、座面を下げた状態で水平距離を測定すること。(図102参照)



- 4 いす席の基準席数は、いす席の間隔に応じ、最大20席まで認めることとしたこと。
(表19及び別紙「早見表」参照)

表19 いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35以上47未満	8+ (A-35)
47以上	20

また、片側のみの通路とする場合にあっては、基準席数を表19の1/2(小数点以下切捨て)とすること。

- 5 座席の幅とは、入場者1人当たりの占有幅を指すものであって一のいすの幅をいうものではない。したがって、長いすにあっては、その幅が例えば2mである場合には、一のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。

- 6 各通路の想定される通過人数は、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者によって計画された座席から出入口までの避難経路について、消防署長がその避難計画が適性であるかどうかを判断すること。

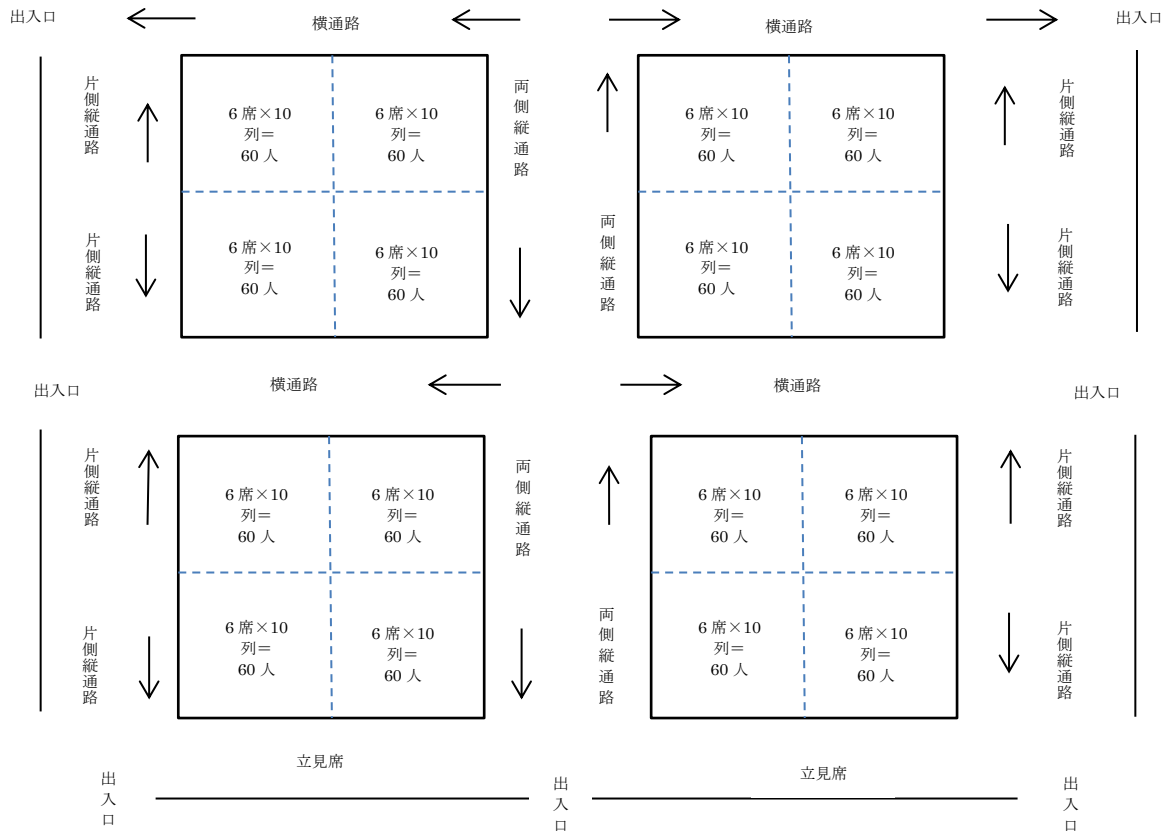
その際には、原則として座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画すること。なお、算定幅員は通路ごとに当該通路を通過する人数の最も多い地点での通過人数に0.6mを乗じた幅員とすること。

(図103、図104参照)

(1) 12席×20列の座席配列の例
劇場の座席配列の設計例（その1）

図 103

舞台



両側縦通路の計算

$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を80cmとする。

片側縦通路の計算

$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

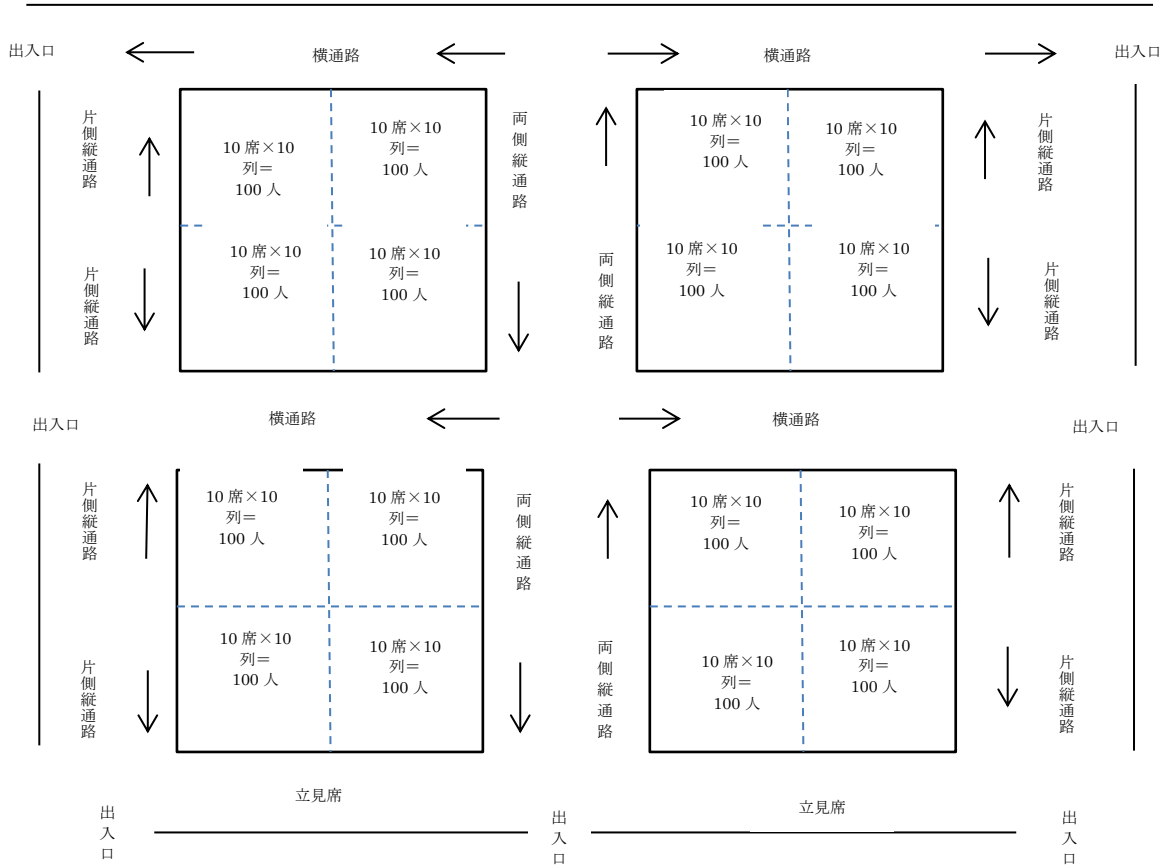
横通路の計算

$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$
したがって、横通路の幅員を100cmとする。

(2) 20席×20列の座席配列の例
劇場の座席配列の設計例（その2）

図 104

舞 台



両側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 120 \text{ cm} > 80 \text{ cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を120cmとする。

片側縦通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

横通路の計算

$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ センチ} = 120 \text{ cm} \geq 100 \text{ cm}$
したがって、横通路の幅員を120cmとする。

6 算定幅員を定めるときに用いる0.6cm/人という係数については、従来の条例で規定していた通路幅員と客席との関係を基に、従来と同等以上の安全性を確保できる数値として定めたものであること。なお、滞留時間としてこの値を評価すると、流動係数を1.5人/m秒としたとき、通路の通過時間は2分弱となること。

7 通路の幅員については、算定幅員又は最低幅員（片方のみがいす席に接する縦通路にあっては60cm、それ以外の縦通路にあっては80cm、横通路にあっては1mとする。）の

うち大きい方を用いることとなるが、各通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下回る幅員としてはならないこと。

ただし、避難計画上劇場等の安全性が十分に確認できる場合にあってはこの規定によらなくてもよいこと。

8 車いす使用者用客席を設置する際の避難通路等

劇場等に車いす使用者用部分を設置する際は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築標準設計（令和7年5月30日付け国住参建第996号）」に準じて次の点を指導すること。

(1) 車いす使用者用客席部分

ア 避難を考慮した位置とすること。

イ 1席あたりのスペースは、幅90cm以上、奥行135cm以上とすること。

ウ 車椅子は観覧時には駐車用ブレーキを確実に行うよう指導すること。

(2) 同伴者用客席部分

ア 同伴者用客席は車椅子使用者用客席の隣に隣接して設けること。

イ 1席あたりのスペースは(1)イに準じた広さとすること。

(3) 通路の幅員

車椅子使用者用客席から一の避難口までの通路幅員は120cm以上となるよう指導すること。

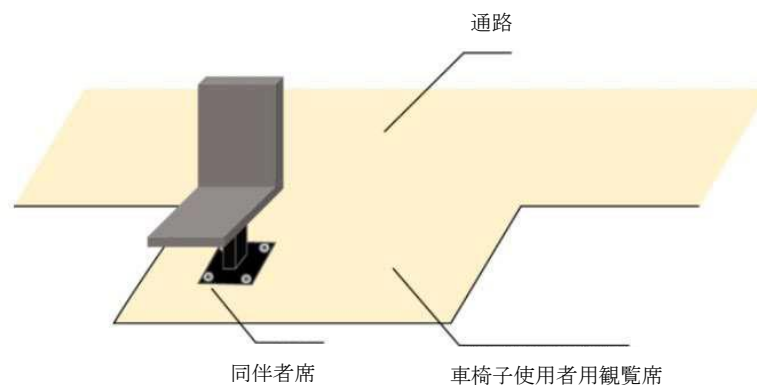
(4) 車椅子使用者用客席及び同伴者用客席部分の収容人員については、第51条第1項イに規定する固定式のいす席を設ける部分とし、(1)イ及び(2)イのスペースにつき1席として算定すること。

9 車椅子使用者客席の同伴者席の固定について、床への固定方法としては、(1)のほか、(2)のような方法も認められるものであること。

(図105、106参照)

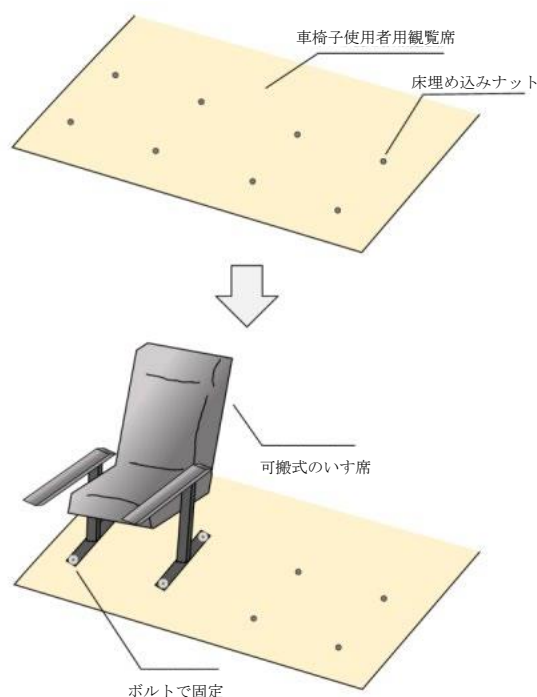
(1) 車椅子使用者用客席に隣接してあらかじめ固定した椅子席を設ける方法。

図105



(2) 必要に応じて椅子席をボルトで固定できるようにする方法。

図 106



第四十八条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

一 いすは、床に固定すること

二 いす背相互の距離は七十五センチメートル以上とし、座席の幅は四十センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背相互の距離が七十センチメートル以上とすることができる。

三 立見席には、奥行三メートル以下ごとに高さ一・一メートル以上の手すりを設けること

四 客席の避難通路は、次によること

イ いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席十席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、二十席）以下ごとにその両側に幅八十センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、五席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、十席）以下ごとに通路を保有する場合には、片側のみとすることができる。

ロ いす席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離十五メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離四十メートル以下で避難口に達するように保有すること

ハ ます席を設ける客席の部分には、幅五十センチメートル以上の通路を、各ますがその 1 に接するように保有すること

ニ ます席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各ますから歩行距離十メートル以内でその一に達するように保有すること

(平 5 年 3 月、平 11 年 10 月、平 15 年 7 月・改正)

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

- 1 本条の規定は、野外音楽堂・野球場・各種競技場等のスタンド、ベンチ、折いす及びにこれらに類するものが対象となる。

なお、指定催しの観客席（花火大会等のます席、棧敷席等、客席を有する一時的なものを含む。）を除き、令別表第一に掲げる防火対象物に從属するものを対象とする。

- 2 客席は、いす背がなく、かつ、固定しているものは、煙が有効に排出されること、各座席から歩行距離 15 m 以下で通路に到達することができることから劇場等における基準席数の最大である 20 席まで認められる。

(基準の特例)

第四十八条の二 前二条の規定は、消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めた場合においては、適用しない。

(平 11 年 10 月・追加)

劇場等の客席の基準については、災害発生時に入場者が安全、かつ、迅速に避難することができることを目的としており、本条は、消防署長が劇場等の位置、その他の配置等により入場者の避難上支障がないと判断した場合に適用しないことができることを規定したものである。

- 1 欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの）等で、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。

なお、このような特殊な座席配列等により、特例を認めようとする場合にあっては、当分の間、予防部規制指導課まで事前に連絡されたい。

- 2 避難計画上劇場等の安全性の確認及び特例の適用については、建基令第 5 章の 2 の 2 に定める「避難上の安全検証法」により安全性が確かめられたもの等が該当する。

- 3 劇場等の車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、次の(1)から(3)までのすべてに適合している場合は、本条の特例を適用し、床に固定しないことができるものとする。

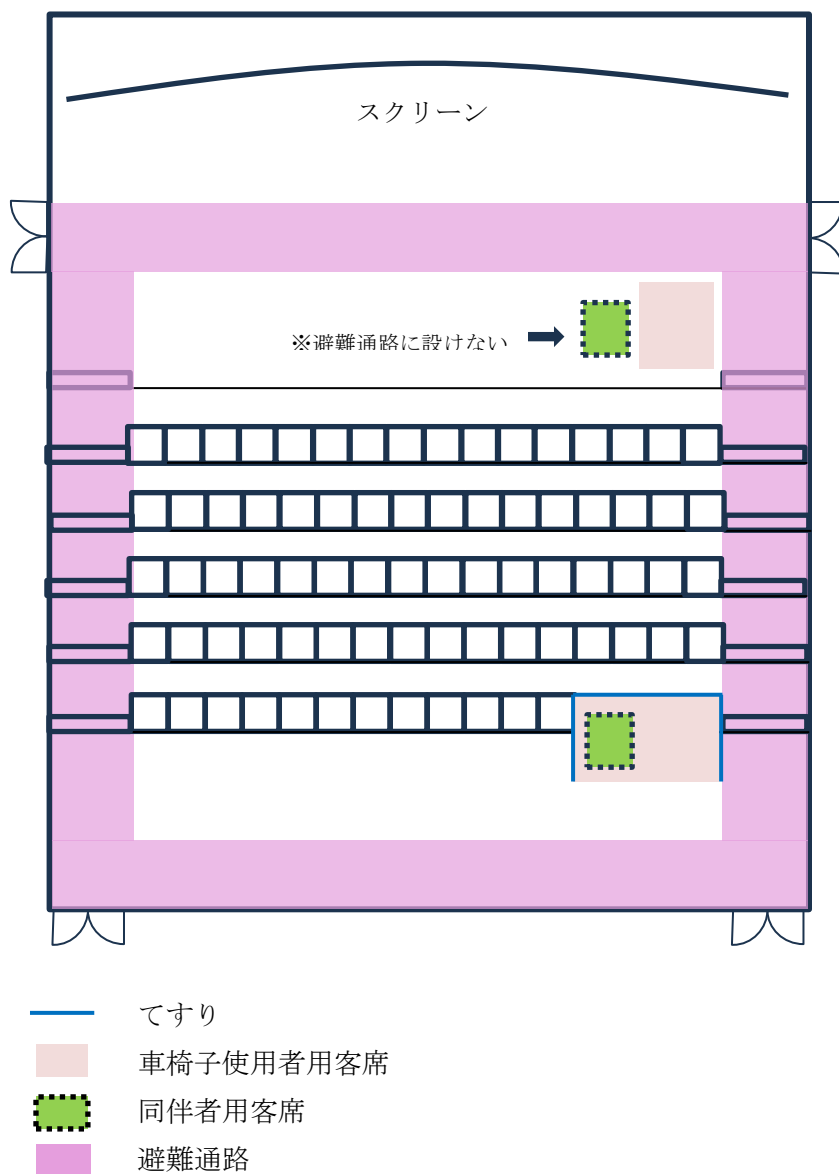
なお、本規定を適用する場合にあっては特例基準の適用に係る申請は不要とする。

- (1) 車椅子の使用者の介助を目的としていること。
- (2) 第 47 条第 5 号又は第 48 条第 4 号に定める客席の避難通路に設けないこと。
- (3) 同伴者用の椅子席の数は、観覧時において必要最小限の数とすること

(図 107 参照)

- 4 基準の特例については、平成 11 年 10 月 1 日消警予第 74 号によること

図 107



(キャバレー等の避難通路)

第四十九条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が百五十平方メートル以上の階の客席には、有効幅員一・六メートル（飲食店にあっては、一・二メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席七個以上を通過しないでその一に達するように保有しなければならない。

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。

1 「階のうち当該階」とは、本条例は階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を

合計して規制するかしないかの判断を行うものである。

- 2 客席における避難通路の位置は、各席の各部分からいす席、テーブル席、ボックス席を7個以上通過しないで到達できるものにならなければならないものである。

(ディスコ等の避難管理)

第四十九条の二 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(平4年3月・追加)

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業している店舗等における避難管理を徹底する必要があることから、そのような営業形態の店舗等においては、自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を構じるべきことを定めたものである。

- 1 「ディスコ等」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により非常時に避難上安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設をいうものである。
- 2 本条の規定は、第54条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用するものである。
- 3 本条と第49条は、選択適用関係となるものではなく、「ディスコ等」に該当し本条の規定の適用を受けるものが、第49条の「キャバレー等」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。
- 4 「ディスコ等」においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくように特に留意すべき旨を併せて指導する必要がある。
- 5 「避難上有効な明るさ」とは、施行規則第28条の3第4項第4号の規定以上の明るさをいうものである。（床面において1ルクス以上の照度又は建基令第126条の5に定める非常照明の基準に適合するものであること。）

(カラオケボックス等の避難通路)

第四十九条の三 カラオケボックスその他令別表第一(二)項ニに掲げる店舗その他これらに類するもの（以下「カラオケボックス等」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開きの戸のうち、避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、避難上有効に管理しなければならない。

ただし、消防署長が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(平22年6月・追加)

本条は、カラオケボックス等の避難通路における避難障害及び避難口等の視認障害を防止

し、利用者が安全に避難できることを目的として規定したものである。

1 「(二) 項ニに掲げる店舗その他これらに類するもの」には、規則第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律、同項第3号に規定する風俗営業等の規制、業務の適正化等に関する法律並びに令に該当しない個室型店舗を含むものであること。

ただし、(二) 項ニとして捉えていない貸し事務スペース、勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室、シャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレータ等は含まないものとする。

2 「遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）」には、目隠し程度のパーティション等で仕切られた個室も含まれるものであること。

なお、客が直接使用しない事務室、物品庫、厨房等並びに客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等については含まれないものであるが、戸が避難通路に面するものにあつては、同様に指導すること。

3 「消防署長が避難上支障がないと認める場合」とは、次のものをいうものであること。

(1) 個室の避難通路に面する外開きの戸が、開放した際に避難上必要とする有効な幅員を狭めない構造で避難上有効に管理されているものであること。

(2) 避難上必要とする有効な幅員（片側のみに個室がある場合は外開き戸と避難通路の内壁との有効幅とし、また、両側に個室がある場合は外開き戸と外開き戸との有効幅とする。）は、最小幅員で60cm以上確保できるものであること。

(図108、図109参照)

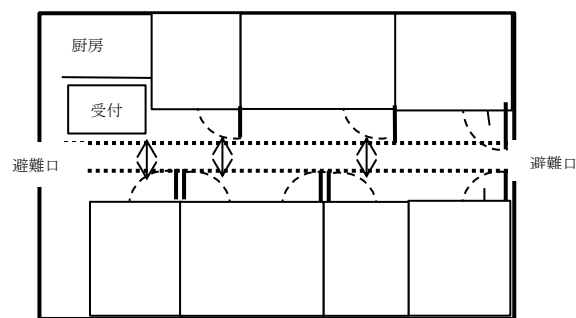
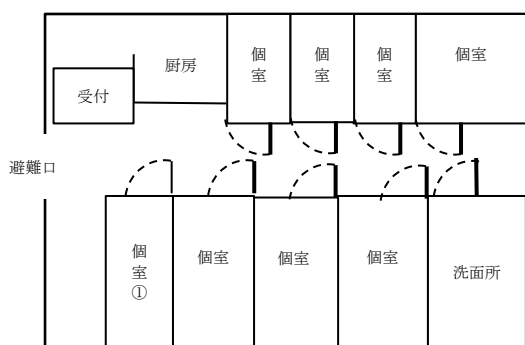
(H22消警予第724号参照)

例1

例2

図108

図109



戸の開放により、避難通路幅員が60cm以上確保されなくなるため、自動閉鎖装置が必要となる。(個室①、洗面所を除

① a又はbの戸に自動閉鎖装置が必要となる。
② 部分は60cm以上の避難通路幅員が確保されている。

(百貨店等の避難通路等)

第五十条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が百五十平方メートル以上の階の売場又は展示場には、すべての避難口に直通する幅一・二メートル（売場又は展示場の床面積が三百平方メートル以上のものにあつては、一・六メートル）以上の主要避難通路を設けなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が六百平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員一・二メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

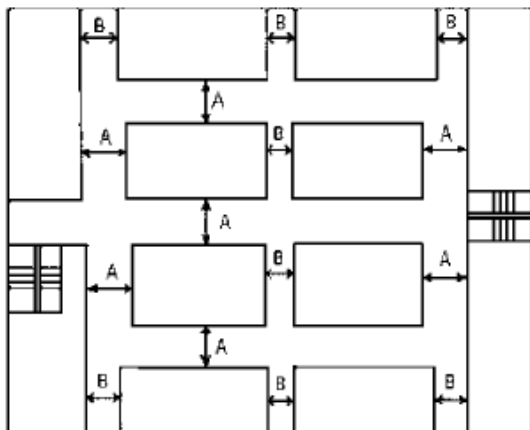
3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

(昭55年9月、昭59年3月・改正)

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又はその展示場内における避難通路の保有について規定したもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

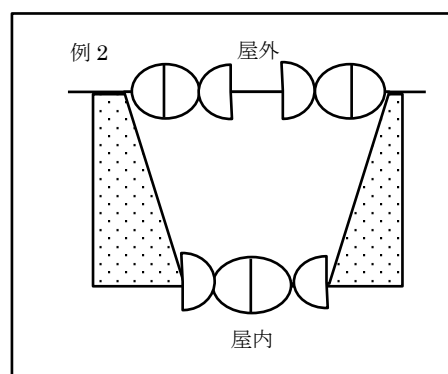
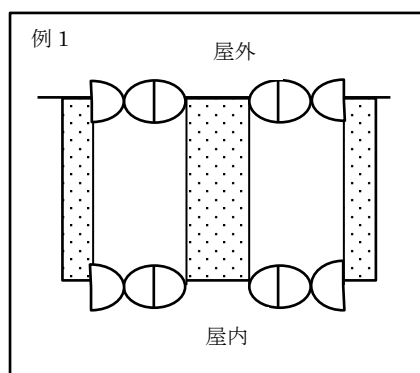
1 主要避難通路は、色違いの床材（テープ、目地モール、ペイント、鋳等を含む。）を用いる等して通路以外の部分と明確に区分するよう指導すること。

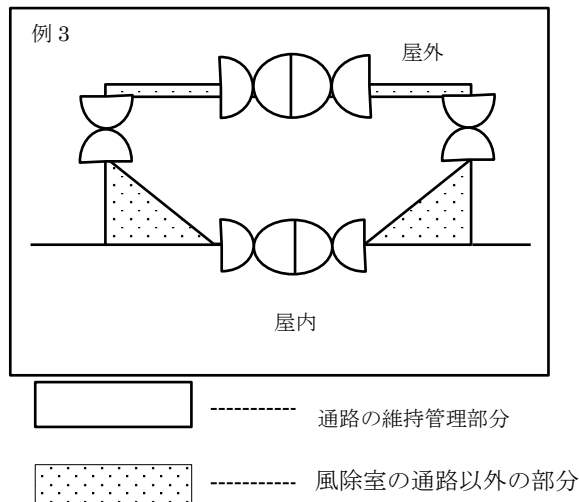
図110 主要避難通路及び補助避難通路の保有例



A (主要避難通路)	幅	売場又は展示部分の床面積
	1.2m以上	150 m ² 以上
1.6m以上	300 m ² 以上	
B (補助避難通路)	1.2m以上	600 m ² 以上

図111 屋内から利用者等が避難又は通行する風除室内の例





- 2 出口近傍に防犯ゲートを設置する場合は、通路幅員を狭めてはならない。
- 3 屋上広場の面積は、5階以上の階で床面積の最大の階の2分の1以上、屋上が2以上の場合は面積を合計とし、そのうち1カ所は最大階の3分の1以上又は200㎡以上の広さとする。 (建基令第126条参照)

(劇場等の定員)

第五十一条 劇場等の収容人員は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の部分ごとに、次のイからハまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）をこえて客を入場させないこと
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を四十センチメートルに除して得た数（一未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
 - ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数
 - ハ その他の部分については、当該部分の床面積〇・五平方メートルで除して得た数
- 二 客席内の避難通路に客を収容しないこと
- 三 一のます席には、屋内の客席にあっては七人以上、屋外の客席にあっては十人以上の客を収容しないこと
- 四 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること
(平11年10月、平15年7月・改正)

本条は、いわゆる定員管理に関する規定であって、劇場等について、その実態に応じた定員算定法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

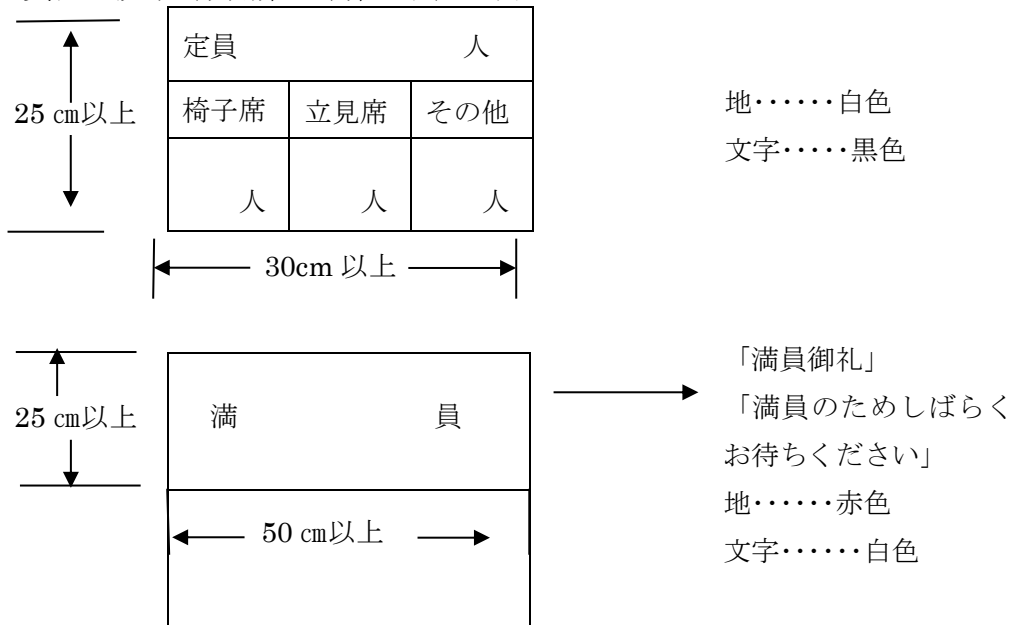
- 1 第1号ハの「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場を設ける部分、その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の

客席の部分を用いる。

2 客席内の通路は、すべて第2号に規定する避難通路に該当し、第47条から前条まで定める避難通路の基準を上回る部分についても客を収容することができない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

3 第4号の「その他公衆の見やすい場所」とは、入場券発売窓口、外壁等を用いる。

4 定員表示板等（規則第9条第2項）の例



(避難施設の管理)

第五十二条 令別表第一（一）項から（十七）項までに掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設（以下「避難施設」という。）は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

一 避難施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること

二 避難施設に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員をせばめないような構造とすること。ただし、劇場等以外の防火対象物については避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

三 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠でき、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示している場合は、この限りでない。

四 避難施設に設ける戸及びその前面には、戸を隠ぺいし、若しくは識別を妨げる鏡、カーテンその他の装飾物を設け、又は戸の識別を妨げる着色等をしないこと

五 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものの客室には、見やすい箇所に避難経路図を掲示しておくこと

(昭55年9月、平4年3月、平14年10月、平15年7月・改正)

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備の設置及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口を設ける戸

の管理について規定したものである。

1 第2号の「避難施設に設ける戸」の範囲については、屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室の出入口（劇場等にあつては他の出入口を含む。）の戸をいうものであること。

2 第3号について

(1) 「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、次の方法によるものであること。

ア 自動火災報知設備等と連動又は防災センター等常時人のいる監視場所から、避難時に解錠できる構造のもの

イ 常用電源が切断された場合（予備電源を消費した場合を含む。）に解錠できるもの

(2) 「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、サムターン付錠、円筒錠（プッシュボタン式）、非常錠（押し板式、レバー式、押しボタン式）、空錠等のものをいう。

(3) 間仕切り変更等により、避難施設への経路上に設ける扉についても対象となる。

【参考】

※ 建基令第125条の2第1項 人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠でき、解錠方法を表示すること。

3 第4号の「識別を妨げる鏡」とは、誘導灯が映ることによって避難通路をまぎらわしくするようなガラスや鏡等をいうものであること。

(防火設備の管理)

第五十三条 令別表第一（一）項から（十七）項までに掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないように防火上有効に管理しなければならない。

（平14年10月・全改）

本条は、令別表第1（1）項から（17）項までに掲げる防火対象物の防火設備に対する管理上の基準を規定したものである。

1 火煙をしゃ断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは、目的に反することから、防火設備の近くには火炎の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

2 防火設備のうち鋼板の防火設備に近接（おおむね1m以内）して、火災時の輻射熱により延焼の媒介となるおそれになる可燃物が置かれずに管理すること。

【参考】 防火設備の戸

鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上1.5m未満のもの、鉄及びガラスで造られたものは、周囲の部分（防火戸から内側に15cm以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取付けなければならない。（平12年建設省告示第1360号）

（一時的に劇場等、ディスコ等、展示場又はカラオケボックス等の用途に供する防火対象物）
第五十四条 この章（第四十九条を除く。）の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等、展示場又はカラオケボックス等の用途に供する場合について準用する。

本条は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、ディスコ等、展示場又はカラオケボックス等に使用する場合に、規制を受ける範囲を規定したものである。

- 1 「一時的に」とは、防火対象物又はその部分用途を限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び変更前の用途に復することが明らかな場合をいう。
- 2 喫煙等の制限については、第25条が適用されるものであること。

第六章の二 屋外での大規模な催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第五十四条の二 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。次条第一項及び第五十七条第六号において同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防署長は、前項の指定催し(以下この章において「指定催し」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防署長は、指定催しを指定したときは、遅滞なく、その旨を、当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(平26年6月追加)

本条は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外での大規模な催しについては、会場に多数の者が集合して混雑が生じることにより、火災発生時の消火及び避難が困難となり、人命又は財産に重大な被害を招くおそれがあることから、このような大規模な催しについて「指定催し」として指定することとしたものである。

1 第1項について

- (1) 「多数の者の集合する屋外での催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、一定の社会的広がりを持つものとし、その捉え方については、表20によること。

表20

多数の者の集合する催し	規制対象	規制対象外
町内会が主催する催し(連合町内会を含む。)	△(注1)	○(注2)
学校、PTAが主催する催し	△(注1)	○(注2)
祭礼、縁日、花火大会、展示会等	◎	
区民祭り、市民センター祭り等	◎	

注1 煙火(玩具用煙火を除く。)の打上げ等に伴う許可及び届出が必要なものは、規制対象とすること。

注2 町内会及び学校が主催する催しについては、消火器を準備するよう指導に努めること。

(2) 消火器

条例第20条第1項第9号の2に定める消火器は次によること。
 ア 消火器（住宅用消火器を除く。）は、対象火気器具等の種別、周囲の可燃物の実態を踏まえ、必要な能力単位を表21及び表22により求め準備させること。

表 21

多量の火気を使用する場所	基準面積
こんろ等の使用場所	25 m ²

表 22

少量危険物の貯蔵・取扱量	危政令別表第3に定める指定数量
ガソリン	200 リットル
灯 油	1,000 リットル

計算例

<p>面積が 25 m²の露店でこんろを使用し、発電機用のガソリン 20ℓを携行缶で貯蔵している場合</p> <p>露店全体をこんろの使用場所とみなす（表 21 参照）</p> <p>こんろ使用場所 ÷ 基準面積 = 消火器の必要能力単位</p> <p>25 ÷ 25 = 1</p> <p>ガソリンの取扱量が 20ℓのため（表 22 参照）</p> <p>取扱量 ÷ 指定数量 = 消火器の必要能力単位</p> <p>20 ÷ 200 = 0.1</p> <p>このことから、建築物火災（A 火災）として 1 単位、危険物火災（B 火災）として 0.1 単位以上の能力を有する消火器が必要なため、粉末消火器 3 型（A1、B2、C）以上のものを 1 本準備する。</p>

- イ 消火器は、原則として対象火気器具等を取り扱う者（以下「火気取扱者」という。）が準備すること。ただし、一のテント内に複数の対象火気器具等があり、火気取扱者が異なる場合であっても、協力して初期消火を有効に行える場合は、共同により消火器を準備することで差し支えないこと。
- ウ 消火器は、消防法第17条の3の3に規定する点検の義務は無いが、腐食又は破損があるなど不適切な消火器を準備している場合は、適切な消火器を準備するよう指導すること。
- エ 屋内の催しに際し対象火気器具等を使用する場合の消火器の準備については令第10条の規定に基づき既に設置されている消火器により初期消火を有効に行える場合には、当該催しの為に消火器が準備されているものとみなして取り扱って差し支えないこと。
- (3) 「大規模なものとして消防局長が定める要件」とは、規程第18条に定める次のものをいう。
- ア 管内で開催されること。
- イ 一日あたり概ね10万人以上の人出が予想されること。
- ウ 催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が概ね100店舗以上であること。
- (4) 「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」とは、次に掲げることを総合的に判断するものとする。なお、露店等の周囲において、雑踏が発生しないことが明

らかである場合は、「該当しない。」ものであること。

ア 多数の露店等が出店し、かつ、その周囲で雑踏が出現した時に火災が発生した場合に容易に避難ができないこと。

イ 初期消火を実施しなければ、延焼による被害拡大のおそれ大きいこと。

ウ 火災発生場所への消防隊の進入が困難であり、主催者の初期消火が不可欠であること。

2 第2項について

(1) 署長は、指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ指定催しを主催する者（主催団体の代表者又は委任を受けた代理者でも可）の意見を聴く機会を設けること。

その際、主催者の責任、役割及び防火管理の制度の趣旨について十分説明し、理解を得ることが望ましい。なお、意見を聴いた内容は記録すること。

(2) 慣例的に実施されるものであっても、その都度指定催しとして指定する必要があること。

3 第3項について

(1) 署長が指定催しの指定をしたときは、主催者に別記様式第1号「指定催しの指定通知書」（省略）にて通知・交付すること。複数の団体が共同して主催する等、主催者が複数ある場合は、原則として主催者ごとに通知・交付するが、主催者の意見に応じ連名で通知・交付して差し支えない。なお、下記イ(2)により公示する場合も同様とする。

(2) 指定催しの指定をした際の公示は、仙台市ホームページの掲載、消防局及び管轄消防署の掲示場へ掲示することによるものであること。

(平成26年消予第751号参照)

(指定催しに係る防火管理)

第五十四条の三 指定催しの指定があったときは、当該指定催しを主催する者は、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の十四日前の日までに（同日以後に当該指定があったときは、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

一 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

二 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

三 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

四 対象火気器具等を使用する場合における消火準備に関すること

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

六 前各号に掲げるもののほか、当該指定催しに係る火災予防上必要な業務

2 指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前の日（同日以後に当該指定催しの指定があったときは、消防署長が定める日）までに、前項の計画を所轄消防署長に提出しなければならない。

(平26年6月・追加)

本条は、指定催しとして指定された催し主催者に対して、人命又は財産に対する重大な被害を防止するための火災予防上必要な計画の作成と当該計画に基づいた業務の実施について規定したものである。

1 第1項について

(1) 「防火担当者」については、特に資格の定めはないが、制度上の趣旨から催しの関係

者に火災予防上必要な業務に関し指示等を行える立場にある者が選任されるよう指導すること。(主催者自らが防火担当者に選任しても支障ない。)

- (2) 「火災予防上必要な業務に関する計画」の内容は次によること。
 - ア 防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定め、実施体制の業務分担及び活動の範囲その他必要に応じ内部組織の設置について記載されていること。
 - イ 「対象火気器具等の使用及び危険物の取扱い」に関しては、その有無、場所、及び様態について、催しを開催する日までに把握する方法や催し開催当日において、それらを確認するための方法等を記載されていること。
 - ウ 主催者があらかじめ把握した対象火気器具等の使用及び危険物の配置、貯蔵、取扱いのほか、客席を接近させない等、会場内における火災予防上の安全に配慮した計画や開催当日の確認方法について記載されていること。
 - エ 主催者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画及び催しの開催当日における消火準備の有無を確認するための方法等が記載されていること。
 - オ 会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、主催者として火災時の初動体制について確保する必要がある事項が記載されていること。
 - カ 計画に変更が生じた際の消防機関その他関係機関との情報の共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項が記載されていること。

2 第2項について

- (1) 火災予防上必要な業務に関する計画は、別記様式第2号「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」(省略)(以下「計画提出書」という。)により行うものであること。

また、前条第3項により複数の関係者に指定催しを連名で通知した場合は、当該計画提出書においても連名で提出させるものであること。
- (2) 「消防署長が定める日」は、指定催しの火災危険性、主催者の体制及び事務負担等の実態を踏まえて適宜判断するものであること。
- (3) 計画提出書により必要な内容が確認できる場合は、条例第57条第6号による「露店等の開設届出」の表紙のみの提出で添付図書等を省略することができること。

(平成26年消予第751号参照)

第七章 雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第五十五条 令別表第一に掲げる防火対象物(同表(十九)項及び(二十)項に掲げるものを除く。)で市長が定めるものをそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の七日前までに、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(昭48年6月、昭55年9月・改正)

本条は、令別表第一各項((19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出及び変更の届出の提出を義務付けたものである。

- 1 本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防法をはじめ、建築基準法その他の法令の規定で防火に関するものに違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分について速やかに是正措置を命ずるための契機としようとするものである。
- 2 届出の期限は使用開始の7日前であり、それ以前の届出を強制することはできないが、

計画の不備等を早期に確認することができることから、計画が具体化した時期の早い段階での提出が望ましい。

4 予規則第10条、第11条及び防火対象物使用開始届調査復命書等の制定について（昭和57年3月仙消予第178号）参照するとともに次によること。

(1) 一般住宅を含むものについては、一般住宅部分を除いた部分が予規則第10条に該当することとなる場合適用すること。（消防法第17条の3の2に該当する場合を除く。）
なお、次の点に留意すること。

ア 利用状況において、一般住宅以外の用途にも供される部分については、一般住宅部分として取り扱わないこと。

イ 一般住宅が存し、それに共同住宅を増築した場合は、既存部分も共同住宅として取り扱われるものであること。（昭和56年2月仙消予第171号参照）

(2) 一般住宅部分が存するものについては、次により判断すること。

ア 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅（以下「民泊」という。）を除く用途の判定

(ア) 一般住宅部分 > 令別表用途部分（50㎡以下） = 一般住宅

(イ) 一般住宅部分 > 令別表用途部分（50㎡を超える） = (16)項（令別表用途部分と一般住宅の複合用途）

(ウ) 一般住宅部分 < 令別表用途部分 = (1)項～(16)項（住宅部分も含み、全体が令別表用途部分とみなされるもの）

(エ) 一般住宅部分 ≒ < 令別表用途部分（床面積の差が10㎡以内で、アからウまでの判断ができない場合） = (16)項

※1 令別表第一の用途が複数ある場合は、床面積を合算した後、(ア)から(エ)までにより判定すること。

イ 令別表第一の用途が複数ある場合の用途の判定例

図 112

一般住宅 150㎡	
(4)項 25㎡	(3)項 25㎡

令別表第一の用途を合算後、一般住宅と比較検討し判定

① (4)項+(3)項=50㎡ < 一般住宅 (150㎡)
∴一般住宅

② 令別表第一に掲げる複数の用途に供する部分がある場合は、※1により判定し規則第10条に該当する場合は、上記(1)アにより使用開始届の要否を判断するものであること。

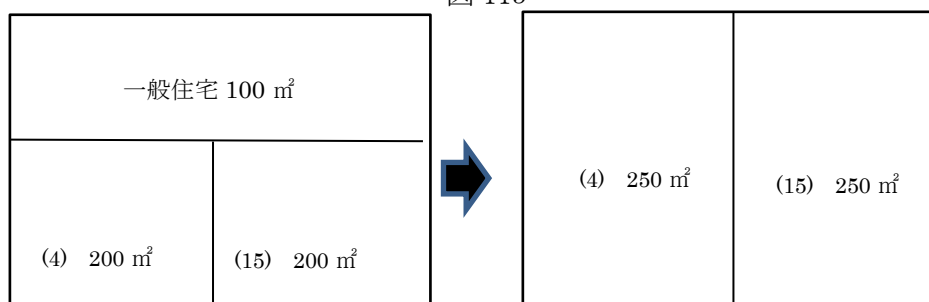
※2 一般住宅を含むもののうち、※1による用途判定の結果、(2)ア(ウ)に該当するものは次によること。

① 令別表第一の複数の用途の各床面積が同一の場合は住宅部分の面積をあん分し各用途に算入し、その後全体の判定を行う。

② 令別表第一の複数の用途の各面積が異なる場合は、最大の床面積となる用途に一般住宅の床面積を合算する。

(ア) ①の複数の用途の床面積が同一の場合の例

図 113



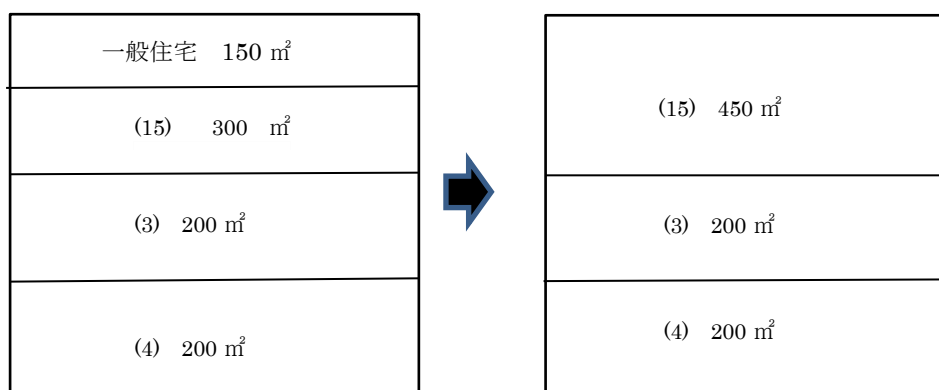
一般住宅部分にかかる消防用設備等は、令第32条・条例第46条を適用することができる。

(4)項、(15)項の複合用途(16)項イとなる

(4) 項及び (15) 項が同一の床面積の為、一般住宅の床面積をあん分し、それぞれに加算した後全体の用途判定を行う。

(イ) ②の複数の用途のうち、最大となる用途がある場合の例

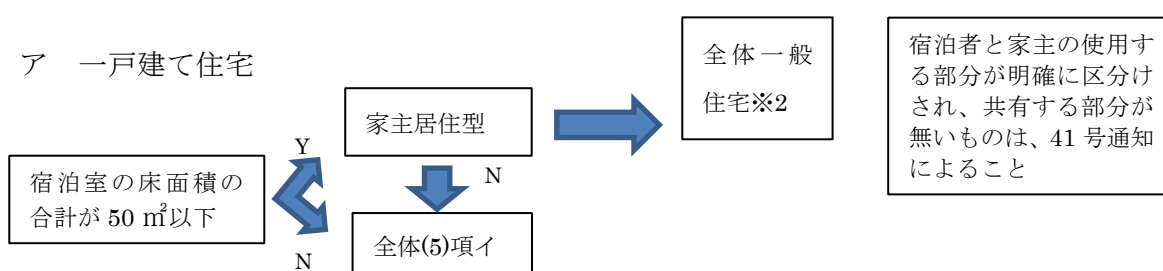
図 114



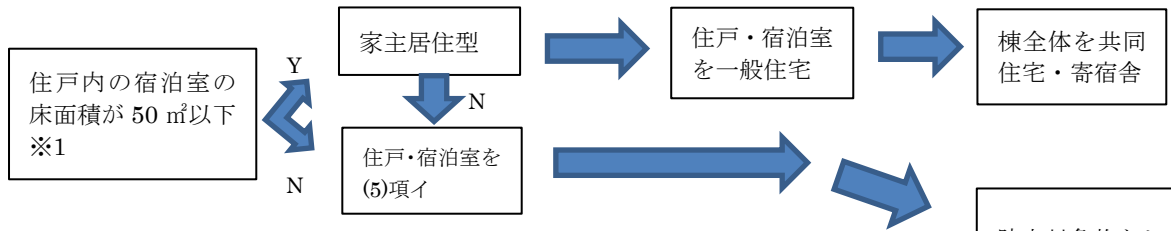
※ 一般住宅部分は令第32条及び条例第46条を適用した場合であっても住宅用防災警報器等の設置は必要であること。また、屋内において有効にベル・サイレン等の警報音が聴き取れるよう指導すること。

(1) 一般住宅等に民泊に供する部分がある場合は次によること。

(H29消予第1716号 参照)

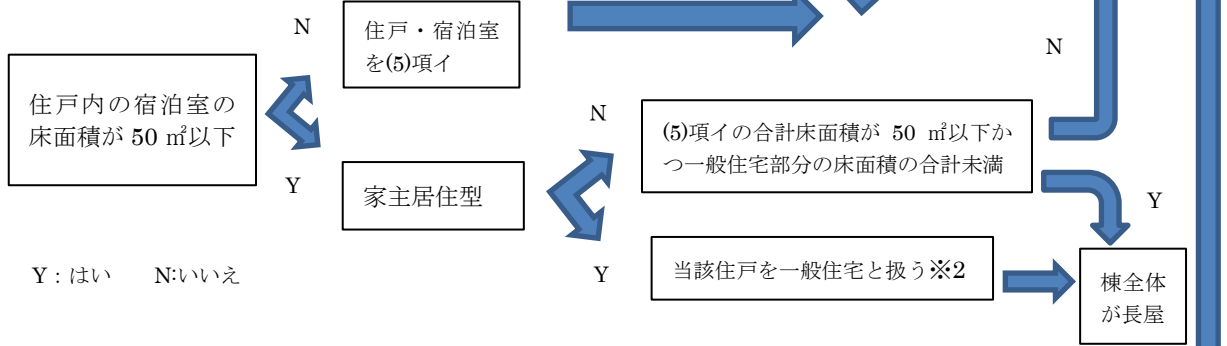


イ 共同住宅・寄宿舍



共同住宅・寄宿舍及び長屋は宿泊住戸(室)ごとに 330 号通知で判定後、棟全体を 41 号で判定する

ウ 長屋の住戸



Y: はい N: いいえ

令別表第一(5)項イに該当する宿泊住戸(室)と共同住宅等の他の用に供するものが棟内の生活設備等(台所、浴室、洗面便所等)を共有する場合は当該部分の床面積をあん分し、それぞれの用途に算入する。

※1 「宿泊室の床面積」には、押入れ床の間は含まないこと

※2 戸建て一般住宅、長屋住戸の宿泊室は要住警器設置

家主居住型において、家主等の宿泊事業主が一時的に不在となることが想定される場合は、火災時における宿泊者の安全を確保する観点から代理者の設置、火気設備器具の使用制限等及び家主等宿泊事業主との連絡体制の確保等必要な措置を指導すること。

(4) 防火対象物の用途又はその部分が廃止された事実を確認した場合は、予防査察規程実施細目(平成6年警防部長決裁)第21条に規定する防火対象物基本台帳、その他の簿冊等を整理し現況の把握に努めること。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第五十六条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- 一 熱風炉
- 二 多量の可燃性ガス又は蒸気が発生する炉
- 三 前号に掲げるもののほか、すえ付面積二平方メートル以上の炉(個人の住居に設ける)

ものを除く。)

四 入力が七十キロワット以上の温風暖房機

四の二 入力が七十キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

五 ボイラー又は入力七十キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第三号に定めるものを除く。)

六 乾燥設備(同一の場所に設ける乾燥設備の入力の合計が十九キロワット以下のもの又は乾燥室の容積の合計が一立方メートル未満のものを除く。)

六の二 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

七 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

七の二 当該ちゅう房設備の入力と同一ちゅう房室内に設ける他のちゅう房設備の入力の合計が三百五十キロワット以上のちゅう房設備

八 火花を生ずる設備

八の二 放電加工機

九 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。)

十 急速充電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。)

十一 燃料電池発電設備(第十条の三第二項又は第四項に定めるものを除く。)

十二 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第十四条第四項に定めるものを除く。)

十三 蓄電池設備(蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。)

十四 設備容量二キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

十五 水素ガスを充填する気球

(昭48年6月、昭55年9月、昭59年3月、平4年3月、平10年10月、平17年6月、令2年12月、令5年10月・令7年12月・改正)

本条は、第3章第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。

- 1 第2号の炉は、別表第三に掲げる可燃性液体類又は可燃性固体類を屋内に開放された状態で加熱又は煮沸する食品加工工場等の炉等が対象になる。
- 2 第3号の炉は、建築物内の一部に設けられた炉等が対象となり、炉等のみが屋外に設けられたものは対象外である。
なお、「すえ付面積」とは、当該設備をすえ付けた場合における水平投影面積をいう。
- 3 第5号のボイラーは、労基ボイラー(第4条参照)及び最大消費熱量12kW未満のものは対象外で、給湯湯沸設備は、最大消費燃料70kWを超えるものが対象となる。
- 4 第6号の乾燥設備は、乾燥物収容室の容積が1m³以上のものが対象になる。
- 5 第6号の2の簡易サウナ設備は、「個人が設け、自ら使用するもの」については対象外である。
- 6 第7号の一般サウナ設備は、電気用品安全法施行令別表第1に掲げる「電気サウナバス(※)」を個人の住居及び共同住宅に設置する場合は対象外とする。
※ 定格電圧が100ボルト以上300ボルト以下及び定格消費電力が10キロワット以下のものであって交流の電路に使用するもの。(PSEマークが表示された電気サウナバス及びサウナバス用電熱器)

- 7 第7号の2のちゅう房設備は、熱エネルギーを使用するちゅう房設備・器具を対象とし、製氷機、冷凍冷蔵庫、フードプロセッサ等熱源を使用しないものは対象としない。
- 8 第8号の火花を生じる設備は、第12条に規定されている設備が対象になる。
- 9 第9号の変電設備の、全出力50キロワットの算定は、第13条第1項の解説を参照のこと。
- 10 第10号の急速充電設備は全出力が50キロワットを超えるものが対象となる。
- 11 第11号の燃料電池発電設備は、出力10キロワット未満のものは対象外である。
- 12 第12号の発電設備は、ガスタービンも含まれる。
なお、自家発電設備を設置することを知ったときは、環境局環境対策課大気騒音係に連絡すること。
- 13 第13号の蓄電池設備は、蓄電池容量が20キロワット時を超えるものが対象となる。
- 14 第14号のネオン管灯設備は、「2キロボルトアンペア」は、変圧器の定格容量とする。
- 15 第15号の水素ガスを充填する気球は、第19条の適用を受けるものが対象となる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第五十七条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

- 一 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）
 - 二 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
 - 三 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
 - 四 水道供給の停止又は制限
 - 五 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
 - 六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）
- (平15年7月、平26年6月、令7年12月・改正)

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を及ぼすおそれのある行為を掲げ、その届出について規定したものである。

- 1 第1号の「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」の届出があった場合は、「屋外における火気の規制事務処理要綱（昭和58年6月18日消防局長決裁）」により指導するものとする。

なお、「たき火」とは、火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般のことをいう。

- 2 参考資料「火煙発生届出受付事務処理（平成10年10月21日付消警予第72号）」抜粋

(1) 事務処理Q & A

Q 1 廃棄物の焼却等に関して禁止されている行為又は疑わしい行為の届け出がなされた場合の処置は、どのようにしたらよいか。

A 明らかに違法な又は疑わしい焼却方法についての届け出は、その場で受理することなく、下記の所管課に相談させたのち、適正な行為であることを確認した上で、再度届け出を行うよう指導すること。

- ・ばい煙、悪臭等の公害規制は、環境局環境対策課 214-8222
- ・産業廃棄物の処理については、環境局事業ごみ減量課 214-8235
- ・一般廃棄物（家庭ごみ）の処理については、環境局家庭ごみ減量課 214-8227

Q 2 森林法第21条の規定に基づく火入れの許可は、誰が行うのか。

A 各区の区長の権限であり、事務処理は各区役所、宮城総合支所生活経済課及び秋保総合支所総務課で行う。

なお、許可した場合は、その旨を消防局長に通報することと定められている。
(仙台市森林等における火入れ規制に関する条例及び施行規則参照)

Q 3 家屋の解体木材等の焼却等を行ってもよいか。

A 建設業者が家屋を解体することで排出される木くず等は産業廃棄物となるので適正な焼却施設を用いて処理するか、又は専門の許可業者に処理を委託しなければならない。

野焼きの基準に適合しない焼却施設での焼却は禁止されている。

Q 4 一般家庭のごみは焼却してよいか。

A 一般家庭から出る少量の紙くず等のゴミを簡易な焼却施設で焼却することや、落ち葉を集めてたき火をすることは、ばい煙悪臭等により周辺住民に迷惑をかける範囲であれば禁止されているわけではないが、ダイオキシンの問題や、苦情も多いことから、家庭での焼却行為はできるだけ控え、ゴミが多量の場合は家庭ゴミ収集日に数回に分けて排出するか、市の処理施設（清掃工場等）への搬入を勧めること。

Q 5 事業ゴミの焼却を行ってもよいか。

A 会社や商店等から出る事業ゴミ（紙くず・木くず（建設業）を除く）などは、一般廃棄物にあたり、市の指定業者に委託するか、市の処理施設へ搬入することが望ましいが、焼却を行う場合には、適正な焼却施設を用い、多量のばい煙・悪臭等が発生しないようにするとともに、周辺環境に影響を与えないよう十分注意しなければならない。

Q 6 産業廃棄物の焼却を行ってもよいか。

A 産業廃棄物は、適正な焼却施設を用いて焼却するか、又は専門の許可業者に委託しなければならない。また、野焼きの基準に適合しない焼却施設での焼却は禁止されている。

Q 7 伐採した樹木を焼却してもよいか。

A 庭木や街路樹等で伐採で生じた枝等は、木製品製造等の業者が行う場合を除き、産業廃棄物に当たらず一般廃棄物に該当するが、この処理については、市の処理施設へ搬入することが望ましいが、焼却を行う場合には、適正な処理施設を用い、多量のばい煙・悪臭等が発生しないようにするとともに、周辺環境に影響を与えないよう十分注意しなければならない。

Q 8 野焼きを行ってもよいか。

A 産業廃棄物及び業としての一般廃棄物の野焼きは禁止されています。

Q 9 農家から農作業に伴い発生するビニールハウス用のビニールや稲藁等は、産業廃棄物に該当するか。

A ビニールハウス用のビニールは、農家が事業として行う農作業に伴い発生する場合に限り産業廃棄物に該当する。稲藁は、肥料などの用途で有効活用する限り

においては、有価物となり、廃棄物とはならない。

(2) 用語の定義

- ア 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴い生じた19種類の廃棄物であるが、木くず・紙くず等の廃棄物は、特定の事業所から排出されたものに限る。
- イ 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。大きく「家庭ゴミ」と「事業ゴミ」に分けられるが、処理形態が違うので注意すること。
- ウ 「特別管理廃棄物」とは、「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち爆発性・毒性・感染症その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものをいう。
- エ 「野焼き」とは、焼却設備（施設）を用いずに、（可燃物を野積みにしたまま）焼却すること。
- オ 「簡易な焼却設備等」とは、家庭用として市販されている焼却炉やドラム缶等の適性でない焼却施設をいう。
- カ 「適正な焼却施設」とは、次の基準を満たす焼却施設をいう。

(ア) 燃焼方法

- a 煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと。
- b 煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。
- c 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。

(イ) 設備の構造

- a 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること。
- b 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく燃焼物を焼却できるものであること。

2 第2号の「煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け」の届出は、煙火消費許可の必要なものにあつては危険物保安課保安係から送付された許可証の写しをもって届出とみなす。（平成15年4月消警予第27号煙火消費届の事務運用）

3 煙火の無許可消費数量は、同一消費地において1日につき直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火75個以下（直径6センチメートルを超えるものの個数が25個以下であつて、直径10センチメートルを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管200個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）300個以下、爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が30本以下のものに限る。）であつてその1本が火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火300個以下のものである。（火薬取締法施行規則第49条第4号抜粋）（R3消予危第295号参照）

4 第3号の「催物」とは、通常令別表第一（一）項イに掲げる防火対象物で行われている映画、音楽、文楽、浄瑠璃、歌舞伎、新劇、オペラ、現代演劇、日舞、洋舞、ミュージカル、レビュー、落語、講釈、漫才、サーカス、奇術、ファッションショー、人形劇等をいい、次のような催しは該当しないものである。

- (1) 教育の一環として学校等で行う学生、生徒、児童等を対象にした演劇発表会、学芸会、弁論大会、文化祭等におけるバザー及び上記映画等鑑賞会
- (2) ダンスパーティー、会議、討論会、演説会、展示会、即売会、ホテルのレストラン、宴会場で行うディナーショー、企業等の社員を対象とした創業記念式（祭）等におけるアトラクションとしての演劇、歌謡ショー等

- 5 第4号は、水道工事等によりある区域が、断水又は減水をするような場合をいう。
- 6 第5号の道路工事には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行等も含まれ、また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信ケーブル等の埋設工事等、消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。
- 7 第6号の「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」に該当する届出は、次により判断するものである。(平成26年7月4日消防局長決裁 仙台市火災予防条例第54条の2に基づく屋外での大規模な催しに係る防火管理等の運用基準参照)

表 23

多数の者の集合する催し	規制対象	規制対象外
町内会が主催する催し (連合町内会を含む)	△ (注1)	○ (注2)
学校、PTAが主催する催し (文化祭等)	△ (注1)	○ (注2)
祭礼、縁日、花火大会、展示会等	◎	
区民まつり、市民センターまつり等	◎	

注1 煙火(がん具用煙火を除く)の打上げ等に伴う許可や届け出が必要なものについては、規制対象とすること。

注2 町内会及び学校等が主催する催しについては、消火器を準備するよう指導に努めること。

- 8 本条の届出における届出義務者は、すべて行為者であるが、これらの行為につき請負契約又は委任契約が締結されている場合には、請負人又は委任者が一般に行為者である。
なお、第3号及び第6号の届出にあっては、開催者(主催者)が行為者であって、演技者等が届出義務者となるものではない。

(洞道等の届出)

第五十七条の二 通信ケーブル、電力ケーブル又はガス導管(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするすい道に限る。以下「洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を所轄消防署長に届け出なければならない。

- 一 洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- 二 洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- 三 洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

(昭60年12月・追加)

本条は、洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期することを目的に規定したものである。

- 1 第1項の通信ケーブル、電力ケーブル又はガス導管の敷設を目的として設置された「洞道」とは、地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道をいうもので

あり、人の出入りすることができない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

2 第1項の「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいうものである。

3 第2項の「重要な変更」とは、洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等、消防活動対策の見直しを要する変更が該当するものである。

また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更、その他安全管理対策に重要な変更が行われるような場合においても届出を要するものである。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第五十八条 指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、

指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物及び別表第三に定める数量の五倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上）の指

定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その品名、数量その他当該物品の貯蔵又は取扱いに関し火災予防上消防局長が必要と認める事項を所轄消防署長に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者が同項の貯蔵及び取扱いを廃止したときは、遅滞なく、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

（平2年3月全改、平17年6月改正）

本条は、第四章の規制の対象となる物品の貯蔵及び取扱いに係る消防署長への届出義務を定めたものである。

1 第1項は、指定数量の5分の1以上（個人の住居での貯蔵及び取扱いについては2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は同表の数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出についての規定である。

2 第2項は、第1項に規定により届け出た貯蔵及び取扱いを廃止する場合の届出を規定したものである。

（タンクの水張検査等）

第五十八条の二 消防局長は、前条第一項の届出に係る危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

（平2年3月全改）

本条は、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査について、それらを製造、販売又は使用する者からの申出により消防局長が検査を行うこ

とを定めたものである。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第五十八条の三 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の当該防火対象物の安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第一項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、市長が定める。

(平 26 年 6 月追加)

本条は、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に当該防火対象物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて安全安心に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すものである。

1 違対象物に対して命令を発した場合は、法第 5 条第 3 項の規定に基づき、措置命令等の公示に関する実施要領（平成 1 6 年 5 月 3 1 日消防局長決裁）により、その対象物等に関する命令内容を公示することとなるが、公示に相当の時間を有することとなることから、当該対象物の利用者等に情報が提供されない状況となる。

このため違反処理とは別の情報公開制度の一環として、早期に違反を公表するため本条を規定したものである。

2 公表の対象となる違反の内容（予規則第 1 3 条第 2 項抜粋）

公表の対象となる違反の内容は、法 1 7 条 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従って設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないことが、法第 4 条第 1 項の規定による立入検査において認められた場合における当該違反である。

なお、「設置されていないもの」とは、それぞれの設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。

(委任)

第五十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第八章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の規定に違反して指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者

二 第三十三条の規定に違反した者

三 第三十六条又は第三十七条の規定に違反した者

四 第五十四条の三第二項の規定に違反して、同条第一項の計画を提出しなかった者

(昭59年3月、平2年3月、平6年12月、平14年10月、平17年6月、平26年6月改正)

本条は、この条例の実施手続等その施行細目について、市長への委任を規定したものである。

本条は、法第9条の4の規定に基づいて制定された条例第32条、第33条、第36条及び第37条のそれぞれの規定並びに第54条の3第2項に規定による指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画の届出義務に違反した者に対する罰則を規定したものである。

- 1 本条第1号から第3号までは、第32条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者、第33条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物）、第36条（可燃性液体類等）又は第37条（綿花類等）の規定に違反した者に対する罰則を規定している。
- 2 本条第4号は、第54条第1項の規定による計画が、当該催しを主催する者による火災予防の基礎になるものであることから、同条第2項の規定に違反して当該届出をしなかった者に対する罰則を規定したものである。

第六十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(平2年3月、平15年7月、平26年6月改正)

本条は、第60条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰規定を定めたものである。

- 1 行政目的を達成するためには行為者のほか、必要限度内において違反者の範囲を拡張することが認められるべきであり、また、現行行政法規はこのような両罰規定を設けて行政目的の実現を担保しているものである。
- 2 第61条第1の項「人の代理人」には、委任による代理人のみならず、法廷代理人も含まれる。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第十七号リからワまで、第四条第一項第二号、第七条第一項第三号、第八条並びに第三十三条第二十一号イ、ト、リ及びヌ、第二十二号ロ、ニ及びホ及び第二十三号の規定は、昭和四十

八年十月一日から、第十条第一項第三号、第三十三条第二号及び第四十五条の規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 宮城町の編入の際、現に同町の区域内において設置されている設備、器具若しくは施設又は同町の区域内において貯蔵され、若しくは取り扱われている危険物で、第三条第一項第十六号、第三条の二第一項第二号、第三条の三第一項第二号、第四条第一項第三号、第五条第一項第一号、第七条第一項第四号、第八条第一項第一号、第九条第一項(第十条において準用する場合も含む。)、第二十条第二項又は第三十二条第七号の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
(昭六二、九・追加、昭六三、二・改正、平二、三・旧附則第三項繰上・改正)
- 3 宮城町の編入の際、現に同町の区域内において危険物を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所で同町の編入の日以後引き続き危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の第三十三条の三第二項第一号の規定の適用については、同号の表中「五分の一以上指定数量未満」とあるのは、「二分の一以上指定数量未満」とする。
(平二、三・追加 平十七、六・改正)
- 4 第五十六条の規定により温風暖房機又は乾燥設備の設置の届出を行うべき者で旧宮城町火災予防条例(昭和三十年宮城町条例第四十八号。以下「旧宮城町条例」という。)第四十四条の規定による届出の義務のなかったものに対しては、宮城町の編入の際現に同町の区域内において設置されている温風暖房機又は乾燥設備に係る届出に限り、第五十六条の規定は、適用しない。
(昭六二、九・追加、平二、三・旧附則第六項繰上)
- 5 宮城町の編入の日前に旧宮城町条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
(昭六二、九・追加、平二、三・旧附則第七項繰上)
- 6 宮城町の編入の日前にした旧宮城町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧宮城町条例の例による。
(昭六二、九・追加、平二、三・旧附則第八項繰上)
- 7 秋保町の編入の際、現に同町の区域内において設置されている設備、器具若しくは施設又は同町の区域内において貯蔵され、若しくは取り扱われている危険物で、第三条第一項第十六号、第三条の二第一項第二号、第三条の三第一項第二号、第四条第一項第三号、第五条第一項第一号、第七条第一項第四号、第八条第一項第一号、第九条第一項(第十条において準用する場合を含む。)、第二十条第二項又は第三十二条第七号の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
(昭六三、二・追加、平二、三・旧附属第九項繰上・改正)
- 8 秋保町の編入の際、現に同町の区域内において危険物を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所で同町の編入の日以後引き続き危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の第三十三条の三第二項第一号の規定の適用については、同号の表中「五分の一以上指定数量未満」とあるのは、「二分の一以上指定数量未満」とする。
(平二、三・追加、平一七、六改正)
- 9 第五十六条の規定により温風暖房機又は乾燥設備の設置の届出を行うべき者で旧秋保町火災予防条例(昭和三十七年秋保町条例第八号。以下「旧秋保町条例」という。)第四十四条の規定による届出の義務のなかったものに対しては、秋保町の編入の際現に同町の区域内において設置されている温風暖房機又は乾燥設備に係る届出に限り、第五十六条の規定は、適用しない。
(昭六三、二・追加、平二、三・旧附則第十二項繰上)
- 10 秋保町の編入の日の前に旧秋保町条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
(昭六三、二・追加、平二、三・旧附則第十三項繰上)

1 1 秋保町の編入の日前にした旧秋保町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧秋保町条例の例による。

(昭六十三、二・追加、平二、三・旧附則第十四項繰上)

1 2 第五十六条の規定により温風暖房機、ボイラー又は乾燥設備の設置の届出を行うべき者で旧泉市火災予防条例（昭和五十六年泉市条例第二十四号。以下「旧泉市条例」という。）第六十三条の規定による届出の義務のなかったものに対しては、泉市の編入の際現に同市の区域内において設置されている温風暖房機、ボイラー又は乾燥設備に係る届出に限り、第五十六条の規定は、適用しない。

(昭六三、二・追加、平二、三・旧附則第十七項繰上)

1 3 泉市の編入の日前に旧泉市条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(昭六三、二・追加、平二、三・旧附則第十八項繰上)

1 4 泉市の編入の日前にした旧泉市条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧泉市条例の例による。

(昭六三、二・追加、平二、三・旧附則第十九項繰上)

(指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の

位

置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置)

1 5 消防法の一部を改正する法律（平十三年法律第九十八号）による法別表第五類の項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この項及び次項において「新規対象」という。）のうち、第三十三条の二項第九号に定める基準に適合しないものの危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成十三年十二月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

(平一四、三・追加、平一七、六・改正)

1 6 新規対象のうち、第三十三条の四第二項第一号又は第十一号に定める基準に適合しないものの危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。以下この項及び附則第十九項において同じ。）の位置、構造及び設備の技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第二号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。

(平一四、三・追加、平一七、六、平二四、三・改正)

1 7 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号。附則第二十項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この項から附則第十九項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第三十三条の二第二項第九号に定める基準に適合しないものの危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成二十四年七月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

(平二四、三・追加)

18 新規対象のうち、第三十三条の二第一項第十六号ロに定める基準に適合しないものの危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、同号ロの規定は、平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

(平二四、三・追加)

19 新規対象のうち、第三十三条の二第二項第一号から第八号までに定める基準に適合しないものの危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準、第三十三条の三の二(第三号を除く。)に定める基準に適合しないものの危険物を屋内において貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準又は第三十三条の四第二項(第一号、第十号及び第十一号を除く。)に定める基準に適合しないものの危険物を貯蔵し、若しくは取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第十七項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成二十五年六月三十日までの間は、適用しない。

(平二四、三・追加)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

20 改正政令による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の二分の一以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成二十四年十二月三十一日までにその品名、数量その他当該危険物の貯蔵又は取扱いに関し火災予防上消防局長が必要と認める事項を所轄消防署長に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平二四、三・追加)

21 前項の届出をした者が当該届出に係る貯蔵又は取扱いを廃止したときは、遅滞なく、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(平二四、三・追加)

附 則(昭四八、六・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。ただし、第五十八条の二の規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附 則(昭五〇、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五五、九・改正)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十六年一月一日において現に使用している炉、かまど、ふろがま、温風暖房機、ボイラー、ストーブ(移動式のものを除く。)、乾燥設備、簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備については、改正後の仙台市火災予防条例第三条第一項第十六号、第三条の二第一項第一号及び第二号、第三条の三第一項第二号、第四条第一項第三号、第五条第一項第二号、第七条第一項第四号、第九条第一項第三号並びに第十条第一項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭五九、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭六〇、一二・改正）

この条例は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（昭六二、九・改正）

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（平二、三・改正）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二年五月二十三日から施行する。

（液体燃料を使用する炉及びかまどの附属設備に関する経過措置）

第二条 この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、改正後の仙台市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第一項第十七号ニに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号ニの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

第三条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っているもので、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「新規現象」という。）及び現に指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、引き続き指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下「既存対象」という。）のうち、消防法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第五十五号）の施行に伴い改正後の条例第四章第一節に定める基準に適合しないこととなるものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、次項から第十一項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年間は、同節の規定によることを要しない。

2 新規対象のうち、改正後の条例第三十三条の四第一号若しくは第十二号又は第三十三条の五第一号から第四号まで若しくは第五号（計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板（地下タンクにあっては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック）で造られている場合に限り、適用しない。

一 タンクは、漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

3 新規対象のうち、改正後の条例第三十三条の二第九号又は第三十三条の三第一項第一号若しくは第二項第三号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。

4 新規対象のうち、改正後の条例第三十三条の四第十号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第二項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成五年十一月二十二日までの間は、適用しない。

- 5 新規対象のうち、改正後の条例第三十三条の三第一項第二号又は第二項第一号、第二号若しくは第三号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第二項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。
 - 6 新規対象のうち、改正後の条例第三十三条の三第二項第四号、第三十三条の五第七号又は第三十三条の六第二号、第四号から第九号まで若しくは第十二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。
 - 7 既存対象のうち、改正後の条例第三十三条の二第九号、第三十三条の三第一項第一号若しくは第二項第三号（適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。）、第三十三条の四第一号若しくは第十二号又は第三十三条の五第一号若しくは第五号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。
 - 8 既存対象のうち、宮城町の編入の日前から引き続き同町の区域内において危険物を貯蔵し、又は取り扱っているタンク及び秋保町の編入の日前から引き続き同町の区域内において危険物を貯蔵し、又は取り扱っているタンクであって、改正後の条例第三十三条の四第十号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成五年十一月二十二日までの間は、なお従前の例による。
 - 9 既存対象のうち、改正後の条例第三十三条の三第一項第二号又は第二項第一号若しくは、第三号（床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。）に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象が当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、なお、従前の例による。
 - 10 既存対象のうち、改正後の条例第三十三条の三第二項第四号、第三十三条の五第七号又は第三十三条の六第九号若しくは第十二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成四年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。
 - 11 既存対象のうち、改正後の条例第三十三条の二第三号、第七号若しくは第八号又は第三十三条の三第二項第五号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成三年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。
 - 12 改正後の条例第三十三条の二第十九号のロの規定による表示は、平成三年五月二十二日までの間は、同号の規定によらないことができる。
（指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置）
- 第四条 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の可燃性固体類及び可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱っているもの並びに現に動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っているもので新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもののうち、改正後の条例第三十六条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準につ

いては、これらの規定は、可燃性固体類、可燃性液体類及び動植物油類の数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っているそれぞれの数量を超えない場合に限り、適用しない。

- 2 改正後の条例第三十六条第一項第三号ロの規定による表示は、平成三年五月二十二日までの間は、同号の規定によらないことができる。
- 3 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っているものについては、平成二年十一月二十二日までの間は、改正後の条例第三十七条第五号の規定によることを要しない。
- 4 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の石炭・木炭類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、改正後の条例第三十七条第六号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成三年五月二十二日までの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っているもののうち、改正後の条例第三十七条第七号ロ又はハに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成四年五月二十二日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

第五条 この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で、新たに指定数量の五分の一以上（個人の住宅で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する改正後の条例第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二年十一月二十二日（施行日の前日において消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けていた者にあつては、平成二年八月二十二日）までに」とする。

- 2 改正前の仙台市火災予防条例第五十八条の規定により行なった特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、改正後の条例第五十八条第一項の規定による指定可燃物に係る届出とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量の五倍以上（可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあつては、同表に定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する改正後の条例第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二年十一月二十二日（施行日の前日において消防法第十一条第一項の規定により許可を受けていた者にあつては、同年八月二十二日）までに」とする。
- 4 改正前の仙台市火災予防条例第五十八条の規定による届出を行っていた者で、改正後の条例第五十八条第一項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して三月以内にその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この条例の施行前にした行為及びこの条例の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による

附 則（平四、三・改正）

(施行期日)

- 1 この条例は、平四年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ちゅう房設備、放電加工機、発電設備、蓄電池設備及び避雷設備（以下

「炉等」という。)又は現に設置の工事中である炉等のうち、改正後の仙台市火災予防条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第一項第十七号(改正後の条例第三条の四第二項及び第十四条第三項において準用する場合に限る。)、第十八号の二(改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十八号の三(改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条、第十条の二第二項並びに第十四条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)及び第十九号(改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。)並びに第三項(改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第十条及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十条の二第一項第一号ホ、第十二条第一号(改正後の条例第十二条の二第三項において準用する場合に限る。)、第十二条の二第一項、第十三条第二項(改正後の条例第十四条第三項及び第十五条第四項において準用する場合に限る。)並びに第十八条第一項の規定に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に設置されているちゅう房設備又は現に設置の工事中であるちゅう房設備のうち、改正後の条例第十条の二第一項第二号及び第三号の規定に適合しないものに係る構造の基準については、これらの規定にかかわらず、平成五年六月三十日までの間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一に掲げる防火対象物に設けられている避難口のうち、改正後の条例第五十二条第四号(改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。)に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず、平成五年六月三十日までの間、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に改正後の条例第五十六条第四号の二、第七号の二、第八号の二及び第十一号(屋外に設けるものに限る。)に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは、「設置している者は、平成四年九月三十日までに」とする。

附 則(平五、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、改正後の第四十七条第二号及び第五号の規定に適合しないものに係る客席の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例のよることができる。

附 則(平六、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は平成七年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平九、一〇・改正)

この条例は、平成九年十一月一日から施行する。

附 則(平一〇、三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は平成十年四月一日から施行する。

附 則（平一〇、一〇・改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第三条の四第二項、第九条第二項、第十条の二第二項、第二十四条及び第三十三條の二第九号の改正規定並びに第五十六条の改正規定（「、火災」を「火災」に、「次に」を「、次に」に改める部分に限る。）並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 液体燃料を使用する炉、ふろがま、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備若しくはちゅう房設備又は可燃性液体類若しくは指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う地下タンクで、この条例の施行に日において現に存するもののうち、改正後の仙台市火災予防条例（以下「改正後の条例」という。）第三十三條の五第四号（改正後の条例第三条第四項（改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十條の二第二項において、準用する場合を含む。）及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 可燃性液体類又は指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクで、この条例の施行の日において現に存するもののうち、改正後の条例第三十三條の六第二号及び第四号（改正後の条例第三十六條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平一一、三・改正）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平一一、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一二、三・改正）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平一二、一二・改正）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三備考第七号の改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に設置されている温風暖房機又は現に設置の工事中である温風暖房機のうち、改正後の第三条の三第一項第三号の規定に適合しないものに係る位置の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平一四、三・改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、附則に七項を加える改正規定（附則第二十項及び附則第二十一項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の附則第十五項から附則第十九項までの規定は、平成十三年十二月一日から適用する。

附 則（平一四、一〇・改正）

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の二の改正規定、第三条第三項の改正規定、第四条の改正規定、第六条の改正規定、第八条第一項第二号の改正規定、第十七条の改正規定、第十九条の改正規定、第二十一条の改正規定、第四十一条の見出しの改正規定及び同条の改正規定
公布の日

二 第三条第一項の改正規定、第三条の三の改正規定、第八条第一項に一号を加える改正規定及び第二十条の改正規定 平成十五年一月一日

(経過措置)

2 第六条の改正規定の施行の際、現に設置されている壁付暖炉又は現に設置の工事中である壁付暖炉のうち、改正後の第六条第一項第一号の規定に適合しないものに係る位置の基準については、この規定に係らず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平一五、七・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の二、第四条から第八条まで、第十二条、第十六条、第十七条、第十九条、第十九条の二、第二十一条、第二十三条、第二十五条の二(見出しを含む。)、第三十一条、第三十六条、第三十七条、第四十三条、第四十七条、第四十八条、第五十一条、第五十二条第一号、第五十七条及び第六十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する旅館、ホテル若しくは宿泊所(以下「旅館等」という。)に類するもの又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の旅館等に類するもののうち、第五十二条第五号の規定に適合しないものに係る管理の基準については、同号の規定にかかわらず、平成十六年十月一日までの間、なお従前の例による。

附 則 (平一六、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平一七、六・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第三項の規定 公布の日

二 第二条中第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに第十四条、第十九条の二及び第五十六条の改正規定並びに附則第四項から第六項までの規定 平成十七年十月一日

三 第二条(前号に規定する改正規定を除く。)及び附則第七項から第十一項までの規定 平成十七年十二月一日

四 第四条の規定 平成十九年四月一日

(住宅用防災機器に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する住宅(この条例による改正後の仙台市火災予防条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第三十一条の二に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。)における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備(以下この項において「住宅用防災警報器等」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が改正後の条例第三十一条の二から第三十一条の五までに規定する住宅用防災警報器

等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成二十年五月三十一日までの間、これらの規定は、適用しない。

(地下タンク等に関する経過措置)

- 3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際、現に存する液体燃料を使用する炉、ふろがま、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備若しくはちゅう房設備又は可燃性液体類等若しくは指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う地下タンクのうち、第一条の規定による改正後の仙台市火災予防条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三十三条の五第一号（改正後の条例第三条第四項（改正後の条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(燃料電池発電設備に関する経過措置)

- 4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、第二条の規定による改正後の仙台市火災予防条例（以下改正後の条例」という。）第十条の三の規定に適合しないものについては、この規定は、適用しない。

(内燃機関を原動力とする発電設備に関する経過措置)

- 5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、改正後の条例第十四条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

(火を使用する設備に附属する煙突に関する経過措置)

- 6 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に附属する煙突のうち、改正後の条例十九条の二の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

(指定可燃物に関する経過措置)

- 7 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、当分の間、改正後の条例第三十七条第一項第五号ハの規定は適用しない。

一 廃棄物固化燃料等を集積する高さが五メートル以下の適切な高さを超えることとな
るのは、施設の保安確保のために必要な最小の回数にとどめることとし、かつ、それ
ぞ
れの回において当該適切な高さを超えて集積する期間が、連続するおおむね二月以内
で
あること

二 前号の集積する期間においては、適切な発熱防止対策及び発火防止対策並びに発火時
の適切な拡大防止対策が講じられていること

- 8 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、改正後の条例第三十七条第二項第三号ロに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ロの規定は、平成十九年十一月三十日までの間は、適用しない。

- 9 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の合成樹脂を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、改正後の条例第三十七条第二項第三号ハに定める基準（異なる取扱いを行う場合に係るものに限る。）に適合

しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、改正後の条例第三十七条第二項第四号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同号の規定は、平成十九年十一月三十日までの間は、適用しない。

11 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際、現に改正後の条例別表第三に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する改正後の条例第五十八条第一項前段の規定の適用については、同項中「取り扱おうとする者は、あらかじめ」とあるのは、「取り扱っている者は、平成十七年十二月三十一日までに」とする。

附 則（平一七、一二・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一九、三・改正）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平一九、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二〇、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二二、六・改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の三の改正規定 平成二十二年十二月一日

二 第三十一条の五の改正規定 公布の日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存するカラオケボックス等（改正後の第四十九条の三に規定するカラオケボックス等をいう。以下同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中的カラオケボックス等に係る外開きの戸のうち、同条の規定に適合しないものについては、平成二十三年七月三十一日までの間は、同条の規定は、適用しない。

3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の第十条の三の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

附 則（平二二、一〇・改正）

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平二四、一〇・改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の第十三条の二第一項に規定する急速充電設備をいう。）のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

附 則（平二五、一〇・改正）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている定温式住宅用防災警報器(改正後の第三十一条の三第二項第一号イに規定する定温式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。)又はこの条例の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに設置された定温式住宅用防災警報器のうち、同条第四項の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平二六、六・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条の改正規定並びに第五十七条に一号を加える改正規定 平成二十六年八月一日

二 第五十八条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十六年十月一日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は、適用しない。

附 則(平二七、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平三〇、一〇・改正)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成三〇年十一月規則第八五号で、附則ただし書に規定する改正規定は、平成三一年七月一日から施行)

附 則(令元、六・改正)

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(令二、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(改正後の第十三条の二第一項に規定する急速充電設備をいう。)に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(令五、六・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備(改正後の第十三条の二第一項に規定する急速充電設備をいう。)に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(令五、一〇・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備(改正後の第十五条第一項に規定する蓄電池設備をいい、附則第四項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。))又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、改

正後の第十三条第一項第三号の二(第十条の三第一項及び第三項、第十三条第三項並びに第十四条第二項及び第三項並びに改正後の第十五条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、改正後の第十五条第一項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第十五条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

附 則 (令七、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第八条の見出し及び同条の改正規定、同条を第八条の二とし、第七条の次に一条を加える改正規定、第五十六条第六号の次に一号を加える改正規定、同条第七号の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同月三十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の仙台市火災予防条例(次項及び附則第四項において「改正後の条例」という。)第八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項から附則第四項までにおいて「一部施行日」という。)以後に設置される簡易サウナ設備(同条第一項に規定する簡易サウナ設備をいう。次項及び附則第四項において同じ。)(一部施行日において一部施行日前から引き続き設置に係る工事又は整備が行われているものを除く。)について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例第八条(第二項(改正後の条例第五条第一項第二号の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、一部施行日において一部施行日前から引き続き設置されているサウナ設備(簡易サウナ設備に相当するものに限る。次項において同じ。)及び設置に係る工事又は整備が行われている簡易サウナ設備についても適用する。
- 4 一部施行日前にこの条例による改正前の仙台市火災予防条例第五十六条第七号の規定によりサウナ設備の設置に係る届出をした者は、当該サウナ設備について、改正後の条例第五十六条第六号の二の規定により簡易サウナ設備の設置に係る届出をした者とみなして、同号の規定を適用する。

仙台市火災予防条例 別表第一（第二十五の二条関係）

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗その他これに類するもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	イ 物品の販売業、賃貸業又は修理業を営む店舗 ロ 理容業、美容業、クリーニング業その他のサービス業を営む店舗 ハ 取引所 ニ 展示場
(五)	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、障害者支援施設、身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホームその他これらに類するもの ハ 幼稚園又は特別支援学校
(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
(十一)	イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ロ 火葬場
(十二)	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

(十三)	ふ頭にけい留された船舶、鉄道若しくは軌道に用いる車両又は自動車で公衆の出入するもの
(十四)	イ 工場又は作業場 ロ 発電所又は変電所 ハ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十五)	官公署、銀行その他の事務所
(十六)	イ 自動車車庫、電車車庫又は駐車場 ロ 航空機の格納庫
(十七)	倉庫

仙台市火災予防規則 別記様式第一号 (第二条関係)

(昭54年5月、平元年1月・平14年10月・平17年8月・平21年3月・改正)

90 mm	
第 号	年 月 日貸与
立入検査証	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
仙台市長 氏 名 印	

(表)

60mm

この証票は、消防法(昭和23年法律第186号)第4条第2項(第4条の2第2項、第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)に規定する証票である。

(裏)

たき火
喫煙 禁止区域
NO CAMPFIRE
NO SMOKING

下記の区域でたき火及び喫煙を禁止します。
違反したものは消防法第 44 条により罰せられます。

区域

期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

仙台市長 ○○ ○○
(仙台市 ○○ 消防署長)

備考

- 1 地は白とし、

たき火	禁止区域
喫煙	

、「NO SMOKING」
及び「NO CAMPFIRE」の文字は赤色とし、その他の文字は黒色とする。
- 2 形状及び大きさは、適宣とする。

仙台市火災予防規則 別表第一（第九条関係）

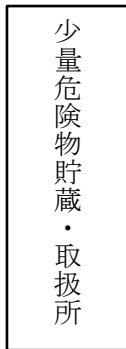
（平 2 年 4 月・全改、平 14 年 12 月・旧別表第七繰上）

標識及び掲示板の種類		寸 法		色		形 状
		幅(cm)	長さ(cm)	地	文字	
(一)	危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒	図一のとおりとする。
(二)	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（(九)の項による場合を除く。）	30以上	60以上	白	黒	図二のとおりとする。
(三)	危険物の類、品名及び最大数値を掲示した掲示板	30以上	60以上	白	黒	図三のとおりとする。
(四)	指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板	30以上	60以上	白	黒	図四のとおりとする。
(五)	第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれ含有するもの又は禁水性物品の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する禁水の掲示板	30以上	60以上	青	白	図五のとおりとする。
(六)	第二類の危険物（引火性個体を除く。）又は指定可燃物のうち綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する火気注意の掲示板	30以上	60以上	赤	白	図六のとおりとする。
(七)	第二類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品、第四類の危険物、第五類の危険物又は指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する火気厳禁の掲示板	30以上	60以上	赤	白	図七のとおりとする。
(八)	指定可燃物のうち綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所に掲示する整理整頓の掲示板	30以上	60以上	白	黒	図八のとおりとする。
(九)	指定可燃物のうち可燃性固体類又は可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクに掲げる標識	30	30	黒	黄色の反射塗料その他反射性を有する材料	図九のとおりとする。

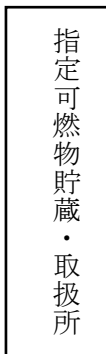
備考

- 一 移動タンクにあっては、タンクの外面のうち見やすい箇所に「類」、「品名」及び「最大数量」を表示することができる。
- 二 危険物及び指定危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識に品名、最大数量等を併記することができる。

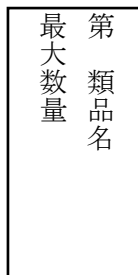
図一 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識



図二 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識



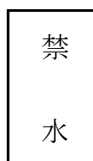
図三 危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板



図四 指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板



図五 禁水の掲示板



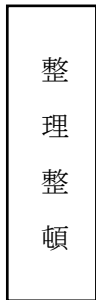
図六 火気注意の掲示板



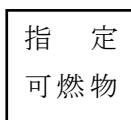
図七 火気厳禁の掲示板



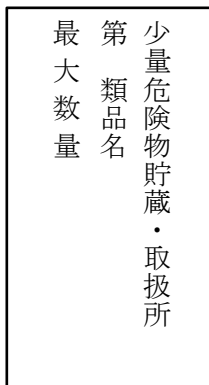
図八 整理整頓の掲示板



図九 可燃性固体類又は可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの標識



備考 二 併記の例



仙台市火災予防規則 別表第二（第九条関係）

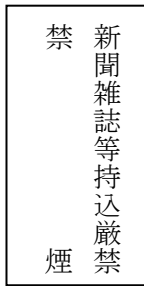
（平14年12月・追加、平17年11月・平24年10月・改正）

標識等の種類		寸法		色		形状
		幅 (c m)	長さ (c m)	地	文字	
(一)	新聞、雑誌等の持込み及び喫煙を禁止する旨の標識	15以上	30以上	赤	白	図一のとおりとする。
(二)	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識	15以上	30以上	白	黒	図二のとおりとする。
(三)	水素ガスを充てんする気球の掲揚網の固定場所の立入りを禁止する旨の標識	30以上	60以上	赤	白	図三のとおりとする。
(四)	喫煙を禁止する旨の標識	25以上	50以上	赤	白	図四のとおりとする。
(五)	裸火の使用を禁止する旨の標識	25以上	50以上	赤	白	図五のとおりとする。
(六)	火災予防上危険な物品の持込みを禁止する旨の標識	25以上	50以上	赤	白	図六のとおりとする。
(七)	「喫煙所」と表示した標識	10以上	30以上	白	黒	図七のとおりとする。
(八)	消防用水に設ける「消防用水」又は「採水口」と表示した標識	直径 30以上	直径 30以上	赤及び 白	赤及び 白	図八のとおりとする。
		10以上	30以上	白	赤	
(九)	劇場等の定員を表視する表示板	30以上	25以上	白	黒	図九のとおりとする。
(十)	定員に達したときの満員札	50以上	25以上	赤	白	図十のとおりとする。

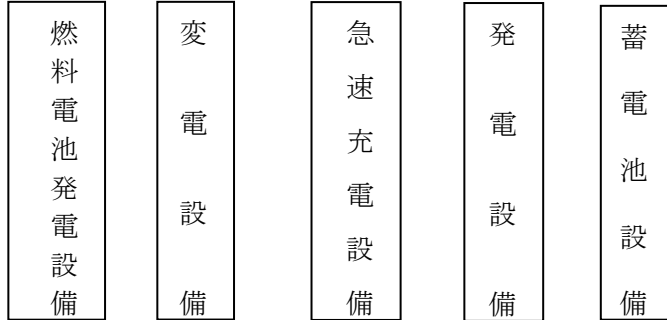
備考

- 一 大きさをこの表に掲げる数値以上とする場合の幅及び長さの比率は、この表の比率とする。
- 二 標識等の形状は、標示場所の状況等により適宜変更することができる。
- 三 消防用水に設ける標識は、吸管投入孔にあつては「消防用水」と、採水口にあつては「採水口」と表示し、有効水量を表示すること。なお、有水圧の採吸口に設ける標識には、給水圧力も表示すること。

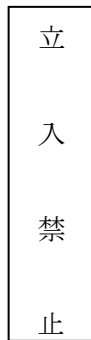
図一 新聞、雑誌等の持込み及び喫煙を禁止する旨の標識



図二 燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電設備である旨の標識



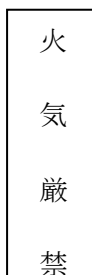
図三 水素ガスを充てんする気球の掲揚網の固定場所の立入りを禁止する旨の標識



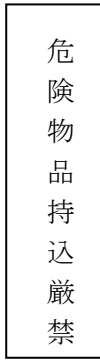
図四 喫煙を禁止する旨の標識



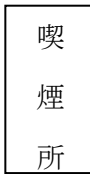
図五 裸火の使用を禁止する旨の標識



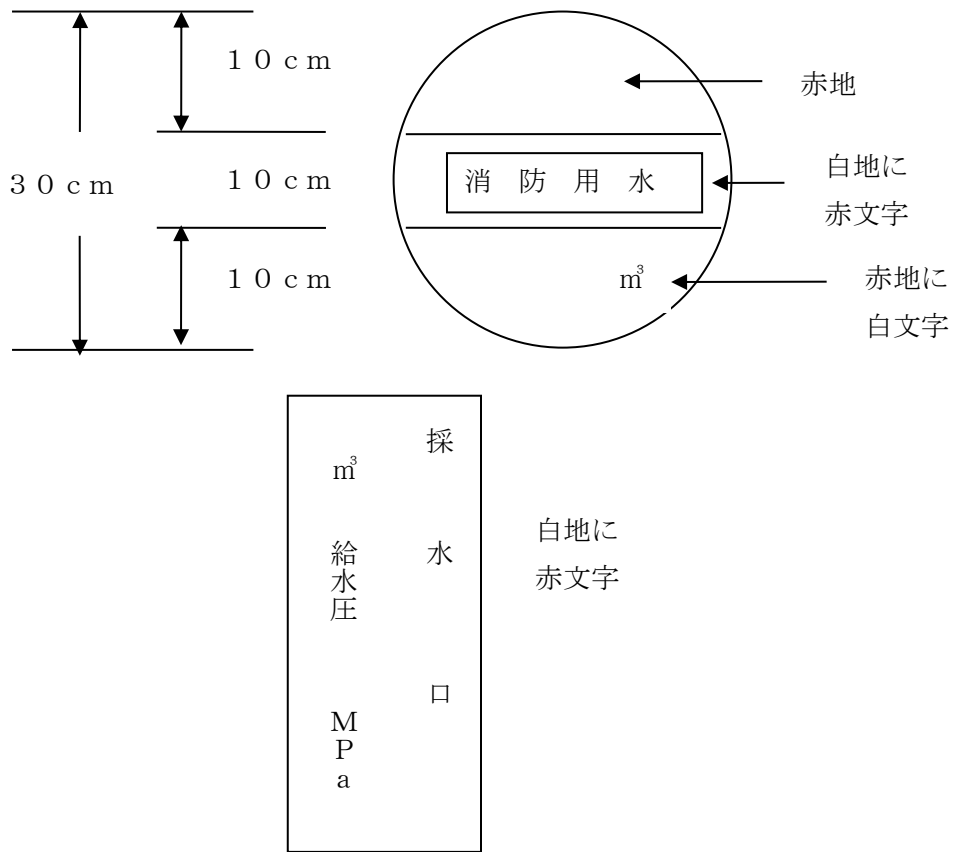
図六 火災予防上危険な物品の持込を禁止する旨の標識



図七 「喫煙所」と表示した標識



図八 消防用水に設ける「消防用水」又は「採水口」と表示した標識



図九 劇場等の定員を表示する表示版

いす席 人	定員
立見席 人	
その他 人	

図十 定員に達したときの満員札

満 員

別表第三（第九条関係）

（平4年6月・追加、平14年12月・旧別表第八の二繰上）

表示の種類	図記号	大きさ（cm）		色
		直径	長さ	
禁煙である旨の表示		20以上		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		20以上		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示			20以上	記号は黒、地は白

火災予防規程 別表第一（第六条、第七条関係）

種類			離隔距離（c m）					備考			
			入力	上方	側方	前方	後方				
炉	開放炉	使用温度が 800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—	150	150	200	150				
		使用温度が 300℃未満のもの	—	100	100	100	100				
	開放炉以外	使用温度が 800℃以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100				
		使用温度が 300℃未満のもの	—	100	50	100	50				
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外 式	半 密 閉	浴室 内 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kw 以下）	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は 0 cm とするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は 2 cm とする
				内がま	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kw 以下）	—	—	60	—		
		浴室 外 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	—	15	15	15			
				21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	—	15	60	15			
			内がま	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	—	15	60	—			
				21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	—	2 注	2	2			
		密閉式	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	60	15	15	15				
		不 燃 式	半 密 閉	浴室 内 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kW 以下）	—	4.5 注	—	4.5	
					内がま	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては 42kW 以下）	—	—	—	—	
			浴室 外 設 置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 2 1 kW 以下）	—	4.5	—	4.5		
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの			21kw 以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが 70kW 以下であつ	—	4.5	—	4.5			

					て、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)					
				内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—	

ふろがま	気体燃料	不燃	密閉式		21kW以下ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2注	—	2			
			屋外用		21kW以下ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	30	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃材料		39kW以下	60	15	15	15				
		不燃		39kW以下	50	5	—	5				
	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15				
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1: 風道を使用するものにあつては15cmとする 注2: ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
					液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下		100
	26kWを超え70kW以下	100	15	100					注1	15		
	密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下			100	150	150	150		
			強制排気型	26kW以下			60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
					温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
				密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—		150
						強制排気型	26kW以下	50	5	—		5
	上記に分類されないもの			—	100	60	60	注2	60			
	不燃	開放式	据置型レンジ		21kW,以下	100	15注	15	15注			
			組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		14kW以下	80	0	—	0			

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
個 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50	

ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式		フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	注：熱対流方向が一方に集中するものについては60cmとする。		
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				半密閉式			12kWを超え 42kW以下	—	15	15		15	
							12kW以下	—	4.5	4.5		4.5	
				密 閉 式			42kW以下	4.5	4.5	4.5		4.5	
				屋 外 用	フードを付けない場合		42kW以下	60	15	15		15	
					フードを付ける場合		42kW以下	15	15	15		15	
				不 燃	開 放 式		フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5		—	4.5
							フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5		—	4.5
				半密閉式			42kW以下	—	4.5	—		4.5	
			密 閉 式			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
			屋 外 用	フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液 体 燃 料		不燃以外			12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15			
						12kW以下	40	4.5	15	4.5			
			不 燃			12kWを超え 70kW以下	50	5	—	5			
						12kW以下	20	1.5	—	1.5			
			上記に分類されないもの			23kWを超える	120	45	150	45			
						23kW以下	120	30	100	30			
	ス ト	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100		4.5	
半密閉式・密閉式				バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5			
不 燃			開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5			
			半密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5			

ブ	液体燃料	不燃以外	・密閉式 半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
	上記に分類されないもの						—	150	100	150
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
	上記に分類されないもの					—	100	50	100	50
	上記に分類されないもの					—	50	30	50	30

簡易湯沸器	気体以外	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		瞬間型			調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		瞬間型		壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15			
		燃	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
						フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型			フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5		
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5		
	密閉式		常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5				
		フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5				
液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5		
給湯	気体	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
		燃	密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
			瞬間型		壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15		

湯 沸 設 備	燃	外 用	屋 外 瞬 間 型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
				フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
	料	不	半密閉式	常 圧 貯 蔵 型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
				瞬 間 型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
		燃	密閉式	常 圧 貯 蔵 型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬 間 型	調 理 台 型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋 外 用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5	
	フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5		
	瞬 間 型		フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不 燃 以 外				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
		不 燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの					—	60	15	60

移 動 式	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中するもの にあつては 60cmとする。	
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1		4.5
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
		燃	不 燃	開 放 式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80		4.5
						全周放射型	7kW以下	80	80	80		80
	バーナーが隠ぺい				自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1		4.5
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
	液 体 燃 料 以 外	不 燃 以 外	開 放 式	放 射 型		7kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100		
						7kW以下	100	50	50	50		
				強 制 対 流 型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
温風を全周方向に吹き出すもの					7kWを超え12kW以下	100	150	150	150			
					7kW以下	100	100	100	100			
	開 放 式	放 射 型	7kW以下	80	30	—	5					

ト	燃	不		自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100	注2:方向性を有するものにあつては100cmとする。		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	30	—	30			
					温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150			
						7kW以下	80	100	—	100			
ブ	固体燃料			—		100	50注2	50注2	50注2				
調理器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注			
					バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15		15	15
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5		4.5	4.5
					卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)		7kW以下	15	4.5	4.5		4.5	
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)		4.7kW以下	30	10	10		10	
				圧力調理器(内容積10リットル以下)	—		30	10	10	10			
				バーナーが隠ぺい	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—		0	
						卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—		0	
					加熱部が隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0		—	0
						加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5		—	4.5
							卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5		—	4.5
炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5				—	4.5					
圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5								
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外				6kW以下	100	15	15	15			
		不燃				6kW以下	80	0	—	0			
		固体燃料				—	100	30	30	30			
電気温風機	電気	不燃以外				2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。		
		不燃				2kW以下	0注	0注	—注	0注			
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱	こんろの部分全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口あたり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部)			
					—	—	20注1	—	20注1				
					—	—	10注2	—	10注2				

電 気 調 理 用 機 器	電 気	燃 以 外	式調理器（こんろ形 態のものに限る。）		4.8kW以下 (1口あたり 1kWを超 え2kW以 下)	10 0	2	2	2	分が電磁加熱 式調理器でな い場合におけ る発熱体の外 周からの距離)を示す。 注2: 機器本体 上方の側方又 は後方の離隔 距離（こんろ 部分が電磁加 熱式調理器の 場合における 発熱体の外周 からの距離） を示す。	
					—	—	15 注1	—	15 注1		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下 (1口あたり 1kW以下)	100	2	2	2		
					—	—	10 注 1・2	—	10 注 1・2		
					5.8 kW以下 (一口 あたり3.3 kW以下)	100	2	2	2		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
					こんろの全部が電 磁加熱式調理器の もの	4.8kW以下 (1口あたり 3kW以下)	80	0	—		0
							—	—	0 注 1・2		0 注 1・2
							80	0	—		0
—	—	0 注2	0 注2								
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面 にあつては 10cmとする。		
		不燃		2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注			
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有するもの		2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注		
		不燃	電熱装置を有するもの		2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		

電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	注1:全前に排 気口に有する 機器にあつて は 0cmとする。 注2:排気口面 にあつては 4.5cmとす る。
			全周放射型(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80	
			自然対流式(壁取付式及び天井付 式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	食器乾燥機	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:全前に排 気口に有する 機器にあつて は 0cmとする。 注2:排気口面 にあつては 4.5cmとす る。
		不燃	食器乾燥機	1kW以下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機食器、洗い 乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注2:排気口面 にあつては 4.5cmとす る。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機食器、洗い 乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 4 第三者機関（登録認定機関等）が行う認定、評定又は認証により可燃物からの離隔距離が確認されたものは、火災予防規程第6条第1項第2号に適合しているものとして、表示してある離隔距離とすることができる。（規程改正までの間の運用とする。）

火災予防規程 別表第二（第十三関係）

区 分		寸法（c m以上）		色	
		短辺	長辺	地	文字
規則第九条第四号に規定する標識	「消火器」※1 「消火バケツ」「消火水槽」「消火砂」「消火ひる石」	8	24	赤	白
規則第十二条第一項第三号イに規定する表示	屋内消火栓設備箱に「消火栓」	一字 20 平方cm以上			
(1) 規則第十二条第一項第四号イ（ハ）（規則において、同号イ（ハ）の規定の例による場合を含む。）に規定する表示 (2) 規則第二十四条第三号（規則において、同号ロの規定の例による場合を含む。）に規定する表示 (3) 規則第二十四条の二の三第一項第六号ロに規定する表示 (4) 規則第二十四条の三に規定するもの (5) 規則第二十五条第三項第四号ロに規定する表示 (6) 規則第二十五条の二第二項第五号に係る表示 (7) 規則第二十八条の三第四項第九号に規定する表示 (8) 規則第三十一条の二第八号に規定する表示	開閉器に消防用設備用の名称を表示 非常電源開閉器 (1)屋内消火栓設備 (2)自動火災報知設備 (3)ガス漏れ火災警報設備 (4)漏電火災警報器 ※2 (5)消防機関へ通報する火災報知設備 (6)非常警報設備 (7)誘導灯 (8)非常コンセント			白	赤
規則第十三条の六第四項第三号イに規定する表示		一字 20 平方cm以上			
規則第十四条第一項第三号ハ（規則において、同号ハの規定の例による場合を含む。）に規定する標識	上記設備の制御弁	10	30	赤 ※3	白 ※3
規則第十四条第一項第五の二号ハに規定する標識	上記設備の末端試験弁	10	30	赤 ※3	白 ※3
規則第十四条第一項第六号ホに規定する標識	上記設備の送水口、送水圧力範囲	10	30	赤	白
規則第十六条第三項第三号ホ（ロ）に規定する標識	水噴霧消火設備の手動式起動装置	10	30	赤	白

規則第十八条第四項第四号イに規定する表示	移動式泡消火設備格納箱に「移動式泡消火設備」	10	30	赤	白
規則第十八条第四項第十号ロ(ホ)に規定する標識	上記設備の手動式起動装置操作部、ホース接続口	10	30	赤	白
規則第十九条第五項第十一号ハに規定する表示	不活性ガス消火設備選択弁、防護区画等の表示	明瞭であること※5			
規則第十九条第五項第十五号ニに規定する表示	上記設備手動式起動装置、消火剤の種類	10	30	赤	白
規則第十九条第五項第十九号イ(ハ)に規定する表示	上記設備防護区画出入口に消火剤放出表示灯	8	28	白	白 点灯時赤
規則第十九条第五項第十九号ロに規定する表示	上記設備防護区画に隣接する部分の出入口に防護区画消火剤放出中の表示灯				
規則第十九条第六項第四号に規定する標識	移動式不活性ガス消火設備、赤色灯、消火剤の種類	10	30	赤	白
規則第二十条第四項第十号に規定する表示	ハロゲン化物消火設備選択弁、防護区画等の表示	明瞭であること※5			
規則第二十条第四項第十二号に規定する表示	上記設備手動式起動装置、消火剤の種類	10	30	赤	白
規則第二十条第四項第十四号イ(ハ)に規定する表示	ハロゲン化物消火設備防護区画出入口に消火剤放出中の表示灯	8	28	白	白 点灯時赤
規則第二十条第五項に規定する表示	移動式ハロゲン化物消火設備、赤色灯、消火剤の種類	10	30	赤	白
規則第二十一条第四項第十一号に規定する表示	粉末消火設備選択弁、防護区画等の表示	明瞭であること※5			
規則第二十一条第四項第十四号に規定する表示	上記設備手動式起動装置、消火剤の種類	10	30	赤	白
規則第二十一条第四項第十六号に規定する表示	上記設備防護区画出入口に消火剤放出中の表示灯	8	28	白	白 点灯時赤
規則第二十一条第五項に規定する表示	移動式粉末消火設備、赤色灯、消火剤の種類	10	30	赤	白

規則第二十二條第四号イに規定する表示	屋外消火栓設備箱に「ホース格納箱」	10	30	赤 ※4	白 ※4
規則第二十二條第四号ロに規定する標識	屋外消火栓設備「消火栓」				
規則第二十五條第四項第二号に規定する標識	上記設備発信機の押しボタン	8	24	赤	白
規則第二十七條第一項第三号ロに規定する標識	避難器具	12	36	※5	
	使用方法			明瞭であること※5	
規則第二十七條第一項第三号ハに規定する標識	避難器具設置等場所				
規則第三十條第四号イ(二)に規定する表示	排煙設備起動装置、使用方法	明瞭であること※4		白	黒
規則第三十條の三第四号二に規定する標識	連結散水設備送水口	10	30	赤	白
	送水区域、選択弁、系統図	明瞭であること※5			
規則第三十一條第四号に規定する送水口の標識	連結送水管送水口	10	30	赤	白
規則第三十一條第四号に規定する放水口の標識	上記施設放水口(消防章)	直径10(消防章)			
規則第三十一條第六号二に規定する標識	上記施設放水用具格納箱	10	30	赤又は白 ※4	白又は赤 ※4
規則第三十一條の二第九号イに規定する表示	保護箱に「非常コンセント」の表示	10	25	赤 ※4・6	白 ※4・6
規則第三十一條の二の二第八号二(ロ)に規定する表示	無線通信補助設備保護箱「無線機接続端子」			白・赤 ※7	赤・白 ※7

※1 消火器が直接視認できる場合はJIS Z 8210に定めるピクトグラム(9cm×9cm)を用いることができるものとし、直接視認できない場合はピクトグラムに「消火器」の表示(寸法及び色の指定はしない。)を併せて用いること。平成29年消防予第355号参照

※2 「漏電火災警報器の操作電源の取り方について」平成7年消防予第84号参照

※3 パイプシャフト等の室内に設置するもので、扉に表示する場合は、この限りでない。

※4 近傍に赤色灯が設置されている場合は(筐体の塗色は指定しない。)この限りでない。

※5 色相環上の対比色であること。

※6 一字の一辺2cm以上とすること。

※7 筐体の塗色は赤とし、文字プレートを設ける際は地を白、字を赤とすること。また、文字プレートを設けない場合は、文字を白とすること。

共通 標識の寸法及び色は特殊な場合を除きこの表を原則とするものであること。

共通 バルブ等には通常の状態時における「常時開(閉)」の表示をすること。

キュービクル式変電設備の判断基準

キュービクル式変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」いう。）に収納したものをいうものであること。

判 断 基 準	備考（適/否）
1 キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6 mm（屋外用のもの、2.3 mm）以上とすること。ただしコンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。	
2 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸（特定防火設備を除く。）にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。	
3 外箱は、床、壁、柱に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。	
4 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器及び配線は外箱の底面から10 cm以上、かつ、充電部にあつては15cm以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。	
5 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の侵入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。	
(1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)	
(2) 金属製のカバーを取りつけた配線用遮断器	
(3) ヒューズ等に保護された電圧計	
(4) 計器用変成器を介した電流計、周波数計その他操作に必要な計器類	
(5) 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）	
(6) 電線の引込み口及び引出し口	
(7) 9に規定する換気口及び換気装置	
6 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器及び配線は外箱又はフレーム等に堅固に固定すること。	
7 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。	
8 キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。	
(1) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないように空気の流通が十分に行なえるものであること。	
(2) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の三分の一以下であること。	
(3) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。	
(4) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。	

※ 適合性を判断できる者（製造者等）が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日 ： 年 月 日

判定者職氏名： _____

キュービクル式発電設備の判断基準

キュービクル式発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を一の箱に収納したものをいうものであること。

判 断 基 準	備考(適 否)
1 キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6 mm（屋外用のもの、2.3 mm）以上とすること。ただしコンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。	
2 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸（特定防火設備を除く。）にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。	
3 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。	
4 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から 10 cm 以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。	
5 外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の、侵入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。	
(1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)	
(2) 冷却水、温水及び潤滑油の出し入れ口並びに水及び油を抜く管	
(3) 燃料配管	
(4) 電線の引き出し口	
(5) 12 に規定する換気口及び換気装置	
(6) 内燃機関の排気筒、排気消音管及び息抜き管	
(7) 始動用空気管の出し入れ口	
6 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取りつけられるものであること。	
7 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し遮音装置を講じたものであること。	
8 内燃機関及び発電機はガスタービンを用いるものを除き、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。	
9 機器及び配線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行なうとともに固定すること。	
10 気体燃料を使用するものは、ガス漏れ検知器及び警報装置が設けられていること。	
11 電線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。	
12 キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。	
(1) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないように空気の流通が十分に行なえるものであること。	
(2) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一面について、当該面の面積の三分の一以下であること。	
(3) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。	
(4) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。	

※ 適合性を判断できる者（製造者等）が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日 ： 年 月 日

判定者職氏名： _____

キュービクル式蓄電池設備の判断基準

キュービクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を一の箱に収納したものをいうものである。

判 断 基 準	備考 (適否)
1 キュービクル式蓄電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6 mm (屋外用のもの、2.3 mm) 以上とすること。ただしコンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。	
2 外箱の開口部 (換気口又は換気設備の部分を除く。) には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸 (特定防火設備を除く。) にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。	
3 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。	
4 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10 cm 以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。	
5 外箱には、次に掲げるもの (屋外に設けるキュービクル式蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。) 以外のものを外部に露出して設けないこと。	
(1) 各種表示灯 (カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。)	
(2) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器	
(3) 難燃材料以上の防火性能を有する材料としたスイッチ	
(4) 電流計、ヒューズ等に保護された電圧計及び周波数計その他操作に必要な計器類	
(5) 12 に規定する換気口及び換気装置	
(6) 電線の引込み口及び引出し口	
7 蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該蓄電池の存する部分の内部に収納する蓄電池の種類に応じ耐酸又は耐アルカリ性能を有する塗装が施されていること。(制御弁式又はシール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。)	
8 キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分、充電装置等収納する部分及び区分遮断器から放電回路までを収納する部分を外箱の材料に準じて区画すること。	
9 区分遮断器から放電回路までを収納する部分は、外箱の材料に準じて区画されているか又は耐熱電線若しくは同等以上の性能を有する電線により配線されていること。	
11 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。	
12 キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。	
(1) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の一以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の三分の二以下であること。	
(2) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。	
(3) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。	

※ 適合性を判断できる者 (製造者等) が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日 : 年 月 日

判定者職氏名 : _____

キュービクル式燃料電池設備の判断基準

キュービクル式燃料電池設備とは、燃料電池、改質器その他の機器及びこれらの配線を一又は二以上の箱に収納したものをいうものであること。

判 断 基 準	備考(適否)
1 キュービクル式燃料電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等の防火性能を有するものとし、その板厚は、1.6 mm（屋外用のもの、2.3 mm）以上とすること。ただしコンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。	
2 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸（特定防火設備を除く。）にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。	
3 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。	
4 燃料電池、改質器及び制御装置等は、外箱の底面から 10 cm 以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。	
5 照光式銘板及びグラフィックパネルを使用する場合は、外箱の材料に準じた材料で防火上有効に区画されていること	蓄電池の告示引用
6 外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式燃料電池設備にあつては、雨水等の、浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。	
(1) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたもの又は防火上有効な措置を講じたものに限る。)	
(2) 冷却水及び温水の出し入れ口並びに各種水抜き管	
(3) 燃料配管	
(4) 電線の引出し口	
(5) 11 に規定する換気口及び換気装置	
(6) 内燃機関の排気筒及び排気消音管	
7 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取りつけられるものであること。	
8 機器及び配線類は、燃料電池及び改質器等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行なうとともに固定すること。	
9 ガス漏れ検知器及び警報装置が設けられていること。	
10 電線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。	
11 キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。	
(1) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないように空気の流通が十分に行なえるものであること。	
(2) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一面について、当該面の面積の三分の一以下であること。	
(3) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。	
(4) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置及び屋外用にあつては、雨水等浸水防止措置（屋外用のものに限る。）が講じられていること。	
12 定格負荷における連続運転可能時間以上出力するために必要な能力を有する冷却装置（水等の冷却用媒体、熱交換機等その他の機器を含む。）を設けること。	
13 改質器は、改質の際に発生する圧力、振動及び熱により機能に異常を生じないもので、かつ、腐食のおそれがある場合は防食措置を講じたものであること。	
14 制御装置は、手動により停止することができる装置が設けられていること。	

※ 適合性を判断できる者（製造者等）が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日 : 年 月 日

判定者職氏名 : _____

配電盤等の判断基準

低圧で受電する非常電源専用受電設備の第一種配電盤又は第一種分電盤（以下「第一種耐熱配電盤等」という。）及び第二種配電盤又は第二種分電盤（以下「第二種耐熱配電盤等」という。）に係る簡易判断基準の例を示す。

判 断 基 準	備考（適/否）
1 第一種耐熱配電盤等のキャビネットは、次によること。	
(1) 鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有し、その板厚は前面板及び扉は 2.3mm 以上、その他の面は 1.6mm 以上であること。また、屋外に設けるものは、雨水の侵入防止措置及び防食措置を施したものであること。	
(2) 露出する部分は防火塗料を塗布した 15mm 以上のパーライト板とすること。また、壁等に埋め込むものは防火塗料を塗布した 12mm 以上のパーライト板又はこれと同等以上の耐熱及び断熱性能を有する材料で内張りしたものとし、かつ、内張りは熱又は振動により容易に剥離・脱落等しないこと。	
(3) 次に掲げるもの以外のものが露出していないこと。	
ア 表示灯（カバーに不燃性又は難燃性の材料を用いたものに限る。）	
イ 電線の引込口及び引出口	
ウ 扉用取っ手又は鍵	
(4) 非常電源回路とその他の電源回路を共用する共用配電盤または共用分電盤は、配線用機器及び配線を含め非常電源回路とその他の電源回路を不燃材料で区画されていること。	
(5) 金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続することができ、かつ、当該接続部分は容易に断熱措置を講ずることができること。	
(6) 建築物の壁又は床に容易に、かつ、堅固に固定することができること。	
(7) 840 度に加熱した炉にて 30 分間以上 JIS A1304 に定める火災温度試験曲線の三分の一の温度曲線に準じた場合、内部温度が概ね均一に 280 度以下であること。	
2 非常用電源回路に使用する配線用機器及び配線は、これを収納した厚さ 1.5mm の鋼板製の箱を 280 度に加熱した炉にて 30 分間以上 JIS A1304 に定める火災温度試験曲線の三分の一の温度曲線に準じた場合に次によること。	
(1) 加熱中に耐熱定格電流を通電した場合に支障がないこと。	
(2) 過電流保護器として、遮断器を使用するものは耐熱定格遮断電流を加熱した直後に通電したときに、開閉器及び電磁接触器を使用するものにあつては加熱したときに、機能に異常を生じないこと。	
(3) 絶縁抵抗は、加熱直後に直流 500V の絶縁抵抗計で測定した値が 0.2MΩ（定格電圧が 300V を超える配線用機器等にあつては 0.4MΩ）以上であること。	
(4) 配線用機器等の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある著しい変形、軟化、ふくれ、ひび割れ等を生じないこと。	
3 一の非常用電源回路は、他の非常用電源回路又は他の電源回路の開閉器若しくは遮断器によって遮断されないこと。	
4 各充電部相互の間及び充電部とキャビネットとの間の絶縁抵抗は、直流 500V の絶縁抵抗計で測定した値が 5 MΩ 以上であること。	
5 第二種耐熱配電盤等のキャビネットは、3 及び 4 による他、次によること。	
(1) 鋼板とし、その板厚は前面板の面積が 1 m ² 未満のものは 1.0mm 以上、2 m ² 以下のものは 1.2mm 以上、2 m ² を超えるものは 1.6mm 以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。また、屋外に設けるものは、雨水の侵入防止措置及び防食措置を施したものであること。	
(2) 280 度に加熱した炉にて 30 分間以上 JIS A1304 に定める火災温度試験曲線に三分の一の温度曲線に準じた場合に、内部温度が概ね均一に 105 度以下であること。	
(3) 配線用機器及び配線は、これを収納した厚さ 1.5mm の鋼板製の箱を 120 度に加熱した炉にて 30 分間以上 JIS A1304 に定める火災温度試験曲線の八分の一の温度曲線に準じた場合に前 2(1)から(4)に適合すること。	

※ 適合性を判断できる者（製造者等）が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日 : 年 月 日

判定者職氏名 : _____

急速充電設備の判断基準

項 目		内 容	機 器 状 況	備考 (適 否)
筐 体	材 料	ステンレス鋼板又は鋼板であること。	材料 []	
	板 厚	ステンレス鋼板2. 0 mm以上又は鋼板 2. 3 mm以上であること。	板厚 []mm	
	内蔵可 燃物量	筐体の体積1 m ³ に対する内蔵可燃物量（電 装基板等の可燃物の量）が約1 2 2 k g以 下であること。	筐体の体積 []m ³ 内蔵可燃物量 []k g	
安全装置		安全装置（漏電遮断器）が設置されて いること。	[適 ・ 否]	
蓄電池		蓄電池が内蔵されていないこと。	[適 ・ 否]	
太陽光 発電設備		太陽光発電設備が接続されていないこと。	[適 ・ 否]	

※ 適合性を判断できる者（製造者等）が行うこと。

※ 必要に応じて仕様書等の資料を添付すること。

判定年月日： 年 月 日

判定者職氏名： _____

「第47条第一項第5イ」に係る早見表

いす席の間隔 (c m)	席数	
	両側通路とする場合	片側通路とする場合
3 5 3 6	8 9	4 (4. 5→4)
3 7 3 8	1 0 1 1	5 (5. 5→5)
3 9 4 0	1 2 1 3	6 (6. 5→6)
4 1 4 2	1 4 1 5	7 (7. 5→7)
4 3 4 4	1 6 1 7	8 (8. 5→8)
4 5 4 6	1 8 1 9	9 (9. 5→9)
4 7	2 0	1 0

※ () 内の数字は、中央欄の席数 (奇数) を2分の1し、端数を切り捨てたもの